

いきいき長寿プランふじさわ 2020

<案>

藤沢市高齢者保健福祉計画 第7期藤沢市介護保険事業計画

～健康寿命日本一

人生100年時代を支えあうまち ふじさわ～

2018年（平成30年）2月

藤沢市

<目 次>

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	3
(1) 私たちを取り巻く社会情勢を踏まえた計画策定.....	3
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	4
(3) 介護保険制度の改正経過.....	6
2. 計画の性格	10
(1) 法的根拠.....	10
(2) 市政運営の総合指針との整合.....	10
(3) 関連計画との調和.....	11
3. 計画の期間	13
4. 計画の策定にあたって	14
(1) アンケート調査の実施.....	14
(2) 計画策定委員会の設置.....	16
(3) 市民周知の取組、市民からの意見募集.....	16
(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施.....	16
5. 日常生活圏域の設定	18
第2章 高齢者を取り巻く状況	19
1. 高齢化の状況	21
(1) 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し.....	21
(2) 高齢化の動向と今後の見通し.....	22
2. 介護保険を取り巻く状況	26
(1) 第1号被保険者の動向と今後の見通し.....	26
(2) 要介護・要支援認定者の動向と今後の見通し.....	27
(3) 必要となる介護人材の今後の見通し.....	30
3. 日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し	31
(1) 13圏域別の現状.....	31
(2) 市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し.....	32
4. 高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況	60
(1) 社会情勢等を踏まえた新たな課題.....	60
(2) 前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況.....	61
(3) 本計画で取り組むべき重点的事項.....	76
第3章 基本構想	77
1. 理想とする高齢社会像	79
2. 基本理念	80
3. 基本目標	82
第4章 施策の展開	87
基本目標1 元気に暮らせる地域づくりの推進	94
基本目標2 認知症施策の推進	116

基本目標3 福祉・介護・医療の連携による在宅生活支援の推進	125
基本目標4 介護保険サービスの充実	145
基本目標5 安心して住み続けられる生活環境の整備	161
基本目標6 地域に根ざした相談支援の推進	172
基本目標7 新たな地域生活課題の把握と対策	185
第5章 介護保険事業と保険料	187
1. 介護保険事業の実績と見込み	189
(1) 介護サービスの体系	189
(2) 第1号被保険者数の推計	190
(3) 事業対象者・要介護等認定者数の推計	190
(4) サービス利用者数の推計	192
(5) 居宅サービス別利用者数及び見込量の推計	194
2. 介護保険に係る給付費等と介護保険料の算定	197
(1) 給付費の推計	197
(2) 給付費等のとりまとめ	200
(3) 第1号被保険者の介護保険料の算定	203
(4) 第1号被保険者の介護保険料の算出	206
(5) 第7期計画期間の所得段階別介護保険料	207
(6) 2025年(平成37年)の将来見込み	208
第6章 計画の成果指標と推進体制	209
1. 成果指標	211
2. 計画の推進体制	212
(1) 計画の推進体制と進行管理	212
(2) 評価・検証	213
資料編	215

第1章

計画の概要

1. 計画策定の趣旨

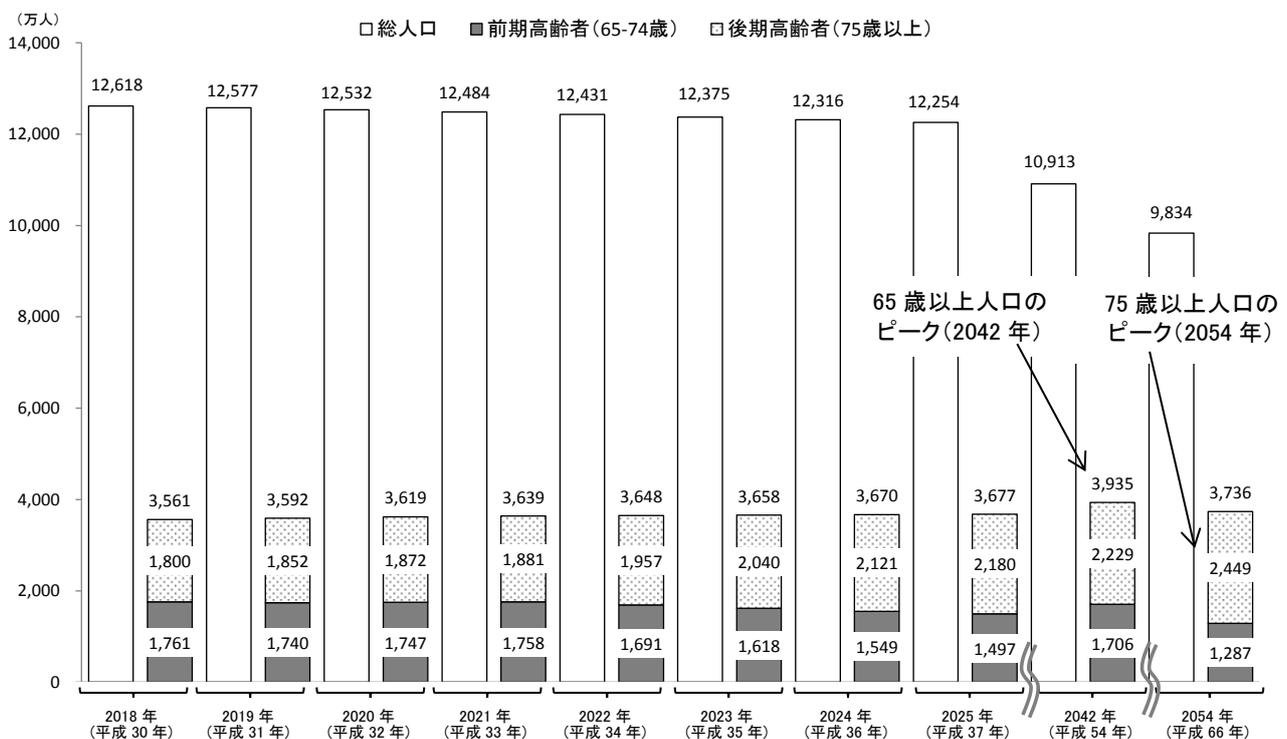
(1) 私たちを取り巻く社会情勢を踏まえた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成29年推計。出生中位（死亡中位）推計）によれば、2018年（平成30年）には、前期高齢者（65～74歳）が1,761万人（総人口比13.9%）、後期高齢者（75歳以上）が1,800万人（総人口比14.3%）と後期高齢者が前期高齢者を上回る見込みで、2025年（平成37年）では、前期高齢者が1,497万人（総人口比12.2%）、後期高齢者が2,180万人（総人口比17.8%）となり、さらに後期高齢者の割合が多くなる見込みとなります。〔図表1-1〕

そのような人口構造の変化が予測される中、国では、2025年（平成37年）を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」が包括的に提供される社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。また、超高齢社会を迎えるにあたり、医療と介護の両面からのニーズが高まりつつあります。効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築の両面から進められています。

さらに、2017年（平成29年）6月に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布（一部を除き、2018年（平成30年）4月施行）され、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組が求められています。

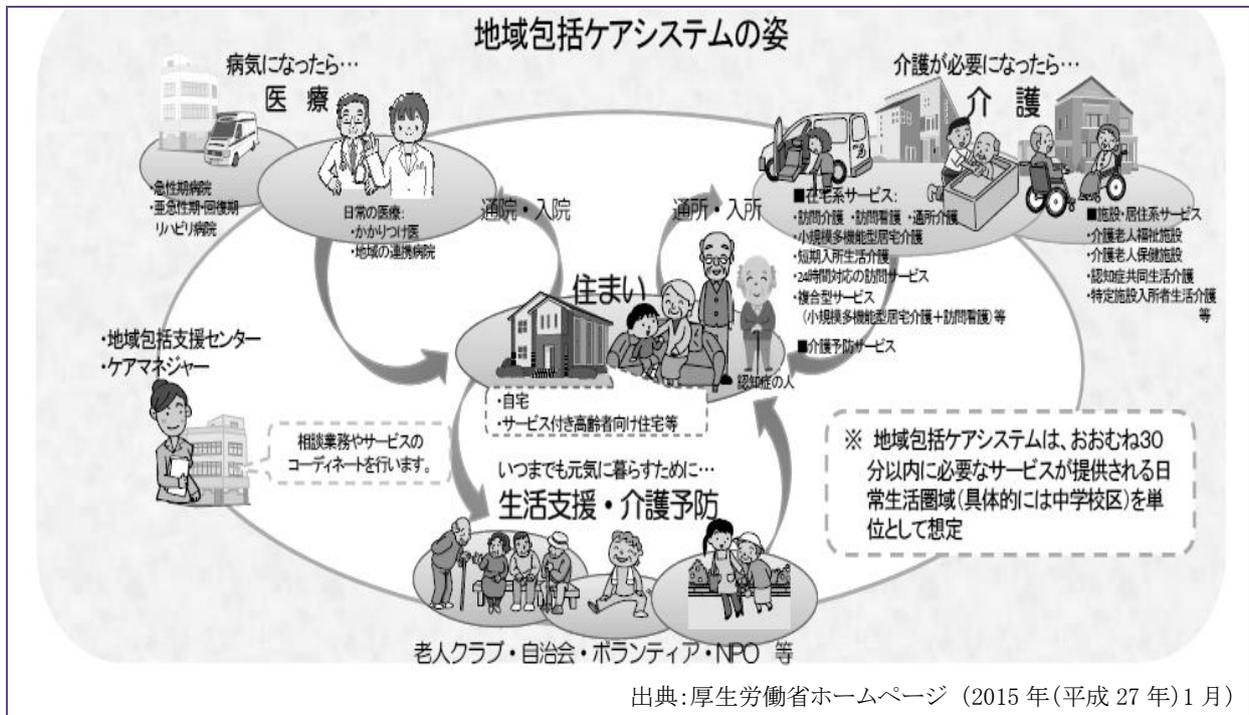
図表 1-1 日本の将来人口推計



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生中位（死亡中位）推計値

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らせる仕組みとして、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供できる体制であり、その構築を進めるとともに、さらに深化・推進に向けた施策を展開していくことが必要となっています。



地域包括ケアシステムでは、高齢者の生活基盤である「住まい」を中心とし、本人の尊厳が守られ、希望に沿った「住まい方」が確保されていることが必要です。

そして、その住まいにおいて、心身の状態などに応じ、インフォーマルな支援を含め、様々な「介護予防・生活支援」を活用しながら、安定した日常生活を送れるよう、支援することが基本となります。

また、必要に応じて、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」のケアが一体的に提供できることが必要です。

さらに、その前提として、本人や家族が、在宅生活を選択することの意味を理解し、その心構えを持つことが重要です。

今後の高齢化の進展に伴い、今般の介護保険法等の改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進の取組として、「高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組」、「医療・介護の連携の推進」、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」が示され、それらの取組を進めることが重要となります。



(厚生労働省資料)

これまでの福祉サービスは、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとに整備・充実が図られてきました。その一方、個人や世帯で複数の課題がからみあったり、地域のつながりの弱まりから、社会的孤立や制度の狭間の対応など、新たな課題も見えてきました。

こうした背景の中で、国では「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成27年9月）を公表し、新たな地域包括支援体制と支援体制を支える環境の整備を進め、地域住民の参加と協働による、誰もが支えあう「地域共生社会」の実現が打ち出されました。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに作っていく社会です。

地域包括ケアシステムが高齢期のケアを念頭に置いた、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、本人の自立した生活を支援するという考えに変わりはありません。しかし、生活課題が複合化したケースも増えてきていることから、この高齢者のケアの考え方をさらに発展させ、障がい者、児童、生活困窮者などを含めた、地域のすべての住民が役割を持ち、支え合いながら暮らし進めていく地域づくりを進めていく時代となりつつあります。

本市では現在、すべての市民を対象に、立場や分野を超えて支えあう考え方や仕組みとして「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進していますが、国の「地域共生社会の実現」に向けての考え方とも同調させながら、さらなる展開を考えていくとともに、地域包括ケアシステムの強化に向けて、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた取組などの充実を目指します〔図表1-2〕。

図表 1-2 藤沢型地域包括ケアシステムのイメージ



3つの基本理念

(1) 全世代・全対象型地域包括ケア

子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。

(2) 地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり

13 地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を生かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。

(3) 地域を拠点とした相談支援体制

支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる相談支援体制を確立します。

(3) 介護保険制度の改正経過

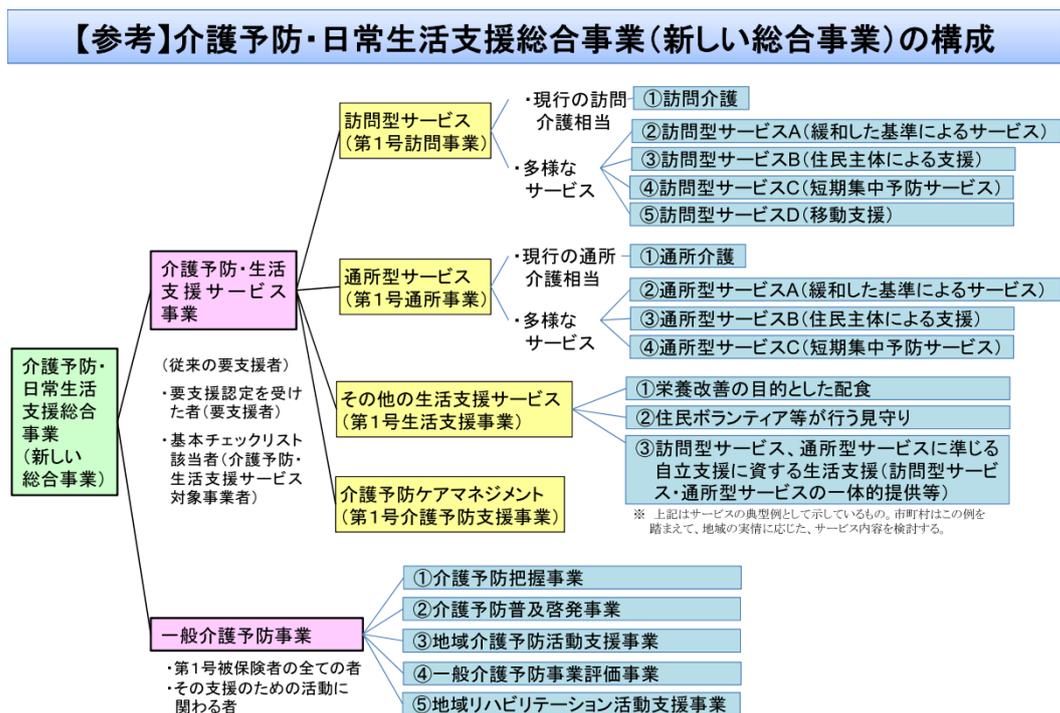
介護を家族(家庭)だけではなく、社会全体で支える仕組みとして、2000年(平成12年)に介護保険制度が創設されました。2012年(平成24年)には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始され、2015年(平成27年)には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、費用負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある人は、支払い能力に応じて負担が引き上げられるとともに、介護の度合いに応じたサービス提供体制の構築が図られました。また、サービスの重点化・効率化を図るため、介護予防給付の一部が地域支援事業へ移行し、特別養護老人ホームの中重度者への重点化が図られました。前者については、要支援者向けの介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されました。

この介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域コミュニティの活性化と地域で支えあう体制づくりを推進するものであり、可能な限り要介護状態に陥らないために効果的かつ効率的な支援などを柔軟に提供することを目指しています。その対象者は、①要支援認定を受けている方と、②事業対象者(65歳以上の方で基本チェックリスト※に該当した介護予防・生活支援サービス事業対象者。以下同じ。)となります〔図表1-3〕〔図表1-4〕〔図表1-5〕。

2018年(平成30年)4月に施行される介護保険法等の改正は、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進等などが主な内容となっています〔図表1-6〕。

※基本チェックリストとは…25項目からなる生活状況などについての簡易な質問に「はい」、「いいえ」で答え、その回答結果で事業対象に該当するかどうかを判定するものです。

図表1-3 国で示した介護予防・日常生活支援総合事業のメニュー

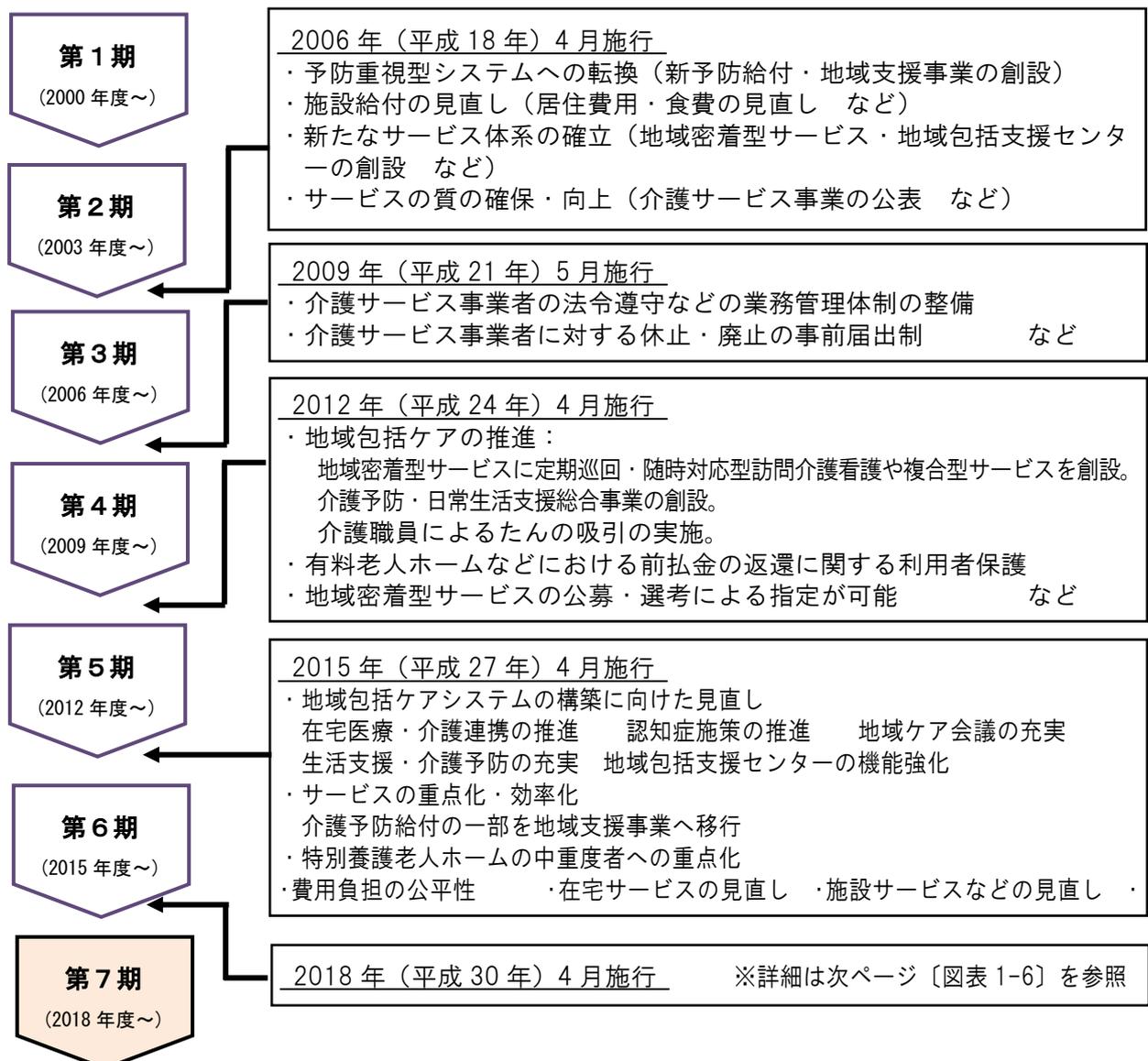


出典：厚生労働省老健局「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(概要)」

図表1-4 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

1	<p>介護予防・生活支援サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス（掃除・洗濯など） ・通所型サービス（機能訓練・集いの場など） ・生活支援サービス（栄養改善を目的とした配食や高齢者の見守りなど） ・介護予防ケアマネジメント（介護予防・日常生活支援総合事業サービスなどを適切に提供するのためのケアマネジメント） <p>○対象者 要支援認定を受けている方 事業対象者</p>
2	<p>一般介護予防事業</p> <p>・地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリ職などによる自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目指します。</p> <p>○対象者 65歳以上のすべての方</p>

図表1-5 介護保険法の改正の経過



図表1-6 2018年(平成30年)4月施行の介護保険法等の改正ポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - ・ 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。
- （その他）
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け等）
 - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
 - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- 1. 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- 2. 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備
 - 1.「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
 - ・地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者に①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。
 - 2.この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援づくりに努める旨を規定
 - ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した市域生活課題を解決するための体制
 （その他）
 - ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
 - ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）
 - 3.地域福祉計画の充実
 - ・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め上位計画として位置付ける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）
- 新たに共生型サービスを位置付け

高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障がい福祉サービス等報酬改定時に検討）

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し（介護保険法）

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

5 介護納付金における総報酬割の導入（介護保険法）

- ・第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- ・各医療保険者は、介護納付金を、2号保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）【平成29年8月分より実施】

※厚生労働省「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」会議資料より抜粋

2. 計画の性格

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定した行政計画です。

老人福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、地域の中で明るく心豊かに暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援者などの人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

(2) 市政運営の総合指針との整合

本市では、市民ニーズに基づいた課題の緊急性、重要性を捉え、限られた財源を効果的、効率的に配分し、政策効果を高めた事業展開が図られるよう、総合計画に替わる仕組みとして、2013年度（平成25年度）に「藤沢市市政運営の総合指針2016」を策定しました。

この「藤沢市市政運営の総合指針2016」の取組や評価、意見などを踏まえ、「藤沢市市政運営の総合指針2016」を「藤沢市市政運営の総合指針2020」（2017年度（平成29年度）～2020年度（平成32年度））として改定しました。

この総合指針には、長期的な視点として、めざす都市像（郷土愛あふれる藤沢）とそれを実現するための8つの基本目標を掲げ、また、重点方針として、5つのまちづくりテーマとそのテーマごとの重点施策を位置づけています。

本計画では、5つのまちづくりテーマの1つである「健康で豊かな長寿社会をつくる」との整合を図っていきます。

藤沢市市政運営の総合指針 2020		
【めざす都市像】郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～		
【基本目標】		
○安全な暮らしを守る	○文化・スポーツを盛んにする	○豊かな環境をつくる
○子どもたちを守り育む	○健康で安心な暮らしを支える	○地域経済を循環させる
○都市基盤を充実する	○市民自治・地域づくりを進める	
【まちづくりテーマ】		
○安全で安心な暮らしを築く	○「2020年」に向けてまちの魅力を創出する	
○笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる	○健康で豊かな長寿社会をつくる	
○都市の機能と活力を高める		

(3) 関連計画との調和

国においては、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な指針（総合確保方針）」により、2018年度（平成30年度）以降、都道府県医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の計画作成・見直しのサイクルが一致することにより、医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、これらの計画を一体的に作成し、整合性を確保することが求められています。

具体的には、従来、療養病床などへの入院により、介護保険サービスを利用していなかった方が、病床の機能分化・連携に伴い、在宅医療などに移行することが見込まれ、この「療養病床などから在宅医療などに移行する方」は、新たに介護保険サービスの利用も見込まれることから、必要な介護保険サービス量を適切に見込む必要があります。

このことから、医療及び介護の連携を推進するためには、本計画の介護の整備目標と神奈川県保健医療計画の在宅医療の整備目標とを統合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要があるため、神奈川県保健医療計画との整合を図っていきます。

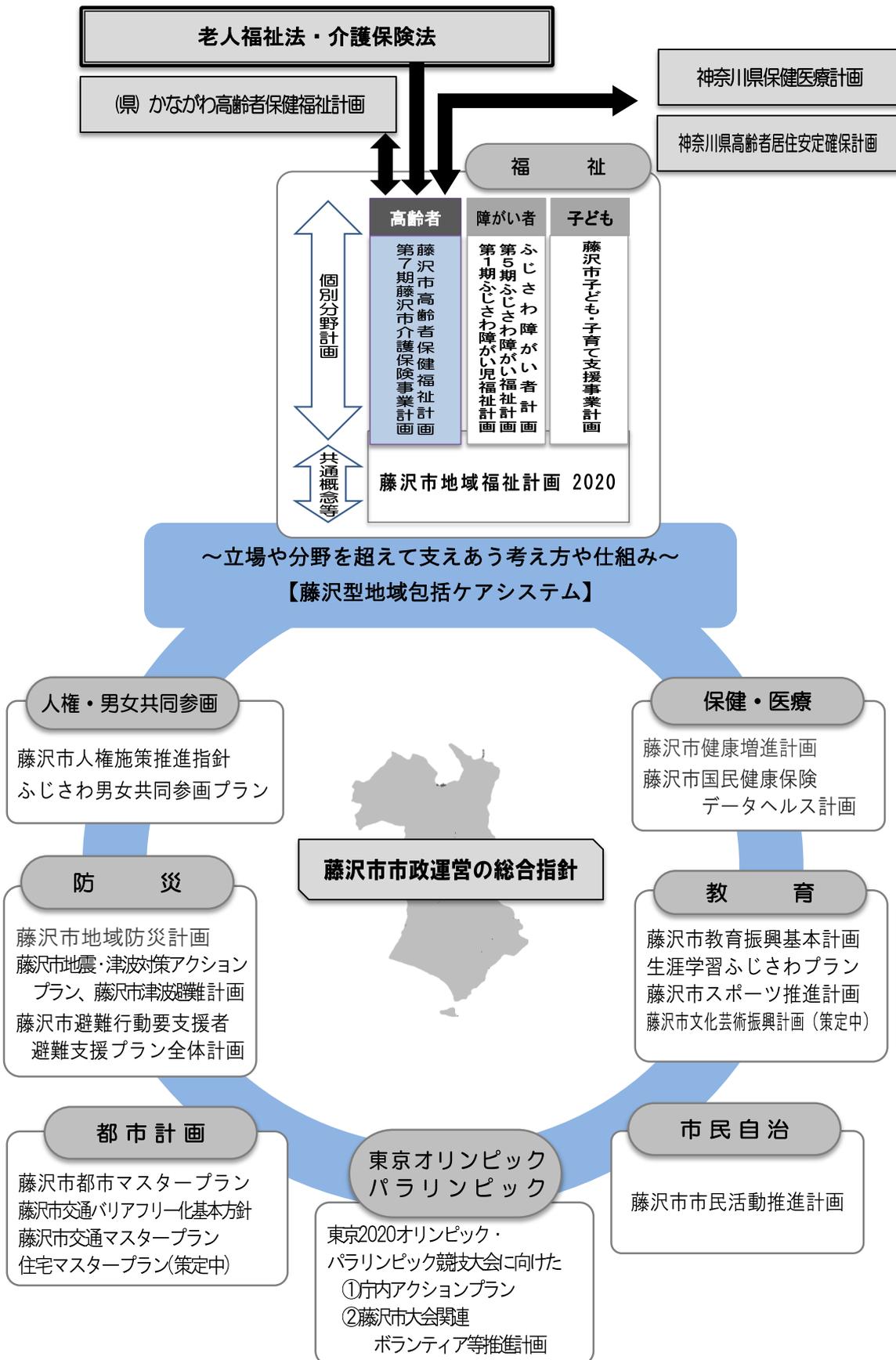
また、高齢者の住まいの確保に関して、神奈川県高齢者居住安定確保計画との整合を図ります。

さらに、複合化した課題を抱える個人や世帯に関する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されました。（平成30年4月1日施行）

この社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野における共通基盤として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画の策定にあたっては、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や仕組みを土台として、地域における福祉の各分野に関して共通して取り組む事項を定めた地域福祉計画との整合を図りつつ、高齢者施策の個別計画として関連計画との調和も図っていきます〔図表1-7〕。

図表1-7 関連計画図



3. 計画の期間

本計画期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間です。計画期間の最終年度である2020年度（平成32年度）には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です〔図表1-8〕。

また、本計画は団塊の世代が75歳以上に達する2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめとする各種取組を実施していきます。

図表1-8 主な福祉関係計画の計画期間

2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	2021年度 (H33)	2022年度 (H34)	2023年度 (H35)	2025年度 (H37)
藤沢市市政運営の 総合指針 2016 (2014～2016年度)		藤沢市市政運営の 総合指針 2020 (2017～2020年度)							
いきいき長寿プラン ふじさわ 2017 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第6期藤沢市介護保険事業計画)		[本計画] いきいき長寿プラン ふじさわ 2020 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第7期藤沢市介護保険事業計画)			2025年を見据える →				
藤沢市地域福祉計画 2020 (2015～2020年度)									
ふじさわ障がい者プラン 2020 「きらり ふじさわ」 ふじさわ障がい者計画 (2015～2020年度)									
第4期ふじさわ障がい福祉計画 (2015～2017年度)		第5期ふじさわ障がい福祉計画 (2018～2020年度)							
		第1期ふじさわ障がい児福祉 計画 (2018～2020年度)							
藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (2015～2019年度)									
元気ふじさわ健康プラン <藤沢市健康増進計画 (第2次)> (2015～2024年度)									
第1期藤沢市国民健康保険データヘルス計画 (2015～2017年度)		第2期藤沢市国民健康保険データヘルス計画 (2018～2023年度)							
神奈川県保健医療計画 (2013～2017年度)		神奈川県保健医療計画 (2018～2023年度)							
神奈川県高齢者居住安定確保計画 (2015～2020年度)									

4. 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

計画の見直しに向け、65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない方、及び要介護・要支援の認定を受けている方の現状や意識・意向、ニーズなどを把握するために、2種類の調査を実施しました。

また併せて、介護保険サービスを提供している事業に対しても、現在のサービスの実績や事業者の実態などに関する調査を実施しました。

○ 藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査

調査目的	「いきいき長寿プランふじさわ2017～藤沢市高齢者保健福祉計画・第6期藤沢市介護保険事業計画～」の見直しに向け、施策や事業の主な対象となる高齢者の意識・意向やニーズなどを把握するためにアンケート調査を実施した。
調査対象	65歳以上で、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない方
対象者数	3,000人（住民基本台帳に基づく無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2016年（平成28年）11月17日～12月5日
回収結果	有効回収数2,253（回収率75.1%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回答者の属性 ○ 住まいの状況について ○ 健康状態について ○ 外出の状況について ○ 買い物の状況について ○ 同居の家族以外のお付き合いの状況について ○ 生きがい・楽しみについて ○ 就労の状況について ○ 地域で参加している活動について ○ 普段の生活の中での不安等について ○ 相談先について ○ 認知症について ○ 権利擁護について ○ 65歳からの健康づくり事業（介護予防事業）等について ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検討について ○ 高齢者いきいき交流助成券について ○ 敬老事業について ○ 高齢者に対する施策について ○ 介護保険制度について ○ 災害時の避難支援について

○ 藤沢市介護保険サービス利用状況調査

調査目的	第7期介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料として、介護サービスの質の向上とニーズなどを的確に把握するためにアンケート調査を実施した。
調査対象	介護保険施設入所者を除く、要介護・要支援認定者
対象者数	3,000人（13生活圏域ごとに無作為抽出）
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	2017年（平成29年）1月23日～2月10日
回収結果	有効回収数1,895（回収率63.2%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ あなたやご家族の生活状況について ○ ご家族やご親族からの介護について ○ 主な介護者について ○ あなたの介護認定について ○ 介護保険サービスについて ○ あなたの今後の生活について ○ 介護保険料および利用者負担について ○ 生きがい・楽しみについて ○ 普段の生活の中での不安や心配ごとについて ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検討 ○ 介護保険制度全体について

○ 藤沢市介護保険サービス事業者調査

調査目的	現在の介護サービス提供の状況、サービス事業者の経営実態や介護職場の人材確保などの実態を把握するためにアンケート調査を実施した。
調査対象	2017年（平成29年）8月1日現在、介護サービス事業者として指定された市内介護保険事業者。1つの事業者が同じ場所で複数のサービスを提供している場合は、名寄せして1つの事業者とする。
対象者数	332事業者（延べ550事業者、居宅療養管理指導事業者、訪問リハビリテーション事業者を除く）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	2017年（平成29年）9月1日～9月29日
回収結果	有効回収数266事業者（延べ452事業者、回収率82.1%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営状況・雇用状況について ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の開始の影響について ○ 平成27年度介護報酬、地域区分見直しの影響について ○ 介護職員等の離職防止や定着促進の取組について ○ 介護離職の状況について ○ 利用者負担の引き上げの影響について ○ 在宅医療・介護連携の推進について ○ 自由回答

(2) 計画策定委員会の設置

計画策定にあたっては、高齢者関係団体・関係機関、介護保険サービス事業者の代表者や学識経験者、公募による市民を委員とする「藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

(3) 市民周知の取組、市民からの意見募集

福祉分野の計画（地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）の策定に向けて、第6回地域活動見本市（2017年（平成29年）9月開催）や各地区公民館まつりなどで、計画改定に関する概要チラシを配布し、市民意見募集の周知を行いました。

(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

【実施期間】2017年（平成29年）11月13日（月）～12月12日（火）

【実施案件】（仮称）いきいき長寿プランふじさわ2020～藤沢市高齢者保健福祉計画・第7期藤沢市介護保険事業計画～（素案）

【意見等を提出できる方】

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者

【提出された意見の集計】

ホームページ（電子メール）	36 通
持参	3 通
ファックス	10 通
合 計	49 通

【提出された意見の内訳】

① 計画全般	2 件
② 地域住民の交流・居場所づくり	6 件
③ 健康づくり・介護予防の推進・食のサポート	3 件
④ 認知症施策の推進	2 件
⑤ 在宅医療・介護連携の推進	2 件
⑥ 相談支援体制・孤立化防止	3 件
⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業・地域ケア会議	3 件
⑧ 介護人材育成・確保等の取組	2 件
⑨ 介護報酬	2 件
⑩ サービスの質の担保	3 件
⑪ 介護保険事業所の整備	45 件
⑫ 介護保険料・介護保険サービス利用料	2 件
合 計	75 件

【実施結果の公表】

2018年（平成30年）1月22日（月）から2月23日（金）まで、市役所、各市民センター・公民館の窓口及びホームページにおいて公表。

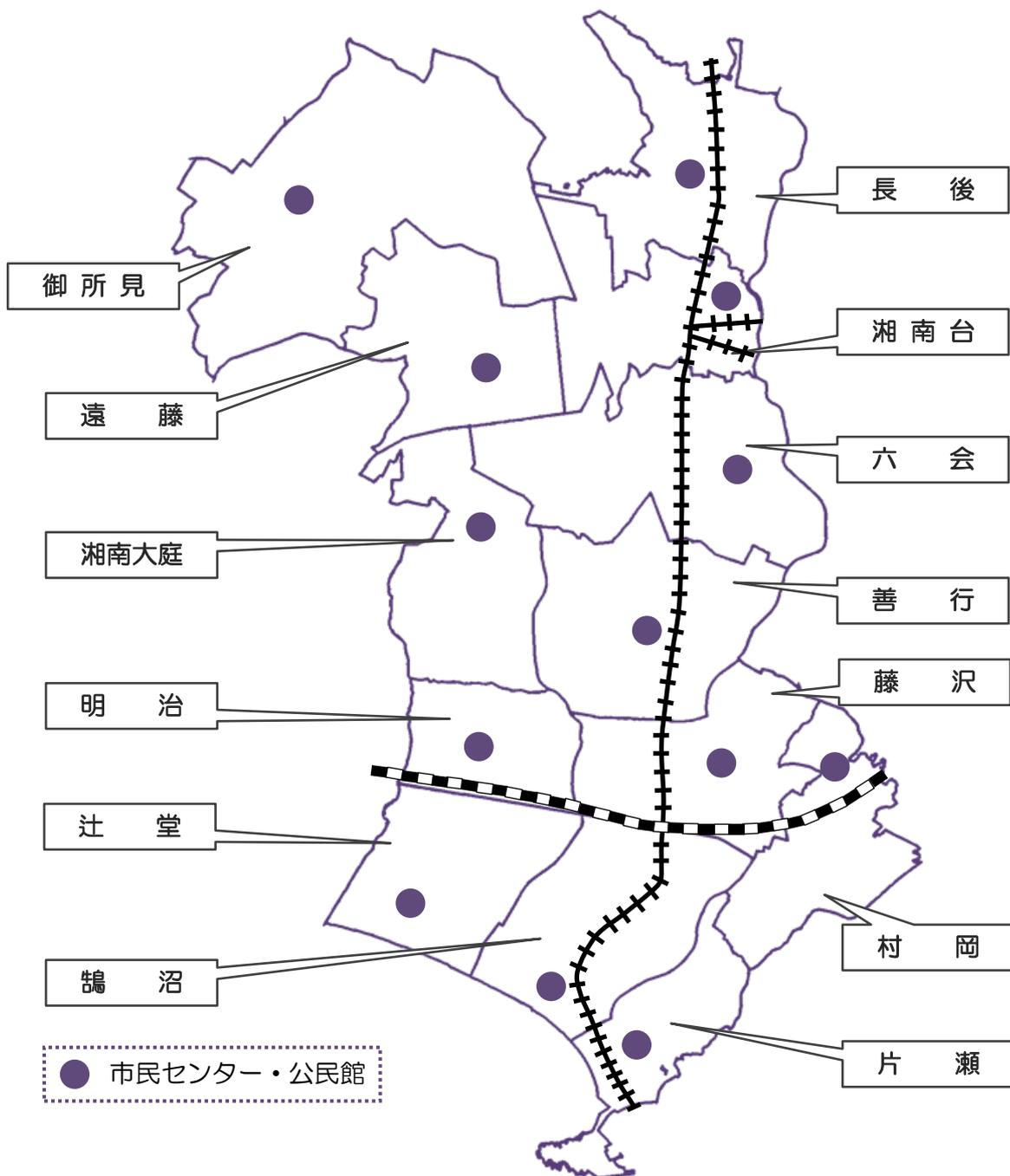
※提出された意見など及びそれに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載。

5.

日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区の地区割りを基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13地区を日常生活圏域として設定します。



第2章

高齢者を取り巻く状況

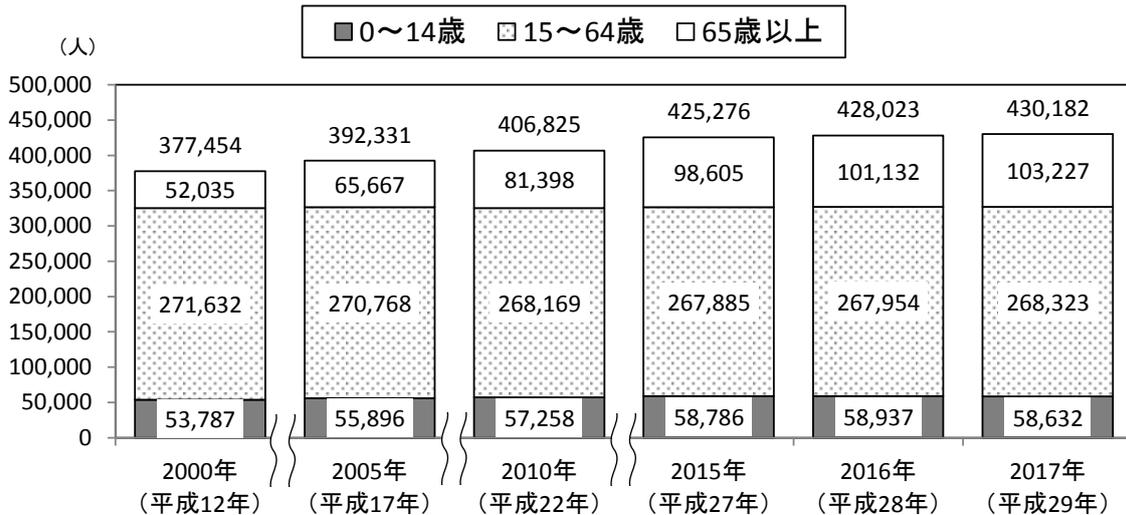
1. 高齢化の状況

(1) 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し

○ 総人口の動向 [住民基本台帳に基づく実績]

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、2017年（平成29年）10月1日現在、430,182人となっており、年々増加傾向にあります〔図表2-1〕。

図表2-1 藤沢市の総人口の推移



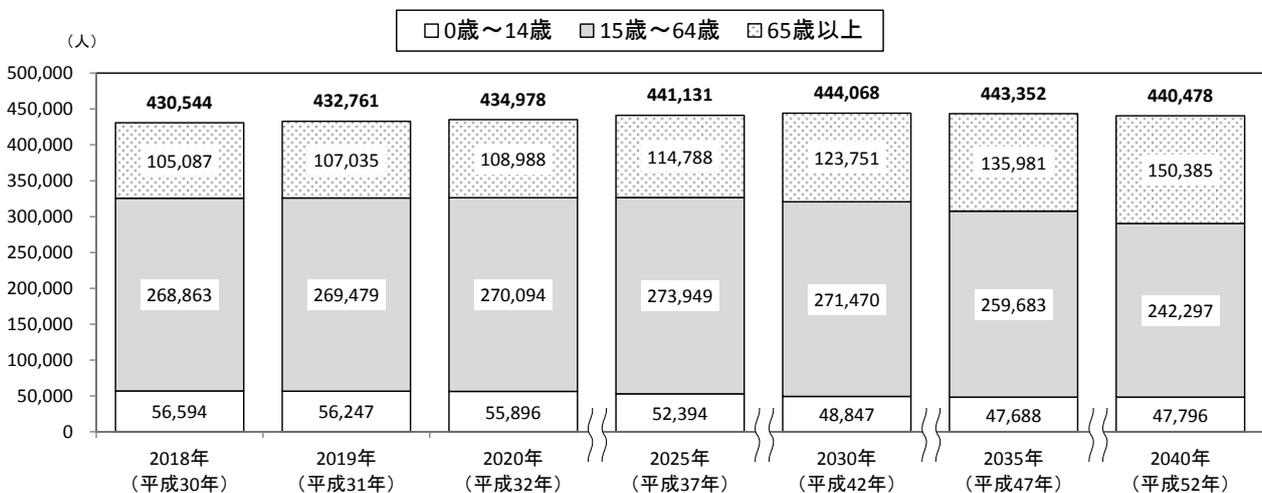
※ 住民基本台帳に基づく。各年10月1日現在。

※ 2012年（平成24年）7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年（平成24年）以降は外国籍人口を含む。

○ 総人口の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

国勢調査に基づく推計によれば、本市の総人口の今後の見通しは、2030年（平成42年）に444,068人でピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです〔図表2-2〕。

図表2-2 藤沢市の総人口の将来の見通し



※ 平成29年度 藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用。各年10月1日現在。

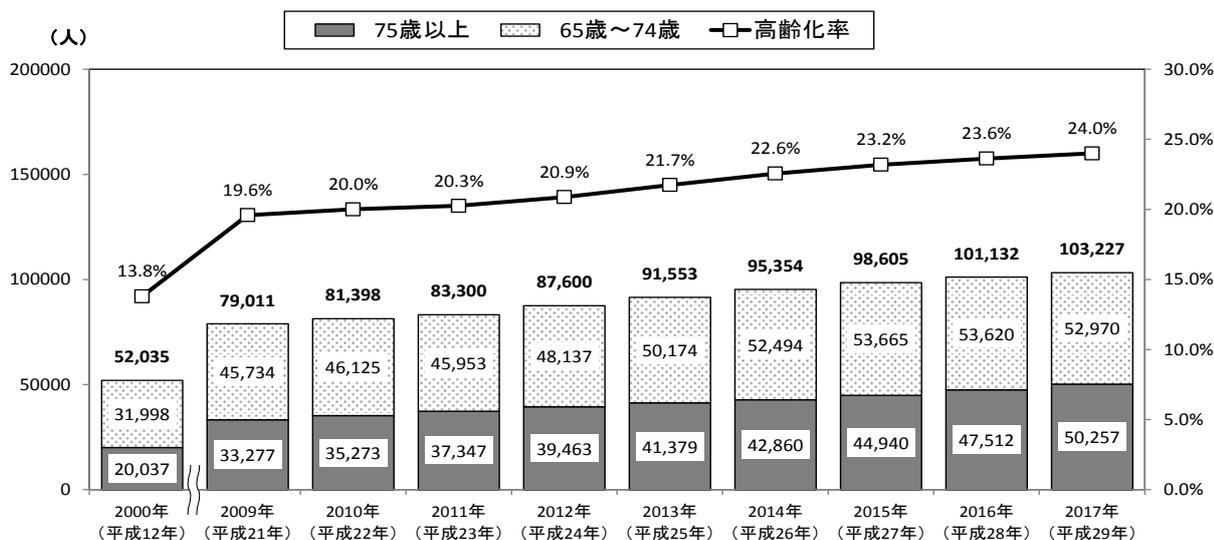
(2) 高齢化の動向と今後の見通し

○ 高齢化の動向 [住民基本台帳に基づく実績]

住民基本台帳によれば、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は年々増加傾向にあり、2013年（平成25年）には高齢化率が21%を超え、超高齢社会といわれる都市となりました。

2017年（平成29年）10月1日現在、高齢者人口は103,227人、高齢化率は24.0%で、約4人に1人が高齢者となっています〔図表2-3〕。

図表2-3 藤沢市の高齢者人口の推移



※ 住民基本台帳に基づく。各年10月1日現在。

※ 2012年（平成24年）7月に外国人登録法が廃止されたことに伴い、2012年（平成24年）以降は外国籍人口を含む。

(参考) 神奈川県・全国の人口と高齢化率の推移

		2000年 (平成12年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
神奈川県	総人口 (人)	8,489,974	9,083,839	9,100,346	9,128,037	9,147,400
	高齢者人口 (人)	1,169,528	2,036,058	2,117,842	2,171,818	2,220,248
	高齢化率 (%)	13.8	22.4	23.3	23.8	24.3
全国	総人口 (万人)	12,693	12,709	12,710	12,693	12,672
	高齢者人口 (万人)	2,204	3,300	3,387	3,459	3,515
	高齢化率 (%)	17.4	26.0	26.7	27.3	27.7

※ 神奈川県の2000年（平成12年）の人口・高齢化率は、国勢調査結果による集計数値。10月1日現在。

※ 神奈川県の2014年（平成26年）以降の人口・高齢化率は、「神奈川県年齢別人口統計調査」による。各年1月1日現在。なお、高齢化率は、総人口から年齢不詳人口を除いて算出。

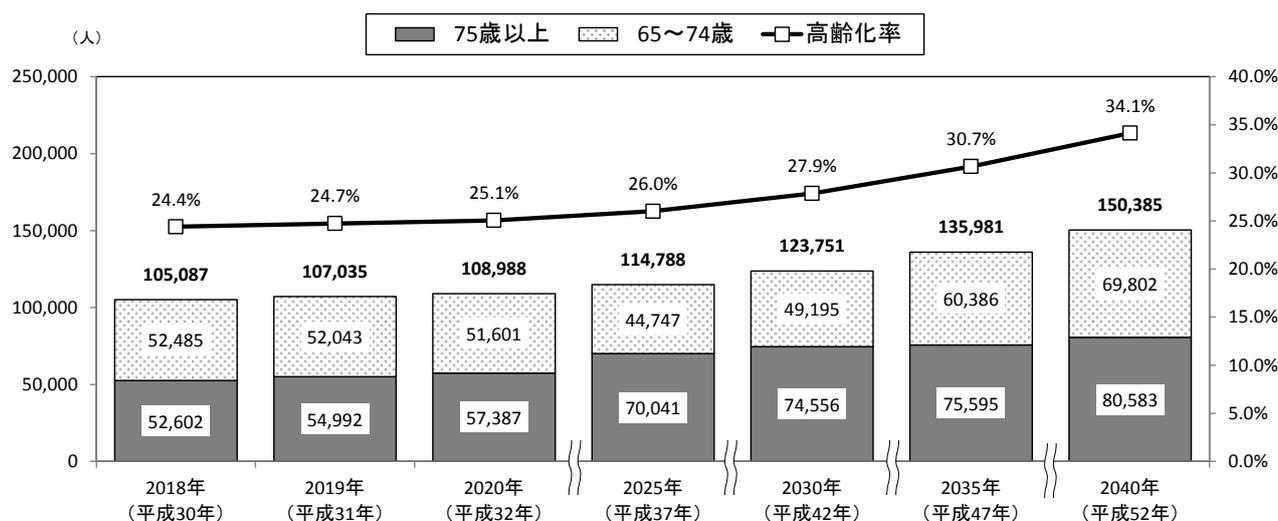
※ 全国の人口・高齢化率は、総務省統計局「人口推計」による。各年10月1日現在。2017年（平成29年）の人口・高齢化率は、10月1日現在の概算値。

○ 高齢化の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

国勢調査に基づく推計によれば、2025年（平成37年）に、高齢者人口は114,788人、高齢化率は26.0%と推計され、4人に1人以上が高齢者になります。

また、その後も、高齢者人口、高齢化率ともに上昇し続け、2040年（平成52年）には、高齢者人口が150,385人、高齢化率が34.1%となる見込みです〔図表2-4〕。

図表2-4 藤沢市の高齢者人口の将来の見通し



※ 平成29年度 藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用。各年10月1日現在。

（参考）神奈川県・全国の将来推計人口

		2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)
神奈川県	総人口 (人)	9,094,276	9,091,973	9,089,669	8,987,038
	高齢者人口 (人)	2,277,251	2,314,211	2,351,171	2,429,842
	高齢化率 (%)	25.0	25.5	25.9	27.0
全国	総人口 (万人)	12,618	12,577	12,532	12,254
	高齢者人口 (万人)	3,561	3,592	3,619	3,677
	高齢化率 (%)	28.2	28.6	28.9	30.0

※ 神奈川県の将来推計人口は、2015年（平成27年）国勢調査に基づく県内市町村推計値の積上げ合計値。各年10月1日現在。

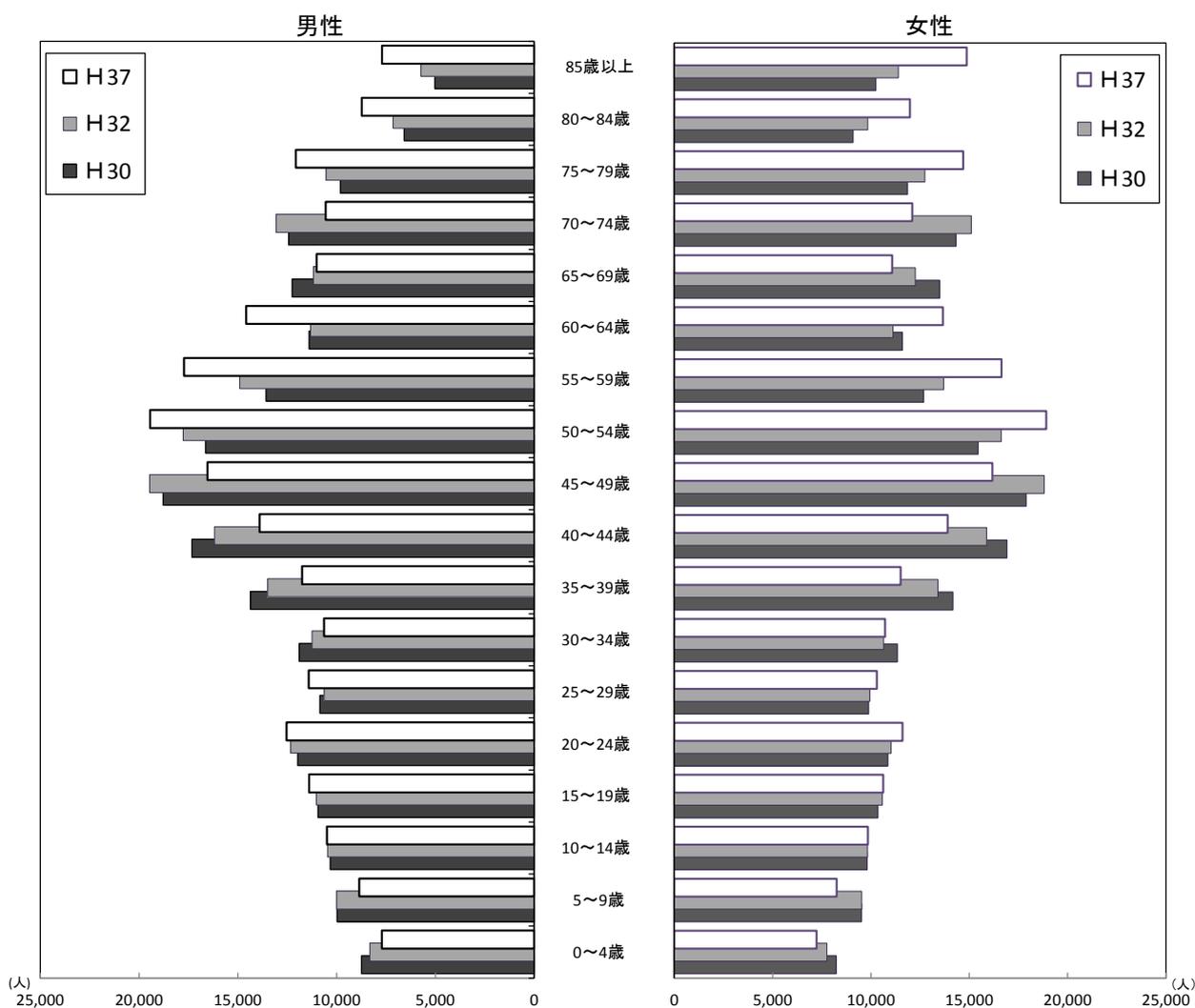
※ 全国の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」の推計結果。各年10月1日現在。

○ 人口構造の今後の見通し [国勢調査に基づく推計]

人口ピラミッドとは、中央に縦軸を引き、底辺を0歳（今回は0～4歳）、頂点を最高年齢者として年齢を刻み、左右に男女別・年齢別の人口数または割合を棒グラフで表した「年齢別人口構成図」のことです。日本をはじめとする先進国では、少子高齢化の影響により、「つぼ型」になる傾向にあります。

本市でも現在も「つぼ型」の傾向が続いており、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）へ移行する中で、75歳以上の後期高齢者人口が増加する一方、30歳代から40歳代の人口は減少する見込みです〔図表2-5〕。

図表2-5 藤沢市の男女別・5歳階級別人口ピラミッド

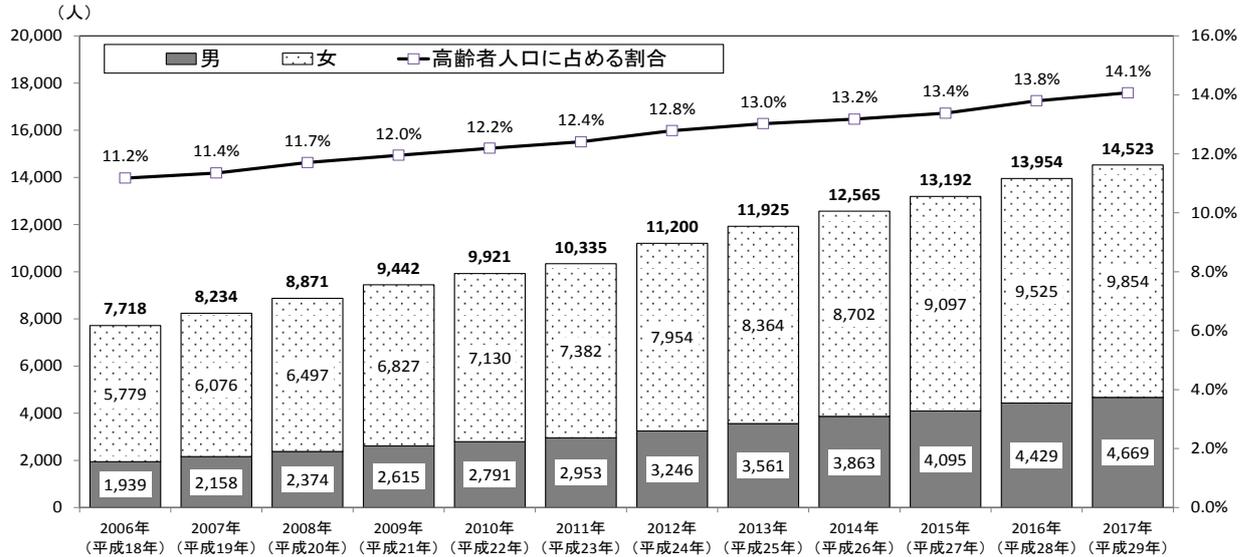


※ 平成29年度 藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用。各年10月1日現在。

○ ひとり暮らし高齢者の動向

ひとり暮らし高齢者台帳によると、2017年（平成29年）10月1日現在、ひとり暮らし高齢者は14,523人と、毎年増加傾向にあり、高齢者の1割以上がひとり暮らしをしている状況です〔図表2-6〕。

図表2-6 藤沢市のひとり暮らし高齢者の推移

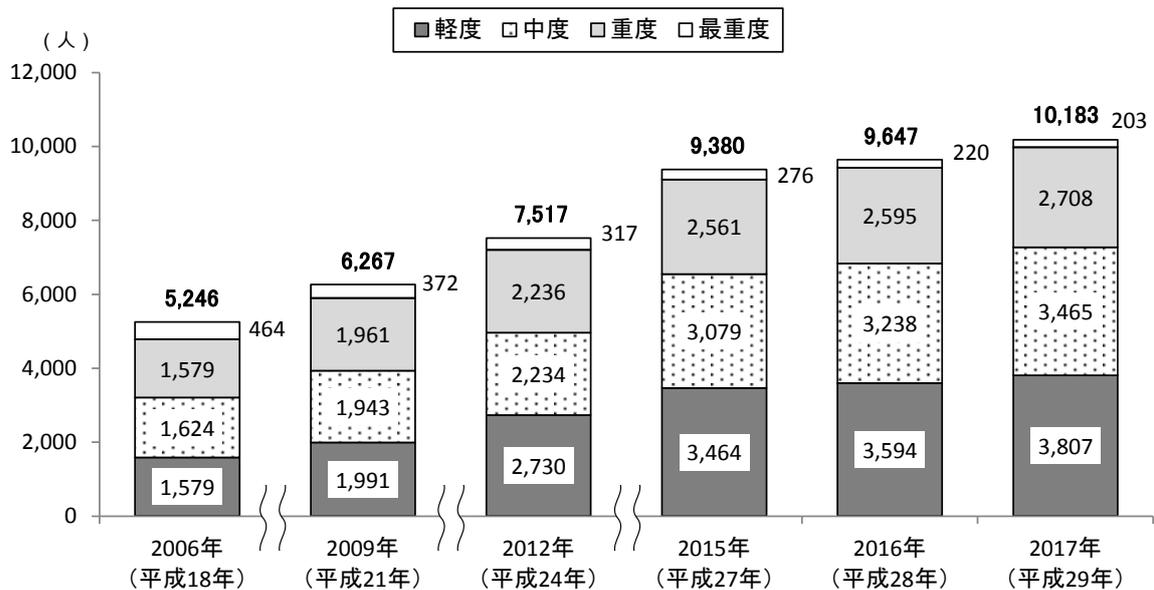


※ ひとり暮らし高齢者台帳に基づく。各年10月1日現在。

○ 認知症高齢者の動向

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」により、認知症があると認められた高齢者数は、2017年（平成29年）9月末現在で10,183人となっており、毎年増加傾向にあります〔図表2-7〕。

図表2-7 藤沢市の認知症高齢者の推移



※2006年（平成18年）～2012年（平成24年）は各年度末現在。2015年（平成27年）以降は9月末現在。

2.

介護保険を取り巻く状況

(1) 第1号被保険者の動向と今後の見通し

○ 第1号被保険者*の動向

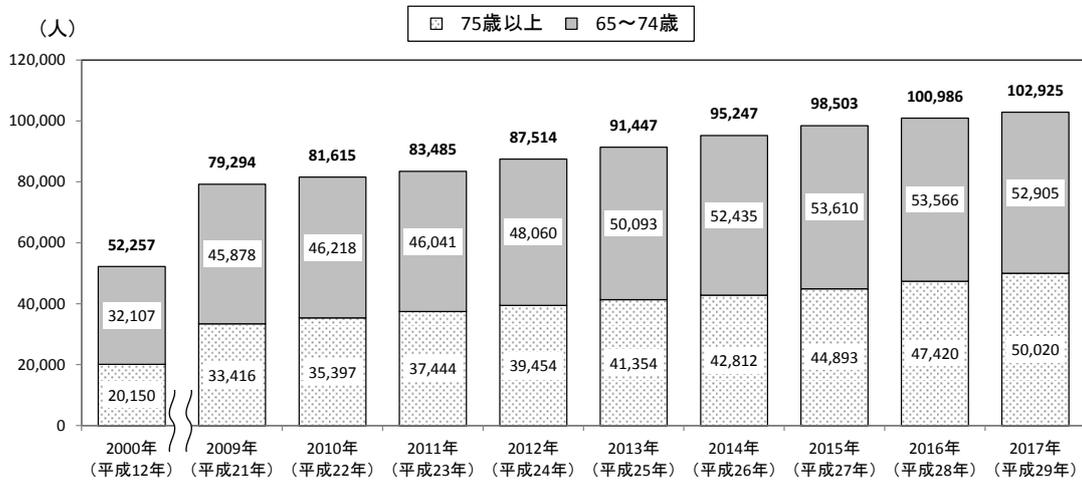
本市の第1号被保険者数は、2017年（平成29年）9月末現在、102,925人となっており、前年に比べて1,939人増加しています〔図表2-8〕。

* 介護保険法における被保険者は、次の2つに分けられる。

第1号被保険者＝市内に住所を有する65歳以上の方のことで、ただし、住所地特例該当者などを含みため、住民基本台帳人口とは必ずしも一致しません。

第2号被保険者＝市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことです。

図表2-8 藤沢市の第1号被保険者の推移

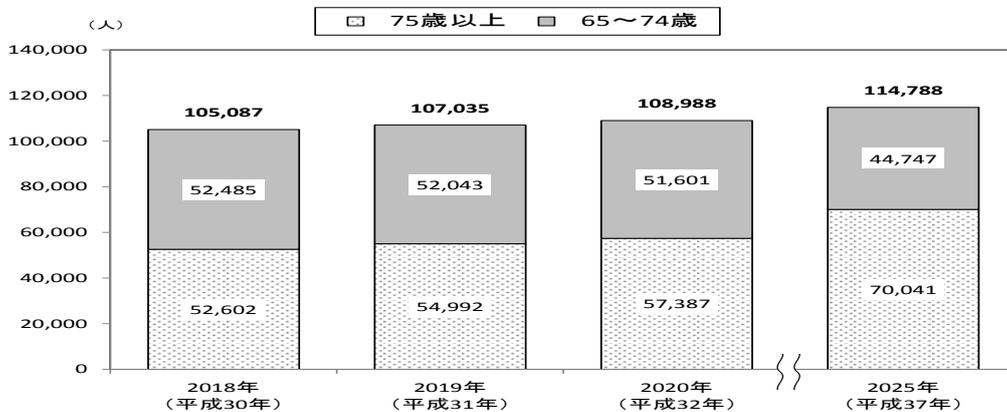


※ 各年9月末現在。

○ 第1号被保険者の今後の見通し

国勢調査に基づく推計によれば、本市の第1号被保険者数は、今後も増加し続けることが見込まれます〔図表2-9〕。

図表2-9 藤沢市の第1号被保険者の今後の見通し



※ 平成29年度 藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用。各年10月1日現在。

※ 本市・他市がそれぞれ保険者となる住所地特例該当の第1号被保険者数が均衡しているため、将来推計においては同数として見込んでいます。

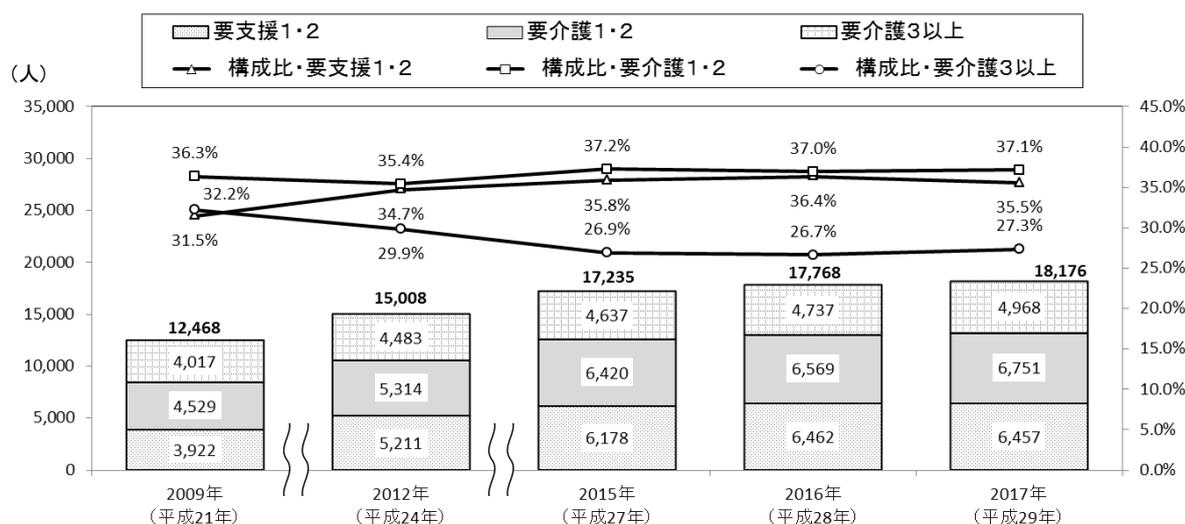
(2) 要介護・要支援認定者の動向と今後の見通し

○ 要介護・要支援認定者の動向

本市の要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）は、2017年（平成29年）9月末現在、18,176人となっており、要介護1・2の方が6,751人（構成比37.1%）と最も多くなっています。

また、認定者の構成比については、この3年間大きな変化は見られません〔図表2-10〕。

図表2-10 藤沢市の要介護・要支援者の推移



単位：人

		第4期初年度	第5期初年度	第6期		
		2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
認定者(計)		12,468	15,008	17,235	17,768	18,176
年齢別	40～64歳	432	466	421	411	403
	65～74歳	1,857	2,019	2,307	2,340	2,200
	75歳以上	10,179	12,523	14,507	15,017	15,573
介護度別	要支援1	2,350	3,066	3,473	3,627	3,612
	要支援2	1,572	2,145	2,705	2,835	2,845
	要介護1	2,683	3,286	4,206	4,308	4,451
	要介護2	1,846	2,028	2,214	2,261	2,300
	要介護3	1,590	1,673	1,884	1,911	1,941
	要介護4	1,104	1,270	1,320	1,370	1,501
	要介護5	1,323	1,540	1,433	1,456	1,526
対高齢者人口比 (%)		15.8	17.1	17.5	17.6	17.6

※ 各年9月末現在。

第2章 高齢者を取り巻く状況

また、13地区別でみると、要介護・要支援認定者の高齢者人口に占める割合は、片瀬地区で21.2%と最も高く、湘南大庭地区で12.2%と最も低くなっています〔図表2-11〕。湘南大庭地区が最も低い理由のひとつとして、居住者の多くが、昭和40年代にまちづくりが進められた「湘南ライフタウン」に昭和50～60年代に住み始めた方であり、13地区別の65歳以上人口の平均年齢（2017年（平成29年）10月1日現在）が73.8歳と市内で最も若く（市内平均75.3歳）、前期高齢者の割合が高いことが挙げられます。

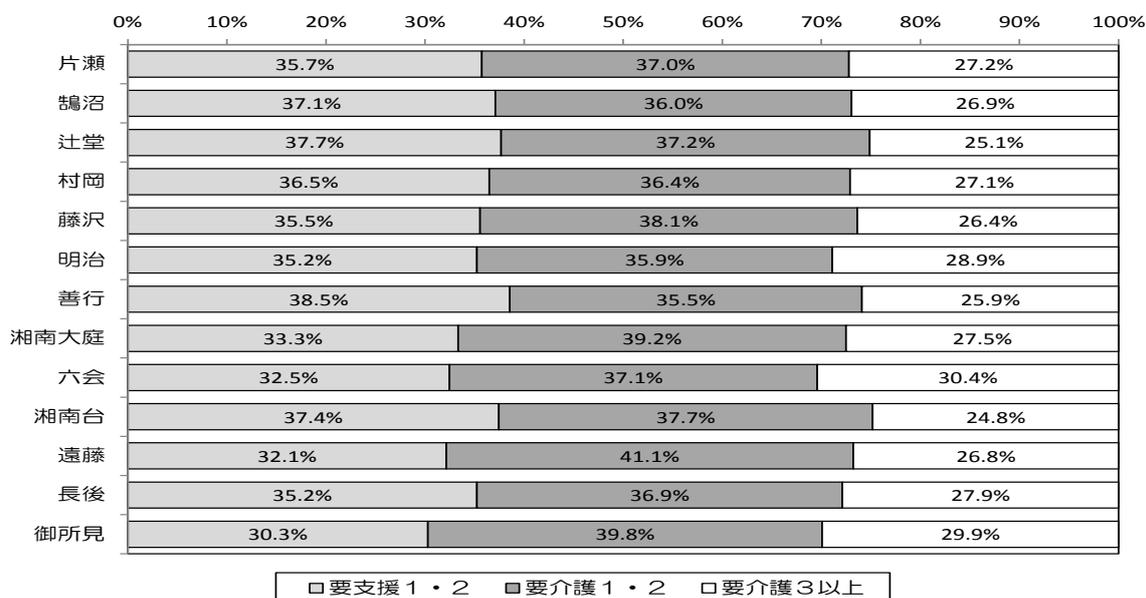
図表2-11 13地区別の要介護・要支援者の推移

単位：人

	2015年（平成27年）		2016年（平成28年）		2017年（平成29年）	
	認定者数	高齢者人口に占める割合	認定者数	高齢者人口に占める割合	認定者数	高齢者人口に占める割合
片瀬	1,194	21.1%	1,184	20.7%	1,220	21.2%（1位）
鵜沼	2,560	19.3%	2,606	19.3%	2,642	19.2%（2位）
辻堂	1,720	18.8%	1,753	18.7%	1,791	18.5%（4位）
村岡	1,000	16.6%	1,060	17.1%	1,044	16.5%（9位）
藤沢	1,906	18.5%	1,978	18.9%	2,003	18.8%（3位）
明治	1,067	18.2%	1,079	17.9%	1,107	17.8%（5位）
善行	1,793	16.8%	1,867	17.0%	1,930	17.2%（7位）
湘南大庭	1,125	12.3%	1,183	12.4%	1,203	12.2%（13位）
六会	1,207	17.0%	1,279	17.4%	1,328	17.6%（6位）
湘南台	896	16.5%	966	17.3%	959	16.9%（8位）
遠藤	382	16.0%	381	15.4%	392	15.4%（12位）
長後	1,351	15.8%	1,357	15.6%	1,413	16.1%（10位）
御所見	766	15.3%	771	15.0%	809	15.5%（11位）

※ 各年9月末現在。

図表2-12 13地区別の介護度3区分別の構成比

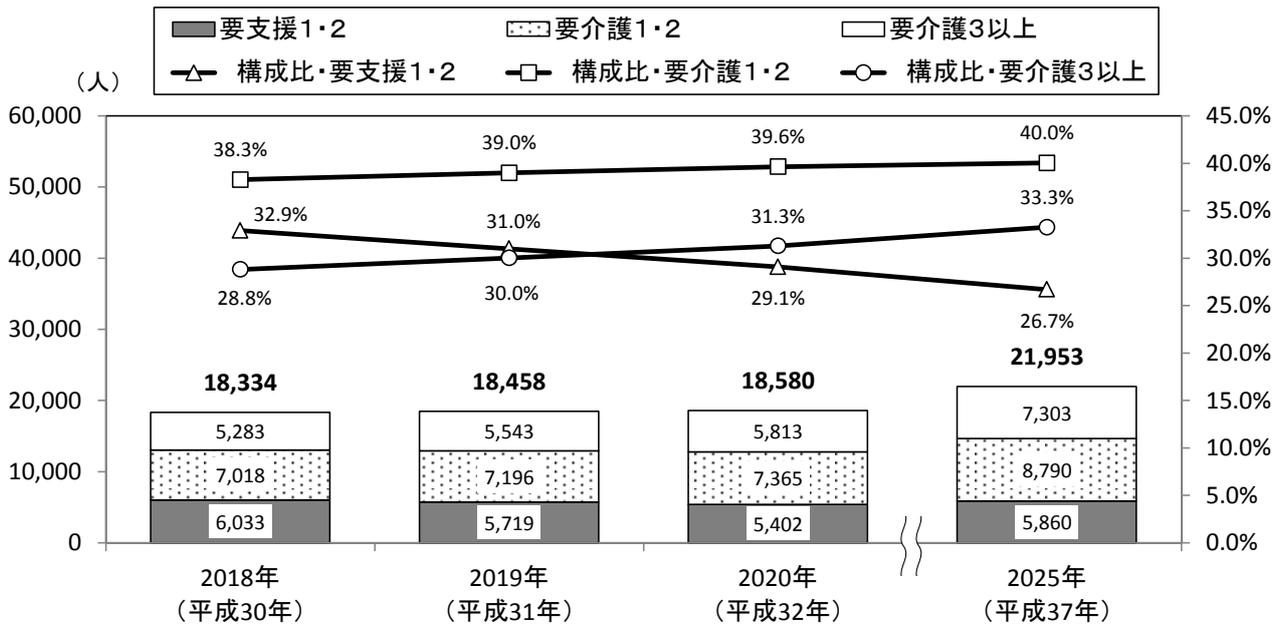


※ 2017年（平成29年）9月末現在。

○ 要介護・要支援認定者の今後の見通し

今後の要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）は、本計画の最終年度である2020年（平成32年）では、2018年（平成30年）から246人の増加を見込んでおり、18,580人となる見通しです〔図表2-13〕。

図表2-13 藤沢市の要介護・要支援認定者の今後の見通し



単位：人

		第 7 期			
		2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)
認定者(計)		18,334	18,458	18,580	21,953
年齢別	40～64歳	394	384	372	395
	65～74歳	2,060	1,959	1,858	1,510
	75歳以上	15,880	16,115	16,350	20,048
介護度別	要支援1	3,312	3,126	2,944	3,180
	要支援2	2,721	2,593	2,458	2,680
	要介護1	4,664	4,811	4,952	5,929
	要介護2	2,354	2,385	2,413	2,861
	要介護3	2,009	2,049	2,087	2,483
	要介護4	1,647	1,786	1,934	2,515
	要介護5	1,627	1,708	1,792	2,305
対高齢者人口比 (%)		17.4	17.2	17.0	19.1

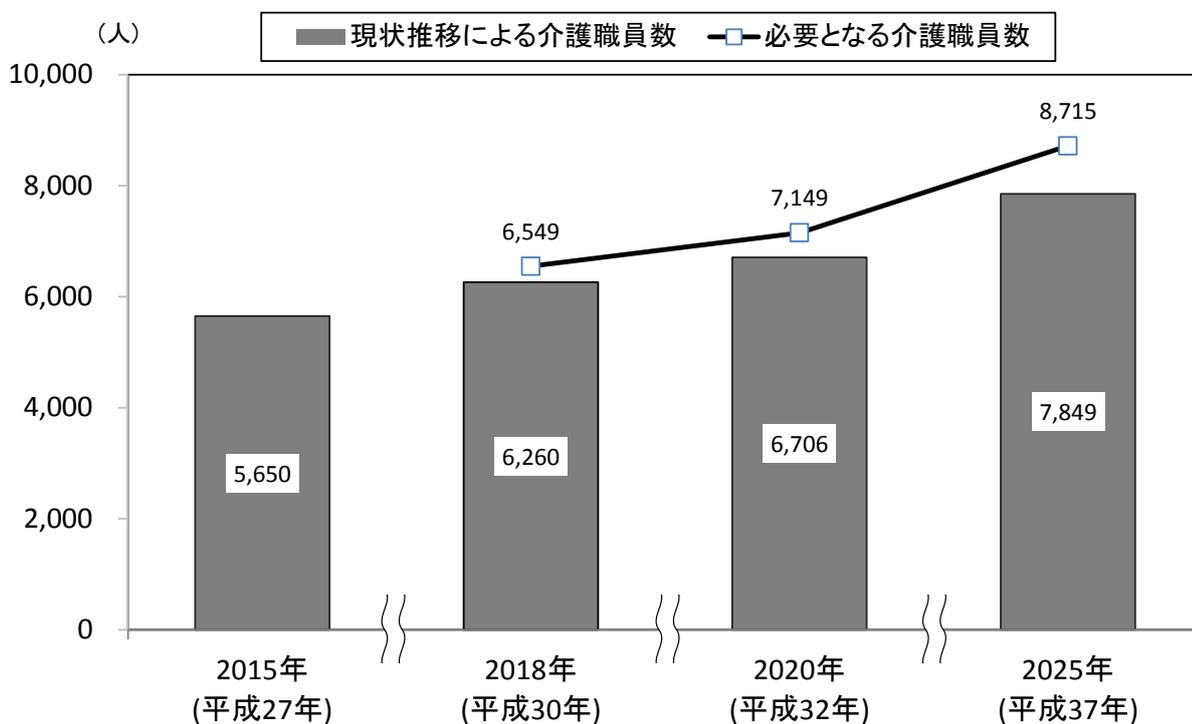
※各年9月末現在の推計値。

(3) 必要となる介護人材の今後の見通し

○ 必要となる介護職員等の今後の見通し

高齢者人口の増加に伴い、2025年（平成37年）に必要となる介護職員数（需要数）は、8,715人となる見通しであり、現状の推移による同年の介護職員数（供給数）は、7,849人となる見通しから、需給ギャップは、860人程度となる見込みです〔図表2-14〕。

図表 2-14 藤沢市において必要となる介護人材の今後の見通し



必要となる介護職員数：国の「介護人材需給推計ワークシート」による推計数値

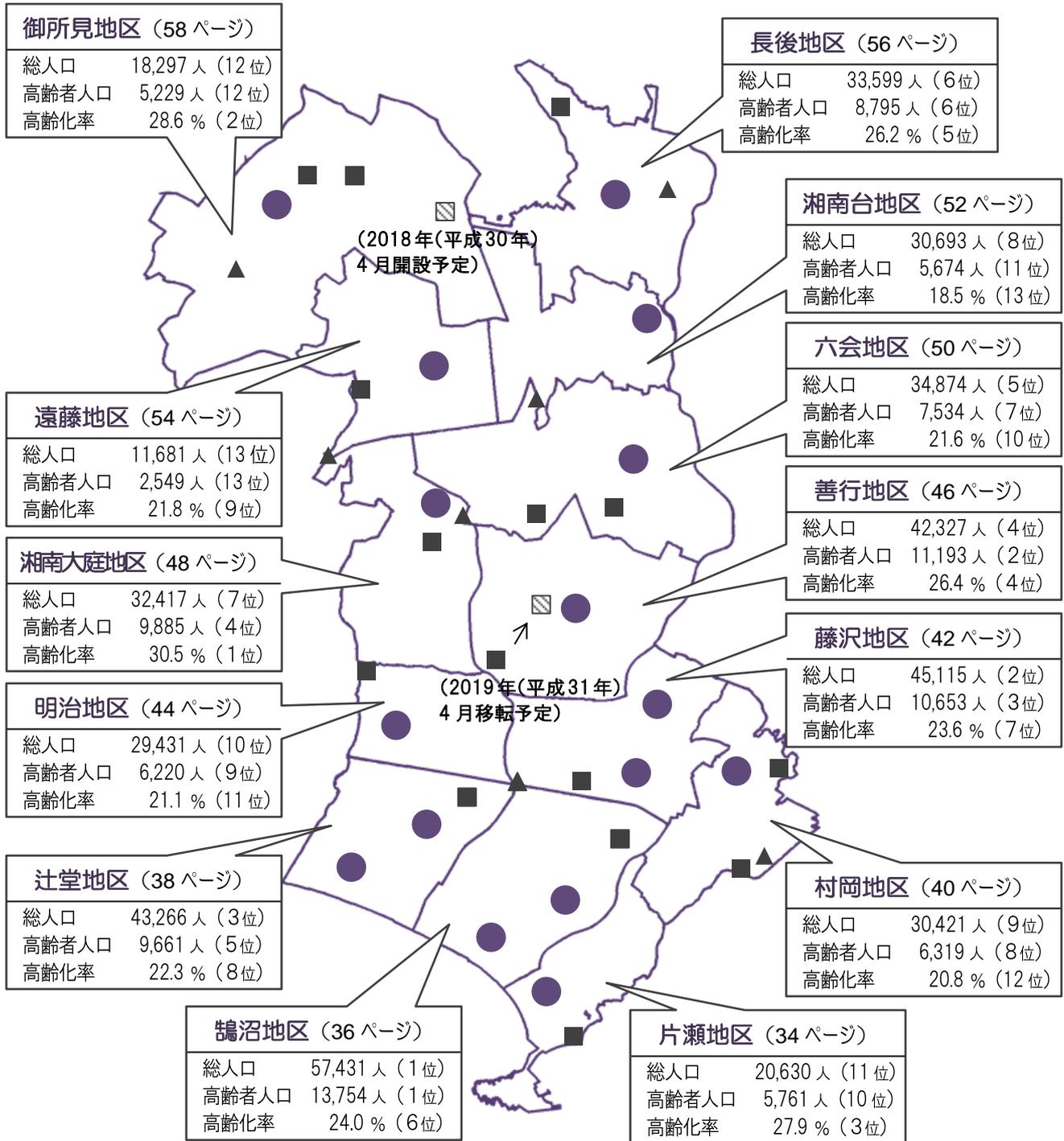
(年齢階級別サービス需給率 × 将来推計人口 × 受給者100人あたり職員配置率)

現状推移による介護職員数：本市調査による実績数(平成27年度)に、国の「介護人材需給推計ワークシート」を活用して県が見込む供給推計などの伸び率を乗じた推計数値

3. 日常生活圏域の現状と今後の高齢化の見通し

(1) 13 圏域別の現状

※ 住民基本台帳に基づく。2017年(平成29年)10月1日現在。



- …いきいきサポートセンター (地域包括支援センター)
- …介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- ▲…介護老人保健施設

(2) 市全域と地区の現状及び今後の高齢化の見通し

市 全 域



本市は、境川、引地川から湘南海岸・相模湾へと市域を南北に貫く水のネットワークを中心に豊かな自然環境を形成しています。また、行政区域である13地区ごとに、地域の特性を生かしたまちづくりや主体的な市民活動が行われています。

2017年（平成29年）10月現在、高齢化率は24.0%となっており、超高齢社会といわれる都市となっています。

■現状■

【高齢者人口の状況】	(2017年10月1日現在)
総人口	430,182人
高齢者人口	103,227人
（うち、75歳以上の人口）	50,257人
高齢化率	24.0%
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	11.7%
ひとり暮らし高齢者人口	14,523人
高齢者人口に占める割合	14.1%
在宅ねたきり高齢者人口	141人
高齢者人口に占める割合	0.14%

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】	(2017年9月末現在)
要介護・要支援認定者数	18,176人
高齢者人口に占める割合	17.6%
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	6,457人 [35.5%]
要介護1, 2	6,751人 [37.2%]
要介護3以上	4,968人 [27.3%]

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）】	(2017年9月末現在)
認知症があると推計される人数	9,925人
高齢者数に対する割合	9.6%

【医療に関する情報】	
①在宅療養支援病院・診療所	50カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	56カ所
③在宅医療受入可能薬局	60カ所
④訪問看護ステーション	25カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】	(2017年10月1日現在)
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	15施設
介護老人保健施設	7施設
介護療養型医療施設	1施設

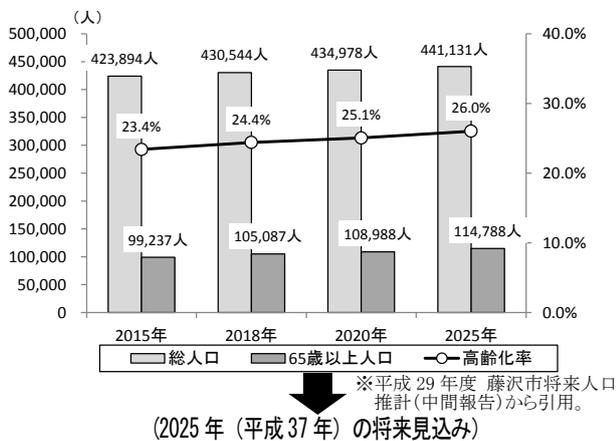
【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3施設
夜間対応型訪問介護	1施設
認知症対応型通所介護	5施設
地域密着型通所介護	54施設
小規模多機能型居宅介護	19施設
看護小規模多機能型居宅介護	3施設
認知症対応型共同生活介護	30施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	6施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2017年10月現在)
自治会・町内会	478
単位老人クラブ	143クラブ
地域ささえあいセンター	3施設
いきいきシニアセンター	3施設
地域の縁側	33施設
高齢者の通いの場	23施設
地域市民の家	41カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	3カ所
地区ボランティアセンター	12カ所

【介護予防に関する情報】	
介護予防運動自主活動団体	12団体

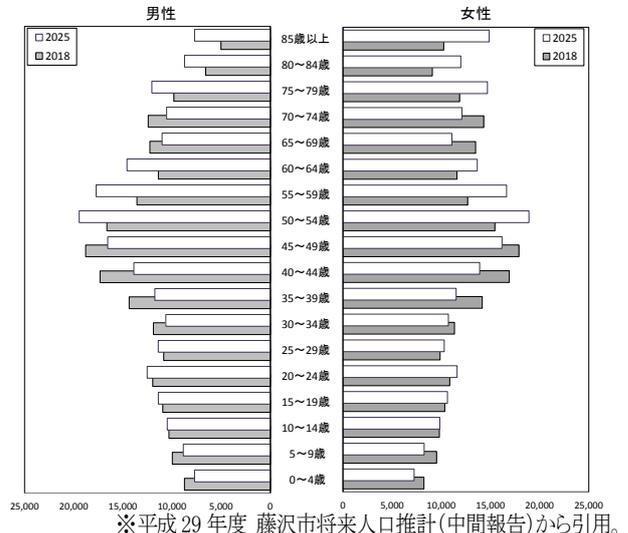
■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】



- ・総人口 : 増加傾向 (+2.5%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+9.2%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.6ポイント)

【人口構造の変化】



■アンケート調査結果■

【高齢者の保健・福祉に関する主な調査結果】

住居形態では、「持ち家の一戸建」(63.8%)が最も高くなっている。

主体的健康感では、「健康である」(非常に健康である+健康であるの合計)は69.9%であった。

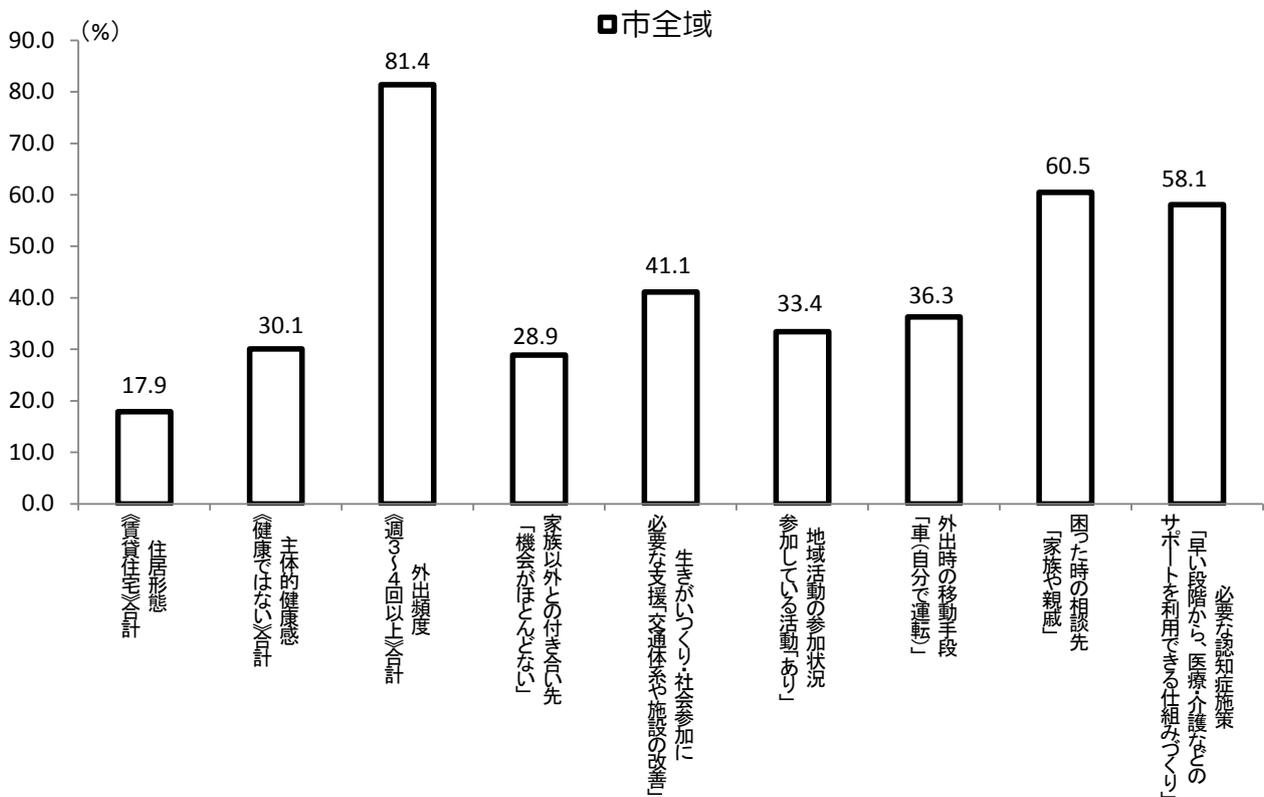
外出頻度では、「ほぼ毎日」(53.3%)が最も高くなっている。

同居の家族以外のお付き合いをしたり連絡を取り合っている相手では、「友人・知人」(68.1%)が最も高くなっている。

生きがいがづくり・社会参加に対する取組を進めていく上で必要な支援では、「誰でも気軽に集まったり、活動できる施設・場所の整備」(48.8%)が最も高くなっている。

外出時の移動手段では、「徒歩」(73.0%)が最も高くなっている。

認知症への取組として市が重点を置くべき施策では、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」(59.3%)が最も高くなっている。



(高齢者の保健と福祉に関する調査報告書 2017年(平成29年)3月 以下同様)

■地区ごとの検討の場■

本市では、2012年度(平成24年度)から、13地区ごとに「小地域ケア会議」をいきいきサポートセンターを中心に開催し、地域の身近な課題の抽出や検討など、地域で連携する仕組みづくりを進めてきました。

また、2016年度(平成28年度)からは、順次、小地域ケア会議を活用し、「協議体」を開催しています。

片瀬地区



片瀬地区は、湘南海岸や江の島など自然環境を生かした首都圏有数のレクリエーション拠点により形成されています。藤沢市のイメージを代表する地区の1つであり、多くの観光客が訪れています。比較的に公共交通の利便性が高い一方で、江の島や片瀬山などの地形の高低差が大きいことが特徴です。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2017年10月1日現在)	【施設サービス】	(2017年10月1日現在)
総人口	20,630人 (11位)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
高齢者人口	5,761人 (10位)	【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
(うち、75歳以上人口)	3,112人 (8位)	認知症対応型通所介護	1施設
高齢化率	27.9% (3位)	地域密着型通所介護	1施設
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	15.1% (1位)	認知症対応型共同生活介護	1施設
ひとり暮らし高齢者人口	466人 (13位)	【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2017年10月現在)
高齢者人口に占める割合	8.1% (12位)	自治会・町内会	26
在宅ねたきり高齢者人口	12人 (4位)	単位老人クラブ	13クラブ
高齢者人口に占める割合	0.21% (1位)	地域の縁側	2施設
		高齢者の通いの場	2施設
		地域市民の家	3カ所
		地区ボランティアセンター ひだまり片瀬	

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】	(2017年9月末現在)
要介護・要支援認定者数	1,220人 (7位)
高齢者人口に占める割合	21.2% (1位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	436人 [35.7%]
要介護1, 2	452人 [37.0%]
要介護3以上	332人 [27.2%]

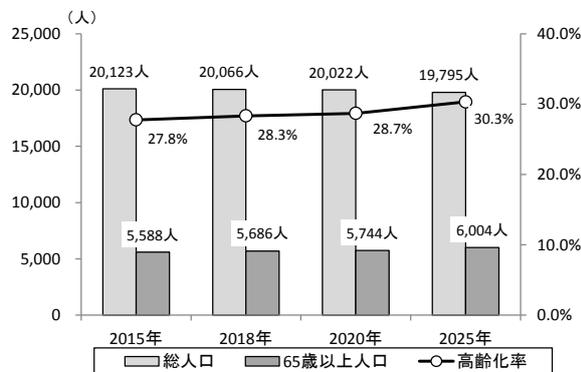
【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】(2017年9月末現在)
 認知症があると推計される人数 706人 高齢者数に対する割合 12.3%

【医療に関する情報】	
①在宅療養支援病院・診療所	7カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	3カ所
③在宅医療受入可能薬局	4カ所
④訪問看護ステーション	1カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
 ③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

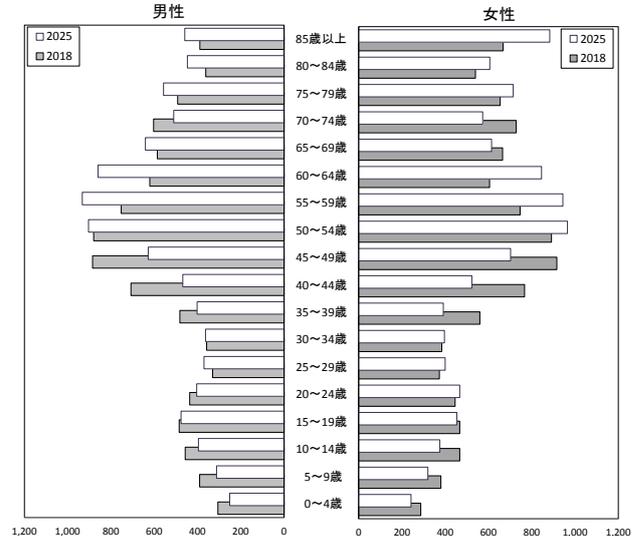


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲1.4%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+5.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+2.0%)

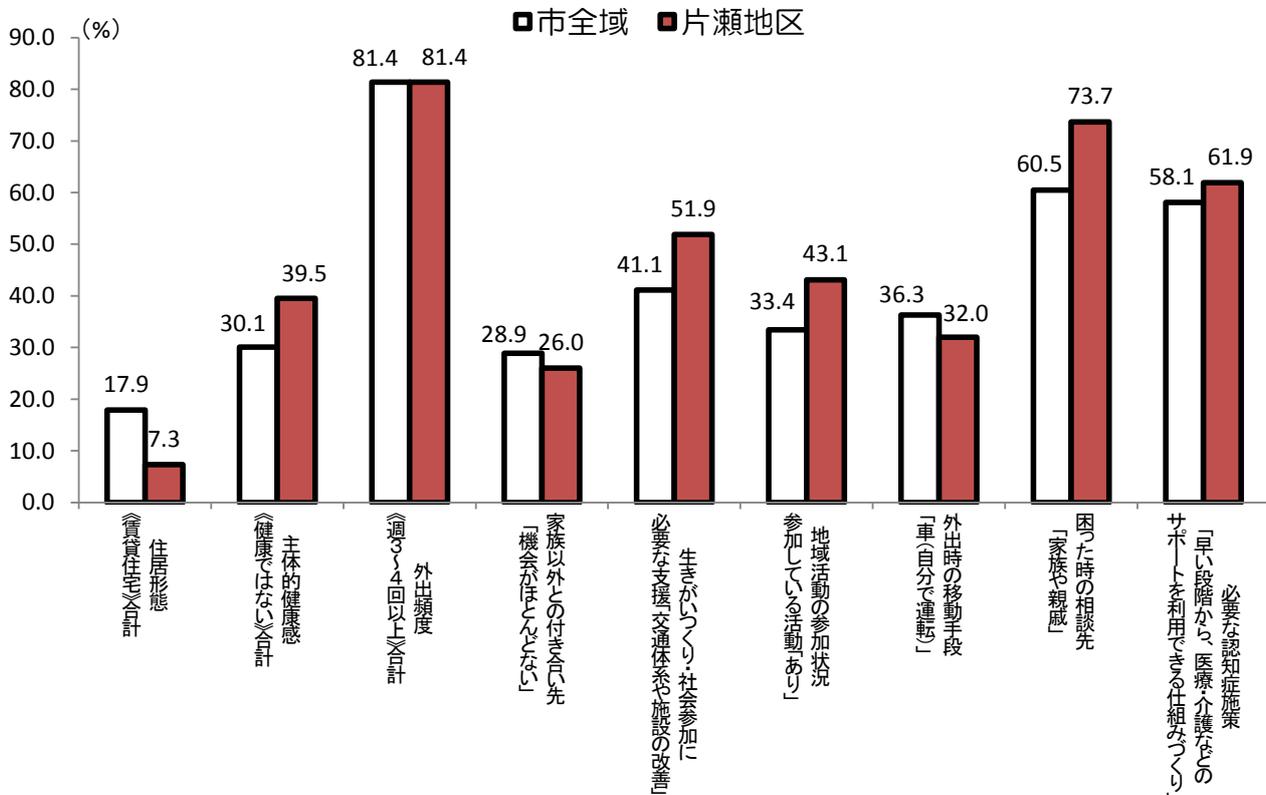
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○在宅ねたきり高齢者の高齢者人口に占める割合、要介護・要支援認定者の高齢者人口に占める割合のいずれも市内で最も高くなっています。高低差が多い地理的条件から、超高齢社会を見据え、移動しやすい環境づくりが課題となっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連絡協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、ボランティアしおさい
居宅介護支援事業所、市民センター
※検討テーマに沿って、地域の団体に参加を依頼

〈検討テーマなど〉

「住民同士が気づき、普段着（無理のない範囲）の助け合いにつなげていく」

〈これまでの取組〉

- ・見守り活動を実践している地域資源の把握
- ・地域情報シートの作成とシートを活用した情報共有
- ・地区の見守りネットワーク構築を目指した交流会『身近な高齢者支援』の実施（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度）までの3年計画で実施）
1年目…「顔合わせ」
2年目…「心合わせ」
3年目…「力合わせ」

【今後の進め方（協議体を含む）】

- 第1層の生活支援コーディネーターと運営について協議しながら実施
- ・2017年度（平成29年度）からは協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- ・片瀬地区における「高齢者の居場所」を中心に、実施状況や運営状況を把握
- ・収集した情報を若い世代も含めた地区住民に広く周知
- ・住民同士の「助け合い」の醸成を図る

鵜沼地区



鵜沼地区は、南部に比較的緑が多い閑静な住宅地が形成されている一方、北部は藤沢駅の南側で、商業やサービス機能が集積するとともに、駅に近接した利便性の高さから、多くのマンションも立地しています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2017年10月1日現在)

総人口	57,431人 (1位)
高齢者人口	13,754人 (1位)
（うち、75歳以上人口）	7,048人 (1位)
高齢化率	24.0% (6位)
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	12.3% (5位)
ひとり暮らし高齢者人口	2,355人 (1位)
高齢者人口に占める割合	17.1% (3位)
在宅ねたきり高齢者人口	12人 (4位)
高齢者人口に占める割合	0.09% (11位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2017年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	2,642人 (1位)
高齢者人口に占める割合	19.2% (2位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	980人 [37.1%]
要介護1, 2	950人 [36.0%]
要介護3以上	712人 [26.9%]

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）】 (2017年9月末現在)】
 認知症があると推計される人数 1,494人 高齢者数に対する割合 10.9%

- 【医療に関する情報】
- ①在宅療養支援病院・診療所 9カ所
 - ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 10カ所
 - ③在宅医療受入可能薬局 9カ所
 - ④訪問看護ステーション 1カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
 ③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2017年10月1日現在)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1施設
---------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2017年10月1日現在)

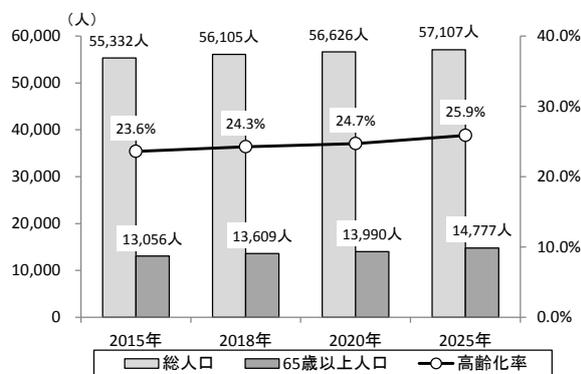
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
地域密着型通所介護	9施設
小規模多機能型居宅介護	3施設
認知症対応型共同生活介護	5施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2017年10月現在)

自治会・町内会	51
単位老人クラブ	13クラブ
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	1施設
高齢者の通いの場	3施設
地域市民の家	4カ所
地区ボランティアセンター ささえ	

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

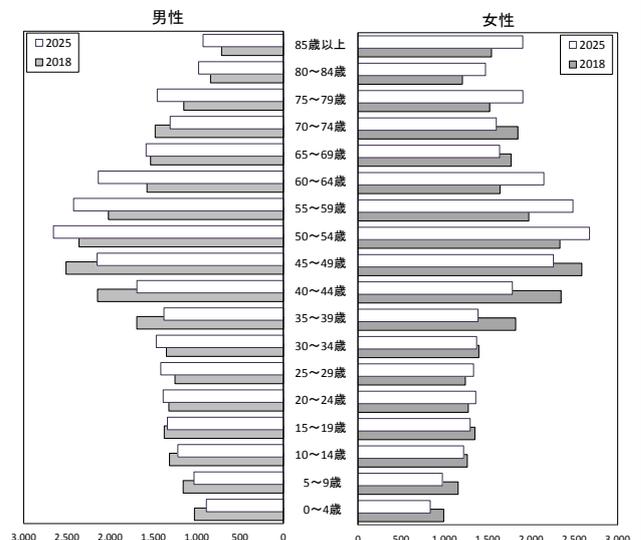


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+1.8%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+8.6%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.6%)

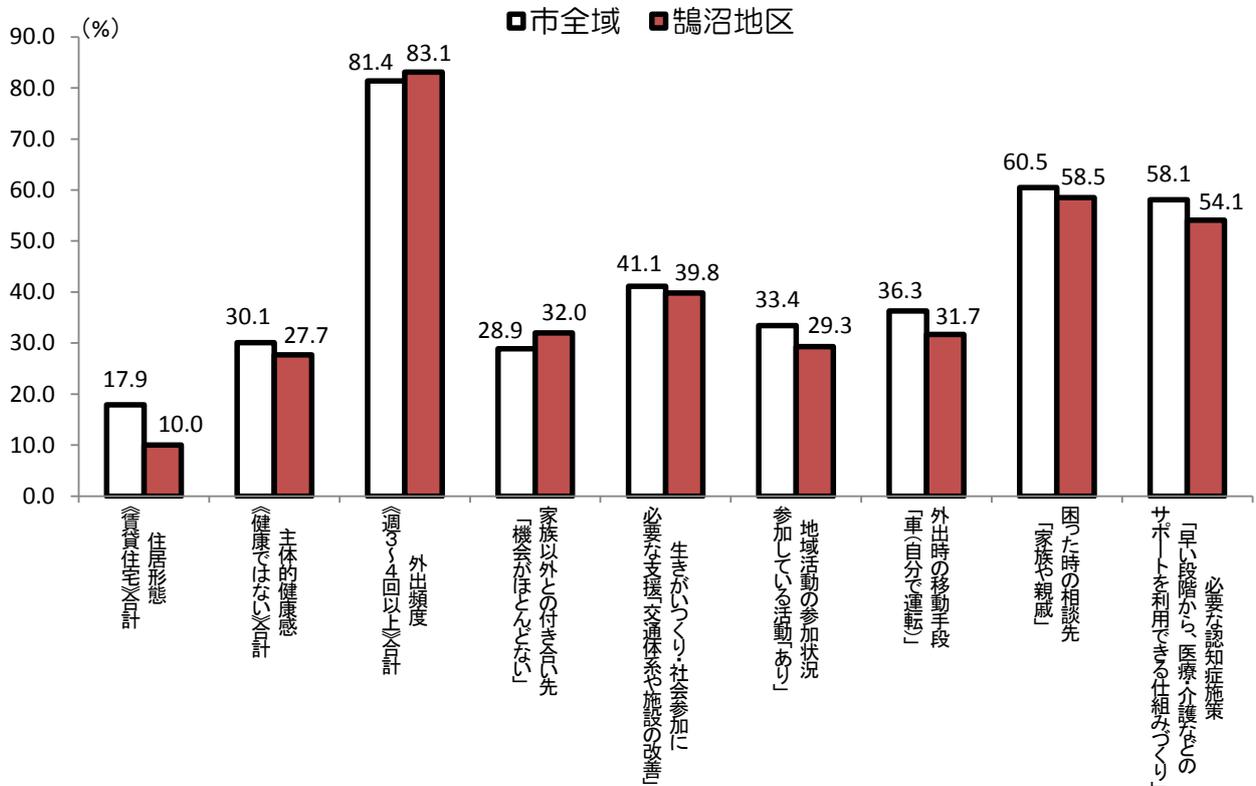
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○高齢化率は市全域と同様となっていますが、高齢者人口、ひとり暮らし高齢者人口及び要介護・要支援認定者数は市内で最も多くなっています。市内でも高齢者人口が多いことから、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）を2カ所設置し、地域に根ざした取組を進めています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、市民センター
コミュニティソーシャルワーカー

〈検討テーマなど〉

「地域での孤立防止のための見守りに関する普及啓発、実践的な方法の検討」

〈これまでの取組〉

- 地区で生じた「孤立死」事例をきっかけに、「鶺沼から高齢者の孤立をなくそう」とのキャッチフレーズで、孤立死防止のための出張講座を自治会町内会の協力のもと実施
- 関係団体が連携していく仕組みづくりについて検討
- 2015年度（平成27年度）～高齢者見守りに関するチラシ作成、回覧

【今後の進め方（協議体を含む）】

- 2017年度（平成29年度）から協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- 「高齢者が通える場」についての検討
- 鶺沼地区における社会資源の把握
- 把握した資源をマッピングや冊子などの形にまとめる作業を検討
- まとめた資源などを生活支援に役立てるための活用方法の検討

辻堂地区



辻堂地区は、海岸沿いに県立辻堂海浜公園が立地し、湘南らしい風致とにぎわい、交流を持ちながら、住宅地と共存しています。地区の半数が低層住宅地となっており、比較的緑も多く閑静な住宅市街地が形成されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2017年10月1日現在)	【施設サービス】	(2017年10月1日現在)
総人口	43,266人 (3位)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
高齢者人口	9,661人 (5位)	【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
(うち、75歳以上人口)	4,983人 (4位)	認知症対応型通所介護	2施設
高齢化率	22.3% (8位)	地域密着型通所介護	4施設
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.5% (8位)	小規模多機能型居宅介護	2施設
ひとり暮らし高齢者人口	1,561人 (4位)	認知症対応型共同生活介護	2施設
高齢者人口に占める割合	16.2% (4位)	【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2017年10月現在)
在宅ねたきり高齢者人口	13人 (3位)	自治会・町内会	47
高齢者人口に占める割合	0.13% (8位)	単位老人クラブ	10クラブ

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】	(2017年9月末現在)	地域の縁側	2施設
要介護・要支援認定者数	1,791人 (4位)	高齢者の通いの場	2施設
高齢者人口に占める割合	18.5% (4位)	地域市民の家	4カ所
介護度3区分別認定者数		地区ボランティアセンター すこやか	
要支援1, 2	675人 [37.7%]		
要介護1, 2	666人 [37.2%]		
要介護3以上	450人 [25.1%]		

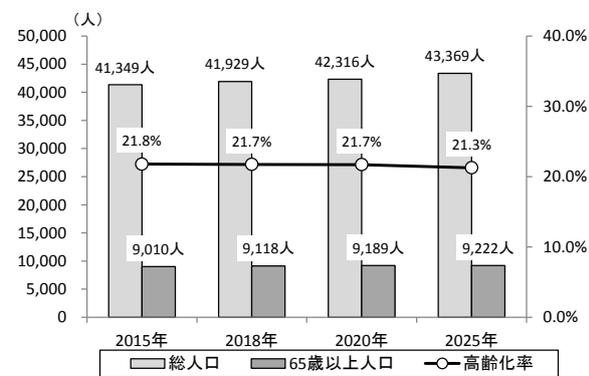
【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2017年9月末現在)】
 認知症があると推計される人数 976人 高齢者数に対する割合 10.1%

- 【医療に関する情報】**
- ①在宅療養支援病院・診療所 6カ所
 - ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 8カ所
 - ③在宅医療受入可能薬局 10カ所
 - ④訪問看護ステーション 4カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
 ③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

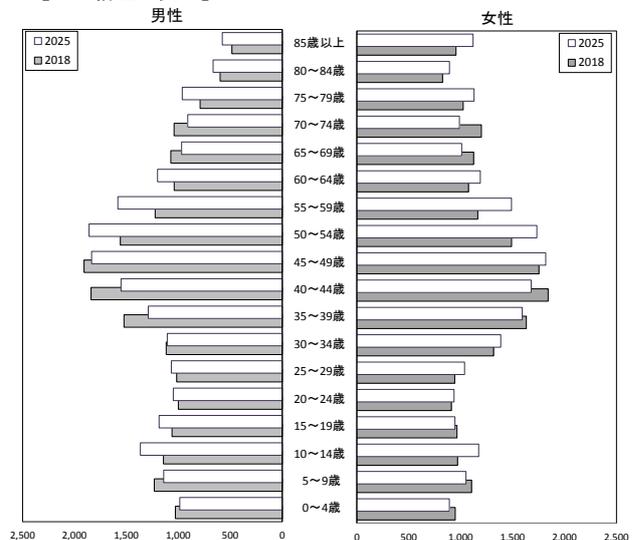


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+3.4%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+1.1%)
- ・高齢化率 : 減少傾向 (▲0.4%)

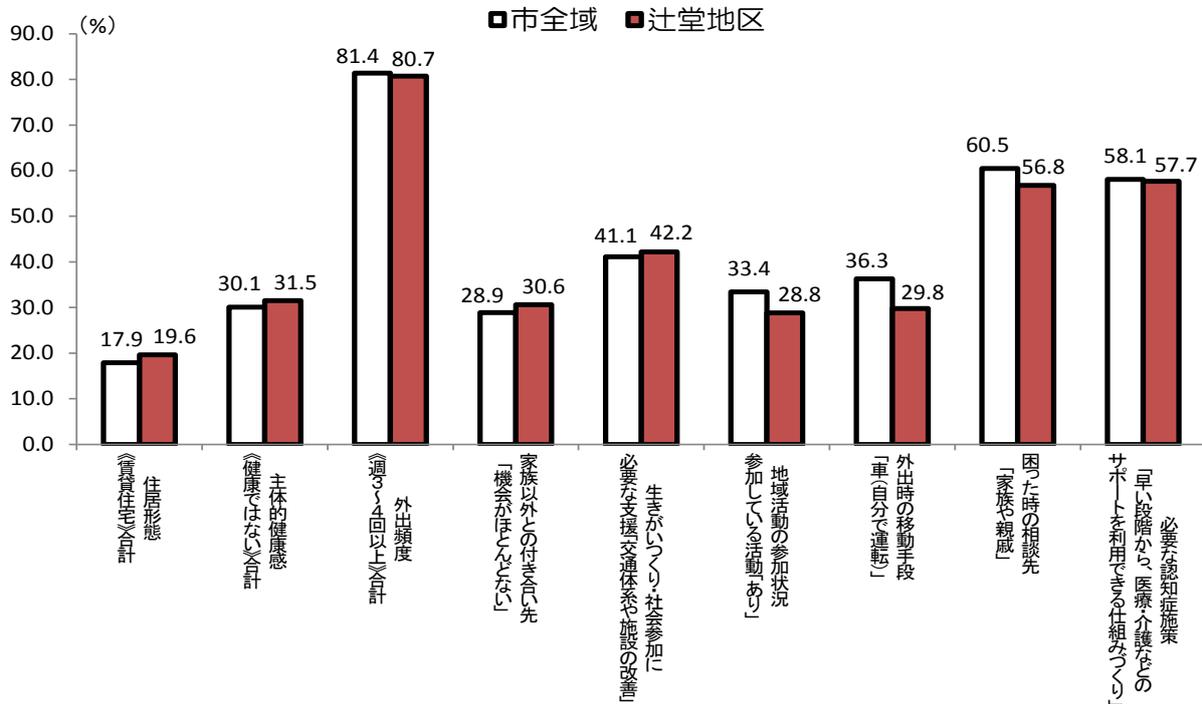
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○他の地区と比べて、高齢化率は市全域を下回っていますが、高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合が高くなっています。また、要介護・要支援認定者数も、市全域を上回っています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、市民センター
 ※2017年度（平成29年度）～自治会長・町内会長連絡協議会、地区社会福祉協議会
 老人クラブ連合会、地区ボランティアセンター

〈検討テーマなど〉

「地域住民同士の『気づき合い』『支えあい』の地域づくり」

〈これまでの取組〉

- ・向こう三軒両隣の「気づき合い・支えあい」をより強めていくための見守りチラシや広報の作成
- ・自治会長・町内会長連絡協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、地区住民を対象としたワークショップを開催（2年間開催）
 1年目…住民同士の気づきあい、お互いさまの意識を広めるためにできること
 2年目…先進事例の紹介とわたしの目標設定

【今後の進め方】

2017年度（平成29年度）から、小地域ケア会議と協議体を分けて実施。実施にあたっては、構成員の構成を見直し、また地区住民から公募委員を募集
 両会議については連携が必須であることから、構成員については同様とする
 協議体については、第1層の生活支援コーディネーターと運営について協議しながら実施

〈小地域ケア会議〉

- ・個別事例を通じて、「地区で生活を支える」ことを検討
 - ・フォーマル、インフォーマルサービスの把握と、生活を支えるにあたっての課題を抽出
 - ・抽出された、地区に共通する課題を整理し、協議体にて課題解決の方法を検討
- 〈協議体〉
- ・小地域ケア会議で抽出された課題を中心に解決方法などを検討し、地域で生活を支えるための取組を具体化
 - ・地域で解決できない課題については、行政へ提言

村岡地区



村岡地区は、北部では低層住宅地、JR 東海道線沿線では工場地となっており、工業と住宅の混成市街地が形成されています。また、もともと傾斜部が多い地形となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】

(2017年10月1日現在)

総人口	30,421人 (9位)
高齢者人口	6,319人 (8位)
(うち、75歳以上人口)	3,049人 (9位)
高齢化率	20.8% (12位)
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	10.0% (11位)
ひとり暮らし高齢者人口	816人 (9位)
高齢者人口に占める割合	12.9% (10位)
在宅ねたきり高齢者人口	10人 (8位)
高齢者人口に占める割合	0.16% (5位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】

(2017年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,044人 (10位)
高齢者人口に占める割合	16.5% (9位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	381人 [36.5%]
要介護1, 2	380人 [36.4%]
要介護3以上	283人 [27.1%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2017年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 572人 高齢者数に対する割合 9.1%

【医療に関する情報】

- ①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 2カ所
- ②在宅医療受入可能薬局 4カ所
- ③訪問看護ステーション 1カ所

※①藤沢市歯科医師会②藤沢市薬剤師会
③藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】

(2017年10月1日現在)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設
介護老人保健施設	1施設
【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
地域密着型通所介護	4施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	4施設

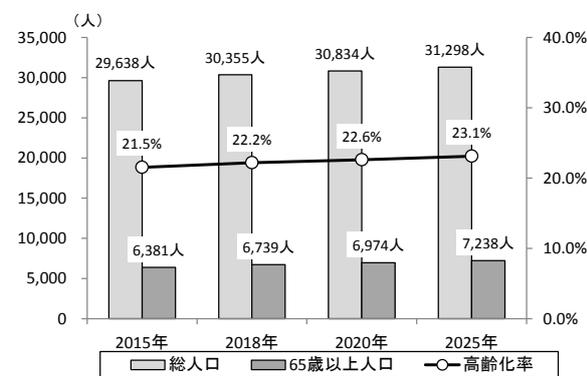
【主な地域コミュニティ活動・施設】

(2017年10月現在)

自治会・町内会	24
単位老人クラブ	11クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
地域の縁側	1施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	3カ所
地区ボランティアセンター めくもり	

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

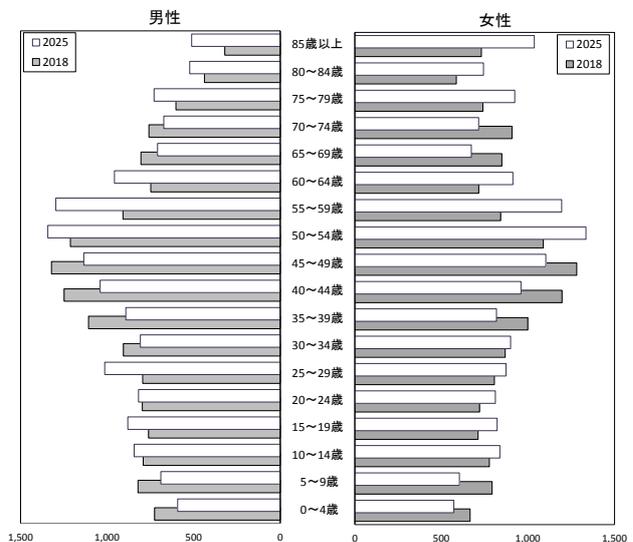


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+3.1%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+7.4%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+0.9%)

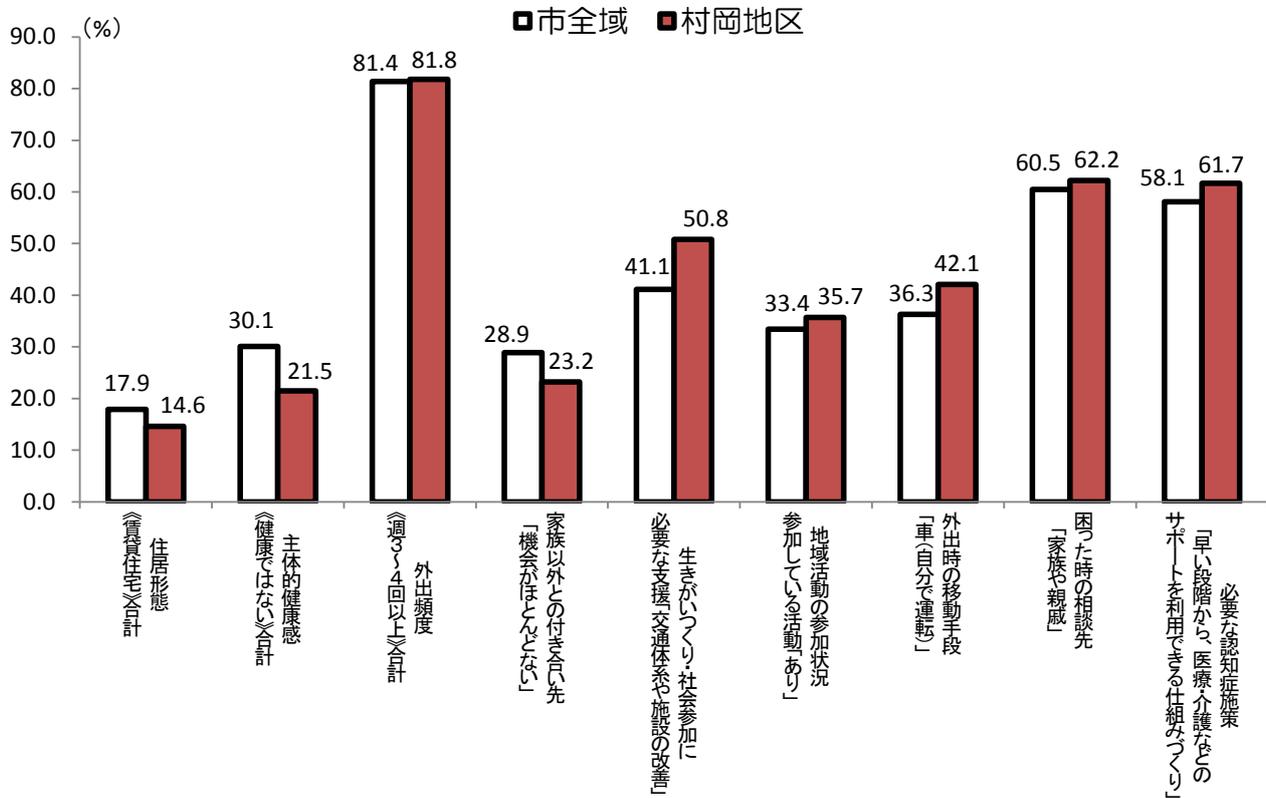
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○高齢化率が20.8%と市全域を下回っています。また、ひとり暮らし高齢者数及び要介護・要支援認定者数も、市全域を下回っています。調査結果では、生きがいがづくり・社会参加に必要な支援として「交通体系や施設の改善」と回答している人の割合が高くなっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター
居宅介護支援事業所、高齢者関連施設、公民館、コミュニティソーシャルワーカー

〈検討テーマなど〉

「地域における見守りの意識を高める」

〈これまでの取組〉

- 高齢者の見守り意識を高めるためのチラシを作成、地区内掲示板や地域の商店・銀行などに配布
- 2015年度（平成27年度）には「見守られ上手」をキーワードに福祉講演会を開催
- 「つなぐ・つなげる・つながる」ことを目的に個別事例を用いた高齢者支援を検討

【今後の進め方（協議体を含む）】

- 2017年度（平成29年度）からは協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- これまでに配布したチラシを見直し、色が褪せているものなどについて、張り替えをし、継続して周知を実施
- 「見守られ上手」の要素を事例を中心にさぐり、地域においてその意識が広がるよう、関係団体と検討・実践を行う
- 統計データや個別事例を通じて把握された資源について、地図に落とし込む作業を進め、地区の特性を把握
- 積極的なアプローチが必要な地区を洗い出し、具体的なアプローチ方法を検討

藤沢地区



藤沢地区は、藤沢駅北口を中心に商業・業務地と住宅地などにより構成され、鉄道3線が結節するターミナルとして利便性の高い場所であるとともに、歴史・文化や自然資源にも恵まれています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2017年10月1日現在)	【施設サービス】	(2017年10月1日現在)
総人口	45,115人 (2位)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
高齢者人口	10,653人 (3位)	介護老人保健施設	1施設
(うち、75歳以上人口)	5,347人 (3位)	【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
高齢化率	23.6% (7位)	地域密着型通所介護	10施設
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	11.9% (7位)	看護小規模多機能型居宅介護	2施設
ひとり暮らし高齢者人口	1,886人 (2位)	認知症対応型共同生活介護	1施設
高齢者人口に占める割合	17.7% (2位)	【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2017年10月現在)
在宅ねたきり高齢者人口	22人 (1位)	自治会・町内会	80
高齢者人口に占める割合	0.21% (1位)	単位老人クラブ	19クラブ

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】	(2017年9月末現在)
要介護・要支援認定者数	2,003人 (2位)
高齢者人口に占める割合	18.8% (3位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	712人 [35.5%]
要介護1, 2	763人 [38.1%]
要介護3以上	528人 [26.4%]

【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2017年9月末現在)】
 認知症があると推計される人数 1,098人 高齢者数に対する割合 10.3%

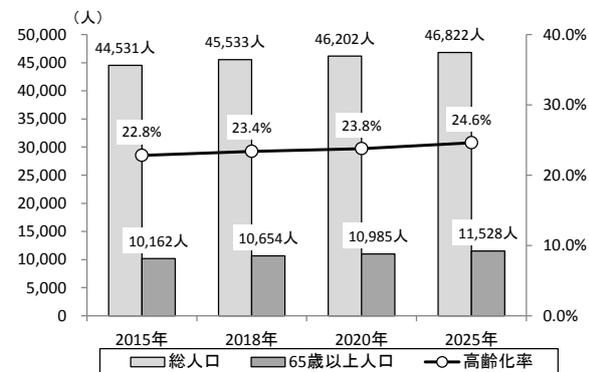
【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 7カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 10カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 9カ所
- ④訪問看護ステーション 3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
 ③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

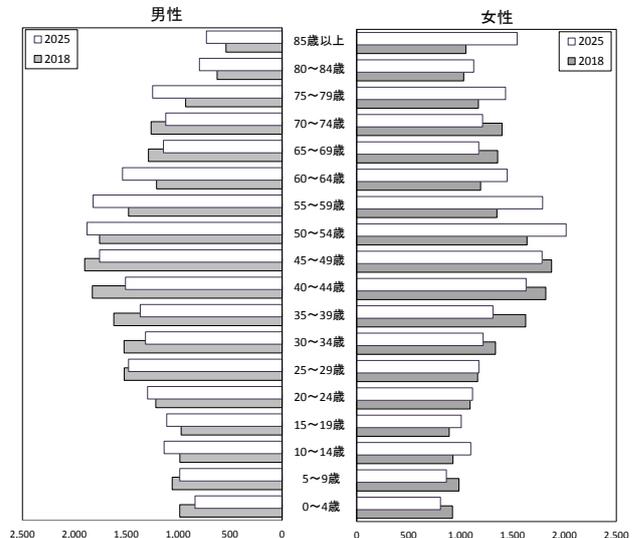


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+2.8%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+8.2%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.2 ㇿ)

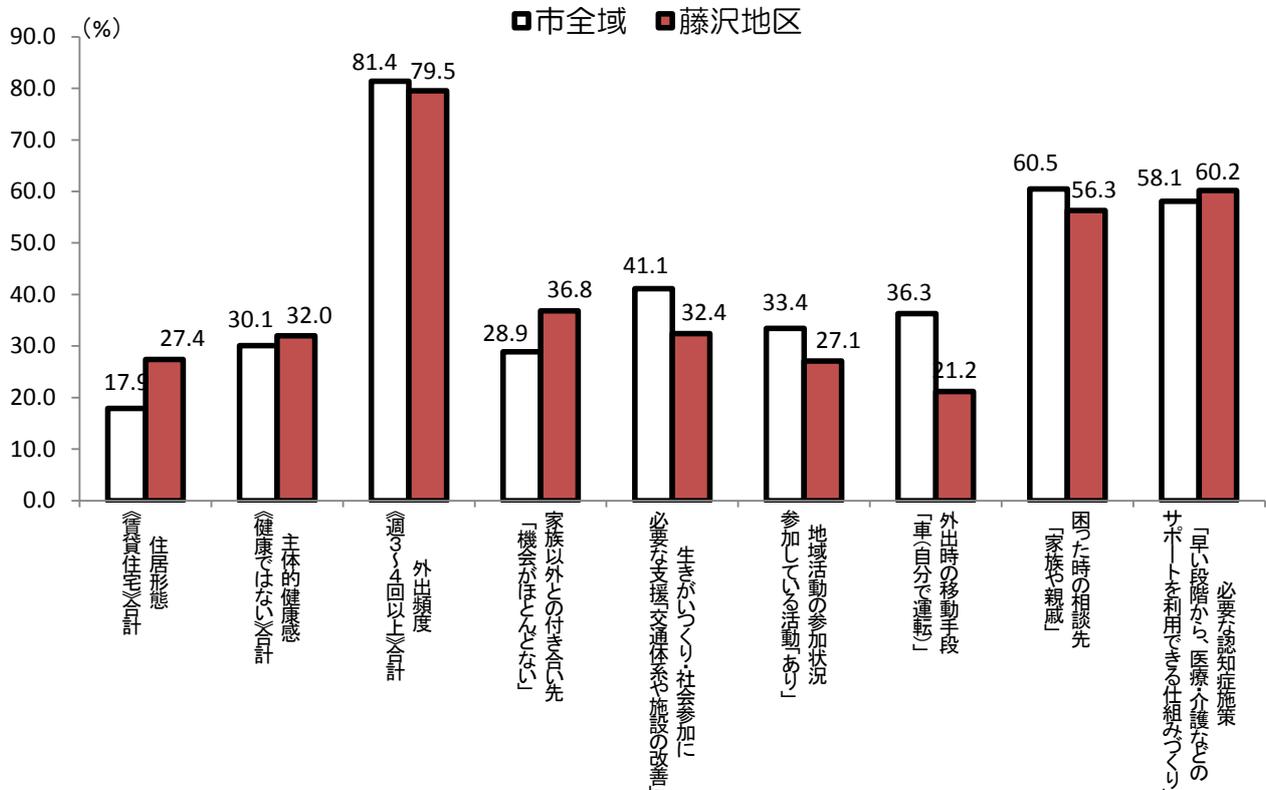
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○高齢化率は市全域とほぼ同様となっている一方、在宅ねたきり高齢者が市内で最も多く、高齢者人口に占める割合も高い状況にあります。調査結果では、賃貸住宅の割合が高くなっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、第2層生活支援コーディネーター
公民館

〈検討テーマなど〉

「元気なシニア世代への互助・見守り啓発と他団体との連携づくり」

〈これまでの取組〉

- 高齢者の見守りの意識を高めるためのチラシを作成公園体操の場を活用したチラシの配布と説明を実施
- 「幅広い年齢層への働きかけ」をテーマに、団体所属や地域活動に参加していない、いわゆる「潜在化している高齢者」へのアプローチ方法を検討
- 支援につながった事例の検討から、つながった要素を洗い出すとともに、地域生活で欠かせない場所である商店などに直接チラシを配布、周知を図った

【今後の進め方（協議体を含む）】

- 2017年度（平成29年度）からは協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- 引き続き、潜在化している高齢者にどのようにアプローチし、支援機関や地域につなげられるのか、チラシの配布も継続しながら検討
- 地域にある資源の情報交換と、把握された資源を地図に落とし込む作業を通じて共有、その活用方法について検討

明治地区



明治地区は、辻堂駅周辺に都市機能が集まっています。また、住宅地として旧道沿いに集落が形成されていましたが、高度成長期以降、急激に住宅地開発が進み、集合住宅などが建設されました。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2017年10月1日現在)

総人口	29,431人 (10位)
高齢者人口	6,220人 (9位)
（うち、75歳以上人口）	2,973人 (10位)
高齢化率	21.1% (11位)
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	10.1% (9位)
ひとり暮らし高齢者人口	832人 (7位)
高齢者人口に占める割合	13.4% (8位)
在宅ねたきり高齢者人口	6人 (11位)
高齢者人口に占める割合	0.10% (10位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2017年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,107人 (9位)
高齢者人口に占める割合	17.8% (5位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	390人 [35.2%]
要介護1, 2	397人 [35.9%]
要介護3以上	320人 [28.9%]

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）】 (2017年9月末現在)】
 認知症があると推計される人数 614人 高齢者数に対する割合 9.9%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 3カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 4カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 6カ所
- ④訪問看護ステーション 2カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
 ③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2017年10月1日現在)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1施設
---------------------	-----

【地域密着型サービス】 (2017年10月1日現在)

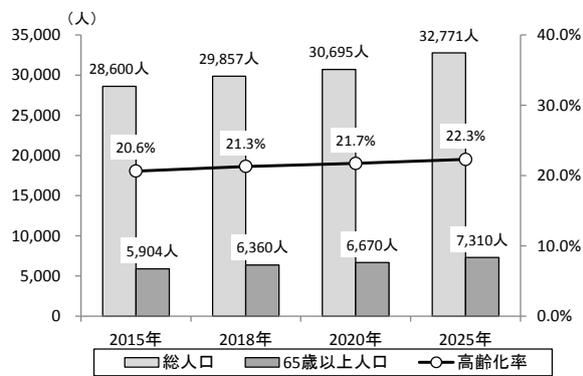
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
夜間対応型訪問介護	1施設
地域密着型通所介護	1施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2017年10月現在)

自治会・町内会	31
単位老人クラブ	10クラブ
地域の縁側	3施設
高齢者の通いの場	3施設
地域市民の家	2カ所
地区ボランティアセンター むすびて	

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

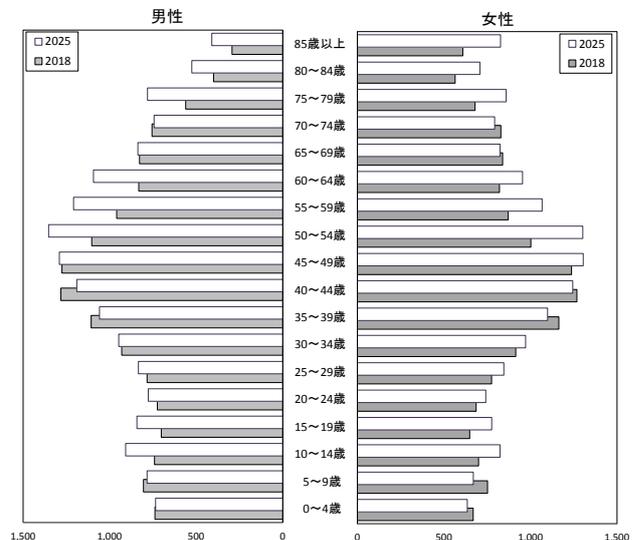


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+9.8%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+14.9%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.0 ㊦)

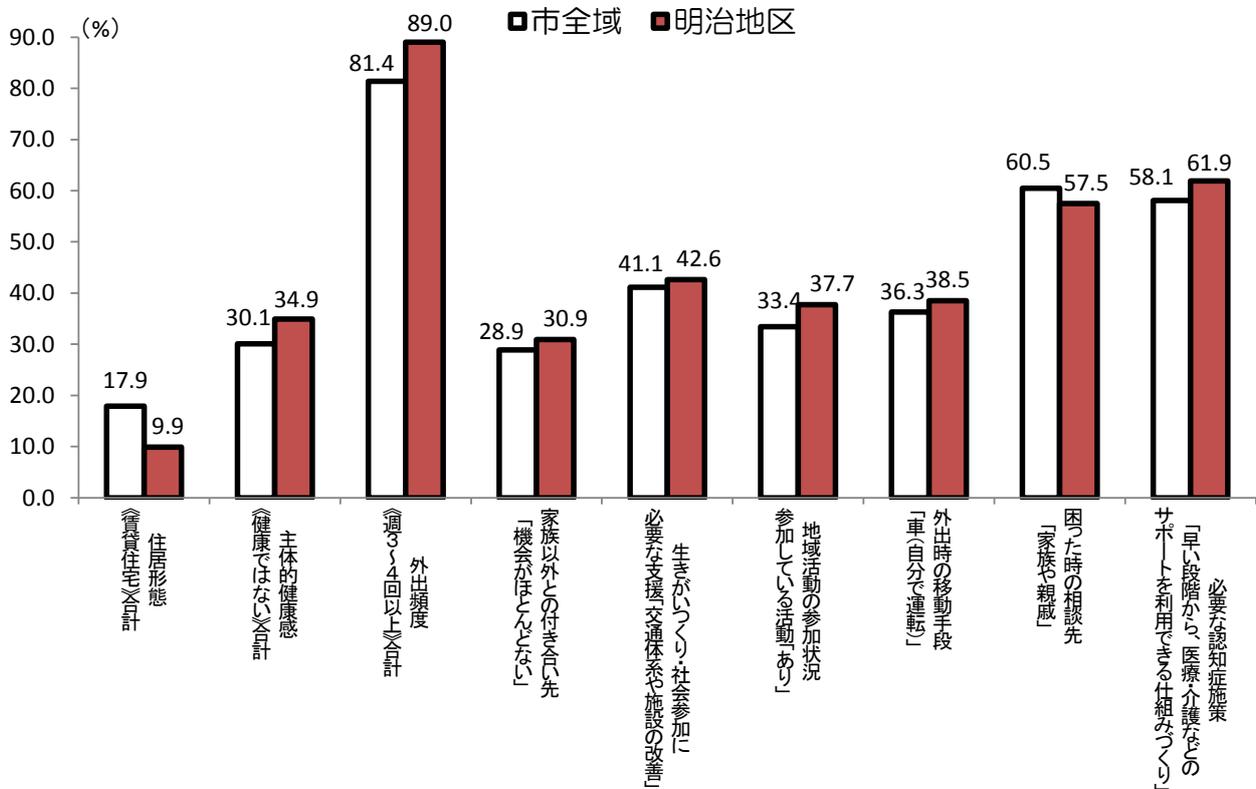
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○高齢化率、ひとり暮らし高齢者人口及び要介護・要支援認定者数は市全域を下回っていますが、要介護・要支援認定者数の高齢者人口に占める割合は市全域と同様となっています。調査結果では、賃貸住宅の割合は低くなっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、市民センター

〈検討テーマなど〉

「いつまでも安心して暮らせるまち、明治地区」

〈これまでの取組〉

- 民生委員、老人クラブに対し、アンケートを実施
- 「公開参加型小地域ケア会議」を3回実施。一般市民の方も参加していただき、地区全体のこととして高齢者支援を検討
 - 1回目…「いつまでも安心して暮らせるまち、明治地区をめざして」
小地域ケア会議の取組発表、パネルディスカッション
 - 2回目…「皆で知り合い、ともに考えましょう！これからの私たちの生活」
地域の活動団体の紹介、グループワーク
 - 3回目…「同上」
認知症をテーマに実践していること、あったらいいことをグループワーク

【今後の進め方（協議体を含む）】

- 2017年度（平成29年度）からは協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- 地区全体で開催してきた公開参加型小地域ケア会議について、地区内をさらに小さな単位に分けて、より一般市民の方に参加しやすい形で実施
- 小さな単位で行うことにより、より地域に根ざした資源や課題を抽出
- 把握された資源や課題について、本会議で吸い上げ、地図に落とし込む作業などを通じて共有し、課題の解決に向けた検討や、不足している資源などの把握と創出に向けた検討を進める

善行地区



善行地区は、坂道の多い地形です。1964年（昭和39年）に県営亀井野団地、翌1965年（昭和40年）には善行団地の造成といった大規模な住宅開発が続き、現在の善行地区の基盤ができあがりました。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2017年10月1日現在)	【施設サービス】	(2017年10月1日現在)
総人口	42,327人 (4位)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1施設
高齢者人口	11,193人 (2位)	介護療養型医療施設	1施設
（うち、75歳以上人口）	5,685人 (2位)	【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
高齢化率	26.4% (4位)	認知症対応型通所介護	1施設
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	13.4% (2位)	地域密着型通所介護	5施設
ひとり暮らし高齢者人口	1,603人 (3位)	小規模多機能型居宅介護	2施設
高齢者人口に占める割合	14.3% (7位)	認知症対応型共同生活介護	1施設
在宅ねたきり高齢者人口	17人 (2位)	地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設
高齢者人口に占める割合	0.15% (7位)		

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

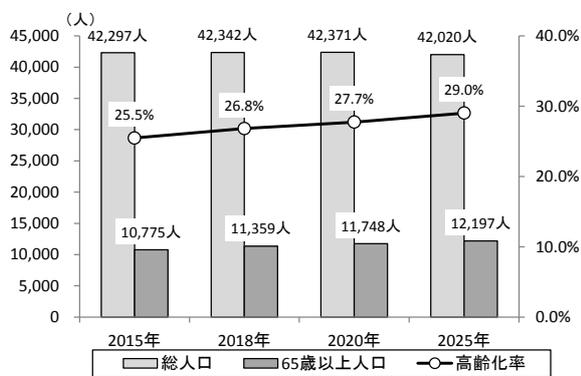
【要介護・要支援の認定の状況】	(2017年9月末現在)	【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2017年10月現在)
要介護・要支援認定者数	1,930人 (3位)	自治会・町内会	37
高齢者人口に占める割合	17.2% (7位)	単位老人クラブ	9クラブ
介護度3区分別認定者数		いきいきシニアセンター	1施設
要支援1, 2	744人 [38.5%]	地域の縁側	6施設
要介護1, 2	686人 [35.5%]	高齢者の通いの場	2施設
要介護3以上	500人 [25.9%]	地域市民の家	4カ所
		老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所
		地区ボランティアセンター パートナースHIP善行	
【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）	(2017年9月末現在)	【介護予防に関する情報】	
認知症があると推計される人数	1,007人	介護予防運動自主活動団体	1団体
高齢者数に対する割合	9.0%		

- 【医療に関する情報】**
- ①在宅療養支援病院・診療所 4カ所
 - ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 3カ所
 - ③在宅医療受入可能薬局 4カ所
 - ④訪問看護ステーション 3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

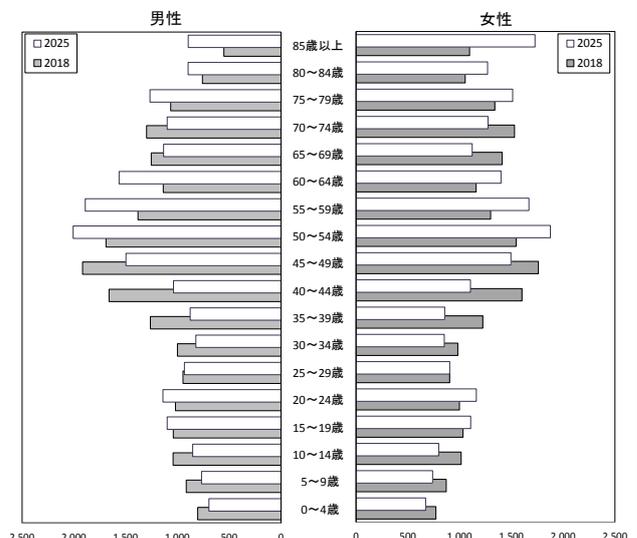


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲0.8%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+7.4%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+2.2%)

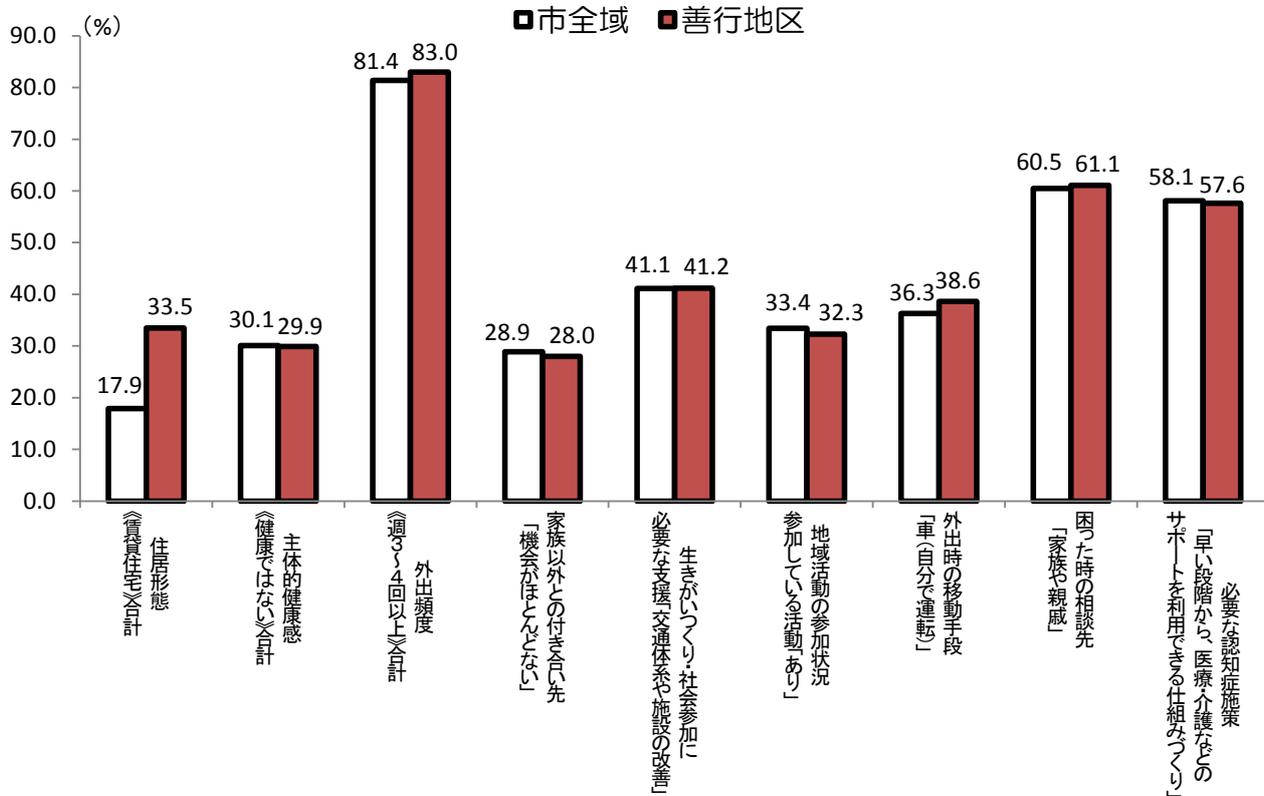
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○他の地区と比べて、高齢者人口、ひとり暮らし高齢者人口及び在宅ねたきり高齢者が多くなっています。また、要介護・要支援認定者数も市全域を上回っている状況です。調査結果では、賃貸住宅の割合が高くなっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター
市民センター、地域の縁側、通いの場、高齢者関連施設

〈検討テーマなど〉

「さりげない見守りの力、周囲の小さな気づきが支えあいの活動になることの啓発」

〈これまでの取組〉

- ・高齢者の見守りに関する講演会の実施
- ・事例検討
- ・「地域ケア会議通信」の発行（2回／年）
- ・地域の声を直接聴く場としての「コミュニティ・カフェ」の開催

【今後の進め方（協議体を含む）】

- ・2017年度（平成29年度）から、小地域ケア会議と協議体を分けて実施。実施にあたっては、構成員の構成を見直し、協議体については、小地域ケア会議の構成員に加え、次の団体代表にも出席を依頼

〈協議体追加構成員〉

郷土づくり推進会議、青少年育成協力会、防犯協会、交通安全対策協議会、生活環境協議会

〈小地域ケア会議〉

- ・引き続き、コミュニティ・カフェを開催し、地域の声を聴いていく
- ・小地域ケア会議通信の発行

〈協議体〉

- ・「ささえあいの仕組みづくり」をテーマに、新たな構成員も加えた意見交換を実施
- ・意見交換から抽出された資源や課題をまとめ、これまで行われていた活動を生かしつつ、課題解決に向けた具体的な方法を検討

湘南大庭地区



湘南大庭地区は、昭和40年代に、「湘南ライフタウン」として、都市と農業の調和を図る総合的なまちづくりが進められ、都市公園が計画的に配置されるなど、緑豊かな居住環境が形成されています。

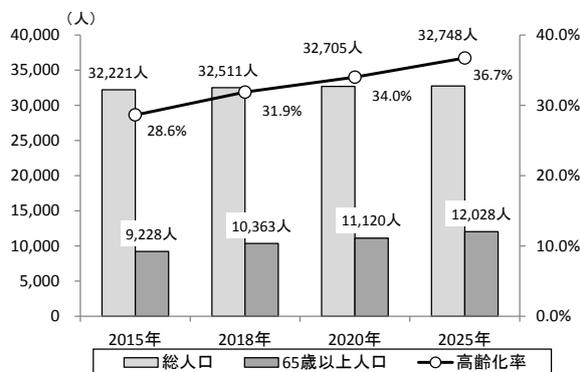
■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2017年10月1日現在)	【施設サービス】	(2017年10月1日現在)
総人口	32,417人 (7位)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設
高齢者人口	9,885人 (4位)	介護老人保健施設	1施設
(うち、75歳以上人口)	3,903人 (6位)	【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
高齢化率	30.5% (1位)	地域密着型通所介護	3施設
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	12.0% (6位)	小規模多機能型居宅介護	1施設
ひとり暮らし高齢者人口	744人 (10位)	認知症対応型共同生活介護	2施設
高齢者人口に占める割合	7.5% (13位)	地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設
在宅ねたきり高齢者人口	12人 (4位)	【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2017年10月現在)
高齢者人口に占める割合	0.12% (9位)	自治会・町内会	48
※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。		単位老人クラブ	8クラブ
【要介護・要支援の認定の状況】	(2017年9月末現在)	地域の縁側	3施設
要介護・要支援認定者数	1,203人 (8位)	高齢者の通いの場	1施設
高齢者人口に占める割合	12.2% (13位)	地域市民の家	4カ所
介護度3区分別認定者数		地区ボランティアセンター ライフタウン・ジョウ	
要支援1, 2	401人 [33.3%]	【介護予防に関する情報】	
要介護1, 2	471人 [39.2%]	介護予防運動自主活動団体	2団体
要介護3以上	331人 [27.5%]		
【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による)】	(2017年9月末現在)		
認知症があると推計される人数	660人		
高齢者数に対する割合	6.7%		
【医療に関する情報】			
①在宅療養支援病院・診療所	1カ所		
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	2カ所		
③在宅医療受入可能薬局	3カ所		
④訪問看護ステーション	2カ所		

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

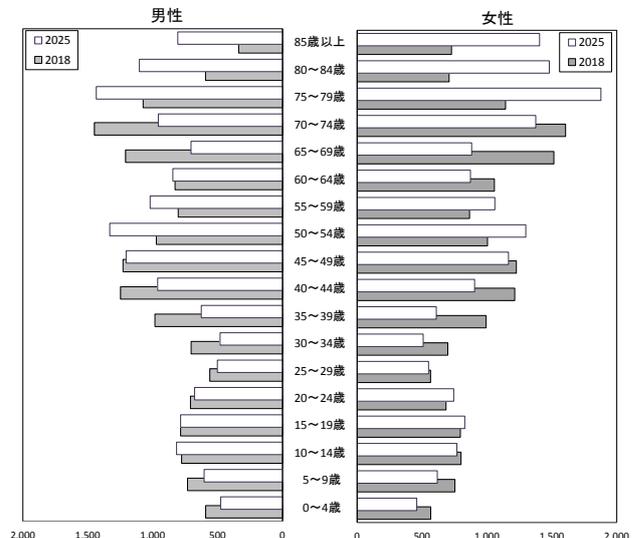


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+0.7%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+16.1%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+4.8 ㊦)

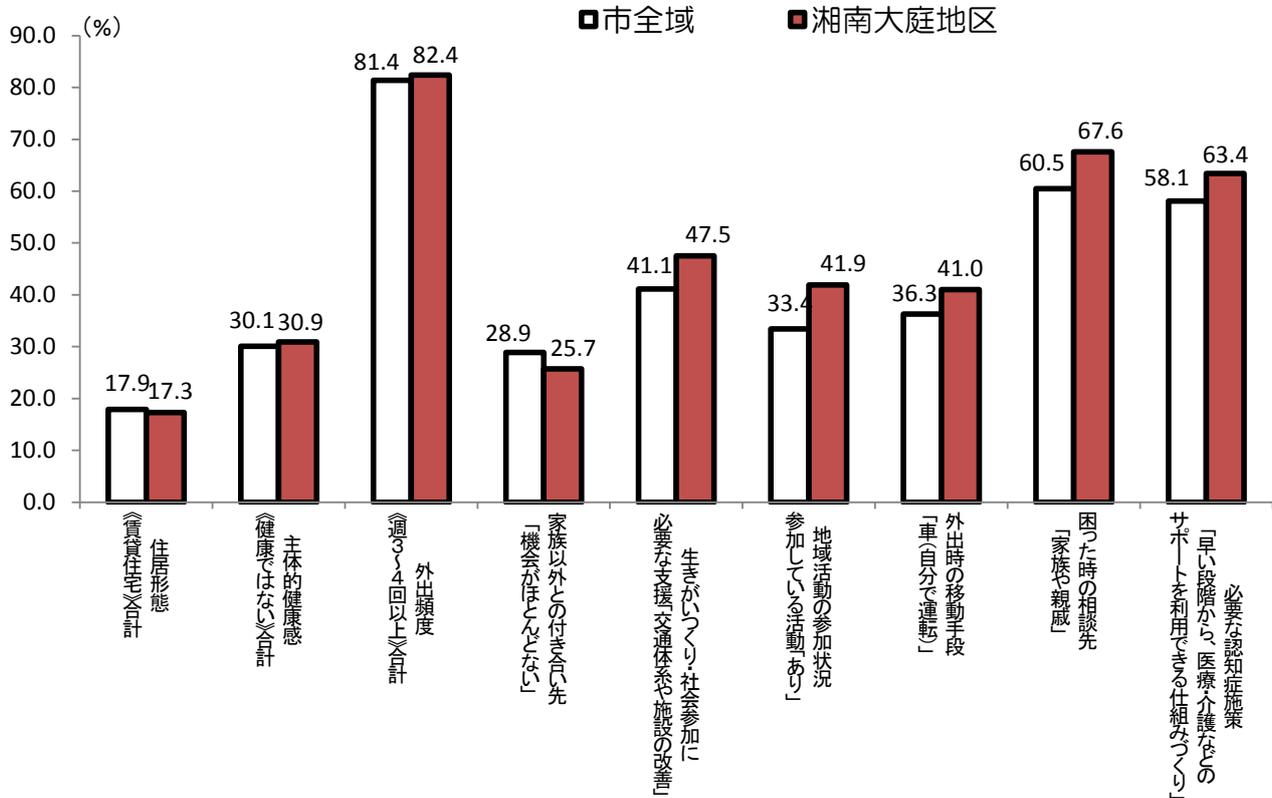
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○高齢化率は市内で最も高くなっている一方、ひとり暮らし高齢者及び要介護・要支援認定者の高齢者人口に占める割合は、市全域で最も低くなっています。居住者の多くが昭和50～60年代に住み始めた方であるため、今後、急速な高齢化を迎えることが予想されています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、市民センター、郷土づくり推進会議、居宅介護支援事業所
地区社会福祉協議会（会長、高齢者福祉部会長ボランティア部会長）
コミュニティソーシャルワーカー

〈検討テーマなど〉

「いくつになっても安心して暮らせる湘南大庭」

〈これまでの取組〉

- 地区の市民の方に「高齢者見守りに関するアイデア募集」を実施
- 地区内の中学校と連携し、高齢者支援に関する授業を実施
- 高齢者見守りチラシの回覧
- 民生委員児童委員、自治会長を対象とした高齢者支援に関する活動調査

【今後の進め方（協議体を含む）】

- 2017年度（平成29年度）からは協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- これまで把握した高齢者支援に関する地区内での具体的な活動をまとめ、その内容を冊子などに落とし込む作業を実施
- まとめた冊子などの活用方法について、関係者だけでなく、高齢者の方を中心とした一般市民の方に活用していただけるよう検討
- 作業を進める中で明らかとなった課題の解決に向けた検討や、不足している資源などについても把握と創出に向けた検討を実施

六会地区



六会地区は、自然環境に恵まれた緑豊かな居住環境を形成しています。一方、地区が東西に広く、小田急線と引地川によって分断されています。公共交通はミニバスの導入で改善もみられますが、地区の中心部への移動手段が不十分な地域も残されています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2017年10月1日現在)	【施設サービス】	(2017年10月1日現在)
総人口	34,874人 (5位)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設
高齢者人口	7,534人 (7位)	【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
(うち、75歳以上人口)	3,521人 (7位)	地域密着型通所介護	5施設
高齢化率	21.6% (10位)	小規模多機能型居宅介護	3施設
(総人口に占める75歳以上人口の割合)	10.1% (9位)	看護小規模多機能型居宅介護	1施設
ひとり暮らし高齢者人口	1,109人 (6位)	認知症対応型共同生活介護	2施設
高齢者人口に占める割合	14.7% (5位)	【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2017年10月現在)
在宅ねたきり高齢者人口	12人 (4位)	自治会・町内会	32
高齢者人口に占める割合	0.16% (5位)	単位老人クラブ	12クラブ

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】	(2017年9月末現在)	地域の縁側	1施設
要介護・要支援認定者数	1,328人 (6位)	高齢者の通いの場	2施設
高齢者人口に占める割合	17.6% (6位)	地域市民の家	4カ所
介護度3区分別認定者数		地区ボランティアセンター ボランティアセンターむつあい	
要支援1, 2	431人 [32.5%]		
要介護1, 2	493人 [37.1%]		
要介護3以上	404人 [30.4%]		

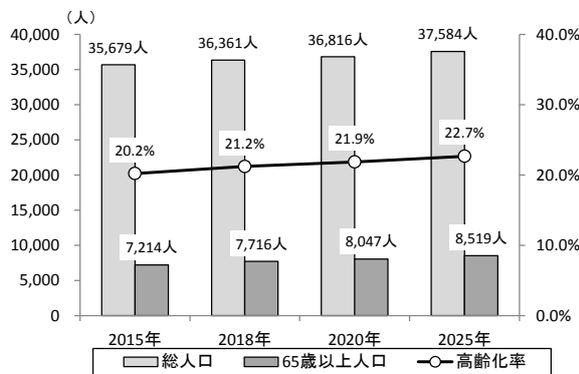
【認知症の状況(介護保険認定調査の日常生活自立度による) (2017年9月末現在)】
 認知症があると推計される人数 780人 高齢者数に対する割合 10.4%

- 【医療に関する情報】**
- ①在宅療養支援病院・診療所 3カ所
 - ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 2カ所
 - ③在宅医療受入可能薬局 1カ所
 - ④訪問看護ステーション 3カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
 ③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

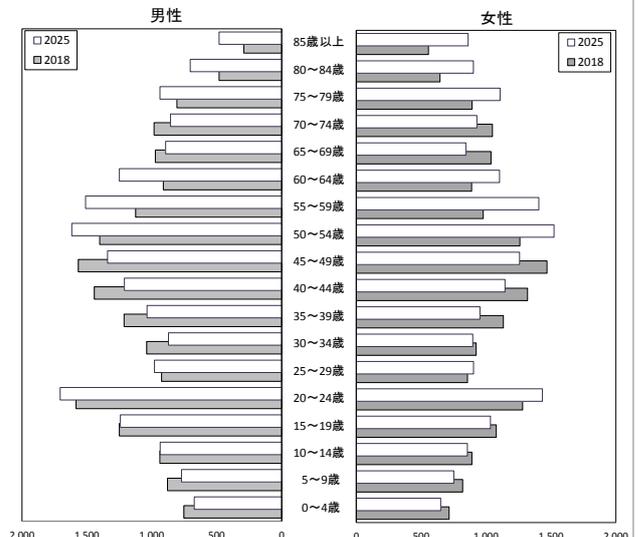


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+3.4%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+10.4%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.5 ㊦)

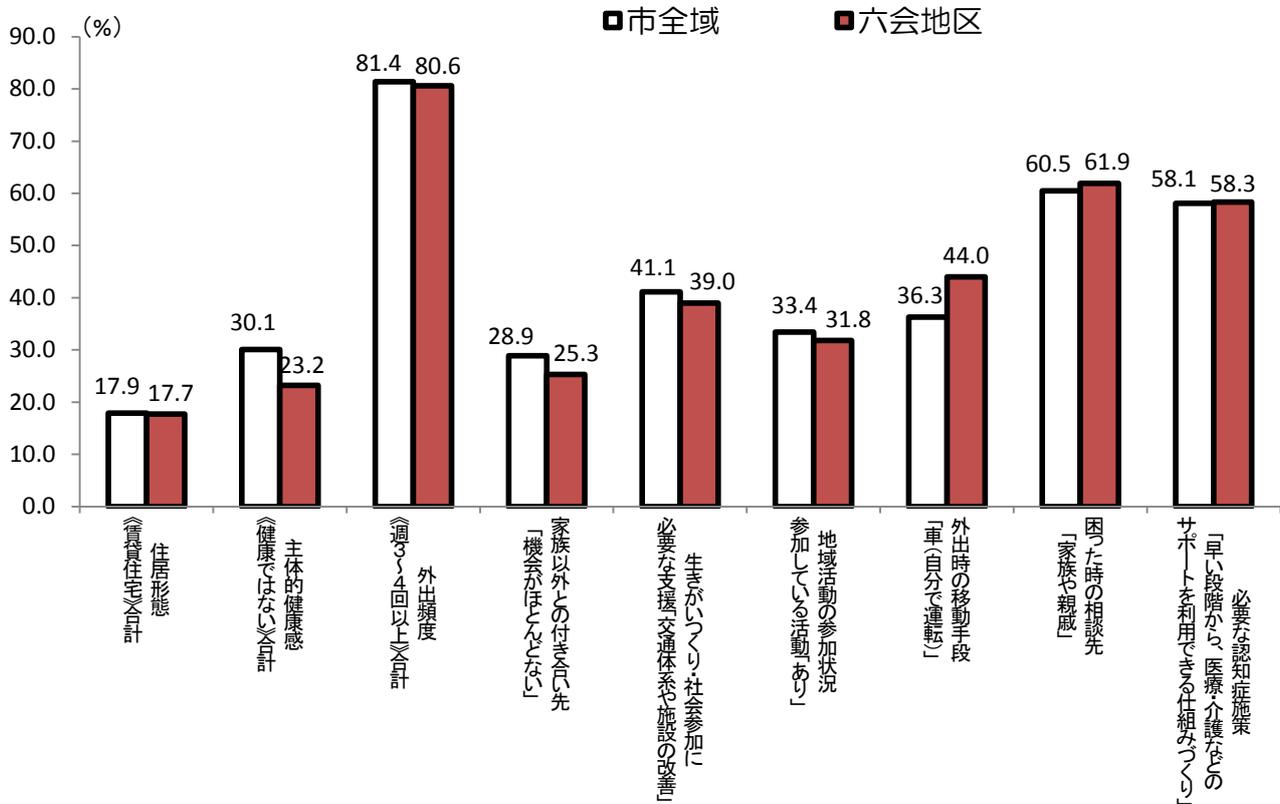
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○他の地区と比べ、高齢化率は市全域を下回っていますが、ひとり暮らし高齢者及び要介護・要支援認定者数などは、市全域と同様となっています。調査結果では、外出時の移動手段では、車（自分で運転）が多くなっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連合会、民生委員児童委員協議会、市民センター
老人クラブ連合会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
地区ボランティアセンター、バックアップふじさわ（北部福祉総合相談室）
居宅介護支援事業所、コミュニティソーシャルワーカー、障がい相談支援事業所

〈検討テーマなど〉

「気づき・受け止め・つなぎ役の仕組み強化、基盤づくり」

〈これまでの取組〉

- ・地区内の様々な活動や社会資源を把握し、整理、分析を実施
- ・分析結果などから見えてくる地区の特性を共有
- ・地区の特性から見えてくる課題などの抽出
- ・高齢者見守りチラシの作成・配布

【今後の進め方（協議体を含む）】

- ・2017年度（平成29年度）からは協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- ・個別ケースの検討を中心に、これまで把握した資源などをどのように活用できるのかを共有
- ・六会地区内のさらに小さな単位において、活用できる資源、不足している資源などを洗い出し、課題として取り上げる
- ・把握した資源を地図に落とし込むと同時に、個別ケースの検討から見えてきた生活支援などに係る課題について、具体的な解決方法を検討

湘南台地区



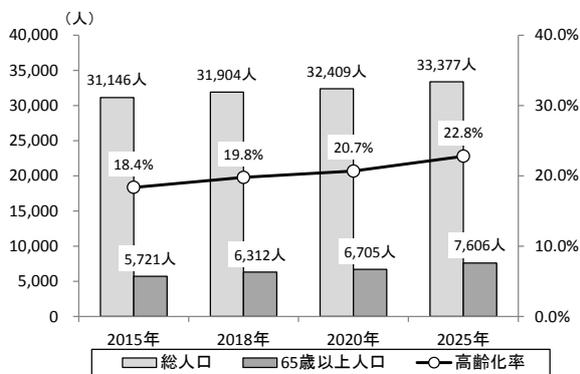
湘南台地区は、市民センターの開設にあわせ、1989年（平成元年）に誕生した新しい地区です。北部地域の拠点として、商業や様々なサービス機能が集まっており、利便性が高くなっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】	(2017年10月1日現在)	【施設サービス】	(2017年10月1日現在)
総人口	30,693人 (8位)	介護老人保健施設	1施設
高齢者人口	5,674人 (11位)	【地域密着型サービス】	(2017年10月1日現在)
（うち、75歳以上人口）	2,772人 (11位)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
高齢化率	18.5% (13位)	認知症対応型通所介護	1施設
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	9.0% (13位)	地域密着型通所介護	3施設
ひとり暮らし高齢者人口	830人 (8位)	小規模多機能型居宅介護	1施設
高齢者人口に占める割合	14.6% (6位)	認知症対応型共同生活介護	3施設
在宅ねたきり高齢者人口	3人 (13位)	地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設
高齢者人口に占める割合	0.05% (13位)	【主な地域コミュニティ活動・施設】	(2017年10月現在)
※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。		自治会・町内会	34
【要介護・要支援の認定の状況】	(2017年9月末現在)	単位老人クラブ	9クラブ
要介護・要支援認定者数	959人 (11位)	地域の縁側	1施設
高齢者人口に占める割合	16.9% (8位)	高齢者の通いの場	2施設
介護度3区分別認定者数		地域市民の家	1カ所
要支援1, 2	359人 [37.4%]	地区ボランティアセンター ちょこっと湘南台	
要介護1, 2	362人 [37.7%]	【介護予防に関する情報】	
要介護3以上	238人 [24.8%]	介護予防運動自主活動団体	6団体
【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）	(2017年9月末現在)		
認知症があると推計される人数	508人		
高齢者数に対する割合	9.0%		
【医療に関する情報】			
①在宅療養支援病院・診療所	5カ所		
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	5カ所		
③在宅医療受入可能薬局	5カ所		
④訪問看護ステーション	2カ所		
※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会 ③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会			

■今後の高齢化の見通し■

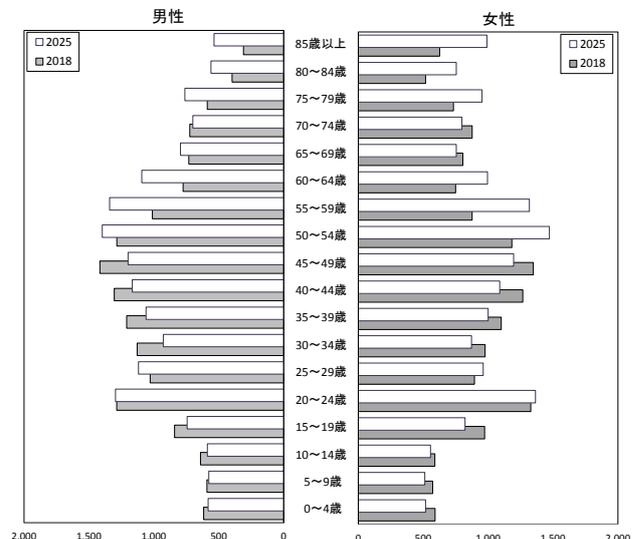
【高齢者人口と高齢化率の推移】



(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+4.6%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+20.5%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+3.0ポイント)

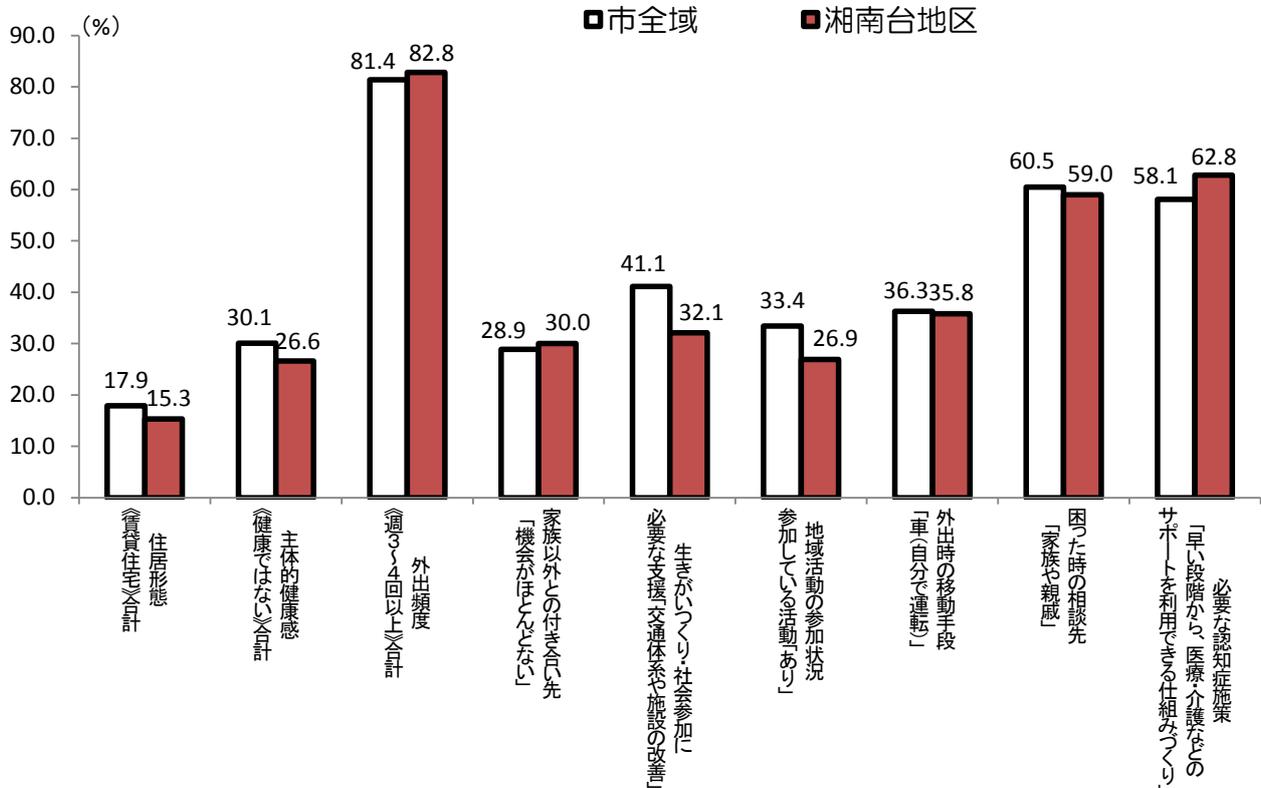
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○他の地区と比べて、高齢化率が最も低く、要介護・要支援認定者数も市全域より少なくなっています。ひとり暮らし高齢者の割合は、市全域と同様となっています。地域活動の参加状況が、13地区中最も低くなっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、湘南台東口商店街協同組合
湘南台商店連合会、通いの場、市民センター
バックアップふじさわ（北部福祉総合相談室）

〈検討テーマなど〉

「支えあう手段としての公園体操を活用した支えあう地域づくり」

〈これまでの取組〉

- ・高齢者見守りチラシの作成・配布
- ・地区内の高齢者に関する情報を掲載した「生活応援ノート」の作成・配布
- ・公園体操を活用した、高齢者の見守りに関する情報の提供・収集、意識の啓発
- ・地区内公園体操との協働による「公園体操大会」の開催

【今後の進め方（協議体を含む）】

- ・2017年度（平成29年度）からは協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- ・これまでの活動を生かした、気になる高齢者が地域包括支援センターに早期につながる体制づくりの推進
- ・地区内の高齢者が集える場などの地域資源を抽出、地図に落とし込む作業の実施
- ・「生活応援ノート」に、把握された資源や新しい情報などを盛り込み、より活用できるものに改良

遠藤地区



遠藤地区は、台地と谷戸によって構成されており、農業を中心としたまちが形成され、また、西部の「健康と文化の森」にある慶應義塾大学（湘南藤沢キャンパス）と一体となったまちづくりを進めています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】

(2017年10月1日現在)

総人口	11,681人 (13位)
高齢者人口	2,549人 (13位)
（うち、75歳以上人口）	1,105人 (13位)
高齢化率	21.8% (9位)
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	9.5% (12位)
ひとり暮らし高齢者人口	604人 (11位)
高齢者人口に占める割合	23.7% (1位)
在宅ねたきり高齢者人口	5人 (12位)
高齢者人口に占める割合	0.20% (3位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】

(2017年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	392人 (13位)
高齢者人口に占める割合	15.4% (12位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	126人 [32.1%]
要介護1, 2	161人 [41.1%]
要介護3以上	105人 [26.8%]

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）(2017年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 225人 高齢者数に対する割合 8.8%

【医療に関する情報】

- ①要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 1カ所
- ②訪問看護ステーション 1カ所

※①藤沢市歯科医師会 ②藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】

(2017年10月1日現在)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】

(2017年10月1日現在)

地域密着型通所介護	3施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】

(2017年10月現在)

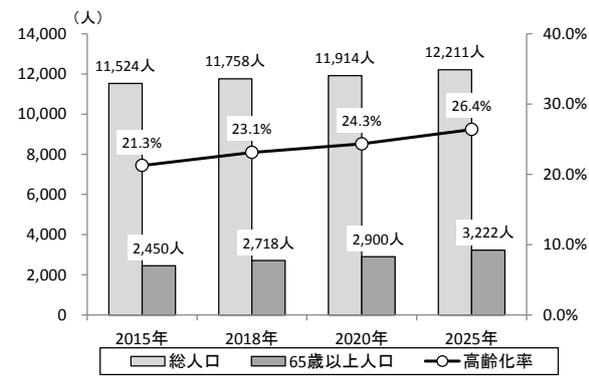
自治会・町内会	16
単位老人クラブ	5クラブ
地域市民の家	1カ所
地区ボランティアセンター	シェークハンズ遠藤

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	1団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

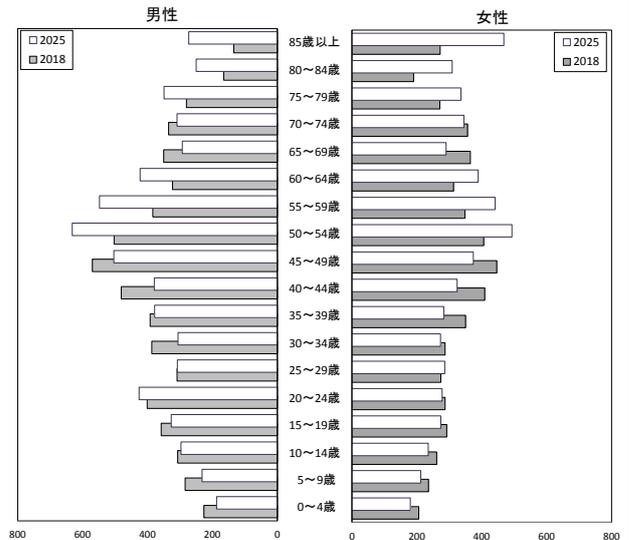


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+3.9%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+18.5%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+3.3%)

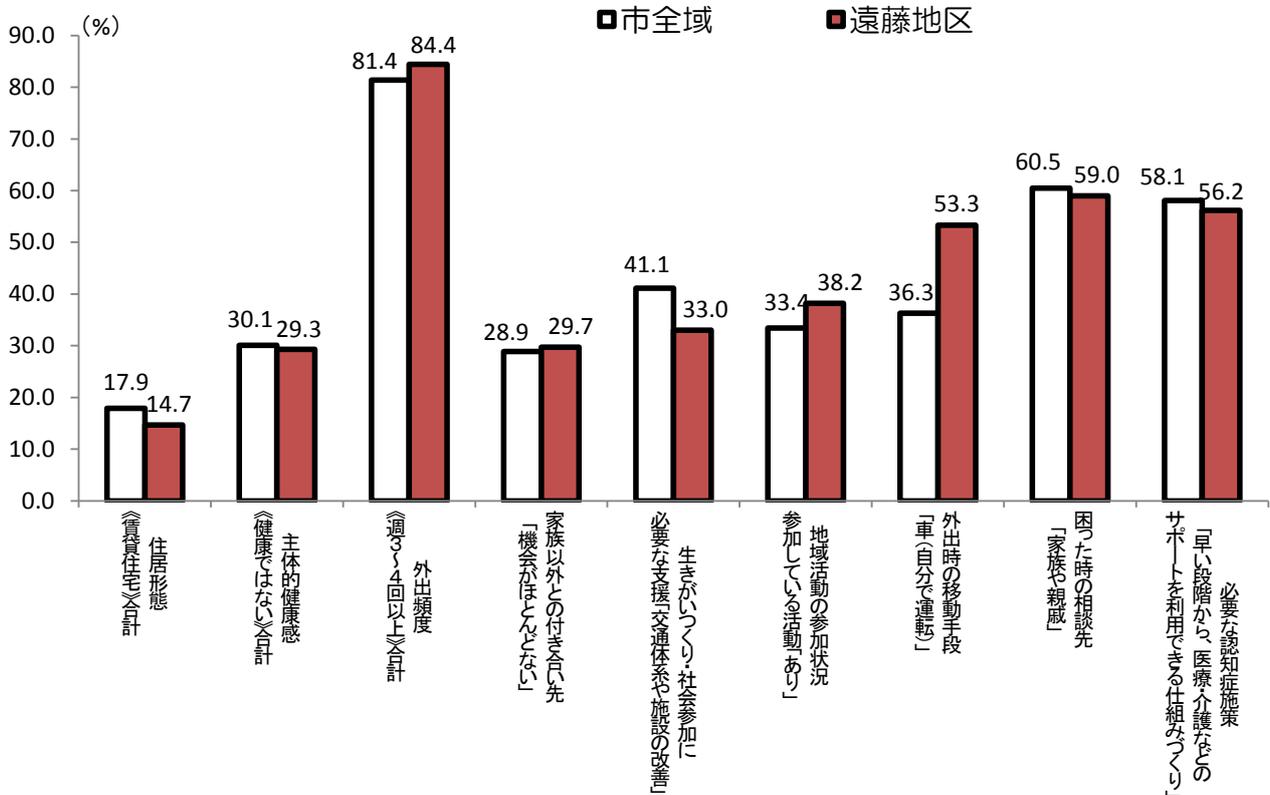
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○他の地区に比べ、高齢者人口が最も少なく、高齢化率も市全域より低い一方で、ひとり暮らし高齢者の高齢者人口に占める割合が最も高く、地域での見守りなどが重要となっています。調査結果では、外出時の移動手段として「車（自分で運転）」が高くなっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター
市民センター、居宅介護支援事業所

〈検討テーマなど〉

「人と人がつながり、支え合える地区『遠藤』」

〈これまでの取組〉

- ・高齢者の見守りネットワークとして、チラシを配布
- ・構成員の団体が行っている高齢者支援に係る活動について調査
- ・健康づくりや交流につながるような体操の場、居場所について検討
- ・地区内に公園体操1カ所を立ち上げ、安定した継続に向けての協力体制について検討

【今後の進め方（協議体を含む）】

- ・2017年度（平成29年度）からは協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- ・引き続き、立ち上げた公園体操の継続に向けての協力体制などを検討
- ・地区内で居場所などが不足していると思われる場所を選定、具体的な居場所づくりについて検討を進める
- ・これまで把握した高齢者支援に関する地区内での具体的な活動をまとめ、地図に落とし込む作業を実施
- ・地区内の高齢者支援の情報を元に、課題の解決に向けた検討や、不足している資源などの把握と創出に向けた検討を実施

長後地区



長後地区は、長後駅に周辺地区や隣接市へアクセスするバスの発着が多い一方で、商店街を含む駅周辺では、通過交通が多く歩道空間が十分に確保されておらず、安心して買い物がしにくい環境となっており、空き店舗の増加など、地域の活力が停滞傾向にあることが課題となっています。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】 (2017年10月1日現在)

総人口	33,599人 (6位)
高齢者人口	8,795人 (6位)
（うち、75歳以上人口）	4,361人 (5位)
高齢化率	26.2% (5位)
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	13.0% (4位)
ひとり暮らし高齢者人口	1,140人 (5位)
高齢者人口に占める割合	13.0% (9位)
在宅ねたきり高齢者人口	7人 (10位)
高齢者人口に占める割合	0.08% (12位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】 (2017年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	1,413人 (5位)
高齢者人口に占める割合	16.1% (10位)
介護度3区分別認定者数	
要支援1, 2	498人 [35.2%]
要介護1, 2	521人 [36.9%]
要介護3以上	394人 [27.9%]

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）】 (2017年9月末現在)

認知症があると推計される人数 805人 高齢者数に対する割合 9.2%

【医療に関する情報】

①在宅療養支援病院・診療所	3カ所
②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院	5カ所
③在宅医療受入可能薬局	4カ所
④訪問看護ステーション	1カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】 (2017年10月1日現在)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】 (2017年10月1日現在)

認知症対応型通所介護	1施設
地域密着型通所介護	5施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
認知症対応型共同生活介護	2施設

【主な地域コミュニティ活動・施設】 (2017年10月現在)

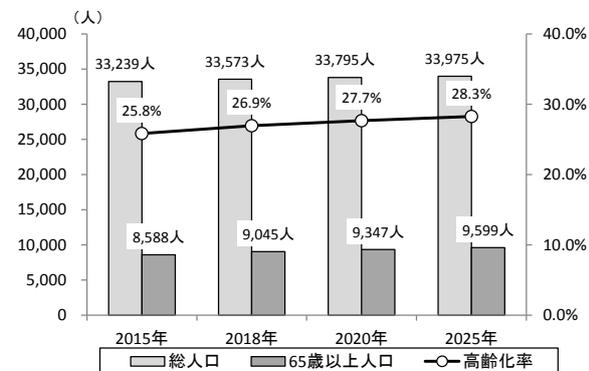
自治会・町内会	39
単位老人クラブ	14クラブ
地域ささえあいセンター	1施設
いきいきシニアセンター	1施設
地域の縁側	3施設
高齢者の通いの場	1施設
地域市民の家	4カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所
地区ボランティアセンター なごみ	

【介護予防に関する情報】

介護予防運動自主活動団体	2団体
--------------	-----

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

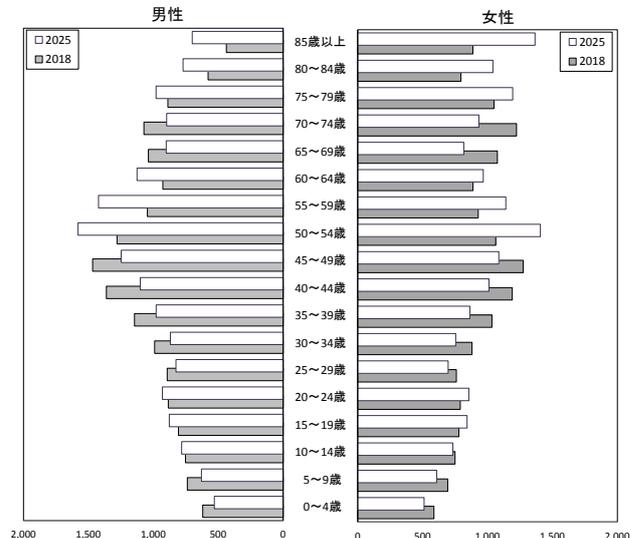


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 増加傾向 (+1.2%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+6.1%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.4%)

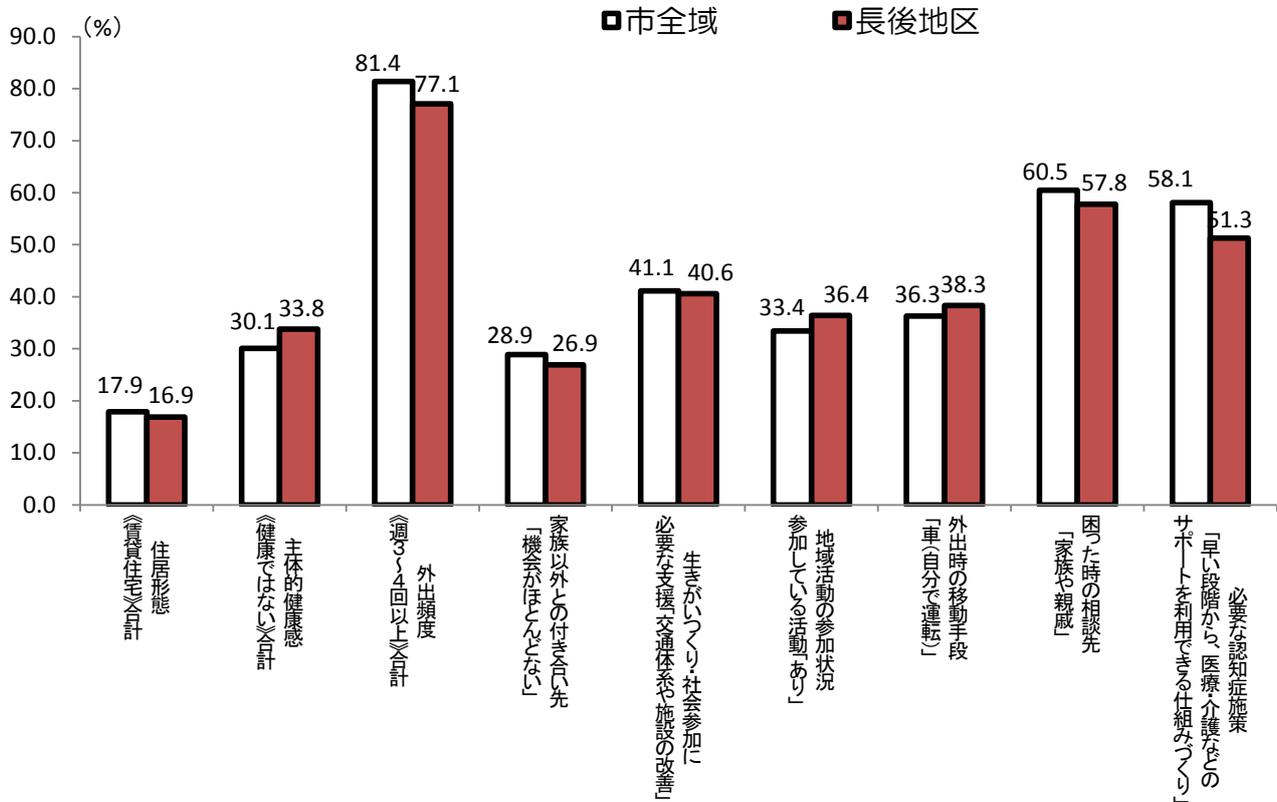
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○高齢化率は市全域と同様である一方、ひとり暮らし高齢者、在宅ねたきり高齢者及び要介護・要支援認定者の高齢者人口に占める割合は、他の地区と比べて低くなっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉自治会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、市民センター
バックアップふじさわ（北部福祉総合相談室）
コミュニティソーシャルワーカー

〈検討テーマなど〉

「住み慣れた地域で安心して生活できる長後のまち」

〈これまでの取組〉

- ・見守りネットワーク構築に向けた「ちょうご見守りネットワーク通信」の作成・配布
- ・長後地区として目指す近所の「つながり」の内容、仕組みづくりについて検証を行うためのアンケートの実施（「長後地区 地域のつながりと地域活動の状況に関するアンケート」を各自治会の組長を対象に実施）

【今後の進め方（協議体を含む）】

- ・2017年度（平成29年度）からは、郷土づくり推進会議から独立し、協議体を小地域ケア会議と一体的に実施
- ・これまで小地域ケア会議で実施してきた内容を引継ぎ、実施したアンケート結果を集計、分析し、現状を把握するとともに、つながる手段として有効なものが何かなどの検討を進める
- ・福祉、医療、地域活動などの情報を地図に落とし込み、地区内社会資源の見える化を図る
- ・アンケート結果で得られた「地域のつながり」について、地図上の社会資源との関係性を探り、必要な資源を洗い出していくとともに、その創設に向けた検討を実施

御所見地区



御所見地区は、農地が4割強を占めており、農業振興地域として、農業基盤整備を中心にまちづくりが進められてきました。自然が豊かな一方、南部地区と比較して、バスの路線はあまり密ではなく、ショッピングセンターがないなどの不便さもあります。

■地区の現状■

【高齢者人口の状況】

(2017年10月1日現在)

総人口	18,297人	(12位)
高齢者人口	5,229人	(12位)
（うち、75歳以上人口）	2,398人	(12位)
高齢化率	28.6%	(2位)
（総人口に占める75歳以上人口の割合）	13.1%	(3位)
ひとり暮らし高齢者人口	577人	(12位)
高齢者人口に占める割合	11.0%	(11位)
在宅ねたきり高齢者人口	10人	(8位)
高齢者人口に占める割合	0.19%	(4位)

※住民基本台帳、ひとり暮らし高齢者台帳、ねたきり高齢者台帳に基づく。

【要介護・要支援の認定の状況】

(2017年9月末現在)

要介護・要支援認定者数	809人	(12位)
高齢者人口に占める割合	15.5%	(11位)
介護度3区分別認定者数		
要支援1, 2	245人	[30.3%]
要介護1, 2	322人	[39.8%]
要介護3以上	242人	[29.9%]

【認知症の状況（介護保険認定調査の日常生活自立度による）(2017年9月末現在)】

認知症があると推計される人数 480人 高齢者数に対する割合 9.2%

【医療に関する情報】

- ①在宅療養支援病院・診療所 2カ所
- ②要介護高齢者歯科診療所・在宅歯科診療対応医院 1カ所
- ③在宅医療受入可能薬局 1カ所
- ④訪問看護ステーション 1カ所

※①関東信越厚生局 神奈川事務局 ②藤沢市歯科医師会
③藤沢市薬剤師会 ④藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会

【施設サービス】

(2017年10月1日現在)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2施設
介護老人保健施設	1施設

【地域密着型サービス】

(2017年10月1日現在)

地域密着型通所介護	1施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
認知症対応型共同生活介護	2施設
地域密着型特定施設入居者生活介護	2施設

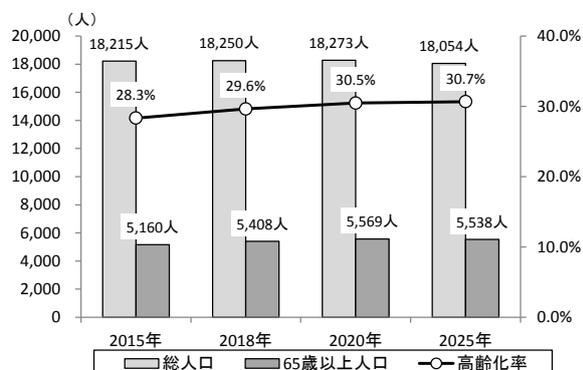
【主な地域コミュニティ活動・施設】

(2017年10月現在)

自治会・町内会	13
単位老人クラブ	10クラブ
地域の縁側	2施設
高齢者の通いの場	2施設
地域市民の家	3カ所
老人憩の家・老人ふれあいの家	1カ所

■今後の高齢化の見通し■

【高齢者人口と高齢化率の推移】

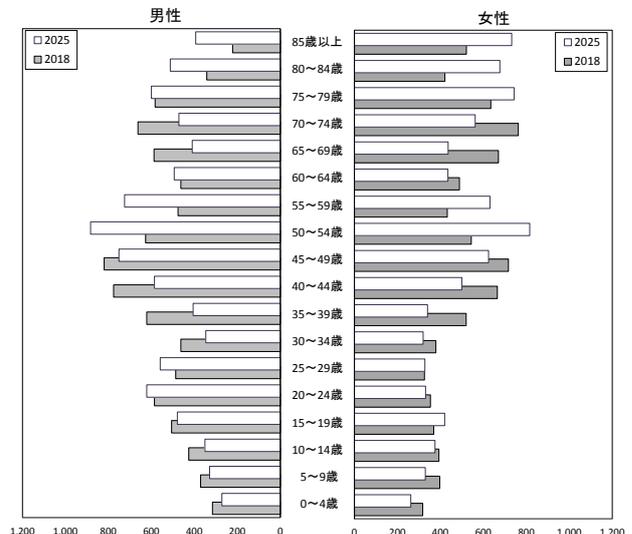


※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

(2025年(平成37年)の将来見込み)

- ・総人口 : 減少傾向 (▲1.1%)
- ・高齢者人口 : 増加傾向 (+2.4%)
- ・高齢化率 : 増加傾向 (+1.1%)

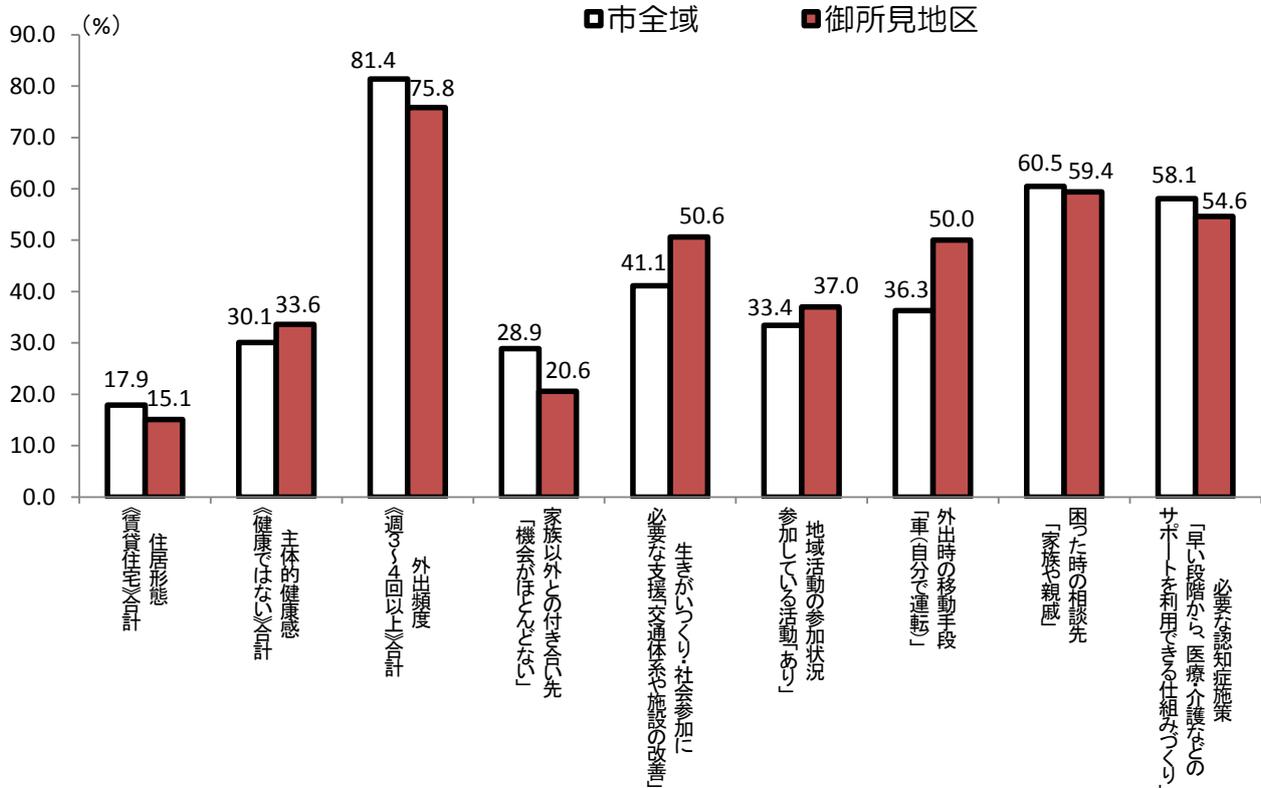
【人口構造の変化】



※平成29年度 藤沢市将来人口推計(中間報告)から引用。

■現状分析及び地区別調査結果（市全域との比較）■

○他の地区に比べて、高齢者人口、ひとり暮らし高齢者人口及び要介護要支援認定者数は多くはないものの、高齢化率は高い状況です。交通体系や施設の改善が約5割と高く、公共交通の充実が課題となっています。



■地区における取組など■

【小地域ケア会議の取組】

〈構成員〉 地区社会福祉協議会、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会
通いの場、地域の縁側、市民センター
バックアップふじさわ（北部福祉総合相談室）、健康増進課
市社会福祉協議会、障がい者施設、地区内医療機関、地区内高齢者関連施設
居宅介護支援事業所

〈検討テーマなど〉

「向こう三軒両隣の小さな単位で見守りが行える」

〈これまでの取組〉

- ・地区内の小さな単位（字別）に、地域の特性を分析、把握
- ・高齢者の見守りの意識啓発のために、「近所で近助だより」を発行（3回／年）
- ・広報車を活用した、高齢者見守りに関する周知活動の実施

【今後の進め方（協議体を含む）】

- ・2017年度（平成29年度）から、これまで別の会議体であった御所見地区保健福祉ネットワーク会議と小地域ケア会議とを合体し、「御所見地区地域包括ケアシステム推進会議」として新たに発足
- ・地区内における高齢者を始めとする「生活」に焦点をあて、さまざまな角度から検討を実施
- ・会議の構成員が抱える課題などを含めた意見交換を重視しつつ、地区内の共通した課題を共有
- ・課題の解決に向けた具体的な方法を、地区の特性を生かしながら検討を進める

4. 高齢者の生活を取り巻く課題と本市の状況

(1) 社会情勢等を踏まえた新たな課題

■ 高齢者の捉え方の意識改革

今後の超高齢社会の進展を見据え、高齢者は「支えられる人」であるというこれまでの一般的感覚から、意欲がある高齢者については、自らが地域を「支える側」（地域の担い手）に回るといった意識改革が求められています。

■ 健康寿命の延伸に向けた取組の必要性

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組も必要です。

また、高齢期においては、地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

■ 自立支援・重度化防止に向けた取組のしくみづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることができること、たとえ要支援・要介護状態になっても、状態をさらに悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に生かすことができるような支援が求められています。

■ 相談機能の強化・支援体制の充実

地域包括支援センターをはじめとする身近な相談機関と、各福祉分野の相談支援機関、市民活動団体などが相互に連携して、各分野を超えて相談を丸ごと受け止める相談体制と、相談者やその世帯に寄り添い、自己決定権を尊重しながら、保健・医療、権利擁護、住まいなどに関する多機関が連携した包括的な相談支援体制を構築することが求められています。

(2) 前計画の取組状況における課題とアンケート調査による本市の状況

基本目標1 地域に根ざした支援体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域の相談支援拠点として、市内16カ所に地域包括支援センターを設置し、2015年度（平成27年度）からは地域包括支援センターの全体調整及び総括支援などを行う基幹型地域包括支援センターを新たに設置し、機能強化を図ってきました。

そのほか、生活困窮者自立支援法に基づく、地域生活支援窓口として「バックアップふじさわ」及び「バックアップふじさわ社協」、気軽に立ち寄れる憩いの場として「地域の縁側」「地域ささえあいセンター」「通いの場」を整備し、また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び生活支援コーディネーターの配置などを行い、相談支援体制の充実と支えあいの地域社会づくりに努めてきました。

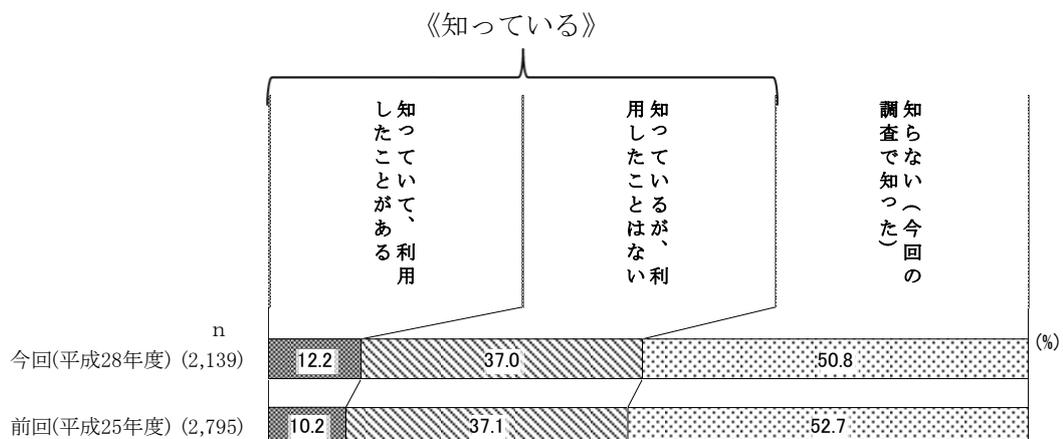
地域包括支援センターについては、2013年度（平成25年度）及び2016年度（平成28年度）に実施した「高齢者の保健・福祉に関する調査」では約半数の方が「知らない」という結果から周知方法などの課題があります。

また、市民にわかりやすい相談窓口の構築・周知のほか、アウトリーチによる相談支援、地域で高齢者を支援する担い手の育成など、さらなる地域との連携による支援体制の充実を図る必要があります。

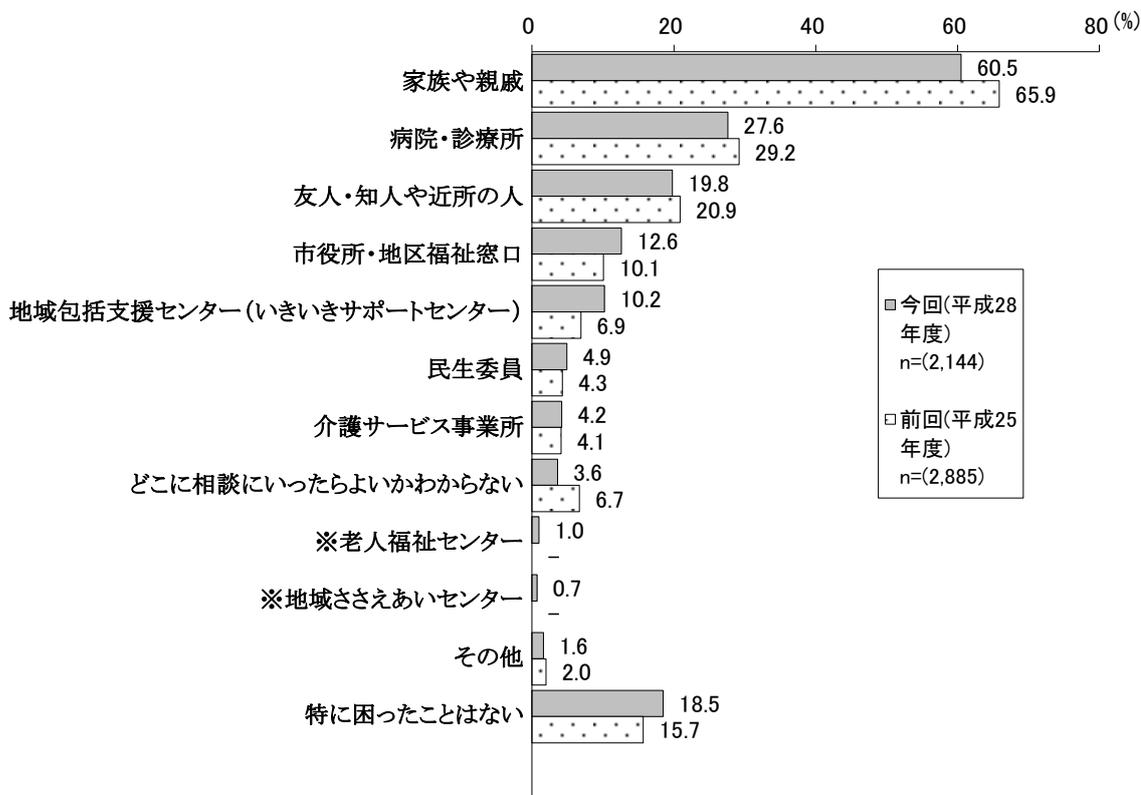
【調査結果】（高齢者の保健と福祉に関する調査報告書2017年（平成29年）3月）

- 地域包括支援センターの認知度は前回調査より微増となりましたが、約5割は知らない状況です。継続的なPR活動が必要です。（介護保険サービス利用者の場合、約75%の方が知っていると回答）

地域包括支援センターの認知度



健康や福祉、介護のことなどで困った時の相談先



基本目標 2 いきいきと暮らせる地域づくりの推進

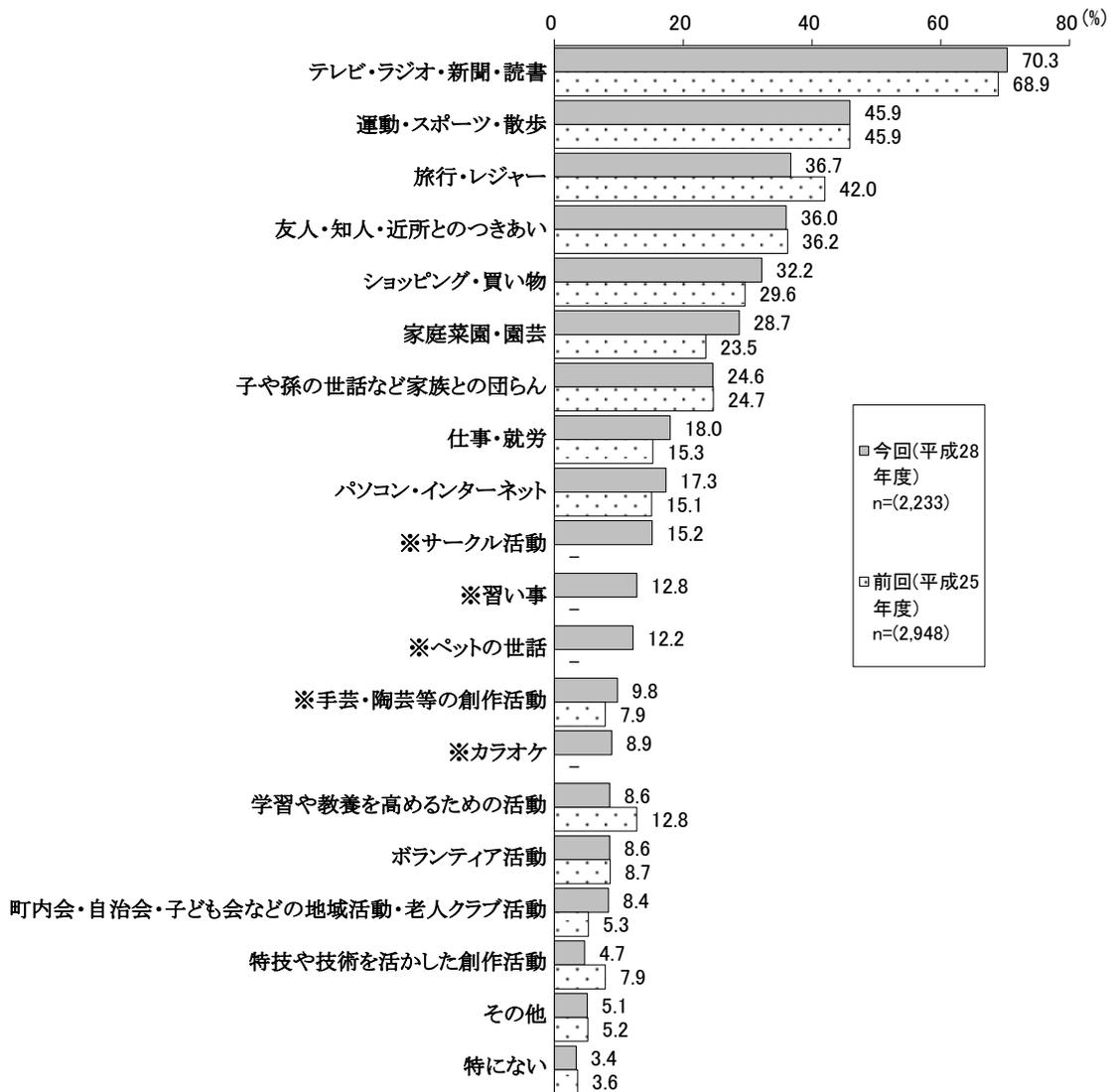
高齢者のニーズやライフスタイルが多様化する中、高齢者の生きがいづくりへの支援として、趣味や教養の向上に関する講座の実施やサークル活動支援などを行ういきいきシニアセンターの管理運営や老人クラブ活動への支援、敬老事業、社会参加活動への支援として、地区ボランティアセンターやシルバー人材センターなどへの支援を行い、地域交流や高齢者が参加しやすい地域社会づくりを推進してきました。

老人クラブではクラブ数・会員数とも年々減少傾向となっており、その対策として様々な事業展開や周知活動を行っていますが、クラブ数・会員数の増に繋がっておらず、今後このような課題を共有し、解決に向けた具体的検討を行う必要があります。また、敬老会については、対象者数の増により開催会場の確保や参加者などの負担軽減など、開催方法について各市民センターや関係団体などとの協議・調整を図っていく必要があります。

【調査結果】（高齢者の保健と福祉に関する調査報告書2017年（平成29年）3月）

○9割以上の方が生きがいを感じていると回答しています。また、生きがいづくりをすすめる上で必要な支援としては、居場所・活動場所の整備、外出や社会参加しやすいような交通体系や施設の改善、サークル活動などへの支援の順で、前回調査より交通体系や施設の改善が大きく増加しています。居場所づくりを進めるとともに、移動やバリアフリーへの配慮が必要です。

現在、どのようなことに充実感や生きがいを感じているか

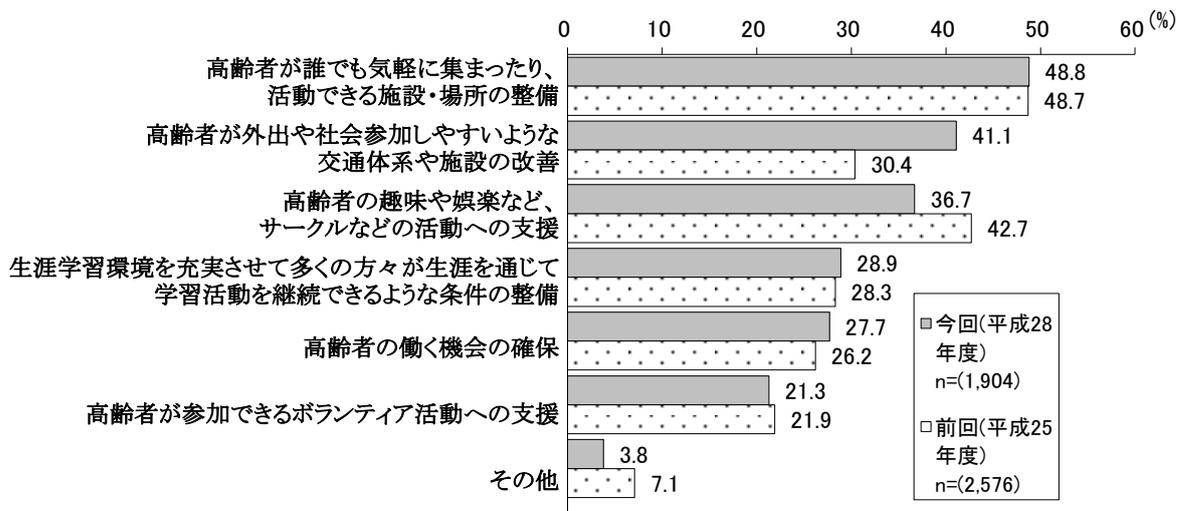


※「サークル活動」、「習い事」、「ペットの世話」、「カラオケ」は今回、新たに調査した項目

※「手芸・陶芸等の創作活動」は前回調査では「特技や技術を生かした創作活動」

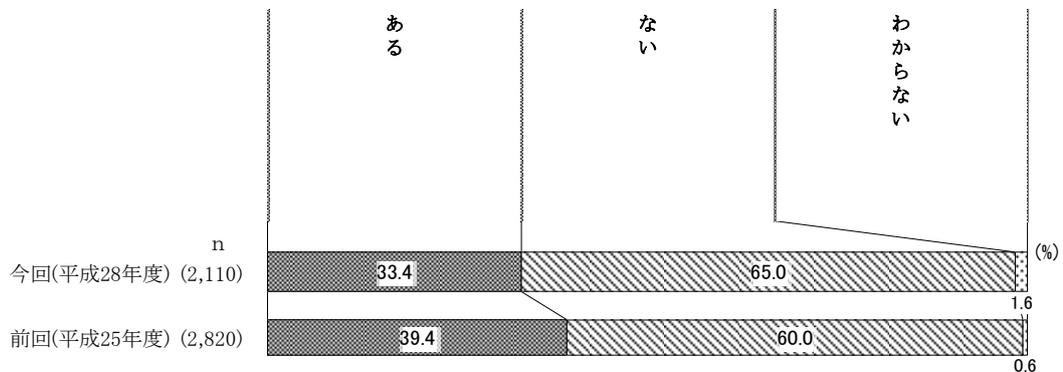
第2章 高齢者を取り巻く状況

生きがいきづくり・社会参加に必要な支援

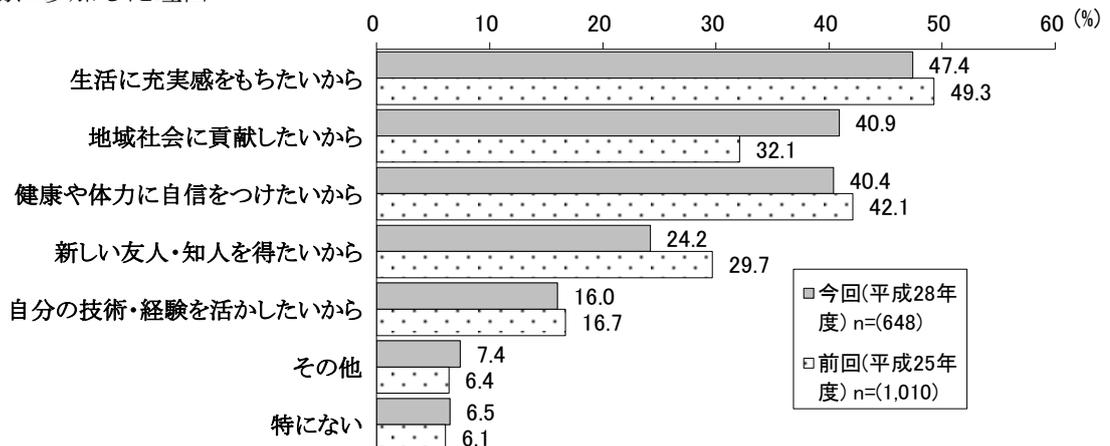


○地域活動の参加割合は3割強で、前回調査より減少しています。参加した理由として、生活の充実感、社会貢献、健康や体力の順で、前回調査より社会貢献の割合が増加しています。一方、活動に参加する上での問題点は、活動内容を知らないこと、時間的余裕がないこと、健康・体力に自身がないことの順で、前回調査より、活動内容を知らないことが大きく増加しています。活動内容 PR 活動が必要です。

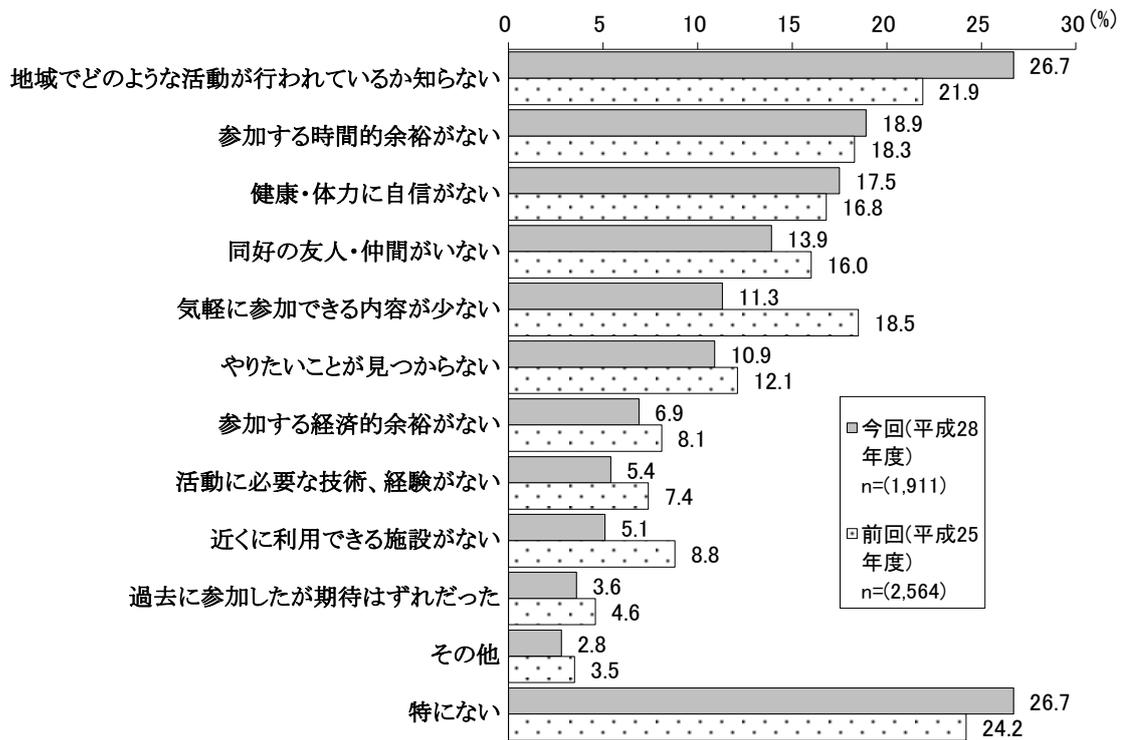
地域で参加している活動の有無



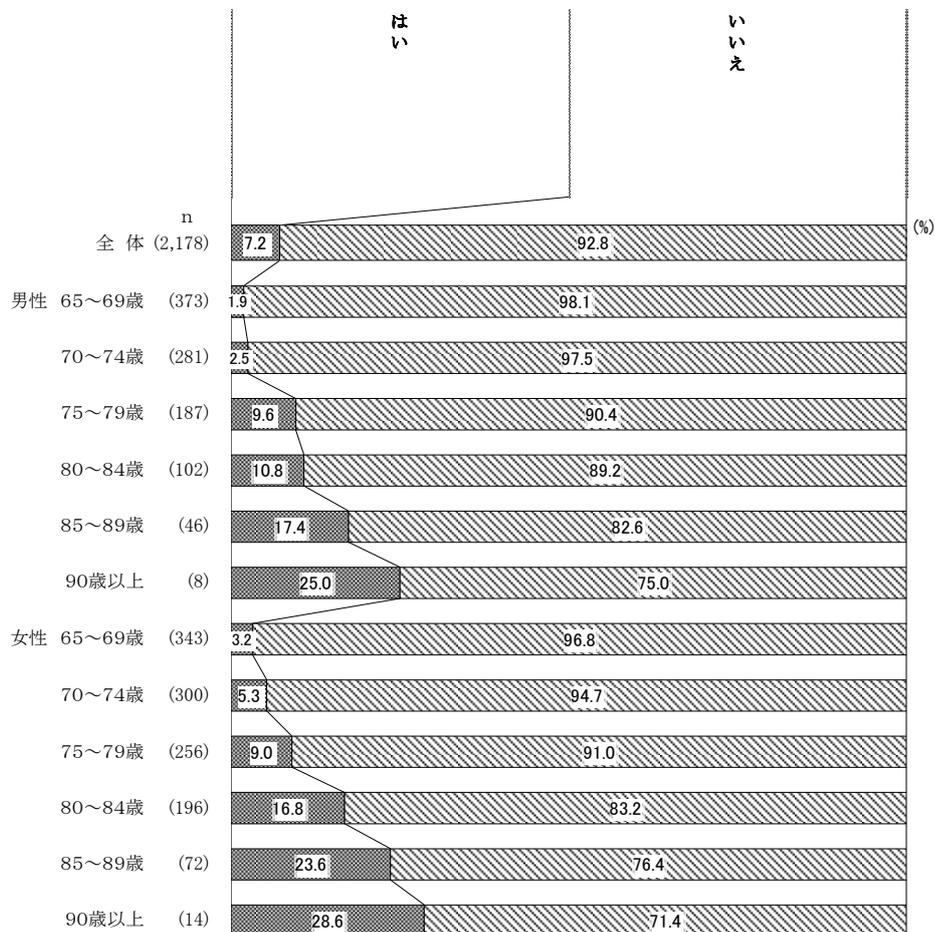
地域の活動に参加した理由



地域の活動に参加する上で支障となることや問題点



老人クラブ（ゆめクラブ）に加入していますか



基本目標3 介護予防・生活支援サービスの充実

本市では、健康寿命日本一を掲げ、健康づくり・介護予防を推進するための各種介護予防事業や日常生活支援として、緊急通報サービスや給食サービスなどの在宅福祉サービスを提供するほか、高齢者いきいき交流事業・湘南すまいるバスなどの外出支援、さらに、2016年（平成28年）10月からは、多様な主体により生活支援サービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」などの施策を実施し、介護予防・生活支援サービスの充実を図っています。

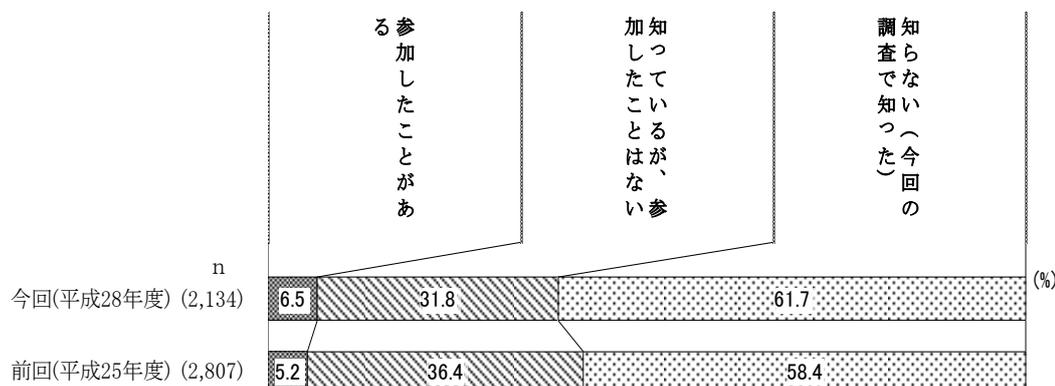
超高齢社会の進展により、2025年（平成37年）には、本市の人口は441,131人でこのうち、65歳以上の人口は114,788人で高齢化率は、26.0%と推計され、約4人に1人が高齢者となる見込みです。

このような状況から、今後は、多くの高齢者が見込まれる中、2025年（平成37年）を見据えた施策として、要介護・要支援状態にならないように高齢者がいつまでも元気でいられるような予防を重視した施策を地域や関係機関などとさらなる連携を図り、地域全体で対策していく必要があります。

【調査結果】（高齢者の保健と福祉に関する調査報告書2017年（平成29年）3月）

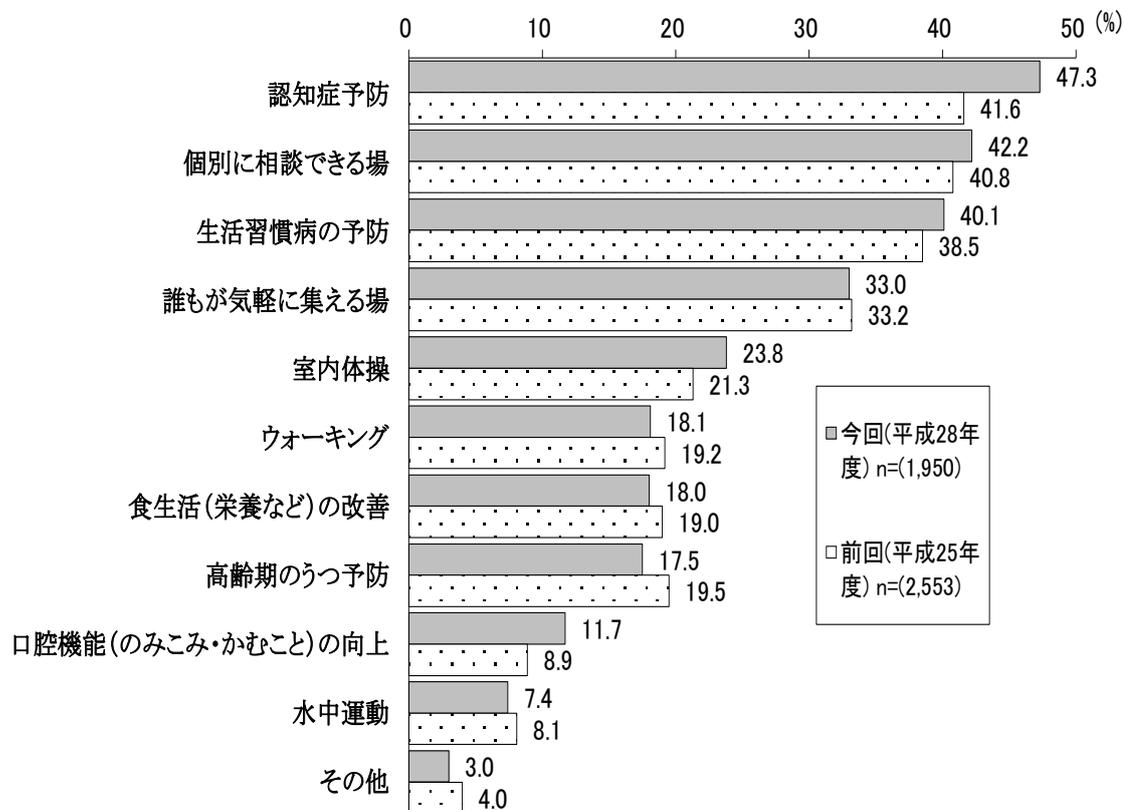
○介護予防実施の場の認知度は4割弱で前回調査より減少しています。継続的なPR活動が必要です。

介護予防実施の場の参加経験



○介護予防に関して求められていることは、認知症予防で、前回調査より増加しています。
ニーズにあわせた予防メニューづくりが大切です。

介護予防に関して、力を入れてほしいこと



基本目標 4 介護保険サービスの充実

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で生活を継続できるように在宅サービスの充実を図るとともに、在宅生活が困難な方に対しては施設サービスを提供するため、特別養護老人ホームなどを整備して介護保険サービスの提供基盤の充実を図っています。

また、人材の育成と定着、サービスの質の向上を図るため、様々な各種サービスの提供体制への支援を行っています。

今後についても、利用者ニーズに対応できるサービスの充実強化を進めていくことが重要であり、量的確保と質的確保、両方の側面から総合的に基盤整備をしていく必要があります。

また、介護人材育成支援事業、定着事業においては、事業者ニーズを踏まえ、より実効性のある補助内容への見直しを検討する必要があります。

【調査結果】（介護保険サービス事業者調査2017年（平成29年）10月）

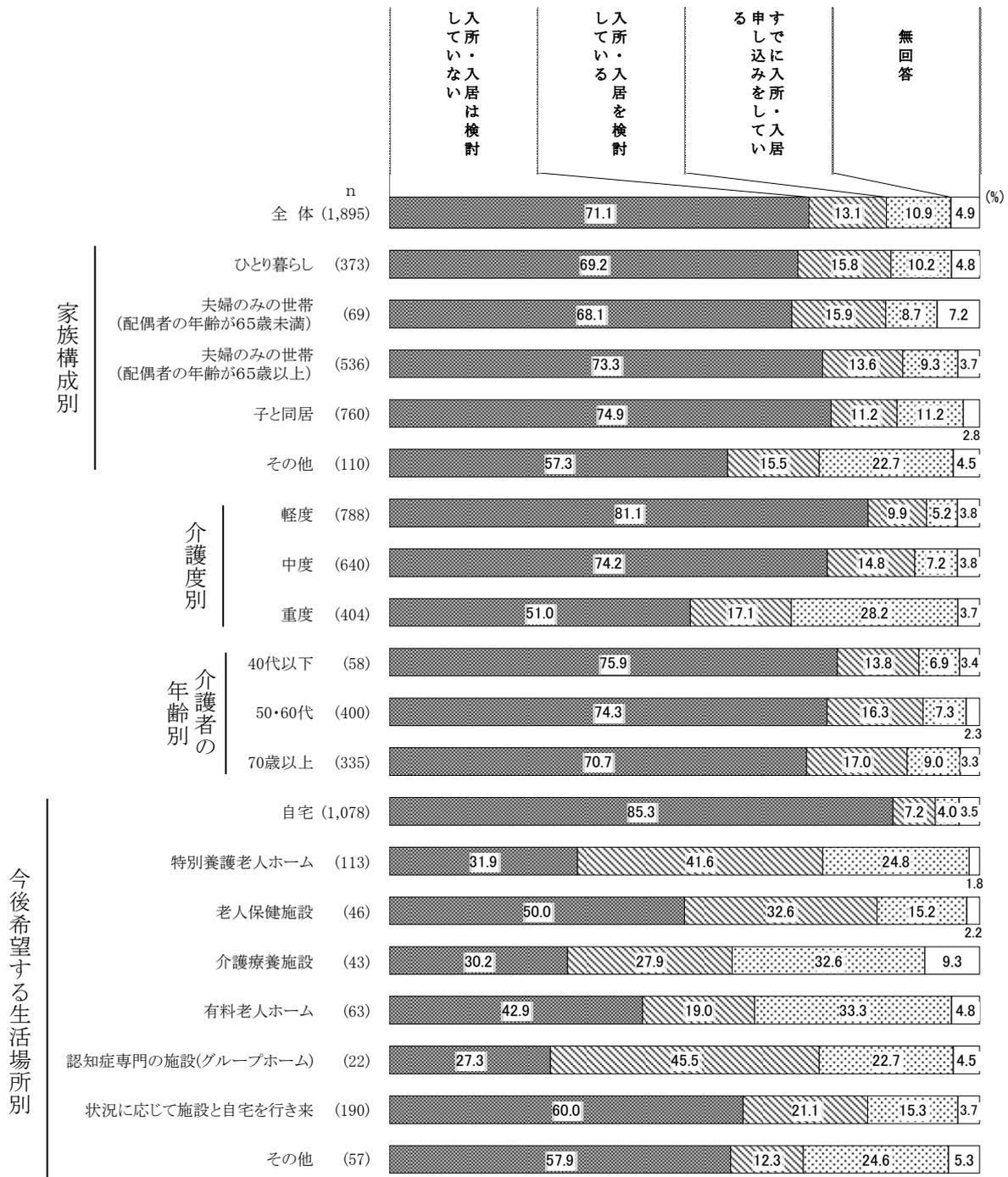
○従業員数について、約7割のサービスが、事業所の必要とする人数に足りていない状況にあります。（※人員基準は満たしています）

	サービス別	従業員数 調査 回収率	必要とする 従業員数	8月31日の 従業員数	差
1	訪問介護（総合事業含む）	(66.7%)	744.8	623.4	△ 121.4
2	訪問入浴介護	(50.0%)	19.7	21.8	2.1
3	訪問看護	(59.3%)	125.8	119.1	△ 6.7
4	通所介護（総合事業含む）	(65.6%)	334.0	335.2	1.2
5	通所リハビリテーション	(80.0%)	78.6	90.9	12.3
6	短期入所生活介護	(76.9%)	721.8	667.7	△ 54.1
7	短期入所療養介護	(87.5%)	310.4	323.0	12.6
8	特定施設入居者生活介護	(63.6%)	295.6	287.2	△ 8.4
9	福祉用具貸与・販売	(23.5%)	47.5	76.5	29.0
10	特別養護老人ホーム	(100.0%)	776.3	711.4	△ 64.9
11	介護老人保健施設	(100.0%)	310.4	323.0	12.6
12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(33.3%)	4.0	3.2	△ 0.8
13	夜間対応型訪問介護	(100.0%)	3.0	2.3	△ 0.7
14	地域密着型通所介護（総合事業含む）	(80.0%)	219.5	200.8	△ 18.7
15	認知症対応型通所介護	(66.7%)	21.2	19.4	△ 1.8
16	小規模多機能型居宅介護	(72.2%)	116.7	157.6	40.9
17	認知症対応型共同生活介護	(73.3%)	236.9	222.2	△ 14.7
18	地域密着型特定施設	(66.7%)	82.8	81.1	△ 1.7
19	地域密着型介護老人福祉施設	(100.0%)	33.3	30.8	△ 2.5
20	看護小規模多機能型居宅介護	(100.0%)	46.4	43.6	△ 2.8

【調査結果】（介護保険サービス利用状況調査報告書2017年（平成29年）3月）

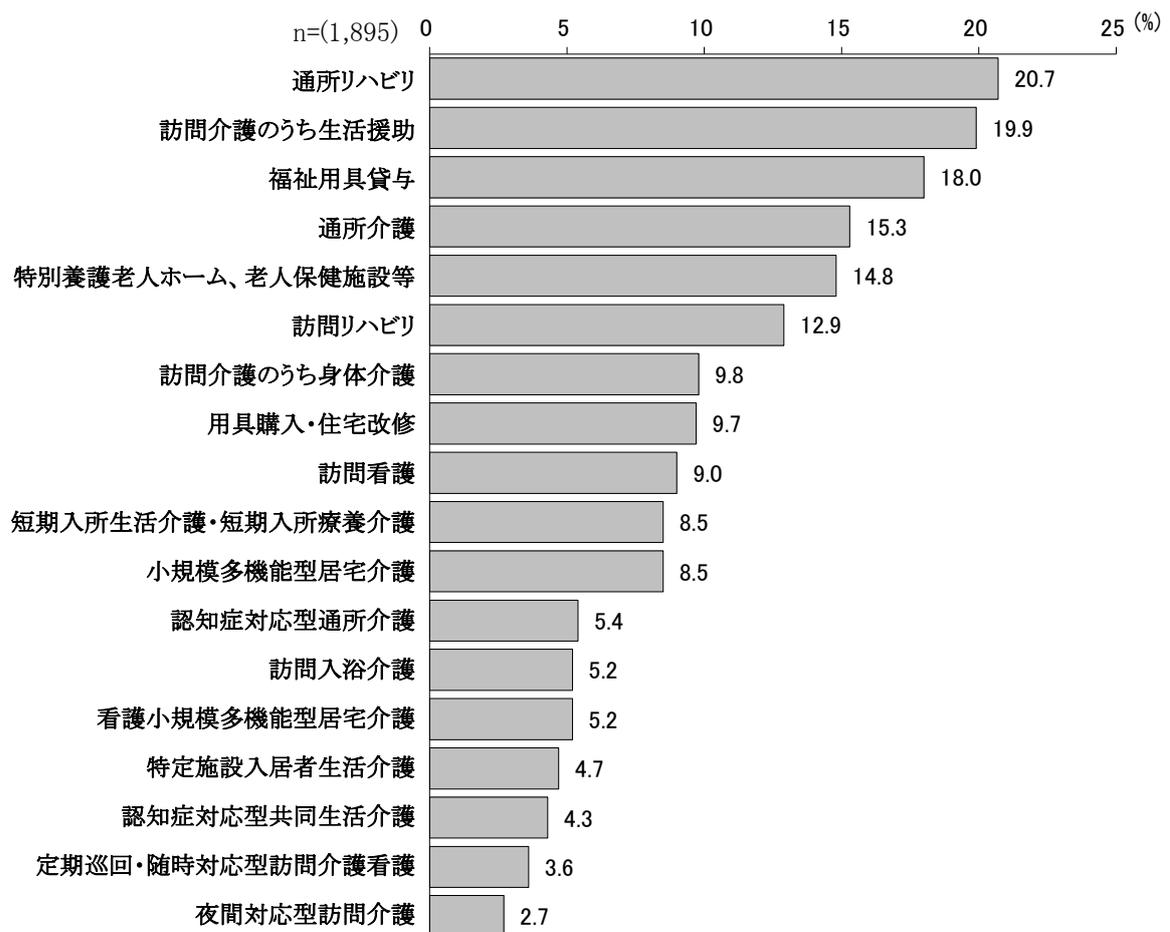
○施設などの申込状況は、重度の方で3割弱、中度で1割弱です。今後利用したいサービスは、通所リハビリ、生活援助、福祉用具貸与の順です。家族構成がひとり暮らしの方では、生活援助と回答する方が特に多く、将来を見据えた介護サービスの提供基盤づくりが必要です。

施設等への入所・入居の検討状況／家族構成別、介護度別、希望する今後の生活場所別



第2章 高齢者を取り巻く状況

今後利用したいサービス



今後利用したいサービス／家族構成別、介護度別

(%)

	調査数	訪問介護のうち 身体介護	訪問介護のうち 生活援助	夜間対応型訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護
全体	1895	9.8	19.9	2.7	5.2	9.0	12.9	15.3
家族構成別								
ひとり暮らし	373	12.9	40.5	3.2	3.8	8.3	10.7	11.5
夫婦のみの世帯（配偶者の年齢が65歳未満）	69	11.6	11.6	-	5.8	2.9	14.5	7.2
夫婦のみの世帯（配偶者の年齢が65歳以上）	536	9.1	18.8	2.8	5.0	9.7	16.0	16.0
子と同居	760	9.2	12.4	2.6	5.7	9.2	11.6	18.0
その他	110	6.4	14.5	4.5	9.1	10.9	10.9	10.9
介護度別								
軽度	788	6.6	25.4	1.9	2.4	8.2	14.1	15.0
中度	640	12.8	20.0	2.2	5.8	8.1	13.9	15.9
重度	404	11.4	9.2	5.4	9.9	12.1	9.7	15.3

	調査数	通所リハビリ	認知症対応型通所介護	短期入所生活介護・ 短期入所療養介護	福祉用具貸与	用具購入・住宅改修	小規模多機能型 居宅介護
全体	1895	20.7	5.4	8.5	18.0	9.7	8.5
家族構成別							
ひとり暮らし	373	16.4	3.2	3.8	15.3	7.5	5.6
夫婦のみの世帯（配偶者の年齢が65歳未満）	69	23.2	5.8	10.1	20.3	10.1	10.1
夫婦のみの世帯（配偶者の年齢が65歳以上）	536	24.6	6.0	9.5	20.9	10.3	7.6
子と同居	760	21.4	6.4	10.5	18.2	10.5	10.9
その他	110	10.9	3.6	7.3	10.0	7.3	6.4
介護度別							
軽度	788	29.1	3.3	5.2	19.0	10.8	6.3
中度	640	19.1	7.5	10.9	18.9	10.8	11.3
重度	404	9.4	6.7	12.1	15.1	5.7	8.9

	調査数	特定施設入居者 生活介護	特別養護老人ホーム、 老人保健施設等	認知症対応型 共同生活介護	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	多機能型居宅介護 小規模	無回答
全体	1895	4.7	14.8	4.3	3.6	5.2	18.4
家族構成別							
ひとり暮らし	373	9.1	14.2	2.4	4.3	4.3	17.7
夫婦のみの世帯（配偶者の年齢が65歳未満）	69	2.9	10.1	7.2	1.4	7.2	21.7
夫婦のみの世帯（配偶者の年齢が65歳以上）	536	4.5	15.9	5.8	3.0	4.7	15.5
子と同居	760	3.3	14.6	3.9	4.1	6.2	18.2
その他	110	3.6	21.8	4.5	2.7	4.5	25.5
介護度別							
軽度	788	4.7	8.8	2.0	2.5	3.6	19.4
中度	640	5.6	15.5	6.6	4.5	5.0	14.2
重度	404	4.2	27.2	5.4	4.2	8.7	18.6

基本目標 5 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための認知症施策として、認知症サポーター養成講座の実施や認知症ケアパスの作成による認知症に関する正しい理解の普及啓発、また、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置による支援体制の充実・強化など、認知症施策の推進を図っています。

認知症高齢者は、2012年（平成24年）で、全国で462万人（高齢者の15%）と推計されており、今後、高齢化の進展とともに、2025年（平成37年）には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人に達することが見込まれています。

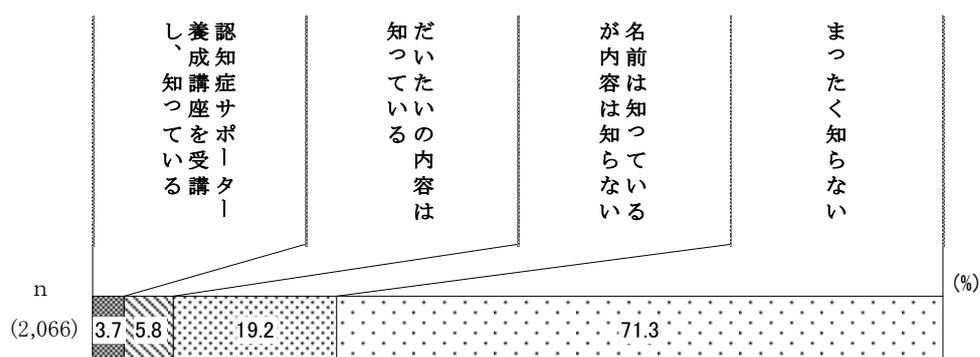
また、65歳以上の高齢者の15%と推測されている認知症高齢者の他に、軽度認知障がい（MCI）をもつ高齢者は、全体の13%とされています。

今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する支援として、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発と認知症理解の促進、認知症の方やその家族を地域で支える支援体制づくりと早期発見・早期診断に向けた支援体制づくりと、認知症にならないための予防を重視した施策を地域や関係機関などとさらなる連携を図り、地域全体で推進していく必要があります。

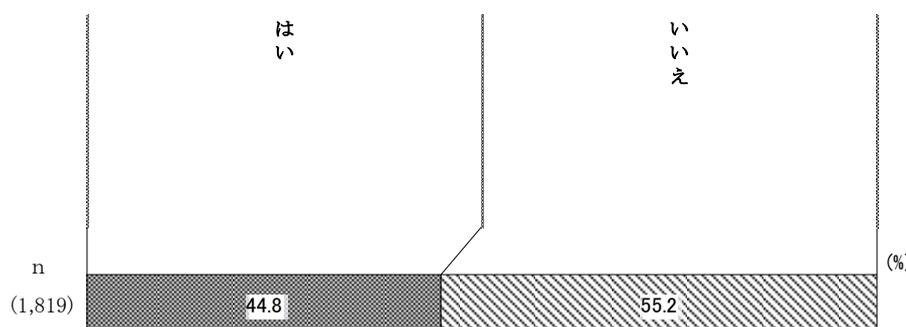
【調査結果】（高齢者の保健と福祉に関する調査報告書2017年（平成29年）3月）

○認知症サポーター養成講座は、約7割が知らない状況です。受講していない人の参加意向は約45%です。継続的なPR活動が必要です。

認知症サポーター養成講座の認知度



認知症サポーター養成講座の参加意向



基本目標 6 福祉・介護・医療の連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、福祉・介護・医療の連携を促進し、一体的な支援体制づくりを進めています。

2015年度（平成27年度）に開設した在宅医療支援センターは、医師やケアマネジャーなどの医療・介護従事者からの在宅医療に関する相談を受け付け、病院とかかりつけ医や介護従事者などを結びつけるコーディネート役となり、在宅医療・介護連携を推進するための拠点となっています。多職種研修会や地区別懇談会を実施し、連携を進めるとともに、市民への普及啓発として出前講座を行っています。

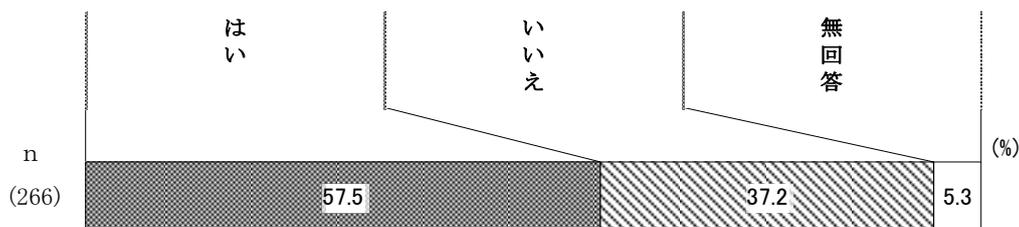
今後も、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者などの増加も予想されることから、在宅医療支援センターの役割がますます重要となるものと考えられます。医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態への迅速な対応には、引き続き、福祉・介護・医療の連携・協力が必要です。

高齢者が安心して在宅生活を送ることができる地域社会の実現には、各専門分野における枠組みを超えた多職種連携によるチームケアが重要であり、本人の状態に応じたサービスを提供できる体制づくりを関係機関が連携して推進していく必要があります。

【調査結果】（介護保険サービス事業者調査報告書2017年（平成29年）10月）

○利用者へのサービス提供にあたり、医師等との連携はできているか尋ねたところ、57.5%の事業所が「はい」と回答しています。

利用者へのサービス提供にあたり、医師等との連携はできているか



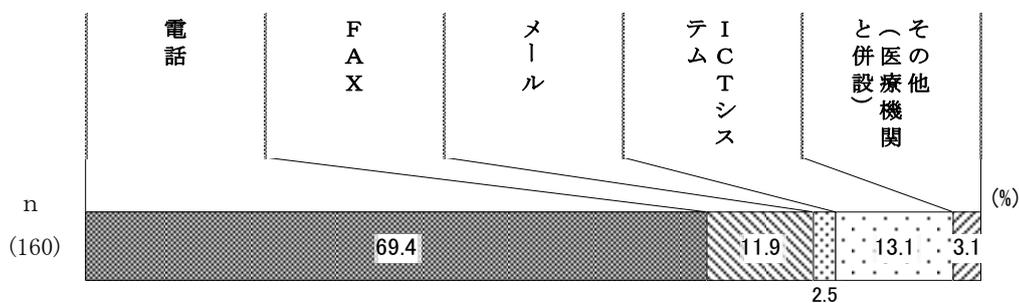
○利用者に関する情報の共有等のため、医師との連絡をとる機会があるか尋ねたところ、連絡をとっていると回答した事業所は約6割です。

利用者に関する情報の共有等のため、医師との連絡をとる機会があるか



○連絡をとる手段については電話が大勢を占めていますが、ICT システムを活用していると回答した事業所が13.1%ありました。

医師との連絡をとる手段



基本目標7 安心して住み続けられる生活環境の整備

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいなどの生活環境整備や安全・安心なまちづくりの推進を図っています。

生活環境の面からは、高齢化が進展する中、持ち家や賃貸住宅のほか、介護付き住宅など、高齢者の住まい方が複雑多様化し、特に低所得者、単身高齢者などの賃貸住宅への円滑な入居の問題や移動支援として高齢者の運転免許自主返納者への移動交通手段の検討など、また、安全・安心の面からは、高齢者の社会的孤立の問題などそれぞれに課題が顕在化してきています。

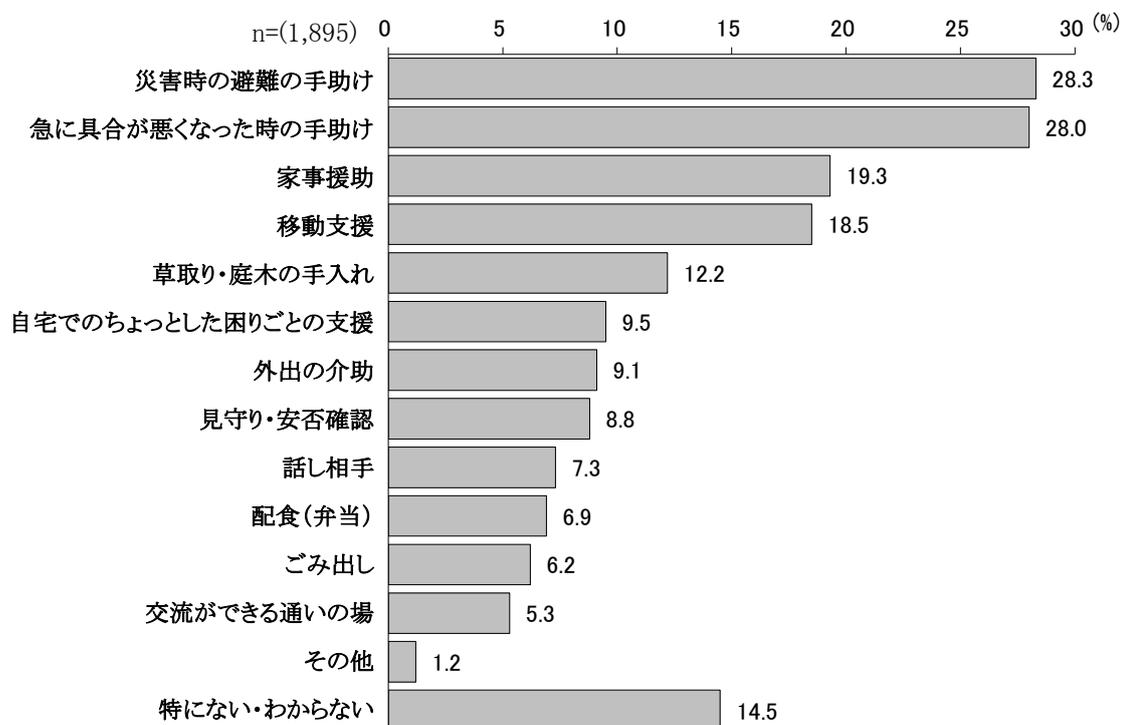
国においては、低所得者、単身高齢者、障がい者などの要配慮者が賃貸住宅に入居しやすくなるよう、空き家などを活用した新たな登録制度を創設し、相談や見守り、家賃保証などの支援措置を講じる住宅セーフティネットの機能強化を図っています。

本市としても、このような国の動向を注視しながら、高齢者の生活環境やニーズに応じた多様な住まいの確保支援について住宅施策と連携した居住環境づくりを進めるとともに、移動支援の具体的な検討や地域の方々と連携しながら、社会的孤立を防ぎ、防災・防犯などの様々な取組を進め、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

【調査結果】（介護保険サービス利用状況調査報告書2017年（平成29年）3月）

○在宅生活を継続する上で助かるものは、災害時の避難の手助と緊急時の手助けが上位にあげられます。災害時・緊急時の支援体制が求められます。

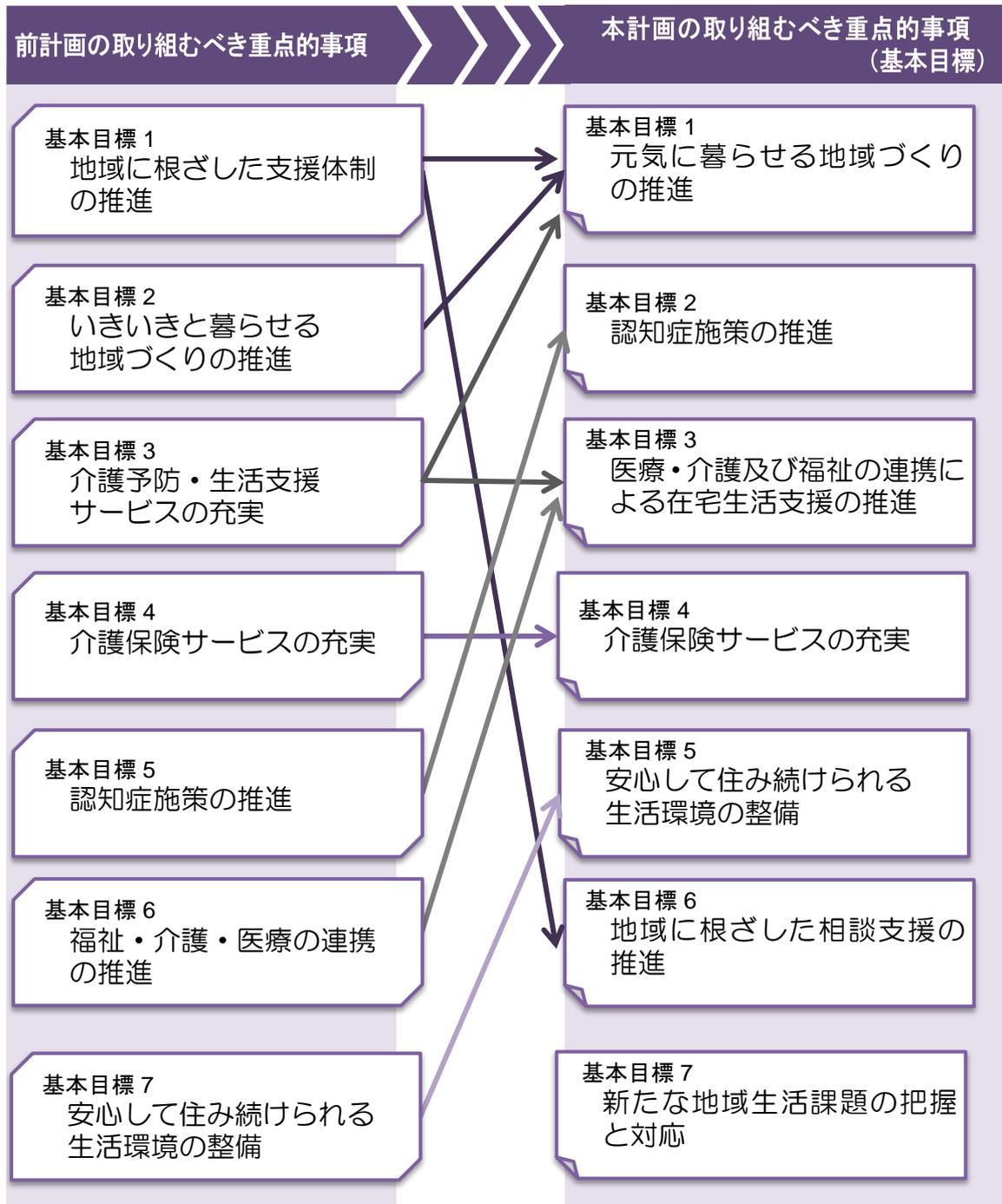
○現在の住居であれば助かる地域の手助け



(3) 本計画で取り組むべき重点的事項

前計画「いきいき長寿プランふじさわ 2017」の取り組むべき重点的事項は、地域包括ケアシステムの構築を目指して掲げたものであり、本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進める必要があります。

そのため、前計画の取り組むべき重点的事項を継続課題として継承するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を、本計画の基本目標として位置づけることで、引き続き、重点的に取り組んでいきます。



第 3 章

基本構想

1. 理想とする高齢社会像

高齢者人口や高齢化率などの推移、社会情勢を踏まえ、本市では、前計画の考えを継承しつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、理想とする高齢社会像を次のとおり掲げ、様々な施策を推進していきます。

理想とする高齢社会像

健康寿命日本一 人生100年時代を
支えあうまち ふじさわ

健康寿命日本一 人生100年時代を支えあうまち

高齢者が健康づくり・介護予防に主体的に取り組み、生きがいを持ってできる限り自立した生活を継続できるように支援するとともに、健康寿命日本一をめざしている本市においては、健康増進計画との整合を図りながら、介護予防はもとより若い頃からの生活習慣病予防と一体的に取り組んでいきます。

また、高齢者が自らの知識や経験を活かし、趣味の活動や地域活動などに主体的に参加することで、生きがいづくりや社会参加を促進し、元気な高齢者が地域を支える担い手として活躍する時代が到来する意識を醸成するとともに、困った時でも地域での支えあい・助けあいにより、住み慣れた地域でいつまでも住み続けたいと思う地域社会を目指します。

2.

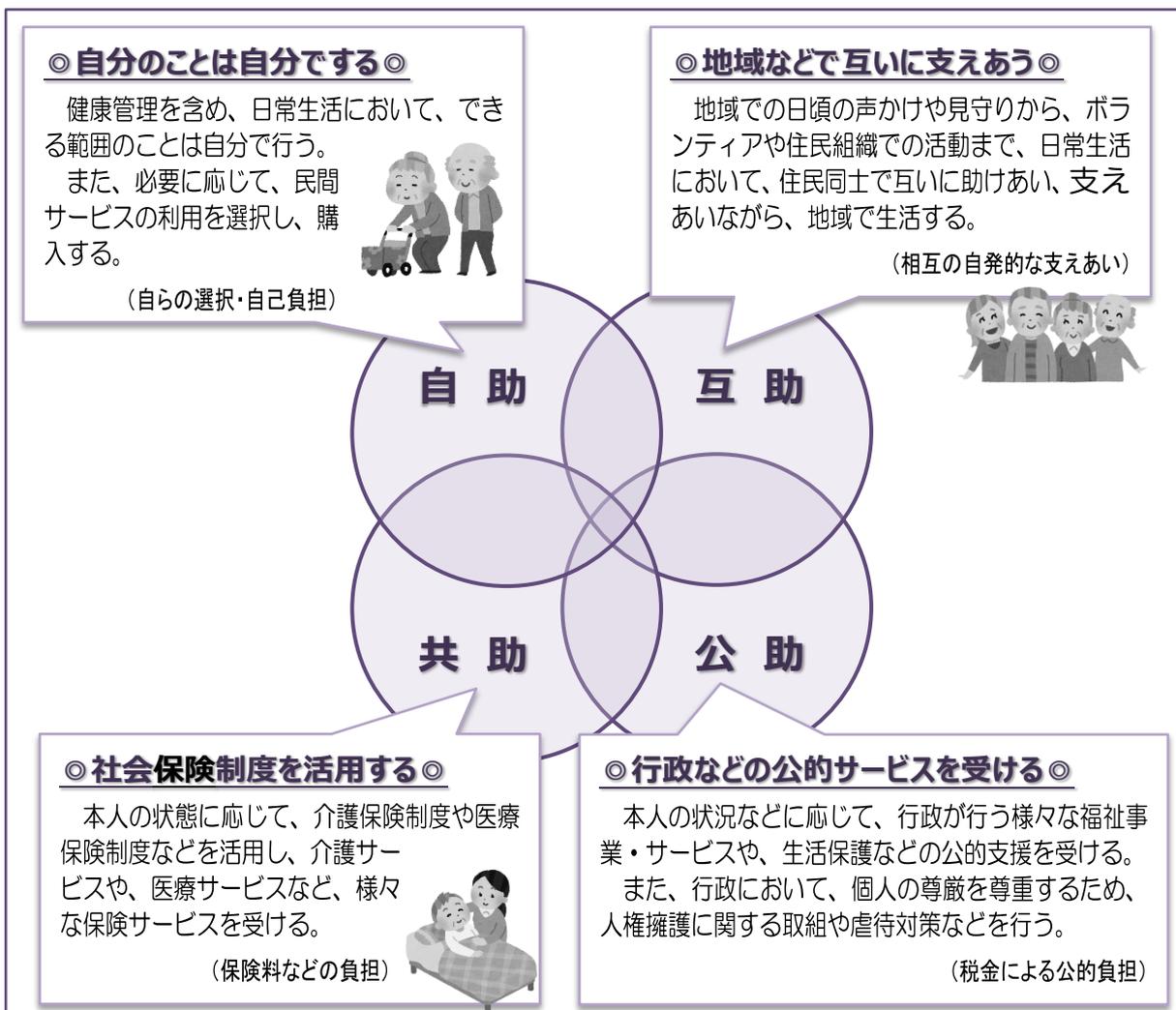
基本理念

理想とする高齢社会像を目指し、地域包括ケアシステムを推進するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、支援を必要とする方への包括的な支援やサービス提供体制を整備する必要があります。

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることが重要であり、特に、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することから、多様化する生活支援ニーズに対応するため、「互助」「共助」を軸とする地域の支えあいも重要になります。〔図表3-1〕

また、「公助」を担う行政の役割としては、「自助」、「互助」の取組を支えるとともに、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的サービスの提供基盤の整備や専門性の強化、相談支援体制の充実について、責任を持って取り組むことが必要です。

図表 3-1 地域包括ケアシステムの構築における「自助・互助・共助・公助」



前計画の「自助・互助・共助・公助」の概念を理念化した3つの基本理念を引き続き、継承するとともに、本市の理想とする高齢社会像の実現を目指していきます。

（１）いつまでも健康であり続けることができるよう支援します

今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題への対応や、元気で意欲ある高齢者が自ら地域の担い手となった地域づくりが求められています。

高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らせるよう「健康づくり」や「介護予防」を重視した施策を展開し、元気な高齢者が地域を支える側として、地域で活躍できる支援を行います。

（２）身近な地域で自立した生活が継続できるよう支援します

高齢者が、これまで培った知識と経験を活かして社会参加することで、地域とのつながりを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みが必要です。

高齢者の心身の健康を保持し、地域とつながり、介護が必要になっても、必要なサービスを受けながら、その人の能力に応じて自立した生活が継続できるよう支援していきます。

（３）市民と行政が協働し、支えあう地域社会を実現します

支援する側もされる側も、すべての高齢者が、お互いの役割を認めつつ、支えあい、そのつながりの中で、住み慣れた地域で暮らし続けることができることが重要です。

地域における多様な生活ニーズに的確に対応するためには、住民一人の力だけではなく、多様な主体が互いに協働する、マルチパートナーシップによる取組を推進し、支えあう地域社会を実現していきます。

（４）個人の尊厳と主体性を尊重します

個人の主体性を尊重し、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らせる地域づくりを推進します。

また、終末期の過ごし方や医療などに関する希望にそって支援することは大切な視点です。個人の人生の目標や生きがいを大切に支援を行います。

3. 基本目標

本市の理想とする高齢社会像の実現に向けて、次の7項目を基本目標に掲げ、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

基本目標1 元気に暮らせる地域づくりの推進

元気な高齢社会を確立していくためには、高齢者が地域社会の中で生きがいや自らの経験や知識を活かし、社会参加していく地域づくりや介護予防・重度化防止など、予防を重視した取組が必要です。

高齢者の生活の質の向上に向けて、日頃からの健康づくり・介護予防、多様な活動や居場所の提供、ボランティア活動、就労・就業支援の促進など、地域や関係機関などとさらなる連携を図り、高齢者が元気に暮らせるよう支援していきます。

基本目標2 認知症施策の推進

今後増加が見込まれる認知症高齢者が、できる限りいつまでも住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けていける支援体制づくりが必要です。

幅広い世代や民間企業を含む様々な対象に対する認知症の正しい知識の普及啓発、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりと、早期発見・早期診断に向けた支援体制づくりを推進するとともに、地域や関係機関などとさらなる連携を図り、認知症予防を重視した施策を進めます。

厚生労働省が示す「新オレンジプラン」に基づき、本市においても、「藤沢版おれんじプラン」作成に向け、関係機関のご意見を伺う中で、現状や課題の把握、方向性の明確化、具体的な認知症施策の推進に、積極的に取り組んでいきます。

基本目標3 医療・介護及び福祉の連携による在宅生活支援の推進

日常生活におけるサービスの提供に加え、医療及び介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加することに対応するため、医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりが必要です。

医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護及び福祉が連携・協力した一体的な支援体制づくりを進め、高齢者の地域での日常生活を支援します。

基本目標4 介護保険サービスの充実

介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で、できる限り暮らしていくためには、その人の状態や生活環境など、利用者ニーズに応じたサービスの提供を進めていくことが重要であり、施設などの量的確保と介護人材育成などの質的確保、両方の側面から総合的に提供基盤の整備を図る必要があります。

介護や支援が必要になっても、適切な介護サービスを受けながら、住み慣れた地域で、できる限り暮らしていけるよう、介護保険事業の適正な運営と安定的なサービス提供体制を推進します。

基本目標5 安心して住み続けられる生活環境の整備

高齢者の住まい方が多様化する中、住宅確保要配慮者などに対する住まいの確保支援について、住宅施策と連携した居住環境づくりが必要です。

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに応じた多様な住まい方の確保を含めた生活環境全般の整備を進めるとともに、地域の方々と連携しながら、高齢者の社会的孤立を防ぎ、防災・防犯などの様々な取組を進め、安全で安心なまちづくりを推進します。

基本目標6 地域に根ざした相談支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、身近な相談窓口から必要な包括的支援へとつながる相談支援体制の整備を進めることが必要です。

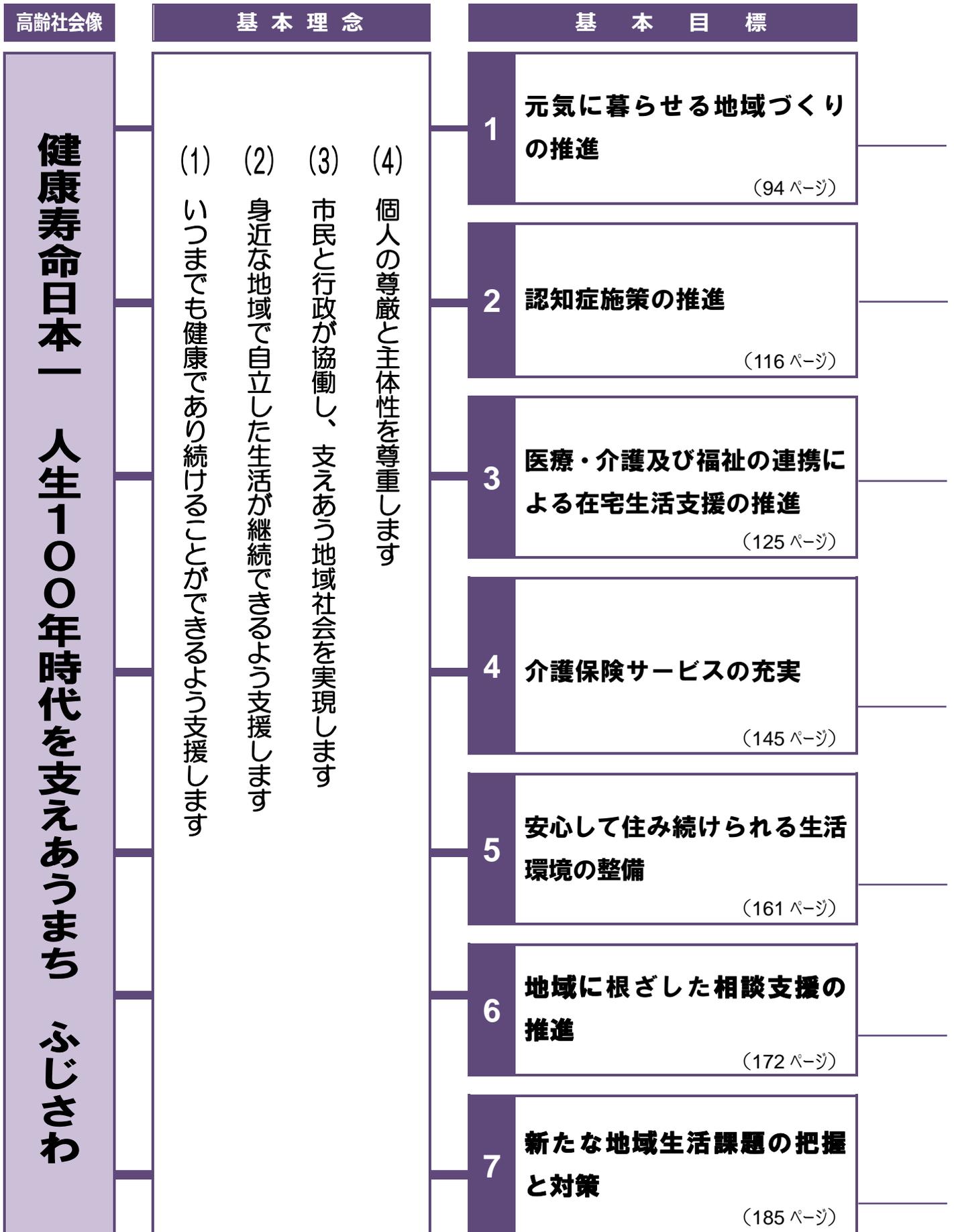
地域の相談支援体制の機能強化を図るとともに、地域住民のつながりや絆、多様な主体との連携によって、高齢者や介護をする家族の孤立化・孤独化を防ぎ、地域の中で見守り・支える仕組みづくりを推進します。

基本目標7 新たな地域生活課題の把握と対策

超高齢化、人口減少、家族構成などが変容する中で、地域では高齢者・障がい者・子どもなど、様々な課題が重なり合い、また、世帯の中では課題を抱えた人が複数いるケースが増加するなど、分野を超えた横断的な包括支援体制づくりが必要です。

13 圏域ごとに、新たな地域生活課題（福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育及び地域社会からの孤立など）と地域の社会資源を把握し、支援関係機関などとの連携により、今後の対策を検討していきます。

■ 本計画の推進に向けた施策体系 ■



施 策 (施策の展開)		
1	施策1 生きがいづくりの支援 (96ページ)	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 (2) 生涯学習などの支援
	施策2 社会参加活動の支援 (102ページ)	(1) ボランティアの育成・支援 (2) 高齢者の就労・就業支援の促進 (3) 地域活動団体への支援
	施策3 地域コミュニティの活性化 (108ページ)	(1) 地域交流拠点の推進 (2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進
	施策4 健康寿命の延伸 (111ページ)	(1) 健康づくり・介護予防事業の推進 (2) フレイル予防の促進
2	施策1 認知症予防の推進 (117ページ)	認知症予防のための事業の充実と普及啓発
	施策2 認知症支援体制の充実・強化 (118ページ)	(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応 (2) 「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指した地域づくり
3	施策1 日常生活の支援 (127ページ)	(1) 生活支援サービスの提供 (2) 在宅福祉サービスの提供 (3) 介護者への支援（ケアラーケア）
	施策2 在宅医療・介護連携の推進 (136ページ)	多機関協働による包括的支援体制の推進
	施策3 自立支援・重度化防止の取組 (138ページ)	(1) 生活支援の体制整備 (2) 地域ケア会議の開催 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
4	施策1 介護保険サービスの安定的な提供 (146ページ)	(1) 事業者への支援 (2) 介護人材の確保及び資質向上 (3) 適切な情報提供と制度の普及啓発 (4) 事業所の整備
	施策2 介護保険制度の適正な運営 (156ページ)	(1) サービスの質の担保 (2) 介護給付費等の適正化の推進 (3) 低所得者対策 (4) 介護相談員派遣事業 (5) 介護保険運営協議会
5	施策1 住まいなどの生活環境の整備 (162ページ)	(1) 多様な住まい方の確保・支援 (2) 人にやさしいまちづくりの推進
	施策2 安全・安心なまちづくりの推進 (169ページ)	防災・防犯などに対する取組の促進
6	施策1 地域の相談支援体制の充実・強化 (173ページ)	(1) 相談支援体制の機能強化 (2) 権利擁護の推進
	施策2 地域と連携した見守り活動の推進 (183ページ)	多様な主体が連携した見守り体制の強化
7	施 策 地域の実情に応じた取組の推進 (186ページ)	地域の実情に応じた取組の推進

第4章

施策の展開

◇◇第4章の構成について◇◇

◇◇第4章の構成について◇◇

第4章の施策の展開は、まず制度上利用できる主な事業を対象別に体系図として整理してあります。次に、本市の介護予防・日常生活支援総合事業についての記載、第3章で定めた基本目標1～7ごとに整理しています。

主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図

…90・91 ページ

：制度上利用できる主な事業を本人の状態別に整理した体系になります。

本市の介護予防・日常生活支援総合事業について

…92・93 ページ

：本市における介護予防・日常生活総合事業について記載しています。

基本目標

…94～186 ページ

① 基本目標1～6は、次のとおり記載しています。

基本目標ごとの体系図

：「施策」「施策の展開」「主な事業」で体系図化しています。



施策ごとの展開

：施策ごとの方向性などについての説明を記載しています。



主な事業

：事業ごとの概要・これまでの取組・今後の取組みを整理しています。

事業の概要	
これまでの取組	
今後の取組	

※数値の表記ができるものは3年間の実績と、実績値に基づいた計画期間中の見込みや目標値を記載しています。

② 基本目標7は、本計画全体に関連するため、再掲事業として、まとめています。

■主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図■

元気な高齢者

事業対象の方

要支援者
(要支援 1, 2)

高齢者の生きがい・社会参加の促進

生きがい・社会参加

- ・いきいきシニアセンター（老人福祉センター）
- ・ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）への支援
- ・高齢者いきいき交流事業
- ・いきいきシニアライフ応援事業
- ・社会参加活動の支援 ・地域の縁側
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・生涯学習などの支援
- ・湘南すまいるバス
- ・いきいきパートナー事業
- ・敬老会など

介護保険サービス

予防給付

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・養護老人ホーム

健康づくりの支援

- ・健康づくりの推進 ・フレイル予防事業
- ・オーラルフレイル予防（口腔機能予防）事業
- ・高齢者の食育の推進など

地域支援事業<介護保険事業費会計>

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域ささえあいセンター
- ・高齢者の通いの場
- ・地域団体への講師派遣

介護予防・生活支援サービス事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

包括的支援事業

- ・いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）運営事業
- ・生活支援体制整備事業（協議体・生活支援コーディネーター）
- ・総合相談支援業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

任意事業

- ・家族介護者教室事業
- ・給食サービス事業
- ・認知症サポーター養成事業
- ・生活援助員派遣

在宅福祉サービス

- ・生活支援型ホームヘルプサービス
- ・寝具乾燥消毒サービス
- ・緊急通報サービス
- ・一時入所サービス
- ・紙おむつの支給

より支援が必要

軽度要介護者
 (要介護 1, 2)

中度・重度要介護者
 (要介護 3～5)

介護保険サービス

介護給付

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅療養管理指導
- ・訪問入浴介護
- ・通所リハビリテーション
- ・特定福祉用具販売
- ・居宅介護支援
- ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護
- ・訪問看護
- ・短期入所療養介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

介護保険施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護療養型医療施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

- ・認知症総合支援事業 (認知症初期集中支援チーム・認知症ケアパスの活用・認知症地域支援推進員)
- ・在宅医療・介護連携推進事業 (在宅医療支援センター、多職種研修)
- ・権利擁護業務
- ・成年後見制度利用支援事業

- ・訪問理美容
- ・藤沢市福祉タクシー利用券

◇◇本市の介護予防・日常生活支援総合事業について◇◇

本市では、2016年（平成28年）10月から、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り自立した日常生活を送ることができるように、「介護予防ケアマネジメント」による介護予防ケアプランに基づき、介護予防・日常生活支援総合事業や地域活動などにつなげることをしました。

「介護予防・生活支援サービス事業」については、これまでの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する事業として、介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスを実施し、多様なサービスとして、「訪問型サービスA」および「訪問型サービスC」を開始しました。

また、地域で介護予防につながる健康づくりや人との交流を推進する「一般介護予防事業」は、すべての高齢者を対象とし、介護予防教室や講演会、高齢者の通いの場や介護予防運動自主活動団体への支援を行いました。

また、生活支援体制整備として、生活支援コーディネーターを配置するとともに、協議体を開催し、地域の方々との意見交換により地域の社会資源と地域課題の見える化を行い、今後に向けては、抽出した地域課題に対する検討を行っていきます。その経過の中で、新たな住民主体の生活支援など（サービスB）の創設や担い手の醸成につながるよう取組を進めます。

第7期については、第6期の取組に加え、次の視点を踏まえ、推進します。

① 本人の目標達成に向けた自立支援

本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切にしたい、重症化予防・重度化防止に着目した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを進めます。

進めるにあたっては、本人の思いに沿った目標の達成に向けて、介護予防・自立支援をテーマとした地域ケア会議などを実施し、効果的な支援に努めます。

② 健康な地域づくりに向けた「セルフケア」

健康寿命日本一をめざす本市では、「健康な地域づくり」というコンセプトのもと、介護予防や認知症予防に関する情報提供や活動の機会として、各種一般介護予防事業の他、地域が主体となって展開している通いの場や体操などの社会参加型の介護予防を支援します。

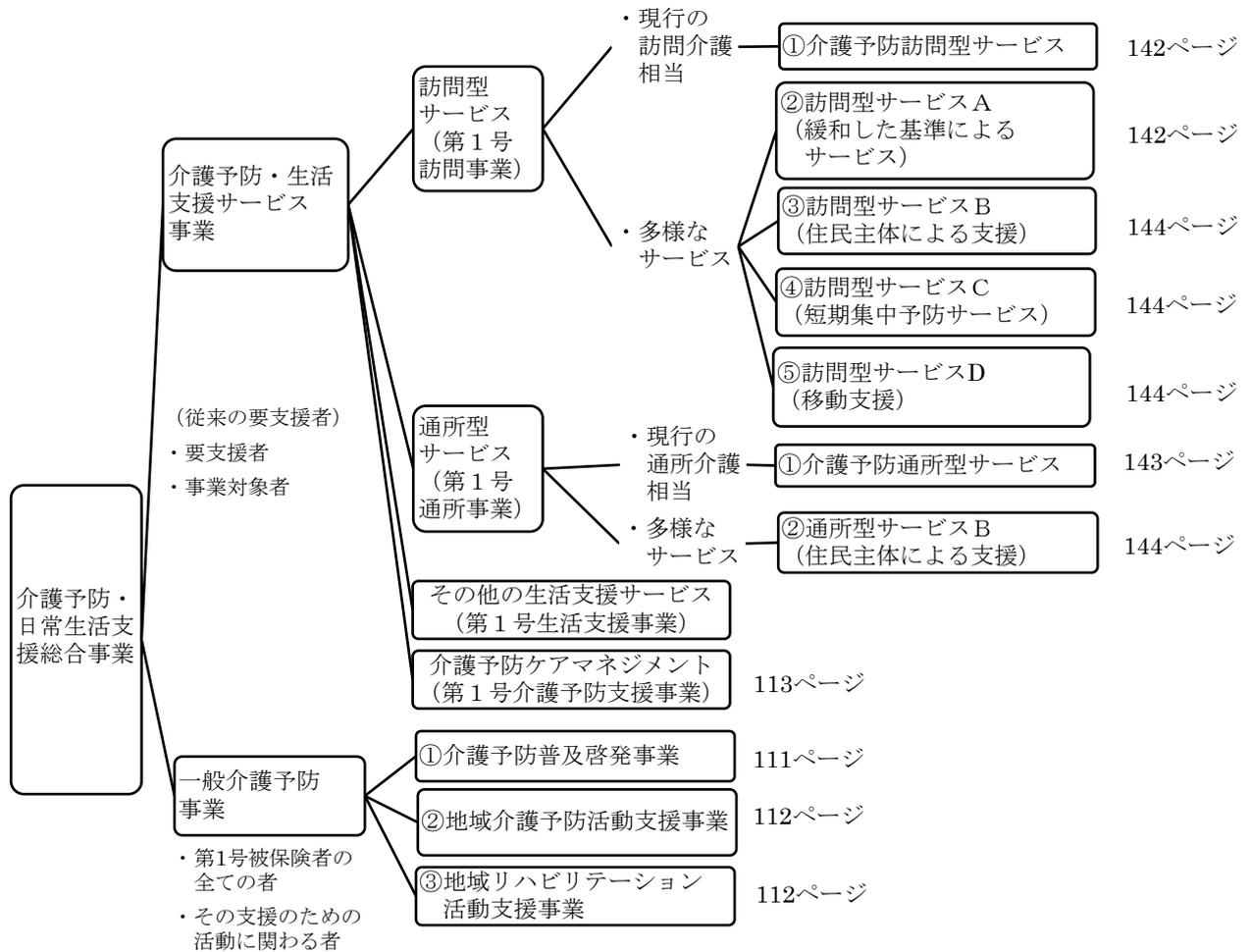
また、日常生活を楽しくさせてくれる居場所や、一人ひとりが活躍できる場など、社会参加や生きがい介護予防につながる、高齢者が生き生きできる取組を進めます。

③ 地域住民が中心となって展開される「コミュニティケア」

地域では様々な住民主体による活動が展開されており、今後もさらに「地域の支えあい活動」を支援し、取組を進めていくことが望まれています。

高齢者の介護予防、生活支援の推進に向けては、様々な住民主体の地域活動と関連づけて考えることが必要であり、地域づくりとしての生活支援体制整備と連動させ、推進していきます。

＜本市のめざす介護予防・日常生活支援総合事業 構成図＞



※介護予防・生活支援サービス事業については、基本目標3に記載しています。

※一般介護予防事業については、基本目標1に記載しています。

基本目標1 元気に暮らせる地域づくりの推進

施策	施策の展開	主な事業
1 生きがいづくりの支援	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援 96頁	① シニア世代の起業支援 96頁 ② いきいきシニアセンター (老人福祉センター) 97頁 ③ ゆめクラブ藤沢 (老人クラブ) 97頁 ④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 98頁 ⑤ 敬老会 98頁 ⑥ 敬老祝金 99頁 ⑦ いきいきシニアライフ応援事業 99頁 ⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家 100頁
	(2) 生涯学習などの支援 100頁	① 生涯学習人材バンク 「湘南ふじさわ学びネット」 101頁 ② 高齢者を対象とした生涯学習 101頁 ③ 図書館宅配サービス 102頁
2 社会参加活動の支援	(1) ボランティアの育成・支援 102頁	① ふじさわボランティアセンターとの連携 103頁 ② 地区ボランティアセンターへの支援 103頁 ③ いきいきパートナー事業 ※(総) 104頁
	(2) 高齢者の就労・就業支援の促進 104頁	① シルバー人材センターへの支援 105頁 ② 中高年齢者向け就労支援セミナー 105頁
	(3) 地域活動団体への支援 106頁	① 市民自治組織・地域団体への支援 106頁 ② 市民参加型団体等の育成・支援 107頁 ③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成 107頁

施 策	施策の展開	主 な 事 業
3 地域コミュニティの活性化	(1) 地域交流拠点の推進 108頁	① 地域ささえあいセンター ※(総) 108頁 ② 地域の縁側 109頁 ③ 高齢者の通いの場 ※(総) 109頁
	(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進 110頁	① 藤沢市社会福祉協議会との連携 110頁 ② 地区社会福祉協議会への支援 110頁
4 健康寿命の延伸	(1) 健康づくり・介護予防事業の推進 111頁	① 一般介護予防事業 普及啓発の推進 ※(総) 111頁 ② 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援の推進 ※(総) 112頁 ③ 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業の推進 112頁 ④ 介護予防ケアマネジメント※(総) 113頁 ⑤ 健康づくりの推進 113頁
	(2) フレイル予防の促進 114頁	① フレイル予防事業 114頁 ② オーラルフレイル予防(口腔機能低下予防)事業 115頁 ③ 高齢者の食育の推進 115頁

※(総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策1 生きがいつくりの支援

超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルや嗜好が多様化する中、平均寿命も延びてきており、2016年（平成28年）では、男性が80.98歳、女性が87.14歳となっています。（厚生労働省「平成28年簡易生命表」より）

近い将来、元気な状態で「人生90年時代」さらには「人生100年時代」が訪れようとしており、健康で充実した人生を過ごすことができる社会を築いていくことが重要となっています。こうした状況から、高齢者が地域で元気に暮らせるよう、趣味や教養の向上に関する講座などの実施、サークル活動の支援を行うとともに、高齢者が気軽に集まったり、活動できたりする場を提供するなど、高齢者の生きがいつくりを推進します。

（1）高齢者の多様な活動・居場所の支援

高齢者が生きがいを持って生活していくためには、高齢者の趣味や教養の向上などの講座の実施やサークル活動への支援、地域で活動している団体の周知、高齢者の居場所の提供など、高齢者のライフスタイルやニーズの多様化にマッチした、高齢者の生きがいつくりの機会や地域での活動の場の提供が重要となっています。

「高齢者の保健・福祉に関する調査（2016年調査）」では、約5割強の高齢者が、様々な地域活動への参加を希望しており、気軽に集まり、活動できる場の整備や、サークル活動への支援に対する要望も多くあげられています。

高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）や老人憩の家・老人ふれあいの家などの交流・活動の場を提供するとともに、ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）をはじめ、シニアに特化した地域活動の情報提供・地域活動に気軽に参加できるようなきっかけづくりなど、様々な活動の支援を行います。

【主な事業】

① シニア世代の起業支援		産業労働課
事業の概要	（公財）湘南産業振興財団などと連携し、シニア世代の起業を支援しています。 ① 神奈川県「創業支援融資」「スタートアップ融資」、日本政策金融公庫「女性、若者／シニア起業家支援資金（国民生活事業）」を利用するシニア世代に対する利子などの一部補助 ② コミュニティビジネスを行うシニア世代に対する優遇支援 ③ シニア世代を含むコミュニティビジネス事業者の事例発表会・ネットワーキングに対する支援	
これまでの取組	産業競争力強化法に基づき、国から認定を受けた創業支援事業計画について、2016年度（平成28年度）末で計画期間が満了したことから、計画の再認定申請を行い、関係機関と連携して起業支援に取り組んでいます。	
今後の取組	引き続き、関係機関と連携し、各事業を進めていきます。	

② いきいきシニアセンター（老人福祉センター） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	市内の南部・中部・北部それぞれに、湘南なぎさ荘・やすらぎ荘・こぶし荘を設置し、高齢者の生きがいと健康づくりのための拠点施設として、様々な事業を展開しています。（指定管理業務）
これまでの取組	高齢者同士の交流の機会や居場所の提供、各種相談事業を行うとともに、利用者のニーズを踏まえた様々な講座、地域住民や多世代との交流事業を実施し、高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進を図っています。
今後の取組	多様化する高齢者のニーズやライフスタイルに即した様々な事業を展開するほか、利用者のボランティア活動への参加を支援し、地域の担い手創出に積極的に取り組むなど、引き続き、地域に根ざした施設運営を実施していきます。あわせて、地域の縁側や一般介護予防事業で実施する「高齢者の通いの場」事業など、高齢者の参加が可能な地域資源が拡充しつつあることから、老人福祉センターのあり方や位置づけについて、総合的に検討していきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
延べ利用者数（人）	300,265	281,959	157,617	297,400	300,400	303,400
延べ事業実施回数（回）	459	443	232	461	466	471

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② ゆめクラブ藤沢（老人クラブ） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	ゆめクラブ藤沢は、高齢者同士の交流を通じて、生きがいと健康づくりを図るとともに、地域を豊かにする活動に取り組む高齢者の自主的なグループです。高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、各クラブの活動・運営を支援しています。
これまでの取組	各クラブの活動のさらなる充実を目指し、藤沢市老人クラブ連合会が実施するリーダー研修や様々な事業を支援しています。 また、会員の高齢化とそれに伴う活動の停滞による解散・統合などにより、クラブ数・会員数ともに減少しており、会員の加入促進や活性化に向けた取組を進めています。
今後の取組	藤沢市老人クラブ連合会とのさらなる連携を図り、各クラブの運営や活動の支援を行うとともに、クラブ数・会員数の減少などの課題解決に向けた検討、会員の加入促進に向けた取組などを支援していきます。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
クラブ数（クラブ）	156	148	143
加入会員数（人）	8,033	7,486	7,148

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

第4章 施策の展開

基本目標 1 元気に暮らせる地域づくりの推進

④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者の社会参加と健康増進を目的に、高齢者福祉大会と高齢者スポーツ大会を、藤沢市老人クラブ連合会への委託により実施しています。
これまでの取組	<p>高齢者福祉大会・スポーツ大会を開催し、高齢者同士の交流や、会員の加入促進、健康増進・介護予防の促進などを図っています。</p> <p>高齢者スポーツ大会は、2016年度（平成28年度）から、開催場所を大清水スポーツ広場から秋葉台公園球技場及び自由広場に変更し実施しました。</p>
今後の取組	高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援するとともに、クラブ活動の活発化、高齢者同士の交流、会員の加入促進、健康増進・介護予防を図るため、引き続き実施していきます。また、高齢者のニーズの把握に努め、事業内容などについて検討します。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
福祉大会参加者数 (人)	987	977	920
スポーツ大会参加者数 (人)	330	334	342

⑤ 敬老会 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、市内各地区において敬老会を開催しています。
これまでの取組	高齢化の進展に伴う対象者の増加などを踏まえ、敬老会事業の見直しを行い、2014年度（平成26年度）から、参加対象者を80歳以上の方から83歳以上の方へ変更しております。
今後の取組	長年、社会の発展に貢献された高齢者を敬愛し、健康と長寿をお祝いするため、引き続き、敬老会事業を実施していきます。また、今後も対象者の増加が見込まれることから、各地区における開催状況や、他市の実施状況などを考慮し、事業の実施方法や内容について検討していきます。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
対象者数 (人)	17,169	18,195	19,291
参加者数 (人)	2,428	2,117	2,755

⑥ 敬老祝金 福祉医療給付課

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老祝金の贈呈を行っています。 ①90歳（卒寿）の方への敬老祝金の贈呈 ②100歳（百寿）の方への市長訪問による祝金と花束などの贈呈〔百歳訪問〕
これまでの取組	高齢化の進展に伴う対象者の増加などを踏まえ、敬老祝金事業の見直しを行い、2017年度（平成29年度）から、80歳の方への祝金の贈呈を廃止しました。
今後の取組	長年、社会の発展に貢献された高齢者を敬愛し、健康と長寿をお祝いするため、引き続き、事業を実施していきます。また、今後も対象者の増加が見込まれることから、他市の敬老祝金品などの贈呈の実施状況などを考慮し、事業内容について見直しを行います。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
＜敬老祝金の贈呈＞			
贈呈者数 (人)	4,183	4,612	1,151※
〔80・90歳〕	〔3,203・980〕	〔3,551・1,061〕	1,151※
＜百歳訪問＞			
訪問者数 (贈呈者数) (人)	70	86	102

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の対象者数。
※ 2017年度（平成29年度）の敬老祝金贈呈者数は90歳のみ。

⑦ いきいきシニアライフ応援事業 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	シニア世代が「生きがい」を感じるとともに、地域に貢献し、いきいきと充実したシニアライフを送ることができるように、シニア世代に特化した地域活動などの情報を提供し、地域活動などに気軽に参加できるようなきっかけづくりを行っています。
これまでの取組	2014年（平成26年）10月の事業開始から2017年（平成29年）9月までに、地域活動見本市を計6回開催し、地域で活動する市民活動団体が活動内容の展示や説明を行い、情報収集の機会を提供しました。また、シニア世代向け情報サイトにおいて、地域活動などの情報を提供するとともに、インターネットを利用しない方のために、シニア世代向け情報誌を年4回発行しています。
今後の取組	地域活動に参加する意欲がありながらも、どこでどのような活動が行われているかなどの情報が不足していることが、シニア世代の地域活動への参加が進まないひとつの要因となっています。このため、地域情報の入手を容易にし、気軽に参加できる「きっかけ」づくりの場を設けることが今後ますます重要となっています。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(H31)	2020年度(H32)
地域活動見本市来場者数 (人)	649	618	468	730	770	820

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>高齢者の教養の向上、レクリエーションなどの場の提供や、高齢者と次世代との交流の促進を目的に、老人憩の家（善行・長後）、老人ふれあいの家（御所見）を設置しています。</p> <p>なお、御所見老人ふれあいの家は、2011年（平成23年）に中里子どもの家と合築し、世代間交流を図っています。</p>
これまでの取組	<p>高齢者の活動の場を提供し、高齢者間の交流や生きがいづくり・社会参加を促進しています。また、御所見老人ふれあいの家では、ユースデイなどの世代間交流事業の実施により、地域の子供たちとの交流が図られています。</p>
今後の取組	<p>高齢者が、同世代や次世代と交流する場の提供により、高齢者の生きがいづくりや社会参加のさらなる促進を図ります。また、善行・長後老人憩の家については、老朽化が進んでいるため、必要に応じて施設の修繕を行い、利用者の安全性の確保に努めます。</p>

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
＜善行老人憩の家＞			
延べ利用件数 (件)	377	437	274
延べ利用者数 (人)	5,091	4,493	3,154
＜長後老人憩の家＞			
延べ利用件数 (件)	249	250	120
延べ利用者数 (人)	3,408	3,335	1,664
＜御所見老人ふれあいの家＞			
延べ利用件数 (件)	424	420	227
延べ利用者数 (人)	6,884	7,310	3,341

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

（2）生涯学習などの支援

生涯学習は、自らの興味や関心に基づき行われる自主的な活動であり、高齢者の生きがいや生活を豊かにするとともに、身につけた知識や経験を地域活動に生かすことで、地域社会の活性化や発展につながります。

高齢者であっても、年齢や性別にとらわれることなく、生きがいを持ち、豊かな高齢期を過ごすことができるよう、学びを通じた人と地域のつながりを推進するとともに、生涯にわたって学習活動に取り組めるよう支援します。

【主な事業】

① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」 生涯学習総務課

事業の概要	様々な分野で豊富な知識や優れた技術を持つ方が、市民講師として登録し、地域の様々な生涯学習の場で活躍する機会を提供するとともに、市民が生涯にわたり学びたいことが学べるよう、学習のきっかけづくりを支援しています。
これまでの取組	生涯学習情報の積極的な提供を行うことで、市民の学習活動の支援と、学習成果の社会還元を推進しています。 登録者、利用件数ともに前年度から増加しており、引き続き、学習成果を生かした地域活動の場づくりの創出を促進します。 人材バンク登録件数：(個人) 225人、(団体) 38団体 ※2017年(平成29年)9月末時点の実績
今後の取組	人材バンク制度の利用を促進するため、市民が活用しやすいように講師情報の充実を図るとともに、2019年度(平成31年度)に新設される「生涯学習活動推進室」において、講師と事業の参加者が自由に集い、交流できるよう、運営の検討を進めていきます。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
登録件数 (件)	242	276	263
利用件数 (件)	191	205	117

※ 2017年度(平成29年度)は9月末時点の実績。

② 高齢者を対象とした生涯学習 生涯学習総務課

事業の概要	公民館において、高齢者を対象とした各種事業を実施しています。
これまでの取組	高齢者を対象に、健康体操や人生設計など、趣味や生活に役立つ講座をはじめ、様々な事業を実施しています。 引き続き、高齢者がいきいきと学習し、活動できる事業の実施や環境づくりを行っていきます。 高齢者対象事業：27事業(参加者延べ11,718人) ※2016年(平成28年)3月末時点の実績
今後の取組	高齢者が主体的に学習できるような事業や、豊かな知識や技術を生かした事業など、生きがいや居場所づくりにつながる多様な学習機会の提供を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(H31)	2020年度(H32)
公民館事業 (件)	33	27	25	27	27	27

※ 2017年度(平成29年度)は4月時点の計画予定値。

③ 図書館宅配サービス		総合市民図書館
事業の概要	図書館・図書室に来館・来室することが困難な高齢者や障がいのある方に対し、宅配ボランティアの協力により、図書館資料を宅配しています。	
これまでの取組	<p>広報及び館内へのポスター掲示にて事業の周知を行い、利用者や宅配ボランティアを随時募集しています。</p> <p>車での活動が可能な方を、宅配ボランティアの不足している地区などの利用者とマッチングさせることができ、待機ボランティアの活用が図られました。また、職員と宅配ボランティアが協力して、宅配サービス利用者用におすすめの資料を紹介するためのリストを作成し、宅配サービス活動時に活用しました。</p>	
今後の取組	関係各課と連携して積極的に広報活動を行い、利用者を受け入れるとともに、ボランティア確保に努めていきます。	

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
延べ利用者数 (人)	2,096	1,831	979
貸出資料件数 (件)	7,753	6,902	3,878

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

施策2 社会参加活動の支援

現在、高齢者となっている団塊の世代が、後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据え、元気な高齢者が増加することに伴い、健康や生きがいづくり、社会参加施策の重要性がより一層高まっています。

これからは、高齢者自らが地域を「支える側」として、活躍していく時代に突入していくことが想定されます。

こうした状況から、高齢者自らが「人生100年時代」のライフデザインを考えていくとともに、働き方や社会参加の促進、ボランティアの育成及び地域団体などへの活動支援を通して、高齢者が参加しやすく、高齢者個人の活躍を支えていく地域社会づくりを推進します。

(1) ボランティアの育成・支援

超高齢社会を迎える中、元気な高齢者が増加するとともに、日常生活において支えの必要な高齢者も増加することが予想され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、支えの必要な高齢者を地域で支える多様な担い手が必要であり、地域で互いに支えあう「互助」の仕組みづくりが重要となっています。

その一つとして、元気な高齢者がこれまで培った経験と知識を生かし、地域を「支える側」として活躍することで、やりがいを感じることができるよう、ふじさわボランティアセンターをはじめとする関係機関・関係各課と連携し、ボランティアの育成や活動の支援を図ります。

【主な事業】

① ふじさわボランティアセンターとの連携 福祉健康総務課

事業の概要	ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介などを行っている「ふじさわボランティアセンター」（藤沢市社会福祉協議会が運営）と連携して、ボランティアの育成・支援を実施しています。
これまでの取組	ふじさわボランティアセンターと連携して、ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動の紹介などのボランティアコーディネートを行うとともに、ボランティア養成講座などの開催により市民の福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を支援しています。
今後の取組	福祉的支援を必要とする方の状況を正しく理解し、社会や地域に貢献する意識を高める研修や講座などを、ふじさわボランティアセンターと連携して開催することにより、地域福祉の担い手としてのボランティアを養成するとともに、市民のボランティア活動への参加を支援していきます。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
ボランティア登録者数 (人)	4,343	4,860	4,999

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 地区ボランティアセンターへの支援 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	地域におけるボランティア活動を推進する地区ボランティアセンターの設置・運営を支援することで、相互扶助機能の向上とボランティアのネットワークづくりを図っています。
これまでの取組	市内12地区に地区ボランティアセンターが開設されており、センターの運営にかかる費用について支援しています。
今後の取組	地区ボランティアセンターが未開設の地区において、地区社会福祉協議会や地域の団体などに対して開設を働きかけながら、地域でのボランティア活動の推進を図っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(H31)	2020年度(H32)
設置箇所数 (カ所)	11	12	12	12	12	13

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ いきいきパートナー事業 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者が、指定の施設でボランティア活動を実施した際にポイントを付与し、累計ポイント数に応じて年間で最大 5,000 円の支援金を支給します。
これまでの取組	ボランティア活動を通して、高齢者の健康維持と社会参加の促進を図るとともに、介護保険施設などが地域社会との交流を深め、施設入所者がより豊かな時間を過ごせるように、事業を実施しています。
今後の取組	引き続き、事業周知に努め、ボランティア活動への積極的な参加を促し、高齢者の経験や能力を生かした社会参加と活動機会の提供により、高齢者の介護予防の推進を図ります。 また、ボランティア活動の内容や対象者の拡大などについて、検討を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
ボランティア登録(人)	490	599	579	840	960	1,080
受入れ施設数(施設)	76	93	99	116	143	176

※ 2017 年度（平成 29 年度）は 9 月末時点の実績。

（2）高齢者の就労・就業支援の促進

平均寿命が延伸する中、働く意欲のある高齢者がこれまで培った知識や経験を生かし、一人ひとりが生涯にわたり、輝き続けることができる活躍の場が重要となっています。

これまでの 60 歳定年、定年後は余生といった時代は過ぎ去り、これからは、生涯現役で活躍できる「人生 100 年時代」に突入することが想定されることから、高齢者が就労・就業を通じて地域社会と関わりながら、豊かな高齢期を過ごせるように支援します。

【主な事業】

① シルバー人材センターへの支援 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、(公財)藤沢市まちづくり協会が設置したシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の就業による社会参加の促進を図っています。
これまでの取組	シルバー人材センターにおいて、高齢者の希望に応じた就業機会を幅広く確保・提供するとともに、就業に必要な知識及び技能の向上に努め、生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図っています。登録会員の増加に伴い、より多くの方が就業できるよう、新たな業務の受託の拡大、ワークシェアリングへの取組などが課題となっています。
今後の取組	高齢者が元気でいきいきと暮らせるまちづくりの推進として、より多くの高齢者に働く機会の提供及び技能向上、安全対策、社会参加を促進するため、引き続き、シルバー人材センターへの支援を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
登録会員数 (人)	2,500	2,610	2,676	2,562	2,595	2,629
実就業者数 (人)	991	1,012	893	1,012	1,012	1,012
受託件数 (件)	6,424	6,397	3,500	6,589	6,786	6,989

※ 2017年度(平成29年度)は9月末時点の実績。

② 中高年齢者向け就労支援セミナー 産業労働課

事業の概要	藤沢市労働会館において実施していた、転職・再就職のための講座は、2015年度(平成27年度)末に労働会館が閉館したことに伴い終了しました。 2016年度(平成28年度)からは、キャリアを生かした再就職・転職を希望している方や定年後を見据えた働き方を考えたい方などを支援する中高年齢者向けの就労支援セミナーを実施しています。
これまでの取組	2015年度(平成27年度)までは藤沢市労働会館において、指定管理者の自主事業としてセカンドライフ支援セミナーを開催していました。藤沢市労働会館が再整備のため閉館した2016年度(平成28年度)以降は、実施主体を藤沢市に移し、業務委託により事業実施をしています。
今後の取組	引き続き、事業を実施し、就労意欲のある中高年齢者を支援します。また、藤沢公民館・労働会館等複合施設が供用開始となる2019年度(平成31年度)以降の実施手法について検討していきます。

(3) 地域活動団体への支援

市民同士や地域とのつながりが希薄化する中、誰もができる限り住み慣れた地域で元気に暮らすためには、互いに支えあう地域づくりが重要であり、主体的・積極的に活動する団体が地域で果たす役割は、ますます重要になっています。しかし、多くの活動団体では、担い手の高齢化や活動場所の確保などの課題を抱えています。

こうした状況から、地域で活動する様々な団体が継続的に活動できるよう支援し、活動の活性化を図ることで、高齢者が主体的に地域社会とつながることができる地域づくりを推進します。

【主な事業】

① 市民自治組織・地域団体への支援		市民自治推進課
事業の概要	社会福祉、生活環境、交通安全、青少年育成、防犯、防災などの地域課題の解決を図っている自治会・町内会などの活動に対する様々な支援を行っています。	
これまでの取組	地域コミュニティの形成を担う自治会・町内会に対して、市民組織交付金を中心とした各補助金を交付し、支援を行っています。しかし、現状として自治会・町内会の負担は大きく、活動内容や支援のあり方について、再度検討が必要となっています。	
今後の取組	2016年度（平成28年度）に実施した市民向けアンケートの回答では、「地域で気になること」について「防犯」や「防火・防災」が大多数であったことも鑑みて、支援のあり方を検討していきます。また、新たな地域課題の共有や解決できる仕組みづくりを検討していきます。	

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
市民組織 (自治会・町内会) (団体) 団体数	478	478	478
地域コミュニティ 拠点施設整備支援 (件) 事業補助件数	6	11	4
認可地縁団体数 (団体)	30	30	31

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 市民参加型団体等の育成・支援 市民自治推進課

事業の概要	<p>藤沢市市民活動推進計画の基本施策を総合的・計画的に推進し、市民参加型団体などの育成・支援を行っています。</p> <p>① 市民活動に対する認知度・信頼度の向上 ② 市民活動の自立化・持続化の推進 ③ 市民活動団体が活躍する機会の拡充</p>
これまでの取組	<p>市民活動推進センター（本館）では、情報提供、相談、市民活動団体を支援する講座などを行っており、市民活動プラザむつあい（分館）では、北部地域の市民活動の場の提供や人材育成などを行ってきました。</p>
今後の取組	<p>市民活動推進センターの講座終了後、受講者に対し、受講後の状況や課題についてフォローしていきます。</p> <p>市民活動プラザむつあいでは、情報発信媒体の活用や本館と連携し、市民活動団体が活躍する機会の拡充を目指します。</p>

	実 績		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
市民活動推進センター（団体）登録団体数	478	490	465

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成 福祉医療給付課

事業の概要	<p>福祉施設や地域福祉活動への支援などを目的として、1984年（昭和59年）に愛の輪福祉基金を設け、活動団体を助成しています。</p>
これまでの取組	<p>民間福祉団体やボランティア団体が行う事業に対して助成を行うことで、福祉活動団体の育成強化及び活動の充実を図っています。</p> <p>設置当初と比較して、基金残高が減少しており、積極的な基金への寄附を促進する必要があります。</p>
今後の取組	<p>基金に関する周知を行い、寄附の増加を図っていきます。</p> <p>限られた基金を有効活用するため、補助金の交付方法の見直しの実施結果を検証し、引き続き、制度の見直しを図っていきます。</p>

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
助成事業数（件）	206	202	204	210	210	210

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

施策3 地域コミュニティの活性化

超高齢社会・核家族化の進展、社会情勢の変化などに伴い、地域におけるコミュニティが希薄化する中、複雑な事情を抱えながらも相談する相手もなく、孤立してしまう状況を防ぐためにも、日頃からの声かけなど地域内におけるつながりの強化や身近に心のよりどころとなるような場を確保し、人の和を広げ、互いの暮らしを協力して支えあう仕組みづくりが重要となっています。多様な地域住民が気軽に立ち寄り、高齢者同士・多世代と交流できる機会の提供、介護予防、日常生活の相談・支援などにより、地域コミュニティの活性化を図り、元気に暮らせる地域づくりを推進します。

(1) 地域交流拠点の推進

超高齢社会の進展やひとり暮らし高齢者の増加などに伴い、地域コミュニティが希薄化する中、人と人とのつながりを持ち、孤立化・孤独化を防ぐためにも、高齢者などが気軽に立ち寄り、地域で交流できる身近な場の確保は重要です。

「人生100年時代」を見据え、誰もが安心して元気に暮らせる地域づくりを目指し、地域などと連携・協力して、高齢者などの生活支援や生きがいづくり・介護予防など地域で交流できる拠点施設の整備を進めます。

【主な事業】

① 地域ささえあいセンター				地域包括ケアシステム推進室		
事業の概要	高齢者などが気軽に立ち寄りことのできる通いの場の提供、各種相談、介護予防に関する講座、多世代交流などの事業を実施する「地域ささえあいセンター」の運営団体に対して支援を行います。 また、各施設に、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等サービスの充実に取り組んでいます。 ※「地域の縁側」の「基幹型」として位置づけられています。					
これまでの取組	2014年度（平成26年度）にモデル事業を開始し、2017年度（平成29年度）9月末時点で、市内3施設で本事業を実施しています。また、同年度末までには、北部・東部・西部の3ブロックに合計4施設の整備が完了する見通しとなっています。					
今後の取組	整備が完了した4施設の運営状況などを検証し、今後の整備方針及び運営費補助のあり方について、改めて検討することを予定しています。					
	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
施設数 (カ所)	2	3	3	4	検証 整備方針の検討	
延べ利用者数 (人)	16,849	22,872	12,919	—	—	—

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 地域の縁側 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	人と人とのつながりを強め、暮らしやすさを高めることを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄り、集まりやすい身近な場を「地域の縁側」と位置づけ、事業実施団体を支援します。
これまでの取組	誰もが地域でいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目指し、2017年（平成29年）10月1日現在、市内33カ所（基本型21カ所、特定型9カ所、基幹型3カ所）で地域の縁側を実施しています。
今後の取組	設置にあたっては、地域の実情を把握し、地域にとって幅広い効果が期待できるよう、身近にない地域を含め、設置を進めていきます。各地区1カ所以上、市内40カ所を目標に取り組んでいきます。 また、気軽に相談し合える場でもあることから、必要に応じて、専門的な相談機関につなぐ支援体制の構築を進めます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
実施箇所数（カ所）	14	26	26	40	40	40
延べ利用者数（人）	32,734	54,258	20,294	—	—	—

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ 高齢者の通いの場 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	おしゃべりしたり、得意なことを教え合ったりするなどの趣味や交流、集まったみんなで身体を動かす積極的な介護予防への取組、介護予防に関する情報提供など、地域の介護予防の拠点「高齢者の通いの場」を支援しています。
これまでの取組	介護予防・日常生活支援総合事業の開始にあわせて2016年（平成28年）10月より新たなサービスとして開始し、2017年度（平成29年度）は市内12カ所で高齢者の通いの場を実施しています。 身近な地域で趣味や交流を楽しみながら、軽体操などの運動、口腔機能の維持や低栄養予防などの講演会を実施するなど、介護予防の取組を推進します。
今後の取組	住民主体の介護予防の取組の一つとして、高齢者が社会参加や生きがい、役割を認識することで介護予防を推進していく場であり、地域の介護予防の拠点となる「高齢者の通いの場」の継続的な拡大を目指します。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)10月～	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
実施箇所数（カ所）	—	11	12	15	20	25
延べ利用者数（人）	—	12,815	14,309	—	—	—

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進

「人生100年時代」を支える地域づくりを進めるためには、高齢者やその家族からの様々な相談に対して的確に答えられるよう、関係機関との連携や支援体制が重要です。

「人生100年時代」を見据え、地域コミュニティの活性化を図るためにも、地域福祉を支える関係機関などとの連携による地域社会づくりに対する支援体制を推進します。

【主な事業】

① 藤沢市社会福祉協議会との連携		福祉健康総務課
事業の概要	地域住民や様々な関係機関・団体の参加と協力のもと、福祉サービスの提供や相談支援などを行っている藤沢市社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた地域福祉を推進しています。	
これまでの取組	藤沢市社会福祉協議会と連携し、住民参加による地域づくりや相互に協力し合うネットワークづくりなど、各地区における地域福祉の推進のための支援を行っています。 また、藤沢型地域包括ケアシステムの実現を目指し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を設置するなど、地域の実情に合ったきめ細やかな相談支援体制の強化を図っています。	
今後の取組	引き続き、藤沢市社会福祉協議会と連携し、藤沢型地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域の相談支援体制の拡充、支え合いの地域づくりなど、地域福祉の推進に取り組んでいきます。	
② 地区社会福祉協議会への支援		福祉健康総務課
事業の概要	地域力を向上し、地域福祉の推進を図るため、自治会・町内会や民生委員・児童委員などの地域の福祉関係者により、市内13地区に組織された地区社会福祉協議会への支援を行います。	
これまでの取組	市内13地区の実情に応じて、地区社会福祉協議会が実施する福祉事業に対し、藤沢市社会福祉協議会を通じて補助金を交付することにより、地域福祉を推進しています。	
今後の取組	藤沢型地域包括ケアシステムの実現を目指し、地区社会福祉協議会が各地域の実情に応じた福祉事業を実施できるよう、藤沢市社会福祉協議会と連携し、育成・支援を継続していきます。	

施策4 健康寿命の延伸

我が国の平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）との差は大きく、健康寿命の延伸が課題となっています。

本市は、健康寿命日本一を目指し、個人の健康づくりへの支援と、健康なまちづくりの体制整備に努めているところです。

高齢者本人への自助の促しに加え、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、本人を取り巻く環境整備を含めた総合的な施策を検討し実施します。

（1）健康づくり・介護予防事業の推進

高齢者がいつまでも元気であることは、本人はもとより家族、地域にとっても大変重要なことです。

そのためには、自助としての健康づくり、介護予防の普及啓発と、自分自身で健康管理をしていくセルフメディケーションなどの意識の醸成などが必要です。

また、介護予防などの取組を継続して実践していくための環境整備を進めます。

【主な事業】

① 一般介護予防事業 普及啓発の推進			地域包括ケアシステム推進室			
事業の概要	65歳以上のすべての方を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と、要介護状態にならないための健康づくり・介護予防事業を実施しています。					
これまでの取組	身近な地域で健康づくりや介護予防に関する講演会や講座を開催し、介護予防に取り組めるよう実施しています。 ＜主な実施事業＞ ①介護予防講演会 ②ロコモティブシンドローム予防に関する講座 ③認知症予防に関する講座 ④栄養・口腔を含めた介護予防に関する総合的な講座					
今後の取組	フレイル予防や社会参加型の介護予防の重要性について、普及啓発を進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
参加人数 (人数)	793	1,515	1,015	1,300	1,300	1,300
実施コース・回数	37	52	64	65	65	65

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

第4章 施策の展開

基本目標1 元気に暮らせる地域づくりの推進

② 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援の推進 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	65歳以上のすべての方を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と、自主的に健康づくり・介護予防に取り組む体制の整備や、支援を推進していきます。
これまでの取組	身近な地域で健康づくりや介護予防に関する講演会や講座を開催できるよう講師を派遣するなど、地域住民による介護予防の活動を支援しています。 <主な実施事業> ①地域介護予防活動講師派遣事業など ②高齢者の通いの場 ③介護予防運動自主活動団体
今後の取組	介護予防に取り組む団体への支援を通し、身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組むことができる体制づくりを進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
講師派遣回数 (回数)	17	32	14	35	40	45
通いの場 (平成28年 10月から) (カ所)	—	11	12	15	20	25
介護予防運動 自主活動団体 (カ所)	—	11	16	20	25	30

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業の推進 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	地域における住民主体の介護予防の取組について、より効果的に実施できるよう、リハビリ職を派遣し、地域での介護予防の取組を支援します。
これまでの取組	住民主体の高齢者の通いの場や、自治会などの集まりに、リハビリ職を派遣し、健康づくりや介護予防に関する講座や実技、助言などを行い、介護予防の取組を支援しています。
今後の取組	介護予防に取り組む活動団体への支援を強化し、身近な地域での健康づくりや介護予防の取組を広めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
参加人数 (人数)	109	106	31	300	300	300
実施コース・ 回数 (回数)	11	6	2	15	15	15

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 介護予防ケアマネジメント 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）では、事業対象者や要支援認定を持つ方に対して、適切なアセスメントのもと、その状態や置かれている環境などに応じた目標を設定し、その達成に向けたサービスの利用などにより介護予防の取組みを生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるような介護予防ケアプランを作成します。
これまでの取組	2016年（平成28年）10月からの藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、包括的支援事業から、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業に移行しました。
今後の取組	生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、適切なアセスメントにより、介護予防や自立に向けた目標指向型の介護予防ケアプランと、高齢者自身がそれを理解した上で主体的に取り組みめるような支援が必要です。地域ケア会議における検討や研修などを通じて、いきいきサポートセンター職員やケアマネジャーのスキルアップを図っていきます。

	実 績		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
介護予防ケアマネジメント件数 (件)	平成28年度までは包括的支援事業における業務として実施。		2,468

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑤ 健康づくりの推進 健康増進課

事業の概要	健康的な生活習慣や自分の健康状態に応じた健康づくりに取り組むことができるよう、普及啓発、健康相談及び、健康づくりに取り組みやすい環境整備を図ります。
これまでの取組	身体活動・運動、禁煙・受動喫煙防止などの健康的な生活習慣及び生活習慣病予防に関する講演会や講座の開催、イベントなどにおける普及啓発、生活習慣病に関する相談や健康支援プログラムの実施、身近な地域で仲間と一緒に健康づくりに取り組むことができるよう環境整備を図ってきました。
今後の取組	自分の健康状態に合わせた生活習慣を実践するとともに、積極的に地域活動に参加できるよう、食育や身体活動・運動、禁煙・受動喫煙防止などの健康的な生活習慣の普及啓発及び、健康チェックの機会の拡充など、身近な地域で健康づくりに取り組みやすい環境整備を図るとともに、糖尿病などの生活習慣病予防・重症化予防の支援体制の整備を図ります。

(2) フレイル予防の促進

高齢になり、筋力の低下、活動性の低下、認知機能の低下、精神活動の低下など、健康障がいを起こしやすい虚弱の状態を「フレイル」と呼んでいます。

この状態を未然に予防し、あるいは、状態を軽減させることは、健康寿命の延伸には大変効果的です。

既存の介護予防事業におけるフレイル予防の普及啓発はもとより、歯科医師会との連携によるオーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）、薬剤師会との連携によるポリファーマシー対策（活薬バグの活用）などに取り組んでまいります。

【主な事業】

① フレイル予防事業			地域包括ケアシステム推進室			
事業の概要	いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるために、健康から要介護状態になる手前の状態、フレイル（心身の機能低下）予防を普及し、介護予防を推進します。					
これまでの取組	フレイル予防に関して、講演会や講座を実施するとともに、フレイル予防に関するボランティアの養成講座を開催し、フレイル予防の普及啓発に取り組んでいます。					
今後の取組	要介護状態を予防し、健康寿命を延伸するために、フレイルの普及啓発と、フレイル予防を実践できるしくみを検討し推進していきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
参加人数 (人)	—	59	58	100	200	300
実施回数 (回数)	—	1	1	5	10	15

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② オーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）事業 地域包括ケアシステム推進室
健康増進課

事業の概要	いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らせるために、フレイル（心身の機能低下）予防の1つとして、オーラルフレイル予防を推進していきます。
これまでの取組	これまでは、口腔機能低下予防として、講座での普及、歯科衛生士による地域団体への講座を実施してきましたが、今年度より、藤沢市歯科医師会の協力により、オーラルフレイル予防として、普及に努めています。
今後の取組	オーラルフレイル予防について、一人ひとり取り組めるよう、地域や団体などへの講師派遣などを提供していきます。また、かかりつけ歯科医の普及啓発を進めます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
参加人数 (人)	—	—	41	200	300	400
実施回数 (回数)	—	—	1	10	15	20

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ 高齢者の食育の推進 地域包括ケアシステム推進室
健康増進課

事業の概要	高齢期は、加齢に伴う身体の変化が生じやすい時期であり、ひとり暮らしの高齢者も多く、孤食や食事量の低下、栄養バランスの偏りなどから、低栄養や生活習慣病などの問題につながることもあります。身体状況に応じた食支援や高齢期における食事の大切さの普及啓発、食支援に関わる人を対象とした研修会の開催などに取り組んでいます。
これまでの取組	地域住民の食生活支援に関わる人を対象に、食支援担当者研修会を開催し、安心して食生活を送り続けられるよう人材育成を行っています。 また、各種疾病などに対する栄養相談や、通いの場などに出向いた講座などを実施しています。
今後の取組	高齢者の食生活の現状や課題を把握するとともに、身体状況に応じた食支援や高齢期における食事の大切さの普及啓発に努めていきます。 また、歯科保健との連携による「食べること」への支援に取り組めます。

基本目標2 認知症施策の推進

施策	施策の展開	主な事業
1 認知症予防の推進	認知症予防のための事業の充実と普及啓発 117頁	① 介護予防事業（認知症に係るもの）※（総） 117頁
		② 認知症予防教室 ※（総） 118頁
2 認知症支援体制の充実・強化	(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応 118頁	① 認知症簡易チェックサイト 119頁
		② もの忘れ相談 119頁
		③ 認知症初期集中支援チーム 120頁
		④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供 120頁
	(2) 「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指した地域づくり 120頁	① 認知症ケアパスの活用 121頁
		② 認知症サポーター養成講座 121頁
		③ おれんじサポーターの養成 122頁
		④ 認知症地域支援推進員 122頁
		⑤ 認知症カフェの開催 123頁
		⑥ 徘徊高齢者SOSネットワーク 123頁
		⑦ 高齢者位置情報提供事業 124頁

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策1 認知症予防の推進

認知症は特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にも起こり得る問題です。

2015年（平成27年）1月に発表された厚生労働省の推計によると、2012年（平成24年）時点では高齢者の15%の方が認知症とされ、正常と認知症との中間の状態の軽度認知障がい（MCI）と推計される人と合わせると、65歳以上の約4人に1人が認知症の人またはその予備軍とも言われています。

今後10年でその割合は増加し、2025年（平成37年）には高齢者の約20%の方が認知症になるとも言われており、このため本市では、「藤沢版おれんじプラン」を策定し、認知症予防や認知症の早期対応などを柱として推進します。

できる限りいつまでも、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるよう、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行い、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりに努めます。

認知症予防のための事業の充実と普及啓発

認知症は、加齢とともに誰にでも起こりうる身近な問題ですが、生活習慣病予防などの疾患予防が効果的なこともあり、様々な認知症予防施策に取り組みます。

特に、体を動かすこと、人との関わりや社会とのつながりをもった様々な活動による生活習慣病予防、介護予防の重要性について、普及啓発を進めます。

【主な事業】

① 介護予防事業（認知症に係るもの）				地域包括ケアシステム推進室		
事業の概要	認知症予防に効果があると言われているコグニサイズの普及や、簡易な認知機能チェックを実施するなど、認知症予防を推進していきます。					
これまでの取組	コグニサイズを地域で体験できるよう、地域団体への講師派遣や、身近な場所である「高齢者の通いの場」で開催しています。また、地域の介護予防活動のグループでコグニサイズを実施できるよう、指導者の養成講座を実施するなど、認知症予防を推進しています。					
今後の取組	認知症の予防につながるコグニサイズなどの普及啓発とともに、住民主体の活動にも認知症予防が取り入れられるよう支援体制を提供していきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
参加人数 (人)	157	321	1,320	3,000	3,100	3,200
実施回数 (回数)	7	15	148	300	310	320

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 認知症予防教室 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症予防を目的に、生活習慣の改善や認知機能を高めるゲームなど、認知症予防の講座を実施し、認知症予防の取組を推進しています。
これまでの取組	認知症予防に関する講座や、物忘れなどの認知機能の低下に不安のある方を対象にした認知症予防の講座を実施しています。
今後の取組	高齢社会の中で、認知症の方は増加することが予測されており、生活習慣の改善など、一人ひとりが取り組めるよう認知症予防の普及を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
参加人数(実数) (人)	193	309	87	340	400	460
実施コース数 (回)	8	18	7	17	20	23

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

施策2 認知症支援体制の充実・強化

(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応

超高齢社会を迎え、認知症高齢者が増加する中で認知症の方やその家族が地域で自分らしく過ごすためには、早期からの予防に取り組むとともに、認知症・軽度認知障がい（MCI）が疑われる場合には、早期支援につなげることが重要です。

認知症に対する不安や拒否感から、早期受診の機会を逸し、症状の悪化や対応の遅れとなり、本人や家族の困り感が増大してしまう場合があります。

このような連鎖にならないよう、認知症が老化の一つであり、認知症になることが自然なこととして受けとめることができる意識の普及や認知症に関する正しい理解の啓発と、早期に医療につながる大切が必要です。

また、受診行動のハードルが低く、気軽に受診ができる体制整備も必要です。

認知症の方やその家族の生活を支援できるよう、早期診断・早期対応を含め、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）をはじめとした専門職による支援体制の充実・強化を図っていきます。

【主な事業】

① 認知症簡易チェックサイト 保健予防課

事業の概要	もの忘れの自覚や認知症の不安がある方や家族が、携帯電話やパソコンの画面に入力することで、認知機能の低下の程度を判定します。①「これって認知症？」(家族・介護者向け)と②「わたしも認知症？」(本人向け)の2つのモードがあります。
これまでの取組	2015年度(平成27年度)に開設し、実際の利用は2016年度(平成28年度)に開始しています。
今後の取組	広報、ホームページ、関係機関へのチラシの周知などを行っています。引き続き周知に努めていきます。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
アクセス数 (件)	-	45,192	6,783

※ 2017年度(平成29年度)は9月末時点の実績。

② もの忘れ相談 保健予防課

事業の概要	もの忘れの心配のある方やその家族に対し、保健所職員(保健師・福祉職)による認知症テスト(予約制)や、嘱託医(精神科)によるもの忘れ相談(月2回・予約制)を行っています。嘱託医によるもの忘れ相談では、軽度認知障がい(MCI)などの有無を判定し、受診や生活習慣の改善などを助言しています。
これまでの取組	2006年度(平成18年度)に保健所を設置してから、継続して委託医による認知症相談、もの忘れ相談を月2回実施しています。
今後の取組	MCIと判定された方には、数ヶ月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、引き続き支援していきます。認知症と判定された方には、医療の紹介及び家族支援を行います。 また、早期に相談に繋がるように、広報、ホームページなどを通して、本人、家族、支援者などに、引き続き周知を行っています。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
相談件数 (件)	46	43	16

※ 2017年度(平成29年度)は9月末時点の実績。

③ 認知症初期集中支援チーム 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症になってもその人らしく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポート医・医療職・福祉職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の方やその家族に対する診断・対応を含めた早期支援を行います。
これまでの取組	2015年（平成27年）1月から基幹型地域包括支援センター1カ所に認知症初期集中支援チームを設置し、2016年度（平成28年度）は14件の相談うち7件を対象としました。
今後の取組	引き続き、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）、介護支援事業所、医療機関などの関係機関と連携し、早期支援・早期介入ができるよう、チーム員の資質向上を図るとともに、検討委員会における検討を進め、支援体制のより一層の充実を図っていきます。また、いきいきサポートセンターなどの関係機関に事業の周知を継続し、より多くの支援につなげられるよう努めます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
新規相談件数（件）	—	14	8	20	25	30
チーム員対応件数（件）	—	7	5	12	15	20

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供 保健予防課

事業の概要	認知症が疑われる場合などの早期受診のため、藤沢市医師会の協力のもと、市内の医療機関に調査を実施し、認知症受け入れ医療機関情報の作成・提供を行っています。
これまでの取組	2013年度（平成25年度）に初回調査を行い、その後、2年毎に再調査を行い、新たな冊子を作成するとともに、ホームページへの掲載など、定期的な情報更新に努めています。
今後の取組	定期的に医療機関に再調査を行い、新しい情報を市民に提供できるようにしていきます。

（2）「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指した地域づくり

認知症に関する正しい知識を広く普及することは、本人の不安軽減とともに周囲の人の気づきの促しとなります。ひとり暮らし高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、地域での見守り、各関係機関で気になったことをつなぐ体制、地域づくりが必要です。

また、たとえ認知症になっても、地域の一員としての役割をもった人格を尊重することは、安心して地域で暮らし続けていくための地域づくりとして大変重要なことです。そのためには、認知症についての正しい理解、認知症の方の困り感への共感、声かけや見守りなど、対応方法も含めた普及啓発を進めます。

【主な事業】

① 認知症ケアパスの活用		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	認知症の方の状態に応じた適切な福祉・介護・医療サービスの提供の流れなどを示した「認知症ケアパス」の普及啓発を行うことで、認知症の方やその家族を地域で支え、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。	
これまでの取組	認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の内容を見直し、新たに、認知症簡易チェックサイト、若年性コールセンター及び運転免許保有者の運転適正相談を掲載した改訂版を2017年（平成29年）4月に発行し、市内の医療機関や薬局などに配架しました	
今後の取組	認知症ケアパスについて、認知症の方やその家族からの意見を伺う場を設定し、より充実した内容となるよう検討するとともに、その普及啓発に向けて、民間施設への配架など、工夫していきます。	

② 認知症サポーター養成講座		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその家族の応援者として、地域の中で温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。	
これまでの取組	2017年（平成29年）4月～9月末までに、45講座を開催し、計1,150人の認知症サポーターを養成しました。 企業からの依頼も増えてきており、45講座のうち18講座は働く人を対象に実施しています。 認知症サポーターの累計数は、2017年（平成29年）9月末時点で17,619人となり、前計画における目標数を達成しています。近年では、企業からの依頼が増加しております。	
今後の取組	受講者の年齢別内訳では「50代」が多く、「10代」は少数であったことから、若い世代への普及・啓発として、小・中学校などでの実施の取組みを推進し、地域全体で認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指します。さらに、講師役であるキャラバン・メイト同士の交流も図っていきます。	

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
サポーター養成数 (人)	2,738	1,510	1,150	1,500	1,500	1,500
累計サポーター数 (人)	14,959	16,469	17,619	20,269	21,769	23,269
サポーター数人口比率 (%)	3.48	3.83	4.10	4.71	5.06	5.41

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ おれんじサポーターの養成 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症サポーターを対象に、認知症サポーター養成講座のステップアップ講座「おれんじサポーター養成講座」を開催し、修了された方には「おれんじサポーター」として活動を展開していただき、地域での見守り体制づくりを推進します。
これまでの取組	講座を修了した方には修了証を発行しています。学齢期の子どもたちへの認知症サポーター養成講座にて寸劇や紙芝居・絵本の朗読などの活動を展開していただいています。
今後の取組	おれんじサポーター養成講座を受講した方には、おれんじサポーターとしてそれぞれの活動を展開していただくとともに、市が行う認知症サポーター養成講座や認知症カフェなど、認知症に関する取組みにも協力していただきながら、さらなる活動の場の拡大、活動内容の充実を図っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
養成講座 開催数 (回)	1	2	2	2	2	2
累計サポ ーター数 (人)	11	37	42	80	100	120

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 認知症地域支援推進員 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症地域支援推進員を配置し、地域の支援機関との連携体制の構築、認知症に関する普及啓発を行います。
これまでの取組	地域における認知症に関する取組を把握し、情報をまとめ、地域に情報発信を行っています。 また、「おれんじサポーター養成講座」を開催し、サポーターを養成するとともに、認知症カフェの開設の支援を行っています。
今後の取組	引き続き、認知症の方やその家族が安心して暮らせるよう、認知症の理解を図る普及啓発活動を行うとともに、認知症の方やその家族を支援するための相談を実施します。

⑤ 認知症カフェの開催 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症カフェは、認知症の方やその家族、地域住民や専門職などが交流する場です。
これまでの取組	2017年（平成29年）9月末現在、認知症カフェまたはオレンジカフェとして開催されている団体を6カ所把握しており、「認知症カフェ&交流会・家族会マップ」を作成し、周知しています。 また、2017年度（平成29年度）より、市直営の認知症カフェ「えのカフェ」を開催し、認知症の方の家族や地域包括支援センター職員などの関係者が集まり、交流しております。
今後の取組	今後は、認知症カフェや交流会・家族会の交流会なども開催し、認知症の理解を深める働きかけや支援体制の強化を推進していきます。市直営の認知症カフェ「えのカフェ」については、地域の中で拠点となっている場所で、引き続き開催していきます。

⑥ 徘徊高齢者SOSネットワーク 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者の家族が、本人の情報を事前に登録しておくことで、行方不明となった際に関係機関と情報の共有や、連携した捜索を行い、早期保護を図ります。
これまでの取組	高齢者が認知症などにより行方不明となった際に、警察などの関係機関と連携して捜索を行っています。 また、身元不明の高齢者が市内で発見された場合には、特別養護老人ホームにおいて、一時的な保護を行っています。
今後の取組	地域で生活する高齢者が増加し、認知症高齢者なども増加することが予想されており、事前に本人情報を登録することが重要となるため、事業の積極的な周知を図るとともに、保護を行う施設の拡大を検討していきます。また、行方不明となった際に情報を共有する関係機関の拡大やネットワークの仕組みなどの検証も視野に入れ、地域での見守りを行っています。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
登録者数 (人)	155	185	186
通報処理件数 (件)	4	1	7
一時保護件数 (件)	2	2	1

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑦ 高齢者位置情報提供事業 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	GPS端末を貸与することで、高齢者が認知症などにより行方不明となった際に早期発見を図るサービスを提供しています。
これまでの取組	徘徊高齢者SOSネットワーク登録者を対象に実施し、行方不明となるおそれのある高齢者とその家族の安全・安心の確保に努めています。
今後の取組	高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加など、社会やニーズの変化、技術革新など、様々な状況を考慮する中で、事業の必要性や有効性を検証し、実施方法や内容の見直しを行います。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
利用者数 (人)	12	11	10

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

基本目標3 医療・介護及び福祉の連携による在宅生活支援の推進

施策	施策の展開	主な事業
1 日常生活の支援	(1) 生活支援サービスの提供 127頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活支援型ホームヘルプサービス 127頁 ② 給食サービス 128頁 ③ ごみの一声ふれあい収集 128頁 ④ 高齢者いきいき交流事業 129頁 ⑤ ふれあい入浴事業 129頁 ⑥ 福寿医療費助成 130頁 ⑦ あんしん みまもりカード 130頁
	(2) 在宅福祉サービスの提供 131頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急通報サービス 131頁 ② 紙おむつの支給 131頁 ③ 寝具乾燥消毒サービス 132頁 ④ 一時入所サービス 132頁 ⑤ 訪問理美容サービス 133頁 ⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 133頁 ⑦ 福祉有償運送 134頁
	(3) 介護者への支援 (ケアラーケア) 134頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族介護者教室 135頁 ② ケアラー（介護者）に対する支援の充実 135頁
2 在宅医療・介護連携の推進	多機関協働による包括的支援体制の推進 136頁	<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅医療支援センター 136頁 ② 在宅医療推進会議 136頁 ③ 在宅医療に関する普及啓発 137頁 ④ 多職種研修会 137頁 ⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口） 137頁 ⑥ 要介護高齢者歯科診療事業 138頁 ⑦ かかりつけ薬局の普及啓発 138頁

第4章 施策の展開

基本目標3 医療・介護及び福祉の連携による在宅生活支援の推進

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業	
3 自立支援・重度化防止 の取組	(1) 生活支援の体制整備 139頁	① 生活支援コーディネーター 139頁	② 協議体の開催 140頁
	(2) 地域ケア会議の開催 141頁	① 地域ケア会議 141頁	
	(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 142頁	① 介護予防訪問型サービス・訪問型サービスA 142頁 ② 訪問型サービスAヘルパー養成研修 143頁 ③ 介護予防通所型サービス 143頁 ④ 通所型サービスB 144頁 ⑤ 訪問型サービスB 144頁 ⑥ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 144頁 ⑦ 訪問型サービスD（移動支援） 144頁	

施策1 日常生活の支援

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や日中ひとりになる高齢者が増加し、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。そのため、公的サービスなどのフォーマルな支援だけでなく、インフォーマルな支援などを含めた日常生活の支援が重要です。高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して暮らせるよう、地域住民、NPO、民間事業者など、地域の多様な主体と連携を図り、引き続き、日常生活を支える支援を実施します。

(1) 生活支援サービスの提供

超高齢社会を迎える中、できる限り自宅で生活するためには、何らかの支援を必要とする高齢者の実情やニーズに適した生活基盤の整備が重要となります。

高齢者の実情やニーズを把握するため、2016年（平成28年）に実施した要介護・要支援認定を受けていない方を対象とした「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、日常生活に不安や不自由を感じる方が52%で、そのうち、ひとり暮らし高齢者が約19%、高齢者のみ世帯が約39%となっています。内容としては、ご自身や家族の健康が約7割弱、掃除や料理などの生活援助に関することが約3割となっています。（複数回答）

高齢者が住み慣れた自宅で、できる限り暮らし続けられるよう、家族介護者の負担軽減を含め、地域において、日常生活を支援する体制づくりを推進します。

【主な事業】

① 生活支援型ホームヘルプサービス

地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	様々な事情により日常生活の支援を必要とする、介護保険の要支援・要介護の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストが非該当の方に、介護保険サービスと同などのホームヘルプサービスを提供しています。
これまでの取組	支援を必要とする在宅高齢者などにホームヘルパーを派遣し、家事援助、身体介護などのサービスを提供しています。 介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、実利用者数は減少していますが、制度の狭間にある方へのサービスとして、重要なものとなっています。
今後の取組	様々な事情により日常生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルプサービスを提供することで、生活の安定を図ります。また、生活支援のニーズや実情を踏まえ、幅広い世代を対象としたサービスへの転換も含め、事業の実施方法を検討します。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
実利用者数 (人)	20	12	1
延べ提供回数 (回)	380	330	25
延べ提供時間 (時間)	420	331	25

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 給食サービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方などを対象に、健康な食生活が維持できるよう、特別養護老人ホームなどで調理した昼食を配達し、提供しています。配達時には高齢者への声かけなどにより、安否確認を行っています。
これまでの取組	単に配食するだけでなく、介護に通じた福祉施設の職員や地域に密着したボランティアの皆様に配達のご協力をいただく中で、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、連携した見守りを行っています。一方で、介護保険サービスの利用や、民間の配食サービスの普及などにより、利用実績は減少傾向にあります。
今後の取組	超高齢社会の進展に伴い、食の確保や見守りはますます重要になると考えられますが、民間配食事業者や店舗などの増加により、食の確保の選択肢が増えている状況などを踏まえ、事業の必要性や有効性を検証し、公的サービスとしての事業のあり方を検討します。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
実利用者数 (人)	276	231	173
延べ配食数 (食)	26,118	24,876	10,852

2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ ごみの一声ふれあい収集 環境事業センター

事業の概要	生活ごみ（大型ごみ・特別大型ごみを除く）・資源を集積場所まで常時持ち出すことが困難で、身近な人やボランティアなどの協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯などを対象に、暮らしやすい生活環境を整えるため、市職員が玄関先から一声をかけて生活ごみ・資源を収集しています。
これまでの取組	<p>介助や介護を必要とする高齢者や障がい者に、ごみ・資源の収集時に玄関先から声をかけることで、身体的負担の軽減を図るとともに、安否確認を行っています。</p> <p>高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者の増加などに伴い、ごみの持ち出しが困難な方が増え続けていることから、現行の収集体制の維持が困難となっています。</p>
今後の取組	<p>超高齢社会が進展する中で、在宅医療や在宅介護に伴う医療系ごみ、紙おむつなどの介護系ごみの排出など、市民のごみの分別負担や持ち出しなど、様々な影響があるものと想定されます。</p> <p>このようなことから、藤沢型地域包括ケアシステムの推進によるマルチパートナーシップにより、事業の再構築を検討していきます。</p>

	実績			計画期間		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(H31)	2020年度(H32)
利用者数 (人)	525	570	582	607	631	656

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 高齢者いきいき交流事業 福祉医療給付課

事業の概要	本市在住の70歳以上の方を対象に、2010年（平成22年）10月から、本市指定のはり・きゆう・マッサージ治療院、公衆浴場、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）、公設スポーツ施設などで使用できる助成券を交付しています。
これまでの取組	対象者からの申請に基づき助成券を交付し、高齢者の健康増進と介護予防を図っています。 2017年度（平成29年度）より、利用率の向上を図るため、市民センター・公民館及び高齢者が集う施設などにポスターの掲示を行うとともに、町内会に事業についてのチラシを回覧し、事業周知を行いました。
今後の取組	今後、対象者の増加が見込まれるなかで、利用状況や利用者のニーズを把握し、事業の実施方法や内容について見直しを行います。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
交付件数 (件)	38,475	40,977	41,755
実利用枚数 (枚)	1,590,939	1,631,504	829,693

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑤ ふれあい入浴事業 福祉医療給付課

事業の概要	藤沢浴場組合に加盟する市内公衆浴場において、高齢者サービスデー（毎週水曜日）や親子ふれあい入浴デー（毎週金曜日）、イベントデー（月1回）を実施しています。
これまでの取組	公衆衛生の確保と高齢者の健康増進、地域や世代間交流の活性化を図っています。 市内の浴場施設は3カ所と限られていることから、地区外利用者の増加を図ることや、浴場までの移動手段が確保できない方への対応についても検討が必要となっています。
今後の取組	高齢者が集う場所などで、ポスター掲示やチラシの配布などによる事業周知を行い、また、他の健康増進・未病対策事業と連携することで、地区外利用者の拡大を図っていきます。 また、いきいき交流事業との整合性を図りながら、事業の実施方法や内容について見直しを行います。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
延べ利用者数 (人)	37,239	38,798	17,183

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑥ 福寿医療費助成 福祉医療給付課

事業の概要	100歳以上の高齢者に対して、入院・通院にかかる医療費（保険診療）の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成しています。
これまでの取組	100歳以上の高齢者に対して、医療費を助成することで、保健の向上と福祉の増進を図っています。 高齢化の進展に伴い、受給件数の増加による扶助費の増加が課題となっています。
今後の取組	将来にわたって安心して暮らせる福祉社会の実現を目指して、時代や高齢者のニーズの変化など、様々な状況を考慮し、事業のあり方を検討します。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
対象者数 (人) (10月1日)	180	178	193
延べ受給者数 (人)	1,863	1,833	918
延べ受給件数 (件)	3,740	3,880	2,054

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑦ あんしんみまもりカード 福祉健康総務課

事業の概要	高齢者や障がいのある人、その他心身に不安のある方にあんしんみまもりカード（救急医療情報カード）を配布しています。 かかりつけ医や持病、緊急連絡先などを記入したカードを冷蔵庫に貼っておくことにより、救急時に利用者の情報を迅速かつ確実に医療機関などに伝えることができます。
これまでの取組	あんしんみまもりカードは、ごみ収集日程カレンダーの巻末綴じ込みにより毎年全戸配布しているほか、各市民センター・公民館をはじめとする関係各課の窓口でも配布を行っています。現在、市のホームページなどで事業の周知を行っていますが、さらなる周知・広報が課題となっています。
今後の取組	市や関係団体が主催している事業や研修会などの場で、あんしんみまもりカードについて案内するほか、広報ふじさわなど、市で発行している媒体を活用して周知を図り、広く市民の方に活用いただけるよう取組を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(H31)	2020年度(H32)
累計利用者数 (人)	270,925	271,185	270,220	271,000	271,000	271,000

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

(2) 在宅福祉サービスの提供

高齢者の在宅生活を継続することへの希望は高く、高齢者の実情やニーズを把握するため、2016年（平成28年）に実施した調査では、要介護・要支援認定を受けていない方の約64%（高齢者の保健・福祉に関する調査）、要介護・要支援認定を受けている方の約57%（介護保険サービス利用状況調査）が、介護が必要になっても自宅で生活することを希望しています。

引き続き、様々な福祉サービスを提供することにより、支援を必要とする高齢者や介護をする家族の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けることができるよう支援を実施します。

【主な事業】

① 緊急通報サービス		地域包括ケアシステム推進室	
事業の概要	慢性疾患などにより日常生活上注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応や、日常の相談を受け、不安を解消するとともに、定期的な安否確認を行い、高齢者の安全を確保する緊急通報サービスを実施しています。		
これまでの取組	利用者からの緊急通報や相談通報があった場合には、市内9カ所の特別養護老人ホームに設置した受信センターの職員がボランティアの協力員とともに事案に応じた対応を行っています。		
今後の取組	日常生活に不安を抱える高齢者の増加など、社会や高齢者のニーズの変化など様々な状況を考慮する中で、効率的、効果的な事業の実施方法などや内容の見直しを行います。		
	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
新規設置件数 (件)	181	128	56
実利用件数 (件)	847	857	797

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 紙おむつの支給		地域包括ケアシステム推進室	
事業の概要	在宅でねたきりや認知症などの理由により、常時おむつを使用している高齢者（要介護4・5の方は40歳以上）で、一定の要件を満たす方を対象に、毎月一定枚数の紙おむつを支給しています。		
これまでの取組	毎月おむつを支給することで、利用者及びその介護者などの経済的・精神的負担の軽減を図っています。支給商品については、利用者アンケートの結果などを踏まえ、適宜見直しを実施しています。		
今後の取組	高齢化の進展に伴う対象者の増加や利用者ニーズの多様化を考慮する中で、事業の必要性や有効性を検証し、事業の実施方法や内容の見直しを行います。		
	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
実利用者数 (人)	1,017	1,082	860
延べ支給件数 (件)	8,516	9,322	4,287

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ 寝具乾燥消毒サービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	在宅で生活する高齢者で、ねたきりの方や布団干しができない方などを対象に、掛布団や敷布団などの寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行うサービスを実施しています。
これまでの取組	非課税者には毎月、課税者には偶数月にサービスを提供し、利用者の寝具の衛生を保つとともに、経済的負担の軽減を図っています。
今後の取組	在宅高齢者の衛生的で快適な生活を支えるため、利用者のニーズや利用状況などを踏まえ、利用回数や対象者のあり方など、事業の実施方法や内容の見直しを行います。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
実利用者数 (人)	94	89	73
延べ利用件数 (件)	1,382	1,508	781

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 一時入所サービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	ひとり暮らしや、介護をしている家族の急病など、様々な事情により一時的に在宅生活が困難となった高齢者を対象に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの一時入所サービスを提供し、高齢者や介護者の生活の安定を図っています。
これまでの取組	年度により利用実績の増減はありますが、毎年、被虐待高齢者や生活の場のない高齢者などの新規利用があり、事業の継続が必要な状況です。
今後の取組	在宅高齢者とその介護者などの身体的・精神的負担の軽減や生活の安定、虐待からの緊急避難などセーフティネットとしての役割を担うために、引き続き事業を実施していきます。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
実利用者数 (人)	40	29	18
延べ提供日数 (日)	1,568	1,030	487

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑤ 訪問理美容サービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	ボランティア活動に積極的に取り組んでいる、神奈川県理容生活衛生同業組合藤沢支部と神奈川県美容業生活衛生同業組合藤沢支部の協力により、在宅ねたきり高齢者を対象に、年2回、無料で訪問理美容サービスを提供しています。
これまでの取組	外出が困難な在宅ねたきり高齢者に対し、自宅での理美容サービスを提供することで、衛生的な生活を支援しています。
今後の取組	引き続き、事業を実施することにより、高齢者の衛生的な生活を支援するとともに、理容師、美容師を通じた地域社会とのつながりを推進していきます。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
利用者数 (人)	21	22	21
延べ実施回数 (回)	42	43	21

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 福祉医療給付課

事業の概要	在宅ねたきり高齢者を対象に、通院などで福祉タクシーを利用する際の乗車費用のうち、初乗り運賃分を助成しています。
これまでの取組	事業の実施により、ねたきり高齢者を抱える家族などの身体的・経済的負担の軽減を図っています。
今後の取組	他の事業との整合性を図りながら、事業の実施方法や内容について見直しを行います。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
交付者数 (人)	37	42	36
交付枚数 (枚)	676	790	780
実利用枚数 (枚)	310	303	262

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑦ 福祉有償運送 福祉医療給付課

事業の概要	<p>福祉有償運送は、介護を必要とする高齢者や障がいのある方など、ひとりで公共交通機関による移動が困難な方が、通院・通所やレジャーなどに利用する移送サービスです。</p> <p>サービスを実施する NPO などの非営利法人が道路運送法上の登録を行うため、市町村と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行っています。</p>
これまでの取組	<p>本市では、茅ヶ崎市・寒川町と共同して運営協議会を開催し、新規登録申請や料金変更について協議するとともに、実施団体に対する助言などを行い、利用者の安全や利便性の確保に努めています。</p>
今後の取組	<p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、介護を必要とする高齢者など、ひとりで公用交通機関を利用することが困難な方の移動手段が確保されるように努め、外出支援を図ります。</p>

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
サービス提供団体数 (団体)	11	10	9	9	9	9

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

（3）介護者への支援（ケアラーケア）

地域における高齢者の在宅生活を支えるにあたっては、介護を行う家族に対する支援が大変重要です。

介護者が求めている支援としては、①相談援助・支援、②介護に関する情報や知識・技術の提供、③介護者どうしの支えあいの場の確保、④介護者に関する周囲の理解などがあげられており、本市としても総合的に取り組んでまいります。

① 家族介護者教室 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	要介護高齢者などを介護している家族や介護に関心のある方を対象に、介護技術などに関する講座や、介護者同士の交流を行う家族介護者教室を開催しています。
これまでの取組	この数年で委託先、参加者ともに増加しています。一方で、地区によっては、参加者が少ない場合もあり、より効果的な周知を行う必要があります。 実施体制としては、市内の老人保健施設・特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人などへの委託と、市直営の実施を行い、主に委託の教室では介護者同士の交流などを中心に、市直営の教室では介護技術などの内容を中心に実施しました。
今後の取組	要介護者が著しく増加することが予想される中、介護者のニーズをキャッチし、身近な地域で、介護者が必要な情報や知識、介護技術を習得でき、介護負担が軽減できるよう、委託の教室を中心に実施していきます。 また、市直営分については、市全域を対象として、シンポジウム・講演会などの開催を通じて、幅広い世代に対し、介護に関する周知を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
延べ参加者数 (人)	430	483	308	460	460	460
延べ講座開催回数 (回)	38	42	12	42	42	42

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。
 ※ 2016年度（平成28年度）以前の実績については、市直営での開催回数も含む。

② ケアラー（介護者）に対する支援の充実 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	さまざまな介護や看護などのケアをしている多世代のケアラー（家族などの無償の介護者）やその支援者に対し、講演会やシンポジウム開催やケアラー当事者交流の場の開催支援などの包括的な支援を行います。
これまでの取組	2017年度（平成29年度）においては、市直営と委託（市内14カ所）での家族介護者教室での開催を行っています。 その中で、直営の教室では、認知症のシンポジウムやヤングケアラーやダブルケアの実態や理解を図る内容の講演会を開催しました。（詳細は、家族介護者教室にて既述） 2008年度（平成20年度）から実施している在宅介護者の会「ほほえみの会」は、2010年度（平成22年度）からは月1回実施しています。
今後の取組	要介護者が増加することが予想される中、多様なケアラーのニーズをキャッチし、市全域において、シンポジウム・講演会などの開催を通じて、幅広い世代に対し、介護に関する知識の周知を行い、地域の介護に関する情報を適宜発信するとともに、支援者の資質向上に努めます。 ケアラーの孤立防止などを目的に、既存の交流会や家族会とも連携を図りながら、地域の求めに応じて、多様な当事者の会や認知症カフェなどの語り合い場の設置も検討していきます。

施策2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、できる限りいつまでも暮らし続けられるよう医療・介護が連携し、一体となって支援できる体制づくりが重要になります。

在宅医療を推進するため、在宅医療拠点（在宅医療支援センター）を運営し、関係機関とのネットワークにより、本人の状態に応じたサービスを提供できる体制づくりを目指します。また、高齢化の進展に伴い、医療及び介護を必要とする高齢者がますます増加する中で、高齢者が安心して在宅生活を送ることができる地域社会を実現するためには、各専門分野における枠組みを超えた多職種によるチームケアが重要です。

引き続き、相談しやすい環境づくりや情報共有ができる体制の強化に向けて、関係機関との連携を推進します。

多機関協働による包括的支援体制の推進

今後、ますます増加が想定される高齢者が、安心して在宅医療を受け、療養生活を送ることができるためには、在宅医療に携わる医療機関のすそ野が広がる必要があります。

また、多職種が連携を強め、顔の見える関係により、地域の支援体制を強化することは大変重要なことです。一方、地域住民が、在宅医療に関する理解を深め、自らの意思により療養生活について選択ができるよう、情報提供を行い支援していきます。

【主な事業】

① 在宅医療支援センター		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	本市の効果的な在宅医療を推進するとともに、円滑な医療と介護の連携を推進するため、藤沢市医師会・在宅医療支援センターと関係機関との連携を進めています。	
これまでの取組	相談・コーディネート業務や在宅医療・介護連携多職種研修会の企画・開催、市民への普及啓発など、在宅医療・介護連携を、在宅医療支援センターが中心となり推進しています。	
今後の取組	多職種・多機関連携を通し、在宅医療支援センターの周知と、他の相談機関・窓口との連携強化を進めていきます。	
② 在宅医療推進会議		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	医療・介護の各分野の関係機関が集まる在宅医療推進会議を開催し、現場の声を聞きながら課題を共有し、検討を重ねることにより、在宅医療の推進と円滑な医療・介護の連携を図っています。	
これまでの取組	在宅医療支援センターの役割、多職種研修会の開催、市民への普及啓発など、また、各機関が抱える課題について、情報交換・意見交換を行い、在宅医療・介護連携の推進を図っています。	
今後の取組	今後は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の推進や、認知症施策を含む地域医療、介護予防などについても総合的に検討できる体制づくりを進めます。	

③ 在宅医療に関する普及啓発 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	円滑な在宅医療の推進のためには、何よりも支援を必要とする方やその家族が、在宅医療についてよく理解し、選択することが重要です。そのため、市民にわかりやすい情報提供をはじめ、在宅医療に関する普及・啓発を行っています。
これまでの取組	在宅医療や看取り、かかりつけ医などに関する普及啓発を目的に、市民向け講演会を開催しました。その他、出前講座を適宜行い、身近な地域での普及啓発に努めています。また、「いざという時のために」「かかりつけ医をもちましよう」などのリーフレットを作成し、普及啓発に活用しています。
今後の取組	様々な分野や多機関との連携・協働により、「終末期の選択」を含む「終活」「人生のしまい方」「生き方」などの視点からも普及啓発に取り組んでいきます。

④ 多職種研修会 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	医療・介護の連携により、退院後の在宅生活への円滑な移行や医療的ケアが必要な方への支援の質の向上を図るため、多職種間の連携に向けた研修会などを実施します。
これまでの取組	2016年度（平成28年度）から、地区別懇談会を開催し、顔の見える関係づくりを進めています。2016年度（平成28年度）は6回開催し、延べ514人の医療・介護に係わる専門職が参加されています。 2017年度（平成29年度）も、毎回多くの専門職が参加されており、事例検討などのグループワークを中心に進めています。
今後の取組	地区別懇談会を継続し、発展させていくとともに、地域ケア会議、協議体などとの連携を図っていきます。

⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口） 健康増進課

事業の概要	高齢期は、口の機能を維持することが重要であり、在宅療養中の市民が、必要な歯科診療や口腔ケアを継続的に受けることができるように、「お口の相談窓口」を設置し、相談や診療を申し込みやすい環境を整え、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図っています。
これまでの取組	歯科診療、口腔ケアなどの問題に対して、相談・歯科診療所などの紹介、在宅訪問による口腔内のアセスメントと口腔ケア指導などを実施し、医療機関や介護事業者などとの調整をしています。 また、在宅歯科診療推進のための研修会を開催し、人材育成に努めています。
今後の取組	医療・介護の関係機関が連携し、在宅歯科診療推進の支援体制の充実を図るとともに、地域ケア会議など多職種が集まる機会を活用して連携を強化していきます。

⑥ 要介護高齢者歯科診療事業				障がい福祉課		
事業の概要	一般の歯科医では治療が困難な要介護高齢者のための歯科治療などを実施しています。					
これまでの取組	一般の歯科医では治療が困難な要介護高齢者のための歯科治療などを藤沢市歯科医師会に委託し、藤沢市南部歯科診療所（藤沢市口腔保健センター内）及び藤沢市北部歯科診療所（藤沢市保健医療センター内）にて実施しています。 歯科治療の実施：木曜日及び日曜日の午前中 摂食嚥下リハビリテーション：月1回					
今後の取組	一般の歯科医では治療が困難な要介護高齢者のための歯科治療や摂食嚥下リハビリテーションを行っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
延べ患者数（人）	1,242	1,358	541	1,400	1,400	1,400

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑦ かかりつけ薬局の普及啓発		福祉健康総務課
事業の概要	薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と、重複投薬を防ぐなど薬学的管理の指導などを行うもので、地域包括ケアシステムの中で地域に密着した薬局の普及啓発を図ります。	
これまでの取組	藤沢市薬剤師会が中心となり、かかりつけ薬局の推進のために、地域情報紙の活用やチラシの配布、10月のお薬週間に行われる、市民向けイベントなどを通じて普及啓発を行っています。 また、市としても市民向け講演会などを通じて、かかりつけ薬局の必要性について普及啓発を行っています。	
今後の取組	在宅医療・介護連携の推進に向けた多職種研修会や地区別懇談会において、かかりつけ薬局の普及啓発について意見交換を行います。また、おくすり相談薬局による薬の適正使用と、藤沢市薬剤師会の進める活薬バッグの取組について支援を行います。	

施策3

自立支援・重度化防止の取組

今後、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者が増加していくことが想定される中、高齢者などが要介護状態になることの予防と、要支援・要介護状態になっても状態を悪化させず、日常生活の自立に向けた取組が必要となります。

また、誰もが地域で活躍できる場や参加しやすい機会を増やすことは、地域の活性化とともに、地域活動を支える担い手の方々にとっても、生きがいづくりや介護予防につながることから、サービスを利用する方も担い手も、すべての高齢者を対象に、地区における支えあい活動の中で展開されることが重要です。

高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態などになることの予防と要介護状態などの軽減や、悪化の防止に向けて、様々なサービス提供や取組を実施していきます。

(1) 生活支援の体制整備

各地区の生活支援ニーズを把握し、地区の特性に合わせた取組を推進するために、多様な主体が提供する生活支援等サービスの充実や、ネットワーク化、ボランティアなどの生活支援の担い手の育成などを図っていきます。

協議体を開催し、各地区における地域生活課題を明確化する一方で、各地区の社会資源を把握し、関係機関・団体などとの連携により、今後の対策について検討します。

また、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスを明確にし、高齢者などが担い手として活躍できる場を、地域の実情に基づき醸成を図ります。

【主な事業】

① 生活支援コーディネーター		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立して暮らし続けるために必要な生活支援等サービスの充実に向け、「生活支援コーディネーター」を配置し、次の取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援サービスの提供主体となる団体など、地域資源の把握や開発とそのネットワーク化 ②ボランティアなどの生活支援の担い手の育成など ③地域の生活支援に関するニーズとサービスのマッチング 	
これまでの取組	<p>前期の計画において、市内13地区の日常生活圏域（第2層）を単位とした、第2層の生活支援コーディネーターを、地域ささえあいセンターを拠点に4地区に配置しました。</p> <p>また、藤沢市全域（第1層）を単位とした第1層の生活支援コーディネーターを2016年（平成28年）4月に配置しました。</p> <p>生活支援サービスや地域資源の実態把握を中心に進め、協議体などの場において、情報の地域への発信方法などについて検討を進めています。</p>	
今後の取組	<p>各地区及び市域での生活支援サービスの実態把握を進めていくとともに、地域資源の開発などの検討やネットワーク化やボランティアなどの生活支援の担い手の発掘、育成の拡充に関して、具体的な取組を検証していきます。</p> <p>さらに、各地区での生活支援に関するニーズとサービスのマッチングの充実と各地区の共通した課題を市全域の課題として、解決に向けた検討を行い施策に結びつけていきます。</p> <p>今後については、地域ささえあいセンターの整備に限らず、地域の人材の育成や起用なども含め、全地区配置に向け、取り組んでいきます。</p>	

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
第1層配置人数 (人)	—	1	1	1	1	1
第2層配置箇所 (カ所)	2	3	3	4	4	13

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 協議体の開催 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進していきます。
これまでの取組	<p>2016年度（平成28年度）に、各地区の小地域ケア会議の場を活用して、協議体の設置目的・主旨の説明を行いました。2017年度（平成29年度）からは、市内13地区の日常生活圏域すべてに小地域ケア会議を活用した第2層の協議体を設置し、地区における生活支援に係る資源の抽出などを行い、白地図に落とし込む作業などを通じて、共有と課題の検討を行いました。</p> <p>また、市全域を単位とする第1層の協議体を設置し、各地区で共通した課題である担い手の確保や高齢者の見守り体制に関する情報共有と検討を行います。</p>
今後の取組	<p>第2層の協議体においては、これまでに整理された社会資源などの具体的な活用方法について、検討を進めるとともに、抽出された課題に対する解決策を各地区の特性に合わせて検討し、具体的活動の展開を図ります。</p> <p>第1層の協議体においては、引き続き、市内各地区で共通する課題について検討を進めるとともに、施策への反映を念頭に置いた解決策についても検討し、実施に結びつけていきます。</p>

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
第1層 開催回数 (回)	—	—	0	4	4	4
第2層 設置地区 (カ所)	—	10	12	13	13	13
第2層 開催回数 (回)	—	23	29	52	52	52

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

(2) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、地域包括支援センターや介護支援専門員の介護予防ケアマネジメント支援などを通じて、高齢者の自立支援を促します。

【主な事業】

① 地域ケア会議				地域包括ケアシステム推進室		
事業の概要	多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、QOLの向上を目指します。また、個別ケースの検討により共有された地域課題を、協議体といった他事業における検討課題として取り上げることなどにより、地域づくりや政策形成に結びつけていきます。					
これまでの取組	市内を4ブロックに分け、いきいきサポートセンターが支援する個別ケースについて、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職のアドバイスにより、目標設定、介護予防ケアプラン内容、課題を中心とした検討を進めています。					
今後の取組	13地区開催する地域ケア会議について、ケアマネージャーや地域の専門職などを含め、開催していきます。また、個別ケースの積み上げにより把握された共通する地域生活課題について、協議体などにおいても課題として取り上げ、共通認識を持つとともに、課題解決に向けた取組みを検討し、施策への反映を図っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
会議開催数 (回)	—	4	4	17	26	39
検討件数 (件)	—	4	17	68	104	156

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が要介護状態になることを可能な限り防ぐとともに、要支援・要介護になっても、状態を悪化させず、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることが重要です。

本市では、2016年（平成28年）10月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、サービスを利用する方も担い手も、すべての高齢者を対象に、地区における支えあい活動の中で展開できるように、地域における支えあいの醸成を促します。

【主な事業】

① 介護予防訪問型サービス・訪問型サービスA				介護保険課		
事業の概要	介護予防訪問型サービスは、ホームヘルパーなどの資格を有する訪問介護員が要支援認定を受けている方や事業対象者の自宅に訪問し、必要な入浴・排泄などの身体介護及び日常生活上の支援などを提供するサービスです。また、訪問型サービスAは、介護予防訪問型サービスの人員に関する基準を緩和したサービスです。					
これまでの取組	有資格者である訪問介護員が提供する介護予防訪問型サービスに加え、資格がなくても生活援助（掃除・洗濯・調理などの日常生活上の支援）に限りサービスが提供できるよう、基準を緩和した訪問型サービスAを実施しています。 また、高齢者などが訪問型サービスAの新たな担い手として、地域で活躍していただけるよう、訪問型サービスAヘルパー養成研修も行っています。 なお、訪問型サービスAについては、事業概要の説明会や参入意向・報酬単価などに関するアンケートを市内介護予防訪問介護事業所に実施した上で開始しました。					
今後の取組	今後も介護予防訪問型サービスを継続して実施していきます。また、訪問型サービスAについても、新たな基準緩和や報酬単価による事業状況を検証するとともに、引き続きサービスの普及や提供体制の整備、担い手の養成を一体的に進めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
介護予防訪問型サービス (人/月)	—	705	1,823	1,862	1,902	1,943
訪問型サービスA (人/月)	—	5	7	108	144	180

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 訪問型サービスAヘルパー養成研修 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	訪問型サービスAヘルパーとしての就労資格を取得するための研修会です。ホームヘルパーなどの仕事は、これまで資格を持っていないとできませんでしたが、本研修を修了し事業所に所属することで、洗濯や掃除などの生活援助サービスに従事することができるようになります。
これまでの取組	研修はふじさわ福祉 NPO 法人連絡会に委託し、2016年度（平成28年度）は3回、2017年度（平成29年度）は4回、それぞれ実施しました。
今後の取組	訪問型サービスAのみならず、住民主体のサービスや支えあい活動など、様々な視点で、地域における担い手としての活動につながるよう、啓発を行うとともに、他の担い手養成研修などとの連携も図っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
研修修了者 (人)	—	68	32	120	120	120

③ 介護予防通所型サービス 介護保険課

事業の概要	介護予防通所型サービスは、要支援の認定を受けている方や事業対象者が通所介護施設（デイサービスセンター）に通い、日常生活上の必要な支援や機能訓練・レクリエーションなどを日帰りで提供するサービスです。
これまでの取組	サービスを利用される方が、運動機器を使用して機能訓練を実施しているものや、食事の提供があるもの、入浴設備が設置されているものなど、各々の事業所の特色を生かし、また利用者の状態に応じた様々なサービス提供が実施されています。
今後の取組	今後も、介護予防通所型サービスを継続して実施していきます。また、利用者の心身の状態の維持または向上に資する機能訓練を実施している事業所について、国の制度改正を踏まえた評価を行います。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
介護予防通所型サービス (人/月)	—	613	2,286	2,414	2,549	2,691

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 通所型サービス B		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	ボランティアを中心とした住民が主体的に行うサロンなど、地域における通える場の提供などの活動に対する支援を行います。	
これまでの取組	モデル事業として、要支援認定を受けている方と事業対象者が、高齢者の通いの場などに参加することにより、介護予防に関する効果とサービス提供側の課題などについて検証を行いました。	
今後の取組	モデル事業における検証結果をもとに、本事業が担うべき内容を精査しながら、身近な地域でのサービス提供体制を整備し、地域における互助の視点の醸成、社会参加、生きがいづくりへのつながりを図っていきます。また、住民主体の活動がより活性化し、安定的な運営につながるような事業の体制づくりを行います。	
⑤ 訪問型サービス B		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	ボランティアを中心とした住民が主体的に行う生活援助といった活動に対する支援を行います。	
これまでの取組	モデル事業として、要支援認定を受けている方と事業対象者へのちょっとした困り事や制度ではまかなえない支援などに対して、互助の視点や地域での住民同士のつながりを生かした提供体制と、対象者にとっての効果及びサービス提供側の課題などについて検証を行いました。	
今後の取組	モデル事業における検証結果をもとに、身近な地域でのニーズの把握と住民主体の活動を含む生活援助サービス提供体制を整備し、地域における互助の視点の醸成を図っていきます。また、住民主体の活動がより活性化し、安定的な運営につながるような事業の体制づくりを行います。	
⑥ 訪問型サービス C（短期集中予防サービス）		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	要支援認定を受けている方と事業対象者のうち、体力や生活動作の改善に向けた支援が必要な方を対象に、保健・医療の専門職による居宅での相談指導を短期間（3～6か月）集中的に支援します。	
これまでの取組	地域の専門職団体や、医療機関、訪問看護ステーションなどへ委託し、事業を実施しています。	
今後の取組	地域ケア会議を活用する中で、効果的な介護予防ケアマネジメントを実施し、対象者の介護予防として有効に活用できるように事業の充実を図ります。	
⑦ 訪問型サービス D（移動支援）		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	住民主体の生活支援サービス事業となります。その内容は、①介護予防・生活支援サービスと一体的に行う移動支援（通所型サービスの送迎など）や、②移送前後の生活支援（通院などの送迎前後の付き添い）となり、市が実施主体の運営費や基盤整備のための補助（助成）を行います。	
これまでの取組	市内には、すでに多様な手段により様々な移動支援に関連する取組が実施されています。こうした地域で活動する団体や関係機関などと意見交換を行う中で、訪問型サービス D としての課題を把握し、整理を行ってきました。	
今後の取組	引き続き、移動・外出環境の向上に向け、訪問型サービス D の仕組みを柔軟に活用した事業の展開ができるように様々な視点から検討を進めます。	

基本目標4 介護保険サービスの充実

施策	施策の展開	主な事業
1 介護保険サービスの安定的な提供	(1) 事業者への支援 146頁	① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し 146頁 ② ケアマネジメントリーダー事業 147頁
	(2) 介護人材の確保及び資質の向上 147頁	① 介護職員初任者研修受講料助成事業 147頁 ② 特別養護老人ホーム等人材育成定着事業 148頁 ③ 地域密着型サービス事業所人材育成定着事業 148頁 ④ 介護のしごと相談会事業 149頁
	(3) 適切な情報提供と制度の普及啓発 149頁	
	(4) 事業所の整備 149頁	① 施設サービスの整備 150頁 ② 地域密着型サービスの整備 150頁
2 介護保険制度の適正な運営	(1) サービスの質の担保 156頁	
	(2) 介護給付費等の適正化の推進 156頁	① 要介護認定の適正化 156頁 ② ケアプラン点検 157頁 ③ 縦覧点検・医療情報との突合 157頁 ④ 介護給付費通知 158頁 ⑤ 住宅改修等の点検 158頁
	(3) 低所得者対策 158頁	① 保険料の減免制度 159頁 ② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 159頁 ③ 居宅サービス等自己負担額助成 160頁
	(4) 介護相談員派遣事業 160頁	
	(5) 介護保険運営協議会 160頁	

施策1 介護保険サービスの安定的な提供

高齢者が安心して必要なサービスを受けることができるよう、介護保険サービス事業者への適切な支援・助言を行うとともに、事業者のサービスの質の確保・向上に向けた取組を支援します。

また、介護を必要とする方が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、引き続き、介護サービス基盤の整備を進めていきます。

(1) 事業者への支援

サービス提供事業所が年々増加している中で、事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、利用者が安心してサービスを受けることができるように、相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行うことで、事業者のサービスの質の向上を支援します。

また、介護保険サービスを提供している事業者間において構成された各種連絡協議会などとの連携を図り、事業者相互の情報交換や研修会の開催などの活動を支援し、ネットワークの充実に努めます。

さらに、一部の地域密着型サービス事業所が全国一律の基準を上回るサービスを実施した場合に適用している本市独自の報酬加算について、改めて利用者などのニーズに対応した算定基準を検証して見直しを図ります。

【主な事業】

① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し				介護保険課		
事業の概要	独自報酬の制度は、地域密着型サービスのうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所について、市町村が地域の実情などを勘案して独自に要件を設定している場合であってそれを満たす場合に、国で設定している介護報酬に加えて市町村が独自に設定した報酬を算定することができるものです。					
これまでの取組	小規模多機能型居宅介護について独自に報酬基準を設定しており、利用者へのサービスの質の向上や地域貢献などに関する事業所の主体的な取組を評価しています。					
今後の取組	より質の高いサービス提供を促進し、また、そのようなサービス提供を行う事業所を支援するため、引き続き独自報酬として評価すべき項目の検討を行っていきます。 独自の報酬基準の要件について、国の動向や事業者調査、介護保険サービス利用者調査の結果などを検証し、小規模多機能型居宅介護のみであった独自報酬基準の対象の拡大も含め、より実効性のある報酬基準の見直しを図っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
スケジュール	—	—	調査	検証・検討	実施	

② ケアマネジメントリーダー事業		介護保険課
事業の概要	長年にわたりケアマネジメント業務に携わってきたケアマネジャー（ケアマネジメントリーダー）が、経験年数の短いケアマネジャーの相談を受けるなどの支援や研修などを実施しています。	
これまでの取組	市内で働くケアマネジャーのスキルアップを図ることを目的とし、ケアマネジメントリーダーによる研修の開催や相談会・介護の日のイベントなどを定期的実施するとともに、業務ハンドブックを作成するなどのケアマネジャーの支援を行っています。	
今後の取組	複雑な困難ケースに苦慮しているケアマネジャーなどに対して、法改正に対応した業務ハンドブックの提供、研修、相談会及び医療連携などの支援を充実して個々のスキルアップを図っていきます。	

（2）介護人材の確保及び資質の向上

多くの介護保険サービス事業者が人材確保に向けた取組を行っているものの、人材不足は深刻な状況にあり、事業を運営する上での大きな課題となっています。

また、医療的ニーズ、認知症高齢者などの増加に伴い、介護の高度化・多様化に対応できる介護人材の資質の向上を図る必要があります。

団塊世代の全てが75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、国や県が行う介護人材の確保などの施策とともに、本市においても必要となる人材の確保及び資質の向上に向けて、介護職員などの資格取得や研修受講の支援、特別養護老人ホームなどにおける介護ロボット活用による労働負担の軽減などの取組を進めていきます。

【主な事業】

① 介護職員初任者研修受講料助成事業		介護保険課				
事業の概要	介護職員初任者研修を修了した者が市内の介護事業所などに6か月就労した場合に、補助金を交付し、介護人材の確保に努めています。					
これまでの取組	介護職員初任者研修の実施機関に対して助成制度の周知を図り、受講修了者を市内の介護事業所などへつなぐことで、安定した介護サービスの提供体制づくりに向けた支援を行っています。					
今後の取組	引き続き、介護職員の就労促進を図るため、介護職員初任者研修を修了し、市内の介護事業所などに6か月就労している者に対して補助金を交付します。この制度の周知に関しては、研修の実施機関のほか、介護人材のすそ野を広げるためにも、チラシなどの案内により、更なる普及啓発を図っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
助成件数 (件)	11	6	4	20	20	20

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

第4章 施策の展開

基本目標4 介護保険サービスの充実

② 特別養護老人ホーム等人材育成定着事業 介護保険課

事業の概要	市内で特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホームを運営する法人に対し、介護職員などの資格取得や研修への参加、介護ロボットの導入及び職員募集に関する広告などにかかる費用の一部を助成しています。
これまでの取組	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホームにおいて、介護職員などの確保と定着の促進、職員のレベルアップを図り、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを継続的に提供できる体制づくりの支援を行っています。また、平成29年度から、介護ロボットの導入を補助メニューに追加し、介護職員の負担軽減を支援し、定着を図っています。
今後の取組	介護職員などの確保と定着が喫緊の課題となっていることから、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を図るため、実効性のある補助メニューによる支援を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
助成実施施設数 (施設)	18	18	—	22	23	23
介護福祉士等資格取得者数 (人)	24	13	—	29	30	30
延べ研修参加者数 (人)	3,359	3,185	—	3,775	3,946	3,946
介護ロボットの導入 (施設)	—	—	—	12	17	23

③ 地域密着型サービス事業所人材育成定着事業 介護保険課

事業の概要	市内の地域密着型サービス事業所に対し、介護職員などの資格取得や研修への参加にかかる費用の一部を助成します。
これまでの取組	地域密着型サービス事業所に従事する介護職員などの資格取得や研修への参加などを支援することで、職員のレベルアップを図り、安定した運営の確保につなげています。
今後の取組	地域密着型サービス事業所については、比較的小規模であることから、研修参加のために職員を派遣することが人員体制のうえで困難な場合があるため、事業所間のネットワークによる共同での研修開催の支援なども視野に入れ、取組を進めます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
助成実施事業所数 (事業所)	15	18	—	41	49	58
介護福祉士等資格取得者数 (人)	18	2	—	25	29	35
延べ研修参加者数 (人)	91	303	—	488	583	690

④ 介護のしごと相談会事業		介護保険課
事業の概要	介護にかかわる仕事に就職を希望する方又は興味のある方を対象に、介護の仕事の現状と魅力を伝え、市内事業者による個別相談のブースを設けるなどの相談会事業を神奈川県などの関係団体と連携して実施します。	
これまでの取組	関係団体との調整を図りながら、市内事業者を中心とした本市独自の相談会事業の実施を検討してきました。	
今後の取組	県内の介護福祉士養成施設の新卒者と市内介護保険サービス事業者をつなぐ環境をつくり、中高年齢者および非就労の介護資格保有者にも就労を促進する機会を設けることで介護人材の確保を図っていきます。	

(3) 適切な情報提供と制度の普及啓発

介護保険制度やサービスの紹介のため、「わたしたちの介護保険」「介護保険サービスガイドブック」など、全般的な制度案内の充実に努めるとともに、市のホームページを活用した迅速な情報提供など、様々な方法により介護保険制度の周知・普及を図ります。

また、保健福祉に関するサービスが多様化・複雑化し、介護に関する情報量も増えている中で、利用者やその家族がサービスに関する情報を正しく理解し、活用できるよう、「施設ガイド」「地域密着型サービスガイドブック」を発行するとともに、介護サービス情報公表システムや第三者評価の評価結果の有効活用などを含め、引き続き、利用者が適切なサービスを選択できるよう情報の提供に努めます。

(4) 事業所の整備

計画期間内における事業所整備については、これまでの整備状況や利用ニーズに加え、地域の実情、現状の事業所の市内分布などを踏まえて整備目標を設定します。施設サービスの整備目標については市内全域を基本単位とし、地域密着型（介護予防）サービスの整備目標については日常生活圏域を基本単位（市内13地区）とします。

こうした考え方をもとに、第7期介護保険事業計画期間に公募を行い、サービス基盤の整備を進めます。

① 施設サービスの整備

在宅生活が困難な方の生活の場を確保するために、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めます。

特別養護老人ホームについては、平成29年10月1日現在で920人（要介護3以上 643人）の市民が入所待機者となっており、その解消が喫緊の課題となっていますが、今後、第6期の整備事業として2018年（平成30年）4月に90床の開設と2019年（平成31年）4月に46床の増設が予定されていることや、不足する介護人材の円滑な確保及び介護保険料への影響などを考慮して、第7期の整備床数を設定します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活圏域		鶴	辻	村	片	藤	善	明	湘南	六	湘南	遠	長	御	合計
整備年度		沼	堂	岡	瀬	沢	行	治	大庭	会	台	藤	後	所見	
2017年度	事業所数	1	1	2	1	1	1	1	1	2		1	1	3	16
※	利用定員	90	130	158	90	80	100	90	100	134		50	140	224	1,386
2018年度	利用定員														0
2019年度	利用定員														0
2020年度	利用定員	100													100
合計	利用定員														1,486

※第6期介護保険事業計画期間中に整備の決定している利用定員数を含む。

なお、整備床数が目標に満たなかった場合は、既存の特別養護老人ホームに併設されたショートステイの稼働率などを勘案したうえで、入所定員数確保の一環として、本入所への転換を検討します。

また、既存施設の中には、築30年以上を経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、今後も安定した運営を確保していくため、建物や設備などの機能の維持と長寿命化を図っていくことも、求められています。

大規模改修に対する支援については、現在、神奈川県に対して補助制度の構築を要望していますが、本市においても施設との意見交換を行いながら、独自に検討を進めていきます。

② 地域密着型サービスの整備

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように、日常生活圏域単位を基本として、各サービスにおけるこれまでの整備状況や需要などを勘案した事業所の整備を図っていきます。

【在宅系サービス】

増加する要支援・要介護者の在宅生活を包括的に支えていくため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護といった医療系サービスの提供ができるサービスや、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせたサービスの提供が可能である小規模多機能型居宅介護などのサービスを中心に整備します。

整備の公募要件には、地域住民との交流ができる場の提案を求めるなど、地域に根ざした良質なサービスが提供できる事業者を選定し、積極的な整備を進めていきます。

また、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の「通いサービス」と同様に、サービス拠点に通う形態のサービスである地域密着型通所介護（定員18人以下）については、これらのサービスとのバランスを考慮して整備を進めます。

なお、通所介護（定員19人以上）は神奈川県知事が指定権限を有するサービスですが、地域密着型通所介護との棲み分けを図り、本市の小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の普及を進めるため、指定に関して一定の条件を付けることについて神奈川県知事に対する協議の申し入れを行うことを検討します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日常生活圏域		鵜沼	辻堂	村岡	片瀬	藤沢	善行	明治	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
2017年度	事業所数	1						1			1				3
2018年度	事業所数														0
2019年度	事業所数														0
2020年度	事業所数							1※							1
合計	事業所数														4

※鵜沼・明治・湘南台地区を除く

看護小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域		鵜沼	辻堂	村岡	片瀬	藤沢	善行	明治	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
2017年度	事業所数					2				1					3
	利用定員					58				29					87
2018年度	事業所数														0
	利用定員														0
2019年度	事業所数							1※							1
	利用定員							25							25
2020年度	事業所数							1※							1
	利用定員							25							25
合計	事業所数														5
	利用定員														137

※藤沢・六会地区を除く

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域		鷓	辻	村	片	藤	善	明	湘南	六	湘南	遠	長	御	合	
整備年度		沼	堂	岡	瀬	沢	行	治	大庭	会	台	藤	後	所見	計	
2017年度	事業所数	3	2	2			2	2	2	3	1	1	2	1	21	
	利用定員	76	50	58			43	54	54	65	25	24	54	25	528	
2018年度	事業所数															0
	利用定員															0
2019年度	事業所数				1										1	
	利用定員				25										25	
2020年度	事業所数				1	1※									2	
	利用定員				25	25									50	
合計	事業所数															24
	利用定員															603

※「藤が岡二丁目地区再整備事業」による整備

～藤が岡二丁目地区再整備事業について～

この事業は、藤が岡二丁目にある「旧藤が岡職員住宅」及び「旧市民病院看護師寮」の解体、「藤が岡保育園」の建て替えにあわせて、保育園周辺に賃借している施設及び当該地域に不足している行政サービス機能を含めた複合施設として整備するものです。加えて、民間事業者が保有し運営する民間収益施設を誘導することにより、入居予定の公共機能の補完、相乗効果による施設の魅力アップと世代間交流の機会の増加などを図ることを目的とし、施設の整備と維持管理を行う事業者の募集を行いました。

2017年（平成29年）7月の審査の結果、民間収益施設として、「クリニック」、「薬局」、「シニアフィットネス」などに加え、「小規模多機能型居宅介護」を含めた提案を行ったグループが、最優秀提案者として選定されました。

子どもから高齢者までが利用する複数の機能が、一つの建物に複合化されることで、地域に根差し、地域住民との多世代にわたる交流ができる場となることを目指し、整備を進めています。



藤が岡二丁目地区再整備事業完成イメージ図

地域密着型通所介護

日常生活圏域		鵠沼	辻堂	村岡	片瀬	藤沢	善行	明治	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
2017年度	事業所数	9	4	4	1	10	5	1	3	5	3	3	5	1	54
	利用定員	96	40	53	10	124	60	10	36	57	48	36	55	10	635
2018年度	事業所数	5													5
	利用定員	90													90
2019年度	事業所数	3													3
	利用定員	54													54
2020年度	事業所数	2													2
	利用定員	36													36
合計	事業所数														64
	利用定員														815

地域密着型通所介護の整備では、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所型サービス（143ページ参照）を一体的に整備・運営することを条件とします。

【居住系サービス】

認知症高齢者がお互いに支えあい、安心して生活することができるよう、引き続き、日常生活圏域単位で認知症対応型共同生活介護を整備します。

なお、整備にあたっては単体の事業所の整備ではなく、小規模多機能型居宅介護を併設することを要件とし、地域の拠点としてまちづくりに貢献できる事業者を公募により選定します。

認知症対応型共同生活介護

日常生活圏域		鵠沼	辻堂	村岡	片瀬	藤沢	善行	明治	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
2017年度	事業所数	5	2	4	1	1	2	2	3	2	3	2	2	2	31
	利用定員	90	36	72	18	18	36	36	54	25	54	27	36	27	529
2018年度	事業所数	0													0
	利用定員	0													0
2019年度	事業所数	0													0
	利用定員	0													0
2020年度	事業所数				1										1
	利用定員				18										18
合計	事業所数														32
	利用定員														547

【参考】その他のサービス基盤整備状況

第6期までに整備されたサービスの地区別事業所数については以下のとおりです。

地区別事業所数一覧

日常生活圏域	鵜	辻	村	片	藤	善	明	湘南大庭	六	湘南台	遠	長	御所見	合計
サービスの種類	沼	堂	岡	瀬	沢	行	治		会		藤	後		
介護老人保健施設			1		1				1	1	1	1	1	7
介護療養型医療施設						1								1
特定施設入居者生活介護	4		3	1	2	4	1	1		5		1	1	23
夜間対応型訪問介護							1							1
(介護予防)認知症対応型通所介護		2		1						1		1		5
地域密着型特定施設入居者生活介護	1					1		1		1			2	6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1						1							2

◎ 新たな介護保険サービス（2018年（平成30年）4月～）

① 「介護医療院」の創設

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設が創設されます。

この施設は、介護療養型医療施設の転換施設の1つとして位置付けられており、市内にある介護療養型医療施設については、国・県の動向を注視しながら、転換意向の確認を行っていきます。

※現行の介護療養型医療施設の経過措置期間は、(平成30年度から) 6年間延長。

【新たな介護保険施設の概要】

名称	介護医療院 ※病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できる。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する。 ※介護保険法上は介護保険施設、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人など

② 「共生型サービス」の創設

高齢者と障がい者(児)が1つの事業所でサービスを受けられるよう、介護保険と障がい福祉の両方の制度に共生型サービスが位置づけられます。

高齢者・障がい者(児)に対して、スムーズなサービス提供ができるよう、分野間の連携強化をもとに指定手続きの適切な対応を図っていきます。

【現行】

障がい福祉サービスを受けていた人が65歳以上になり、介護保険の対象になると介護保険サービスに切替えが必要。サービスを受ける事業所なども変更となる。

※それぞれ指定基準が異なる。(65歳からは介護保険が優先)



【共生型】

障がい福祉サービスと介護保険サービスのどちらかの事業所であれば、もう一方の指定が受けやすくなる特例を設ける。一貫したサービスが受けやすくなる。

※ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどを想定



施策2 介護保険制度の適正な運営

(1) サービスの質の担保

介護保険法に基づき、本市が指定している地域密着型介護サービス及び介護予防支援、また、2018年（平成30年）4月から指定権限が県より移譲される居宅介護支援の事業者に対し、介護給付など対象サービスや介護報酬の請求などに関する取り扱いについて、周知徹底することを目的とした指導を定期的に行います。その形態としては、同じサービスを提供している事業者を一定の場所に集めて講習などを行う「集団指導」と事業所を訪問して書類検査や聞き取り調査などを行う「実地指導」を実施します。なお、基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合は監査を実施します。

また、高齢者のニーズが多様化している中で、その生活を支える介護サービスの役割が重要となることから、法令などに基づく基礎的なサービスの適切な提供と高齢者ニーズにきめ細かく対応する質の高いサービス提供が必要になります。

今後は、介護サービスの提供について、ケアマネジャーを中心とする的確な判断がより一層求められることから、引き続き、居宅サービスや施設サービスの指導監督などの権限を持つ県との連携を図りながら、適切な事業者指導に努めます。

(2) 介護給付費等の適正化の推進

介護保険サービスを受けようとする高齢者の介護認定や事業所の利用者に対するサービス提供について、適正化における主要5事業を行い、介護保険事業の適切な運営を図ります。

【主な事業】

① 要介護認定の適正化				介護保険課		
事業の概要	要介護認定に係る訪問調査票の内容確認を実施するとともに、訪問調査員への研修などを行っています。					
これまでの取組	要介護認定に係る訪問調査の調査票全てを点検して、調査内容の精度を高めています。また、調査員を対象とした研修を実施するとともに、調査を委託している事業所に対して実地指導や必要に応じて調査員への個別指導を行っています。					
今後の取組	引き続き、訪問調査での調査票は、全ての内容を点検して適正な介護度の認定につなげていきます。調査員に対しては、フォローアップ研修などの実施や委託先である事業所の実地指導を行い、調査員の更なる質的向上に努めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
点検実施件数	17,626	17,907	8,171	調査票全ての点検		

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② ケアプラン点検 介護保険課

事業の概要	ケアマネジャーが介護保険サービス利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを提供するため、各事業所で作成しているケアプランの点検を定期的に行っています。
これまでの取組	ケアプランを作成したケアマネジャーに対して、プラン内容を改善するための「気づき」を促すヒアリングを実施し、更なる自立支援につながるプランとなるよう検証確認を行っています。
今後の取組	ケアプラン点検の実施後に、必要に応じて、その後のプラン内容の改善効果を確認し、点検結果の評価を行うことで、利用者への適切なサービス提供につなげるとともにケアマネジャーの質の向上を図っていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
点検実施 件数 (件数)	24	25	7	54	54	54

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ 縦覧点検・医療情報との突合 介護保険課

事業の概要	介護報酬の支払確認や医療情報との突合チェックなどにより、介護報酬の請求が適切に行われるよう点検を行っています。
これまでの取組	介護保険サービス利用者の医療保険の報酬内容との突合や複数月の算定回数及び複数の事業所利用の整合性などを確認し、請求誤りと判断されたものについては、事業所などに通知し、適正な処理を行っています。
今後の取組	引き続き、縦覧点検などを実施するとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会から得られる給付実績などのデータを活用して、事業者に対する調査を実施することで更なる請求内容の適正化を図っていきます。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
縦覧点検による 過誤申立 (件数)	206	229	125
医療突合による 過誤申立 (件数)	34	139	38

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 介護給付費通知 介護保険課

事業の概要	介護保険サービスの利用者に対して、サービス費用の給付状況などについて通知しています。
これまでの取組	介護保険サービスの利用者へ、過去6ヵ月間に利用してきたサービス実績とその費用額の内訳を年2回（10月、3月）通知し、過去のサービス利用履歴を可視化することにより、通知後の適切なサービスの利用につながるよう普及啓発を図っています。
今後の取組	引き続き、介護サービス利用者に対して、わかりやすい通知内容となるよう工夫を図りながら、適正化への理解をいただけるよう普及啓発を図っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
通知数 (件数)	26,836	28,890	13,008	26,500	27,200	27,900

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑤ 住宅改修等の点検 介護保険課

事業の概要	利用者の心身状況に合った住宅改修が行われることを目的に、申請内容が的確であることを点検しています。また、特定福祉用具の販売・福祉用具の貸与についても、利用者の心身状況に適した利用となるよう、必要性の確認や利用状況などを点検しています。
これまでの取組	住宅改修などが必要な際については、個別ケースごとの相談・問い合わせに対して助言を行ってきました。また、申請内容が利用者の心身状況の改善につながるように、より細やかなケアマネジメント支援も行っています。
今後の取組	2018年度（平成30年度）から、住宅改修費の支給・福祉用具貸与について費用の適正化に向けて見直されると同時に、県から居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されました。この点も踏まえ、今後も必要に応じて現場を確認するとともに、居宅介護支援事業所などの関係事業者に対して助言・指導を行い、より効果的な点検となるよう努めていきます。

(3) 低所得者対策

高齢化の進展などに伴う介護サービス利用者の増加が続く中で、第1号被保険者の保険料改定にあたっては、保険料率の設定に配慮するとともに、市独自の低所得者対策として生活困窮者に対する保険料の減額を実施しています。

さらに、サービス利用者の費用負担の軽減については、本市独自の制度である「居宅サービス等自己負担額助成」や全国的な制度に市独自の制度を加えた「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度」を実施しています。

【主な事業】

① 保険料の減免制度		介護保険課
事業の概要	さまざまな事情により、第1号被保険者の介護保険料の全部又は一部を納付することが困難な者に対して、一定の基準のもとで保険料の減免を行っています。	
これまでの取組	収入が低く生活が厳しく納付が困難な者や、生計を主として維持する者が、災害（震災、風水害、火災その他これに類する災害）により財産に損害を受けたり、収入が著しく減少（長期入院や失業など）したりした時に、市で定める要件に該当する場合は、申請により保険料を減免しています。	
今後の取組	災害を受けた者、収入が著しく減少した者や生活に困窮している者などに配慮を図る必要があるため、減免制度を継続して実施していきます。	

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
減額者数 (人数)	162	171	149

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度		介護保険課
事業の概要	生活困窮者の経済的な理由が介護サービス利用の妨げとならないよう、本市に軽減の申し出を行った社会福祉法人などが、一定の要件を満たす低所得者などに対する介護サービスの利用者負担額について軽減を行っています。また、本市において、法人が実施した軽減額に応じて、軽減実施法人に対して補助金を交付しています。	
これまでの取組	制度が広く利用されるよう、サービス調整を行うケアマネジャーなどに対して、周知を行っています。本制度に係る補助金については、国の示す補助基準による補助が全国的に行われていますが、本市においては、法人による軽減制度の安定的な実施を図るため、国の補助基準を上回る本市独自の補助基準により、軽減を行った法人への補助金交付を行っています。	
今後の取組	広報ふじさわなどを活用し、制度周知をより一層進め、生活困窮者の介護サービスの利用や経済的支援を進めていきます。また、引き続き、軽減を行う社会福祉法人などに対して補助金交付を行い、法人による軽減制度の安定的な実施を支援していきます。	

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(H31)	2020年度(H32)
軽減実施の事業所 (事業所)	14	14	8	15	15	15
軽減対象者数 (人数)	29	24	19	28	28	28

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ 居宅サービス等自己負担額助成 介護保険課

事業の概要	利用者負担額の支払いが困難な者に対して、介護サービス費用の一部を助成することによりサービス利用に係る経済的な負担を軽減し、生活困窮者が必要な介護サービスを利用することができるよう実施している本市独自の助成制度です。
これまでの取組	生活困窮者の要件を満たし助成制度の認定を受けた者に対して、1月につき5,000円を上限額として、利用者負担額の2分の1にあたる額を助成しています。また、本制度が広く利用者に伝わるように、サービス調整を行うケアマネジャーなどに対する通知の送付や広報ふじさわへの掲載などを行い周知を図っています。
今後の取組	サービス費用に係る経済的な負担が、本来必要とされるサービス利用を妨げないように、低所得の者に対して引き続き助成制度を実施していくとともに、本制度の一層の周知に努めていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
延べ助成 件数 (件数)	131	122	64	140	140	140

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

（4）介護相談員派遣事業

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びグループホームなどに、利用者と施設との橋渡し役として介護相談員を派遣し、利用者の声を受けとめ、問題改善や介護サービスの質の向上を図っています。

これまでも、施設数の増加に伴う相談員の増員を図りながら、介護サービスの質の向上や虐待防止などに向けた取組を進めてきました。今後も施設数の増加に対応できる介護相談員の体制づくりを進め、相談員制度の普及啓発を行い、派遣先の拡大に努めるとともに更なる活動の充実を図る中で、介護サービスの質の向上や虐待の防止などを推進していきます。

（5）介護保険運営協議会

本市の介護保険の運営に関する事項について調査審議するため、市民公募委員、介護保険サービス事業者、学識経験者、関係機関・団体選出委員で構成する「藤沢市介護保険運営協議会」を年4回開催しています。

また、本市の介護保険運営協議会では、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するための地域包括支援センター運営協議会を同時一体的に開催しており、介護保険運営協議会で審議を行う事項（介護保険事業運営に関することや地域密着型サービスの適正な運営の確保に関し必要な事項など）とあわせて、地域包括支援センター運営協議会で審議を行う事項（地域包括支援センターの設置・運営・職員の確保などに関し必要な事項）についてもあわせて審議をすることで一体的かつ効果的な審議を行ってきました。今後も同様の体制を維持し、制度運営を多角的な視点から審議できる体制のもとに介護保険の運営に関する審議を行っていきます。

基本目標5 安心して住み続けられる生活環境の整備

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 住まいなどの生活環境の整備	(1) 多様な住まい方の確保・支援 162頁	① 養護老人ホーム 163頁 ② サービス付き高齢者向け住宅 163頁 ③ 高齢者向け市営住宅 164頁 ④ 高齢者の住まい探し支援 164頁 ⑤ 生活援助員の派遣 165頁
	(2) 人にやさしいまちづくりの推進 165頁	① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 166頁 ② 都市公園のバリアフリー化 166頁 ③ 歩行空間ネットワーク整備事業 167頁 ④ 道路バリアフリー化の推進 167頁 ⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 168頁 ⑥ 移動交通手段の確保 168頁 ⑦ 湘南すまいるバス 169頁
2 安全・安心なまちづくりの推進	防災・防犯などに対する取組の促進 169頁	① 高齢者の交通安全教室など 170頁 ② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 170頁 ③ ひとり暮らし高齢者などへの防火指導 171頁

施策1 住まいなどの生活環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、たとえ認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりが重要です。

超高齢社会による高齢者の住まい方が多様化する中、高齢者のニーズや状況に応じた多様な住まいの確保を推進するとともに、公共施設などの再整備において、ユニバーサルデザインによる人にやさしいまちづくりを推進します。

(1) 多様な住まい方の確保・支援

超高齢社会の進展に伴い、ひとり暮らしや低所得者層などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の問題、身体の状態などに適した住宅の不足や、貸す側の事情による高齢者や障がい者などの入居の制限など、様々な課題が顕在化しています。

今後、このような課題を抱える高齢者も増加することから、様々な状況に応じた住まいを確保することができる仕組みづくりが必要です。

国においては、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に入居しやすくなるよう住宅セーフティネットの機能強化を図る「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、改正住宅セーフティネット法が2017年（平成29年）10月25日に施行されました。

具体的には、耐震性能や居住面積※1等の一定の基準を満たす空き家等を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（住宅の確保に特に配慮を要する者※2の入居を拒まない賃貸住宅）の登録制度などが創設されました。

このような国の動向を注視しながら、今後の空き家の利活用などを含め、高齢者の状況に応じて、個人の尊厳が確保された生活を支援できるよう、住宅関連計画などとの調和を図りながら、多様な住まい方の確保・支援に向け、取組を進めていきます。

※1 一般住宅の場合は原則 25 m²以上、共同居住型住宅の場合は 9 m²以上

※2 低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等

【主な事業】

① 養護老人ホーム 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行っています。
これまでの取組	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を養護老人ホーム（市内1施設、市外2施設）に入所措置し、生活の安定を図っています。
今後の取組	多様な居住形態・サービスが生まれ、生活の場の選択肢は増えていますが、居宅において養護を受けることが困難な方のセーフティネットとして、今後も必要に応じて養護老人ホームへの入所措置により生活の安定を図ります。 また、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町で設立した（社福）湘南広域社会福祉協会が運営する養護老人ホーム「湘風園」について、施設の老朽化などを踏まえ、2市1町で連携し、再整備を進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
市内施設						
事業所数（施設）	1	1	1	1	1	1
利用定員（床）	100	100	100	100	100	100
平均入所者数（人）	141	142	137			

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② サービス付き高齢者向け住宅 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者世帯が安心して生活できるよう、バリアフリー構造などを有し、安否確認や生活相談などのサービスが提供される「サービス付き高齢者向け住宅」について、国・県の動向を踏まえて情報収集を行います。
これまでの取組	住宅の登録及び整備運営を所管する神奈川県から情報を収集し、住宅の設置などの状況把握に努めています。
今後の取組	「サービス付き高齢者向け住宅」に関しては、庁内の連携を図り、必要に応じて神奈川県に適切な働きかけを行っていきます。

③ 高齢者向け市営住宅 住宅政策課

事業の概要	高齢者や障がいのある人向けの市営住宅として、バリアフリー仕様などの住宅を整備するとともに、民間活力を利用し、バリアフリー仕様の借上型市営住宅を建設し、高齢者の住まいの安全・安心なセーフティネットとしての役割を果たしています。
これまでの取組	高齢者向け市営住宅の他に60歳以上であれば単身者でも入居できる住宅を247戸確保しています。
今後の取組	今後も引き続き、高齢者向け市営住宅を確保していきます。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
高齢者向け市営住宅			
高齢者向け市営住宅(戸) (直接建設型)	106	106	106
内) シルバーハウジング	37	37	37
高齢者対応市営住宅(戸) (借上型)	138	138	138

※ 2017年度(平成29年度)は9月末時点の実績。

④ 高齢者の住まい探し支援 住宅政策課

事業の概要	「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」(以下「まち協」という。)が不動産団体などと連携して、高齢者住まい探し相談会を開催し、民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者に対して、サービス付高齢者向け住宅などの情報を提供し、住まい探しを支援しています。
これまでの取組	2017年度(平成29年度)9月末時点では11件の申込があり、まち協への電話問い合わせが30件、あんしん賃貸住宅情報の閲覧が60件、ボランティアによる住まい探しサポーター対応が3件となっています。毎年、11月には出張という形式で各市民センター(北部の市民センターにて実施)で無料相談会を実施しています。※高齢者住まい探し相談会(6月から11月まで、第1木曜日開催)
今後の取組	引き続き、住まい探し相談会の開催、住まい探しサポート事業を行い、高齢者などの円滑な入居支援を行っていきます。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
相談会開催回数(回)	7	6	4

※ 2017年度(平成29年度)は9月末時点の実績。

⑤ 生活援助員の派遣 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者の見守りや生活に関する相談などを行う生活援助員をサンシルバー藤沢住宅に派遣し、入居者の生活状況を把握するとともに、必要に応じて適切な支援につなげ、自立して生活できるように支援します。
これまでの取組	サンシルバー藤沢住宅に入居中の高齢者の身近な相談員として、日常生活の様々な相談を受けています。緊急時には、一時的な介護、援助及び医療機関や関係機関への連絡調整を行います。
今後の取組	高齢者が安心して入居・生活することができるよう、引き続き、生活援助員を派遣していきます。 また、入居者の意見も取り入れながら事業の必要性や有効性を検証し、実施方法や内容の見直しを行います。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
派遣戸数 (戸)	37	36	32
延べ相談件数 (件)	4,541	3,833	1,776

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

（2）人にやさしいまちづくりの推進

高齢者にとって安心して住み続けられる生活環境を築くためには、バリアフリーなどの環境を整備するほか、公共交通の充実や、住宅、商業、行政サービス、医療、福祉などの機能の立地によって、利便性の高い環境をつくる必要があります。

近年、高齢ドライバーの運転による重大な事故が多発している状況で運転免許を自主返納者した高齢者や交通不便地域における移動支援は大きな課題です。

こうした状況から、フォーマル（公的）・インフォーマル（民間）との連携による移動支援について検討していきます。

今後も人が集まる場所や機会を創出し、多くの人交流できる、やさしいまちづくりを推進していきます。

【主な事業】

① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 建築指導課

事業の概要	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事前協議・指導・助言を行っています。
これまでの取組	罰則規定がないため、条例に適合させようとする事業者が少ないことや、用途変更などの場合、既存の部分があるために適合させることが難しいことなどから、適合件数が伸び悩んでいます。 <2015年度（平成27年度）～2017年度（平成29年度）の適合例> ・藤沢市北消防署 ・湘洋中学校増築棟（津波避難施設）
今後の取組	少子高齢化の進行やバリアフリー法の制定など社会状況の変化に対応するために神奈川県が制定した「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、内容に適合した建築物を増やすため、事前協議・指導・助言を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
事前協議件数 (件)	89	86	32	88	88	88
適合件数 (件)	7	4	2	18	18	18

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② 都市公園のバリアフリー化 公園課

事業の概要	公園利用者の利便性と安全性の確保と、みどり豊かな都市環境の向上を図り、市民の憩いと潤いの空間を提供するため、誰もが利用しやすい施設整備を進めています。
これまでの取組	本市の都市公園の多くは、バリアフリー法の施行以前に開設していることから、改修対象となる施設が多数ある状況です。 そのような中、湘南台駅周辺の道路のバリアフリー化に合わせた施設改修や、公園主要施設であるトイレ・駐車場についての改修を実施してきましたが、改修対象となる施設の全てが完了している状況ではありません。
今後の取組	今後につきましても、国土交通省の「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」に基づいた施設の改修を実施する中、高齢者、障がい者などの関連施設の立地状況や公園周辺道路のバリアフリー化状況、地域からの要望などに基づき、都市公園のバリアフリー化を進めていきます。

③ 歩行空間ネットワーク整備事業 道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、歩道のバリアフリー化を実施しています。
これまでの取組	歩道が未整備な道路やバリアフリー化が必要な道路について、道路の整備を実施してきたものです。
今後の取組	道路のバリアフリー化に向けた取組を推進し、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、地域の特性や要望などを踏まえた計画にするため、地域住民と協働し検討を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
道路改良の 工事延長 (m)	417	238	418	936	880	725
事業用地の 買収面積 (㎡)	360	294	0	234	1,704	627
事業対象 路線数 (路線)	6	6	8	5	7	4

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 道路バリアフリー化の推進 道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、重点整備地区内の道路への点字ブロックの設置や段差の解消などを実施しています。
これまでの取組	六会日大前駅周辺地区については、2012年度（平成24年度）から事業に着手し、残り1路線の整備を2018年度（平成30年度）に実施予定です。 また善行駅周辺地区については、2015年度（平成27年）9月に移動円滑化基本構想及び道路特定事業計画を策定し、事業に着手しました。
今後の取組	六会日大前駅周辺地区の2018年度（平成30年度）の完成を目指すとともに、善行駅周辺地区については、2020年（平成32年）の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、駅周辺道路のバリアフリー化の推進を図ります。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
六会日大前駅周辺 (m)	222	134	—	448	—	—
善行駅周辺 (m)	—	—	—	380	370	230

⑤ 公共交通機関のバリアフリー化		都市計画課
事業の概要	<p>誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、ノンステップバスの導入などによる、公共交通機関のバリアフリー化や、公共公益施設などへの情報表示器の設置を図っています。</p> <p>また、バス交通の利便性向上を図るため、路線バス事業者に対してノンステップバス導入費の補助を行っています。</p>	
これまでの取組	<p>ノンステップバスの導入を行う事業者に対し、「藤沢市地域公共交通バリア解消促進事業補助金交付要綱」に基づき、ノンステップバス導入促進補助金を交付しています。</p> <p>2020年度（平成32年度）の目標としている導入率70%に対し、2016年度（平成28年度）現在は30%であることから、引き続き計画的に導入の促進を図る必要があります。</p>	
今後の取組	<p>「藤沢市交通マスタープラン」及び「藤沢市交通アクションプラン」に基づき、ノンステップバスの導入や公共交通機関のバリアフリー化の促進に取り組んでいきます。また、2020年度（平成32年度）末までのノンステップバス導入率70%実現に向けて、事業者との調整を図っていきます。</p>	

⑥ 移動交通手段の確保		都市計画課
事業の概要	<p>「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、市民、交通事業者、行政などが連携を図りながら、交通施策を展開しています。</p>	
これまでの取組	<p>善行地区では、NPOによる運営の乗合タクシー「のりあい善行」を2016年（平成28年）から運行しています。</p> <p>六会地区では、地域組織による運営を目指し、2016年（平成28年）に、乗合タクシー「おでかけ六会」の実証運行を行いました。</p> <p>持続可能な運行を行うためには、地域に根付いた主体的な取組が重要となっています。</p>	
今後の取組	<p>「藤沢市交通マスタープラン」及び「藤沢市交通アクションプラン」に基づき、交通事業者をはじめ、関係機関と連携・協力しながら、公共交通機能の充実と地域に根ざした交通の確保に努めるとともに、市民が移動しやすく、超高齢社会に対応した総合交通体系の実現を図っていきます。引き続き、地域の身近な交通として、地域公共交通の導入の実現に向けた取組を進めます。</p>	

⑦ 湘南すまいるバス		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	高齢者の外出支援と介護予防を推進するため、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）3館それぞれから、交通の不便な地域を中心に無料巡回バスを、2010年（平成22年）11月から運行しています。	
これまでの取組	バスの利用状況や、利用者のニーズ・意見などを踏まえ、運行ルートや駐車場所を定期的に見直し、利用しやすい運行に努め、利用促進を図っています。	
今後の取組	高齢者のニーズや利用状況などを踏まえ、引き続き、利用しやすいバスの運行ルートや駐車場所などについて検討し、高齢者の外出支援と介護予防を推進していきます。	

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
1日運行本数 (本)	20	20	20
延べ乗車人数 (人)	89,872	83,749	46,197
1日あたり平均乗車人数 (人)	294	265	294

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

施策2 安全・安心なまちづくりの推進

近年、全国で災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となっています。

高齢者の地域での孤立を防ぎ、安心して暮らせるよう、地域の実情に精通する民生委員・児童委員や地域住民などと協力・連携を図りながら、地域全体で高齢者を相互に支援していく体制の構築を推進し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

防災・防犯などに対する取組の促進

今後ますます増加が想定される高齢者を災害や詐欺事件などの犯罪から守るため、地域で孤立させないコミュニケーションの促進と高齢者に対する意識啓発などが重要となっています。

高齢者が安全に安心して暮らせるよう、地域と連携を図りながら、災害時における避難行動要支援者への支援や、交通安全、防災・防犯対策などに取り組んでいきます。

【主な事業】

① 高齢者の交通安全教室など		防犯交通安全課
事業の概要	高齢者を対象とした高齢者交通安全教室を各市民センター・公民館で開催するとともに、シルバードライバーを対象としたシルバー四輪ドライバースクールを開催しています。	
これまでの取組	市内の交通事故件数は年々減少傾向にあるものの、高齢者が関わる事故件数の占める割合は大きくなっています。 高齢者の市内の事故事例を取り入れた講話を警察から行っているところです。毎年受講している高齢者もいるため、毎年内容を変えて行っています。	
今後の取組	高齢者の交通事故を防ぐとともに、自動車を運転する高齢者への安全確認を行うため、シルバードライバーを対象としたシルバー四輪ドライバースクールを、さらに各地域単位で実施する交通安全教室も引き続き開催していきます。	

② 避難行動要支援者の避難支援体制づくり		危機管理課
事業の概要	災害発生時に、特に支援が必要となる方〈高齢者・障がい者・要介護認定を受けている方など〉が掲載された名簿を、自主防災組織などへ平常時から提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取組です。	
これまでの取組	自主防災組織など478団体のうち、396団体から名簿受領の申し出があり、名簿掲載に同意された方がいた392団体に対し、名簿を提供しています。また、避難施設から福祉避難施設（障がい者施設など）への移送の流れについて、検証を行っています。	
今後の取組	パンフレットなどを活用し、市民への制度周知を進めていくとともに、名簿提供率のさらなる向上を目指し、自主防災組織などへの制度説明などを行っていきます。また、災害発生時における避難行動要支援者の受け入れ体制構築を目指し、避難施設運営委員会及び協定締結福祉施設と連携し、検証を進めていきます。	

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
名簿提供防災組織等数 (団体)	373	373	392

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ ひとり暮らし高齢者などへの防火指導		予防課
事業の概要	住宅防火対策の一環として、ひとり暮らし高齢者などを対象に、住宅防火診断や住宅用火災警報器の設置推進などの啓発活動を実施しています。また、地区防災訓練などを通じて住宅防火の啓発も実施しています。	
これまでの取組	2016年（平成28年）に6,684世帯に対して住宅防火診断チェック票を配布しています。 ひとり暮らし高齢者の増加により、住宅防火診断の対象を76歳以上としています。また、自己診断後の問い合わせによるフィードバックを実施しています。	
今後の取組	今後、ひとり暮らし高齢者全世帯を住宅防火診断の対象とすることで、火災による被害の軽減が期待されます。 毎年、ひとり暮らし高齢者全世帯を対象とすると、対象数が大幅に増加するため、生まれ年の偶数、奇数などに対象者を分けて、隔年で実施するなど工夫して行っていきます。 また、地区防災訓練などでの広報・啓発活動などを通じて、住宅防火の重要性をPRしていきます。	

基本目標6 地域に根ざした相談支援の推進

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 地域の相談支援体制の充実・強化	(1) 相談支援体制の機能強化 173頁	① 福祉総合相談支援センター（総合相談） 175頁 ② 基幹型地域包括支援センター 175頁 ③ いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） 176頁 ④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 176頁 ⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 177頁 ⑥ 地区福祉窓口 177頁 ⑦ 民生委員・児童委員 178頁 ⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 178頁 ⑨ 消費生活相談 179頁 ⑩ 保健福祉総合システム 179頁
	(2) 権利擁護の推進 180頁	① 高齢者虐待の防止 180頁 ② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 181頁 ③ 成年後見制度利用支援事業 181頁 ④ 日常生活自立支援事業への助成 182頁 ⑤ 市民後見人の育成・支援 182頁
2 地域と連携した見守り活動の推進	多様な主体が連携した見守り体制の強化 183頁	① 高齢者見守りネットワーク 183頁 ② 友愛チーム 184頁

施策1

地域の相談支援体制の充実・強化

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進むなかで、高齢者やその家族の抱える日常生活の課題も多様化・複雑化しています。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、高齢者やその家族の抱える生活上の不安を丸ごと受け止め、必要な支援につげることが必要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実・強化するとともに、地域のつながりの中での見守りの体制づくりを促進します。

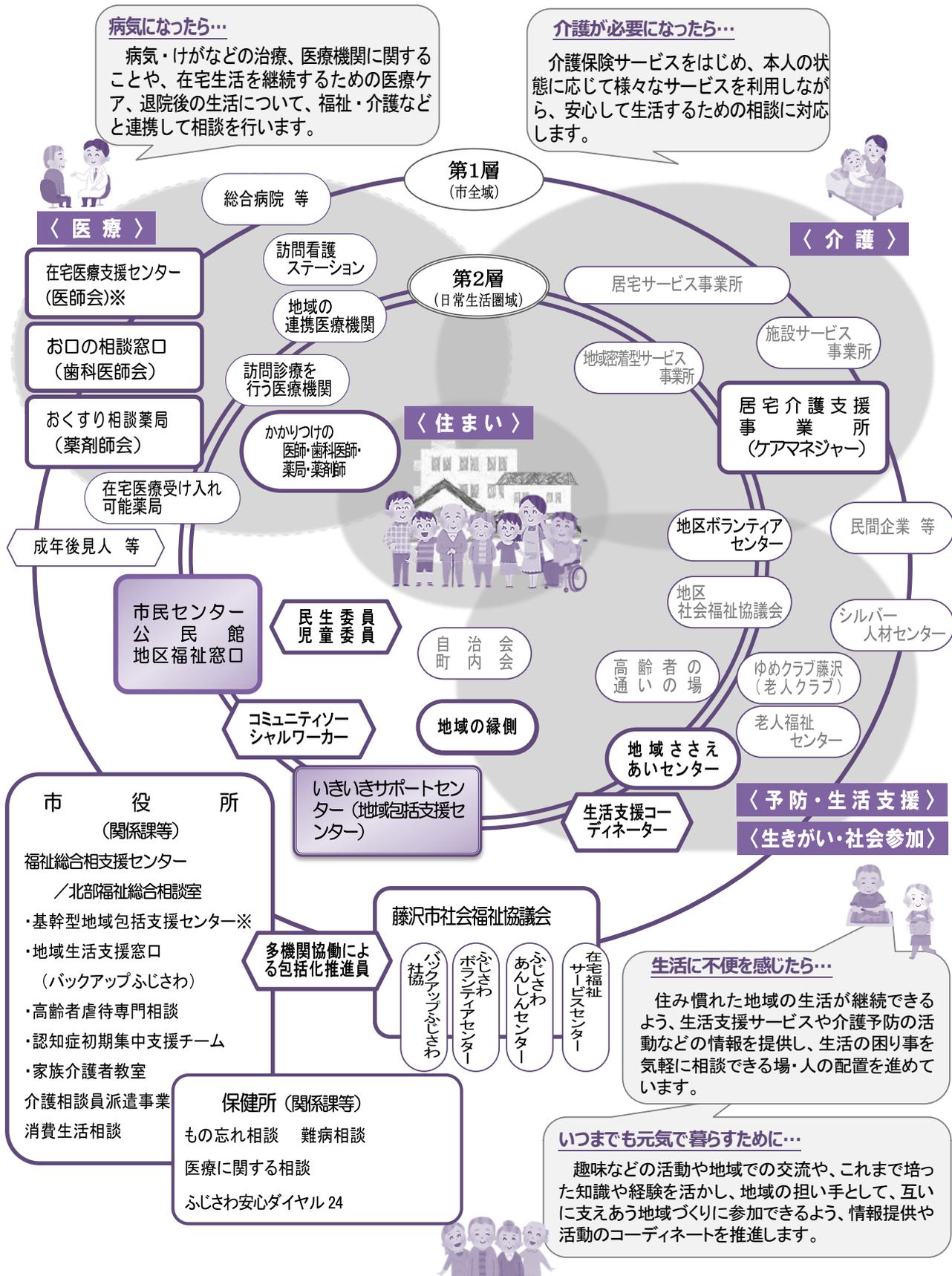
(1) 相談支援体制の機能強化

高齢者に必要な支援を包括的に提供するため、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員のほか、居宅介護支援事業所、医療機関、各事業を行う団体など、関係機関とのネットワークを構築してきました。そのネットワークを通じて、高齢者の実態把握や様々なサービスの情報提供、継続的な相談・支援につながっています。

こうしたなかで、高齢の親と無職の子どもが同居するいわゆる「8050」世帯、育児と介護に同時に直面する（ダブルケア）世帯、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯など、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースへの適切な対応が求められており、高齢者やその家族からの多様で複合的な相談を受け止め、支援に向けた様々な分野の関係機関・施策との連携体制の充実と強化を図ります。

＜高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク（イメージ）＞

2017年度（平成29年度）現在＞



※…支援機関などからの相談に対応

【主な事業】

① 福祉総合相談支援センター（総合相談） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	福祉・保健の総合的な相談体制の中核として、福祉サービスなどに関する相談・情報提供や、複合的な課題がある、世帯の中に課題を抱える人が複数存在する、福祉以外の分野にまたがる課題があるなどの相談に対応しています。
これまでの取組	2017年（平成29年）4月「福祉総合相談支援センター」を設け、「福祉保健総合相談室」、地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」、「基幹型地域包括支援センター」などの相談支援機能を一元化し体制を強化しました。さらに、対象者別の相談支援体制では対応が困難な多分野・多機関の協働による包括的支援体制を構築するための「相談支援包括化推進員」を配置しています。 また、6月からは湘南台に「北部福祉総合相談室」を開設し、同フロアにある地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所と連携した相談支援が行える環境となっています。
今後の取組	多様化・複雑化した問題の全体像を把握し、生活状況に合わせたオーダーメイドの支援をコーディネートできる職員の育成及びノウハウの蓄積と、多機関・多職種と連携して支援につなげることのできる体制づくりを進めます。 また、地域の縁側をはじめとした住民主体の活動の中で生じる相談対応への支援を進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
相談件数 (件)	5,080	4,095	1,921	3,457	3,475	3,492

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

※「相談件数」は、2018年（平成30年）1月本庁舎への移転以降、母子手帳などの交付業務を移管したため、当該業務に付随する相談件数が減少する見込み。

② 基幹型地域包括支援センター 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	各地区の地域包括支援センターの全体調整及び統括支援など、バックアップ体制を強化するため、2015年度（平成27年度）から基幹型地域包括支援センターを設置しました。
これまでの取組	基幹型地域包括支援センターに、認知症初期集中支援チームを設置しました。
今後の取組	対応が困難な問題などが増加している状況において、地域包括支援センターのバックアップとしての機能強化を進めます。

第4章 施策の展開

基本目標6 地域に根ざした相談支援の推進

③ いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	いきいきサポートセンターは、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者を支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職を配置しており、高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう支援体制の構築を行います。
これまでの取組	地域における連携体制をより密なものとするべく、各地区の民生委員児童委員協議会の地区割りに合わせた配置（16カ所）を行いました。
今後の取組	地域の最前線に立つ中核的な機関として、地域包括支援センターの体制強化を図る必要があります。地域住民の誰もが気軽に利用できるよう、引き続き周知活動を行うとともに、サテライトの設置など、施設の整備を行います。また、地域における様々な機関や関連団体との連携を図り、地域との協働を基盤とした地域づくりにつなげていきます。

	実績			計画期間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
各地区の設置数 (カ所)	14	16	16	18	19 ~ 20	
基幹型設置数 (カ所)	1	1	1	1	1	1
相談件数 (件)	17,241	18,622	10,247			
スケジュール	各地区いきいきサポートセンター	2地区で増設		サテライトで増設		

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」にするための地域支援の2つの役割を持つ、地域の中で活動する福祉の専門職です。これまで、相談先、つなげ先がなかった困りごとについて一緒に考え、民生委員、地域包括支援センターをはじめとする関係機関・団体や行政と連携して総合的な相談支援を行います。また、地域活動への支援や地域での顔の見える関係づくりに取り組みます。
これまでの取組	生活困窮者自立支援制度の一環として、藤沢市社会福祉協議会に委託しています。2016年度（平成28年度）からモデル地区の鵜沼、湘南大庭、六会の3地区に、2017年度（平成29年度）は長後、村岡の2地区を合わせた5地区に配置しました。生活困窮にとどまらず生活全般に関する相談ごとや、複合的な課題に対し幅広く対応するとともに、様々な地域の活動団体や専門機関と顔の見える関係づくりを通じ、地域の課題把握に努めています。
今後の取組	市民センター・公民館及び地域の関係機関・団体との協働した地域における相談支援のネットワークの構築をめざし、順次配置地区を増やし、13地区全域で活動できる体制をつくりまします。

⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関として、経済的な問題をはじめとする生活上の様々な困り事に対する包括的・継続的な支援を実施します。
これまでの取組	2014年（平成26年）11月にモデル事業を、翌年4月から法施行に基づく事業を開始し、さらに2016年（平成28年）4月からは藤沢市社会福祉協議会にも委託による窓口を開設しました。アウトリーチによる相談支援を重視し、市直営の相談支援員を北部福祉総合相談室に、藤沢市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置しています。相談支援員、CSW、相談支援包括化推進員が、自立に向け対象者の抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう、本人同意のもと支援プランを作成し、関係機関との調整など伴走型の支援を行います。
今後の取組	対象者の状況によって、就労準備支援、家計相談支援などの任意事業や既存の福祉サービスなどを組み合わせただけでは問題解決につながらない場合に、関係機関などと連携し、インフォーマルな地域資源の発掘や新たな支援方法の検討を行うなど、多様な課題を抱える方への自立に向けた支援体制を構築していきます。

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
相談件数 (件)	423	820	628
プラン作成件数 (件)	56	106	51

※1 2015年度（平成27年度）プラン作成件数は、モデル事業からの継続件数を含む。
 ※2 2016年度（平成28年度）以降は、直営事業、委託事業の合計件数。
 ※3 2017年度（平成29年度）は、9月末時点の実績。

⑥ 地区福祉窓口 地域包括ケアシステム推進室
市民自治推進課

事業の概要	福祉・保健の各種制度の案内や情報提供、各種申請手続きの受付やサービス提供の連絡調整とともに、相談をお受けしています。藤沢地区を除く12地区の市民センター・公民館に設置し、2016年（平成28年）4月には六会市民センター石川分館に開設しました。
これまでの取組	身近なセンター・公民館で多岐にわたる手続きができる利便性の向上と、気軽に相談できる体制の構築を進めてきました。また、地区内のいきいきサポートセンターをはじめとする関係機関とのネットワークづくりを進めています。
今後の取組	住民に身近な行政の相談窓口として、多様化する相談内容を「とりあえず」「まるごと」受け止め、関係機関や地域団体、CSWなどと連携・協働して支援につなげられるよう、相談体制の充実を検討します。

⑦ 民生委員・児童委員 福祉健康総務課

事業の概要	<p>民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、地域福祉の担い手として、相談を受け、必要に応じて、行政などの関係機関と連携しながら活動しています。なお、民生委員法に基づき、任期は3年です。</p>
これまでの取組	<p>2016年（平成28年）12月の一斉改選において、高齢者の増加などに対応するため、委員定数を9人増員して517人としました。</p> <p>また、5月の民生委員活動強化週間には、活動内容のパネル展示及び街頭PRキャンペーンを実施したほか、広報ふじさわの1面に特別記事を掲載しました。</p>
今後の取組	<p>研修内容をさらに充実させるとともに、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーなど関係機関との連携を密にし、複雑化・多様化する地域の福祉課題に対応していきます。</p> <p>また、次回2019年度（平成31年度）の一斉改選に向け、活動しやすい環境を整備するとともに、なり手不足を解消するため、「（仮称）藤沢市民生委員児童委員支援方針」を策定し、課題解決に向けた取組を進めていきます。</p>

⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 地域保健課

事業の概要	<p>市民の安心につながるよう、24時間365日、電話による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスの相談・アドバイスと、休日夜間などの医療機関に関する情報を提供しています。</p> <p>ふじさわ安心ダイヤル24【電話】0120-26-0070（無料）</p>
これまでの取組	<p>2015年（平成27年）から2017年（平成29年）においても、より多くの市民に利用していただくため、様々な媒体を通じて広く事業の周知を図り、市民が安心して生活できる環境の整備を促進しました。</p> <p>相談内容や傾向に大きな変化は見られませんが、サービスの向上を図るため、引き続き相談実績の分析を行い、ニーズや課題の有無、相談の内容を把握する必要があります。</p>
今後の取組	<p>1件あたりの相談時間や相談内容、相談者の傾向などを分析し、必要な情報の提供や適切な助言を図るとともに、さらなる周知を図っていきます。</p>

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
相談件数 (件)	25,608	63,558	31,019

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑨ 消費生活相談 市民相談情報課

事業の概要	複雑化・高度化する消費生活相談について、消費生活相談員により助言を行うほか、消費生活に関する講座を実施しています。
これまでの取組	電話・来所による相談の受付や、相談窓口を知らない人への周知や消費者トラブルの未然防止、トラブルの自己解決力の育成などにつながる消費者啓発の推進を行ってきました。
今後の取組	消費生活講座や消費生活出前講座、定期的に広報に掲載している「こんなトラブルにご用心！」の記事による消費者トラブルとトラブルに遭わない考え方の啓発、及び全戸配布の情報紙を始めとした冊子やチラシ、ポスターによる消費生活相談窓口の周知を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
相談件数 (60歳以上) (件)	922	959	499			
消費生活講座 開催回数 (回)	7	7	5	6	6	6
消費生活出前講 座開催回数 (回)	7	10	2	10	10	10

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑩ 保健福祉総合システム 福祉健康総務課

事業の概要	保健・医療・福祉にかかる様々な相談・申請などに迅速・的確に対応し、きめ細かな市民サービスを提供するため、各業務との連携や情報の一元化を目的として開発した保健福祉総合システムの運用管理を行い、総合的な相談体制の充実を図っています。
これまでの取組	長期にわたり使用してきたことによる旧保健福祉総合システムが抱えていた課題を解消し、保健・医療・福祉にかかる市民サービスの向上を図るため、2017年（平成29年）1月に新保健福祉総合システムへの更新を実施し、運用を開始しました。
今後の取組	保健・医療・福祉にかかる様々な相談・申請などに対し、迅速・的確な事務処理を継続して行えるよう、システムの安定稼働を維持するための運用・管理を行っていきます。 また、法制度改正に柔軟に対応することにより、きめ細やかな市民サービスを提供できるよう、システムを維持していきます。

(2) 権利擁護の推進

高齢者を個人として尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、高齢者の権利を守る取組は重要です。

関係機関などとの連携により高齢者虐待の未然防止、早期把握、虐待を行った養護者への支援などの取組を進めます。

また、認知症や障がいなどにより、自らの生活への思いを表明することが困難な方に対し、自らの意志を反映させた生活を送るうえでの判断や決定を支援する体制などの整備に努め、日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、ふじさわあんしんセンターと連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の策定した成年後見制度利用促進基本計画との整合を図りながら、取組の充実を図ります。

【主な事業】

① 高齢者虐待の防止		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援とともに次の事業を行っています。 ① 高齢者虐待専門相談窓口の開設 ② 関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③ 高齢者虐待防止のための講演会及び対応研修会などの開催 ④ 高齢者虐待防止啓発冊子の配布	
これまでの取組	2013年度（平成25年度）までは新規件数、対応件数ともに増加傾向にありましたが、その後、新規件数は減少に転じており、相談窓口の周知、認知症理解への啓発活動など、養護者への支援体制の強化が虐待防止につながっていると考えられます。一方、虐待者側の疾病、経済的困窮などによって問題が長期化する傾向に変わりはなく、支援者の対応技術の向上が必要となっています。	
今後の取組	普及啓発事業の継続と、関係機関との情報共有、連携を図るこにより虐待の防止、終結に向けて取り組んでいきます。	

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
新規相談件数 (件)	85	72	35
対応件数 (件)	238	251	199
終結件数 (件)	59	87	36

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携

地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	判断能力が十分でない方の生活を支え、権利を護るための成年後見制度に関する相談支援などを実施している「ふじさわあんしんセンター」（藤沢市社会福祉協議会が運営）を支援しています。
これまでの取組	2012年度（平成24年度）から、藤沢市社会福祉協議会への委託により、「成年後見制度相談事業」を行っています。 また、2013年度（平成25年度）から藤沢市社会福祉協議会内に「ふじさわあんしんセンター」が設置され、成年後見制度の普及啓発、一般相談・情報提供、弁護士などによる専門相談、関係機関のネットワークづくり、法人後見業務などを行っています。
今後の取組	判断能力が十分でない方の権利を護るため、ふじさわあんしんセンターの運営を支援します。また、ふじさわあんしんセンターと連携しながら、法定後見制度及び任意後見制度の普及・啓発と円滑な制度利用に向けた相談支援を推進します。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
一般相談件数 (件)	506	665	260
専門相談件数 (件)	71	70	47

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

③ 成年後見制度利用支援事業

地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を護るため、成年後見の申立てを行う親族がいない方などの「市長申立て」や、経済的な理由で制度利用が難しい方への助成など、成年後見制度の利用に必要な支援を行っています。
これまでの取組	ふじさわあんしんセンターと連携し、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に利用できるよう、市長申立てや各種助成などにより、支援を行っています。
今後の取組	引き続き、ふじさわあんしんセンターと連携し、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方が適切に利用できるよう、事業の普及・啓発を図るとともに、市長申立てや各種助成などによる支援を行っていきます。

	実績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
市長申立て件数 (件)	15	20	7

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

④ 日常生活自立支援事業への助成 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>日常生活自立支援事業（県委託事業）を実施している藤沢市社会福祉協議会に対し、助成を行っています。</p> <p><日常生活自立支援事業></p> <p>高齢者や障がいのある人で判断能力が不十分な人が、日常生活を送るうえで不安を抱え、自ら福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理が十分に行えない場合に支援する事業</p> <p>①福祉サービスの利用援助サービス ②日常的な金銭管理サービス ③書類等預かりサービス</p>
これまでの取組	<p>権利擁護の支援体制が強化されたことにより、本事業への問い合わせや、利用者が増加しています。また、利用者の判断力や生活環境などの状況の変化から、弁護士などによる専門相談の活用や、成年後見制度の利用を促すなどの対応も必要となっています。</p>
今後の取組	<p>成年後見制度利用支援事業など関係する事業と連携することで、判断能力が十分でない方の権利を護り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、引き続き、事業に対する助成を行っていきます。</p>

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
利用者数 (人)	75	92	87

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

⑤ 市民後見人の育成・支援 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>市民後見人は、成年後見制度の担い手として研修を修了し、登録した市民の方が、親族以外の方の成年後見人などとして活動する制度です。市民後見人養成研修の実施、バンクの運営と登録者へのフォローアップ、申立人などへの候補者の推薦、受任後の活動支援などを藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。</p>
これまでの取組	<p>高齢者人口増加に伴い、成年後見人などの担い手の必要性が高まっており、地域に根ざしたきめ細かな対応を行うことができる市民後見人の養成が重要になっています。2015年度（平成27年度）と2016年度（平成28年度）に1コースずつ養成講座を開始し、8人が修了、バンクに登録をしています。2017年（平成29年）には1人目の市民後見人が家庭裁判所から選任されています。</p>
今後の取組	<p>バンク登録者数と受任状況を勘案しながら、市民後見人養成研修を実施するとともに、市民後見人候補者バンク登録者に対するフォローアップを行います。また、藤沢市社会福祉協議会が法人後見業務で培ったノウハウなどを生かし、市民後見人の活動支援などのバックアップを実施します。</p>

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(H31)	2020年度(H32)
延べ研修修了者数 (人)	0	8	8	13	18	18

※ 2017年度（平成29年度）は9月末時点の実績。

施策2 地域と連携した見守り活動の推進

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、高齢者ができる限り住み慣れた自宅で生活していくことを基本としており、地域での見守りや支援が重要となっています。

近年、地域コミュニティの希薄化により、高齢者の孤立死・孤独死が社会問題となっている一方で、支援が必要と考えられる状態であっても、本人に自覚が無い場合や、支援を拒否する場合もあり、高齢者を巻き込む犯罪や消費者被害、虐待などの問題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して生活するためには、日常生活や様々な活動を通じた関係づくりが必要であるとともに、地域全体でつながり・見守るネットワークづくりを推進していきます。

多様な主体が連携した見守り体制の強化

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中において、高齢者の孤立、さらには孤立死・孤独死の防止に向け、ご近所や地域で活動する団体、事業者などと連携して、多くの見守りの目を増やし、高齢者の見守り体制を強化していきます。

【主な事業】

① 高齢者見守りネットワーク		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	<p>高齢者の孤立や孤立死・孤独死の防止に向け、在宅福祉サービスでの見守りをはじめ、個人宅を訪問する民間事業者と協定を締結し、地域の見守り活動を推進しています。</p> <p>また、各地域の協議体などにおいて、地域全体で高齢者を見守る仕組みを含めた支援体制の具体的な取組を進めています。</p>	
これまでの取組	<p>地域見守り活動に関する協定を、広域的には神奈川県と連携してLPガス協会、新聞販売組合などと締結するとともに、信用金庫や農業協同組合などと協定を締結し、様々な事業者と連携して、地域の見守り活動を進めています。</p> <p>また、13地区ごとに、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）を中心とした小地域ケア会議において、高齢者の見守りネットワークの構築に向けた検討を進めるとともに、それぞれの地域特性を踏まえた住民への啓発活動を行いました。</p>	
今後の取組	<p>今後も様々な機関や団体などと連携し、地域の見守り活動をさらに推進し、藤沢型地域包括ケアシステム専門部会での検討など、市全体で、あらゆる手法を活用した高齢者の見守りネットワークの構築を進めていきます。</p>	

② 友愛チーム		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	地域で高齢者が孤立しないよう、在宅ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者の家庭、高齢者福祉施設などを訪問し、話し相手になるなどの活動を行う友愛チームの活動を支援しています。	
これまでの取組	ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）が中心となって編成されており、活動を通して、地域での見守りを行っています。また、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、すべてのゆめクラブ藤沢に友愛チームが設置できるように取り組んでいます。2016年度（平成28年度）から、サロン訪問を開始し、活動の幅を広げています。	
今後の取組	今後も、友愛チームの活動を支援し、地域における支えあいや見守り活動を促進します。また、ゆめクラブ藤沢の会員の高齢化などから、友愛チームの活動が継続できるよう、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、会員加入促進プロジェクトやリーダー研修など、様々な事業を積極的に支援します。	

	実 績		
	2015年度(H27)	2016年度(H28)	2017年度(H29)
チーム数 (チーム)	111	109	109
チーム員数 (人)	750	732	730
対象者数 (人)	1,078	1,115	1,115
延べ訪問回数			
在宅訪問 (回)	6,472	8,138	—
施設訪問 (回)	484	171	—
サロン訪問 (回)	—	551	—

基本目標7 新たな地域生活課題の把握と対策

施策	施策の展開	主な事業
地域の実情に応じた取組の推進	地域の実情に応じた取組の推進	① 地区ボランティアセンターへの支援※(再) 103万
		② 地域ささえあいセンター※(再) 108万
		③ 地域の縁側※(再) 109万
		④ 高齢者の通いの場※(再) 109万
		⑤ 藤沢市社会福祉協議会との連携※(再) 110万
		⑥ 地区社会福祉協議会への支援※(再) 110万
		⑦ 生活支援コーディネーター※(再) 139万
		⑧ 協議体の開催※(再) 140万
		⑨ 地域ケア会議※(再) 141万
		⑩ いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)※(再) 176万
		⑪ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)※(再) 176万
		⑫ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」※(再) 177万
		⑬ 地区福祉窓口※(再) 177万
		⑭ 民生委員・児童委員※(再) 178万
186万		

※(再)・・・再掲事業の略

※基本目標7「新たな地域生活課題の把握と対策」は、本計画全体に関連するため、「主な事業」は、基本目標1から6に位置づけた事業のうち、関連する事業を再掲として位置づけています。

施策

地域の実情に応じた取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活を送るためには、必要な支援を地域の中で包括的に提供されることが望まれます。

超高齢社会の中で、複雑化・多様化する生活支援ニーズに対し、行政はもとより、これまで以上に地域住民・事業者・NPO法人・ボランティアなど、地域で活動する団体や組織が地域生活課題を共有し、一体となって課題解決に向けた取組を進めていくことが必要となります。

そのためには、各地区の課題の把握に向け、地域の中核的な相談支援拠点である「いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）」や、「バックアップふじさわ」などの相談体制を充実し、地域の中で活動しているCSWや民生委員・児童委員をはじめとする、地域で活動する方々と連携を密に取り組むことが必要です。

現在、日常生活圏域ごとに設置している協議体をはじめ、地域における様々な取組において、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、生活支援ニーズや地域に不足するサービスなどの把握に努めており、具体的な解決や支援に向け、地域で活動している団体間のネットワーク化や、ボランティア（担い手）の育成など、様々な生活支援につながる体制づくりを進めています。

引き続き、基本目標に掲げている施策を中心に、地域の実情に応じた各種事業の展開を図り、多様な主体と行政とが協働・連携し、取組を推進していきます。

第5章

介護保険事業と保険料

1. 介護保険事業の実績と見込み

(1) 介護サービスの体系

介護サービスの体系は次のとおりです。

◎在宅系サービス ○居住系サービス □施設サービス

	市町村が指定・監督等を行うサービス	都道府県が指定・監督等を行うサービス	
介護給付	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◎夜間対応型訪問介護 ◎認知症対応型通所介護 ◎小規模多機能型居宅介護 ◎看護小規模多機能型居宅介護 ◎地域密着型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 □地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <p>【居宅介護サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎居宅介護支援 ◎居宅介護住宅改修費の支給 	<p>【居宅介護サービス】</p> <p>《訪問系》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎訪問介護 ◎訪問入浴介護 ◎訪問看護 ◎訪問リハビリテーション ◎居宅療養管理指導 <p>《通所系》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎通所介護 ◎通所リハビリテーション <p>《宿泊系》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎短期入所生活介護 ◎短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ◎福祉用具貸与 ◎特定福祉用具販売 <p>○特定施設入居者生活介護</p>	<p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> □介護老人福祉施設 □介護老人保健施設 □介護療養型医療施設 □介護医療院
予防給付	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防認知症対応型通所介護 ◎介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>【介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防支援 ◎介護予防住宅改修費の支給 <p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <p>※詳細は92・93ページに記載</p>	<p>【介護予防サービス】</p> <p>《訪問系》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防訪問入浴介護 ◎介護予防訪問看護 ◎介護予防訪問リハビリテーション ◎介護予防居宅療養管理指導 <p>《通所系》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防通所リハビリテーション <p>《宿泊系》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防短期入所生活介護 ◎介護予防短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防福祉用具貸与 ◎特定介護予防福祉用具販売 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p>	

(2) 第1号被保険者数の推計

計画期間中の被保険者数は、2015年（平成27年）から2017年（平成29年）までの実績をもとに推計しています〔図表5-1〕。

図表5-1 第1号被保険者数の推移と将来見込み

単位：人

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
第1号被保険者(計)	98,503	100,986	102,925	105,087	107,035	108,988
65～74歳	53,610	53,566	52,905	52,485	52,043	51,601
75歳以上	44,893	47,420	50,020	52,602	54,992	57,387
第2号被保険者	148,169	149,654	151,194	152,250	154,019	155,787

※各年9月末現在。但し、平成30年度以降は、平成29年度 藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用。

(3) 事業対象者・要介護等認定者数の推計

介護予防・日常生活支援総合事業を開始した2016年（平成28年）10月から2017年（平成29年）9月末までに基本チェックリストを実施し、事業対象に該当した方の実績及び同時期の要支援者のサービス利用実績をもとに、計画期間中の事業対象者数を推計しています〔図表5-2〕。

図表5-2 事業対象者数の推移と将来見込み

単位：人

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
事業対象(計)	—	—	236	701	1,094	1,475

※各年度とも9月末現在。

要介護等認定者数は、2015年（平成27年）から2017年（平成29年）までの年齢区分別要介護認定者出現率の実績をもとに、計画期間中の年齢区分別要介護認定者出現率を推計し、年齢区分ごとの被保険者数の推計値に乗じて算出しています〔図表5-3〕。

要介護等認定者は75歳以上の出現率が65～74歳に比べて高く、今後も75歳以上の第1号被保険者数〔図表5-1〕は増加する見込みであることから要介護等認定者数も増加すると考えられます。

また、事業対象区分が新設されたことにより2016年（平成28年）から2017年（平成29年）の要支援認定者数の上昇率は減少しており、計画期間中にさらに要支援者から事業対象者へ移行していくことを見込み、要支援者数が減少傾向となるよう推計しています〔図表5-3〕。

図表5-3 要介護・要支援者認定者数の推移と将来見込み

単位：人

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
第1号被保険者 (65～74歳)	2,307	2,340	2,200	2,060	1,959	1,858
要支援1	494	486	457	405	375	347
要支援2	368	415	346	298	269	242
要介護1	572	576	564	546	525	502
要介護2	334	319	315	312	309	304
要介護3	210	209	185	170	155	141
要介護4	148	142	153	157	162	168
要介護5	181	193	180	172	164	154
第1号被保険者 (75歳以上)	14,507	15,017	15,573	15,880	16,115	16,350
要支援1	2,932	3,094	3,109	2,863	2,707	2,553
要支援2	2,266	2,361	2,435	2,371	2,284	2,189
要介護1	3,531	3,626	3,787	4,009	4,174	4,335
要介護2	1,803	1,868	1,902	1,969	2,006	2,043
要介護3	1,631	1,659	1,723	1,805	1,860	1,912
要介護4	1,147	1,196	1,312	1,449	1,576	1,711
要介護5	1,197	1,213	1,305	1,414	1,508	1,607
第1号被保険者 (計)	16,814	17,357	17,773	17,940	18,074	18,208
要支援1	3,426	3,580	3,566	3,268	3,082	2,900
要支援2	2,634	2,776	2,781	2,669	2,553	2,431
要介護1	4,103	4,202	4,351	4,555	4,699	4,837
要介護2	2,137	2,187	2,217	2,281	2,315	2,347
要介護3	1,841	1,868	1,908	1,975	2,015	2,053
要介護4	1,295	1,338	1,465	1,606	1,738	1,879
要介護5	1,378	1,406	1,485	1,586	1,672	1,761
第2号被保険者 (計)	421	411	403	394	384	372
要支援1	47	47	46	44	44	44
要支援2	71	59	64	52	40	27
要介護1	103	106	100	109	112	115
要介護2	77	74	83	73	70	66
要介護3	43	43	33	34	34	34
要介護4	25	32	36	41	48	55
要介護5	55	50	41	41	36	31
総 計	17,235	17,768	18,176	18,334	18,458	18,580

※ 各年度とも9月末現在。

(4) サービス利用者数の推計

① 施設・居住系サービス利用の見込み

施設・居住系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）の利用者数は、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの利用者数をもとに、第7期サービス基盤整備計画（149ページ～154ページ）を勘案して推計しています〔図表5-4〕。

図表5-4 施設・居住系サービス利用者数の推移と将来見込み

単位：人/月

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
施設サービス						
(計)	1,871	1,893	2,020	2,227	2,273	2,373
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,010	1,023	1,174	1,340	1,386	1,486
介護老人保険施設	789	801	783	821	821	821
介護療養型医療施設	72	69	63	66	66	39
介護医療院	—	—	—	—	—	27
居住系サービス						
(計)	1,608	1,670	1,720	1,853	1,922	1,972
特定施設入居者生活介護	788	827	873	945	978	997
介護予防特定施設入居者 生活介護	174	191	185	202	220	237
認知症対応型共同生活 介護	450	454	476	505	521	533
介護予防認知症対応型 共同生活介護	7	7	4	4	4	4
地域密着型特定施設 入居者生活介護	145	145	137	151	153	155
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	44	46	45	46	46	46

② 居宅サービス利用対象者の見込み

計画期間中の要介護・要支援認定者数から、施設・居住系サービス利用者数を減じ、居宅サービス利用対象者数を推計しています〔図表 5-5〕。

図表5-5 居宅サービス利用対象者数の推移と将来見込み

単位：人/月

	実 績			計 画 期 間		
	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (H31)	2020 年度 (H32)
居宅サービス利用 対象者 (計)	13,756	14,205	14,436	14,254	14,263	14,235
要支援1	3,401	3,543	3,531	3,210	3,011	2,816
要支援2	2,597	2,722	2,739	2,617	2,484	2,345
要介護1	3,647	3,719	3,852	4,023	4,149	4,286
要介護2	1,683	1,734	1,765	1,781	1,801	1,824
要介護3	1,130	1,150	1,152	1,131	1,144	1,151
要介護4	646	669	714	788	896	981
要介護5	652	668	683	704	778	832

③ 居宅サービス利用者の見込み

居宅サービス利用対象者数に要介護等状態区分別の受給率を乗じて、居宅サービス利用者数を推計しています〔図表 5-6〕。

図表5-6 居宅サービス利用者数の推移と将来見込み

単位：人/月

	実 績			計 画 期 間		
	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (H31)	2020 年度 (H32)
居宅サービス利用者 (計)	10,346	10,025	8,549	8,923	9,129	9,307
要支援1	2,036	1,654	664	879	900	919
要支援2	1,874	1,680	936	1,124	1,150	1,176
要介護1	2,967	3,093	3,231	3,309	3,440	3,561
要介護2	1,509	1,548	1,611	1,673	1,697	1,716
要介護3	984	1,027	1,012	937	937	922
要介護4	541	566	603	556	565	589
要介護5	435	457	492	445	440	424

(5) 居宅サービス別利用者数及び見込量の推計

① 居宅介護（介護予防）サービス

2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの各サービスの利用実績をもとに、計画期間中の居宅サービス別利用者数を推計しています〔図表5-7〕。

図表5-7 居宅介護(介護予防)サービス利用者数の推移と将来見込み

単位：人/月

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
居宅介護サービス（計）	22,424	22,459	23,619	23,916	24,001	24,515
訪問介護	2,747	2,815	2,835	2,855	2,823	2,857
訪問入浴介護	277	270	270	218	192	175
訪問看護	1,153	1,214	1,321	1,340	1,333	1,360
訪問リハビリテーション	238	248	287	253	241	240
居宅療養管理指導	2,684	2,975	3,234	3,462	3,545	3,735
通所介護	3,358	2,493	2,690	2,671	2,630	2,642
通所リハビリテーション	647	670	719	727	714	724
短期入所生活介護	886	857	852	874	840	840
短期入所療養介護	79	81	83	65	64	66
福祉用具貸与	4,097	4,355	4,618	4,789	4,824	4,979
特定福祉用具販売	81	79	69	67	66	66
住宅改修	58	54	52	64	58	54
居宅介護支援	6,119	6,348	6,589	6,531	6,671	6,777
介護予防サービス（計）	9,753	8,230	4,046	4,821	5,137	5,493
訪問介護	1,851	1,147	10	※介護予防・日常生活支援総合事業に移行		
訪問入浴介護	2	1	1	0	0	0
訪問看護	179	218	255	314	360	409
訪問リハビリテーション	36	44	58	47	51	53
居宅療養管理指導	280	316	326	372	411	449
通所介護	2,002	1,489	11	※介護予防・日常生活支援総合事業に移行		
通所リハビリテーション	142	162	177	217	237	265
短期入所生活介護	48	52	44	50	54	58
短期入所療養介護	2	1	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,268	1,438	1,558	1,800	1,966	2,161
特定福祉用具販売	36	32	34	52	50	51
住宅改修	43	37	41	46	40	37
介護予防支援	3,864	3,293	1,531	1,923	1,968	2,010

※ 施設・居住系サービスを除く

サービス種別の見込量については、居宅サービス別利用者の推計値に1人あたりの利用量（回数・日数）を乗じて推計しています〔図表5-8・5-9〕。

図表5-8 居宅介護サービス見込量の推移と将来見込み

単位：回/月

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
訪問介護	62,206	67,926	72,987	73,311	71,418	72,146
訪問入浴介護	1,465	1,403	1,377	1,135	984	902
訪問看護	9,603	10,652	11,949	12,400	12,972	13,801
訪問リハビリテーション	2,666	2,797	3,387	2,989	2,886	2,908
通所介護	32,308	23,076	25,303	23,247	22,197	21,610
通所リハビリテーション	4,794	4,930	5,307	5,347	5,174	5,204
短期入所生活介護	8,185	7,881	8,267	8,487	8,096	8,100
短期入所療養介護	570	558	573	477	481	497

図表5-9 介護予防サービス見込量の推移と将来見込み

単位：回/月

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
介護予防 訪問入浴介護	7	1	4	0	0	0
介護予防訪問看護	1,246	1,558	1,972	2,596	3,026	3,508
介護予防 訪問リハビリテーション	376	462	611	519	541	552
介護予防 短期入所生活介護	254	291	270	395	433	470
介護予防 短期入所療養介護	18	5	1	0	0	0

② 地域密着型サービス

2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの給付実績をもとに、計画期間中の認定者数に対するサービス利用者の割合や1人あたりの給付費を見込むとともに、第7期サービス基盤整備計画（149ページ～154ページ）を勘案して、地域密着型サービス（居住系サービスを除く）の利用者数・サービス量を推計しています〔図表5-10・5-11・5-12〕。

図表5-10 地域密着型(介護予防)サービス利用者数の推移と将来見込み

単位：人/月

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
地域密着型サービス (計)	507	1,763	1,722	1,940	1,984	2,039
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	17	24	38	39	45	55
夜間対応型訪問介護	63	54	51	48	45	45
認知症対応型通所介護	127	107	105	104	97	95
小規模多機能型居宅介護	263	256	279	305	314	330
看護小規模多機能型居宅介護	37	68	81	84	94	105
地域密着型通所介護	—	1,254	1,168	1,360	1,389	1,409
地域密着型 介護予防サービス (計)	25	30	38	49	51	54
認知症対応型通所介護	0	1	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	25	29	38	49	51	54

※ 施設・居住系サービスを除く

図表5-11 地域密着型サービス見込量の推移と将来見込み

単位：回/月

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
認知症対応型通所介護	1,244	1,057	1,041	1,033	939	908
地域密着型通所介護	—	10,407	9,439	11,569	11,810	11,989

図表5-12 地域密着型介護予防サービス見込量の推移と将来見込み

単位：回/月

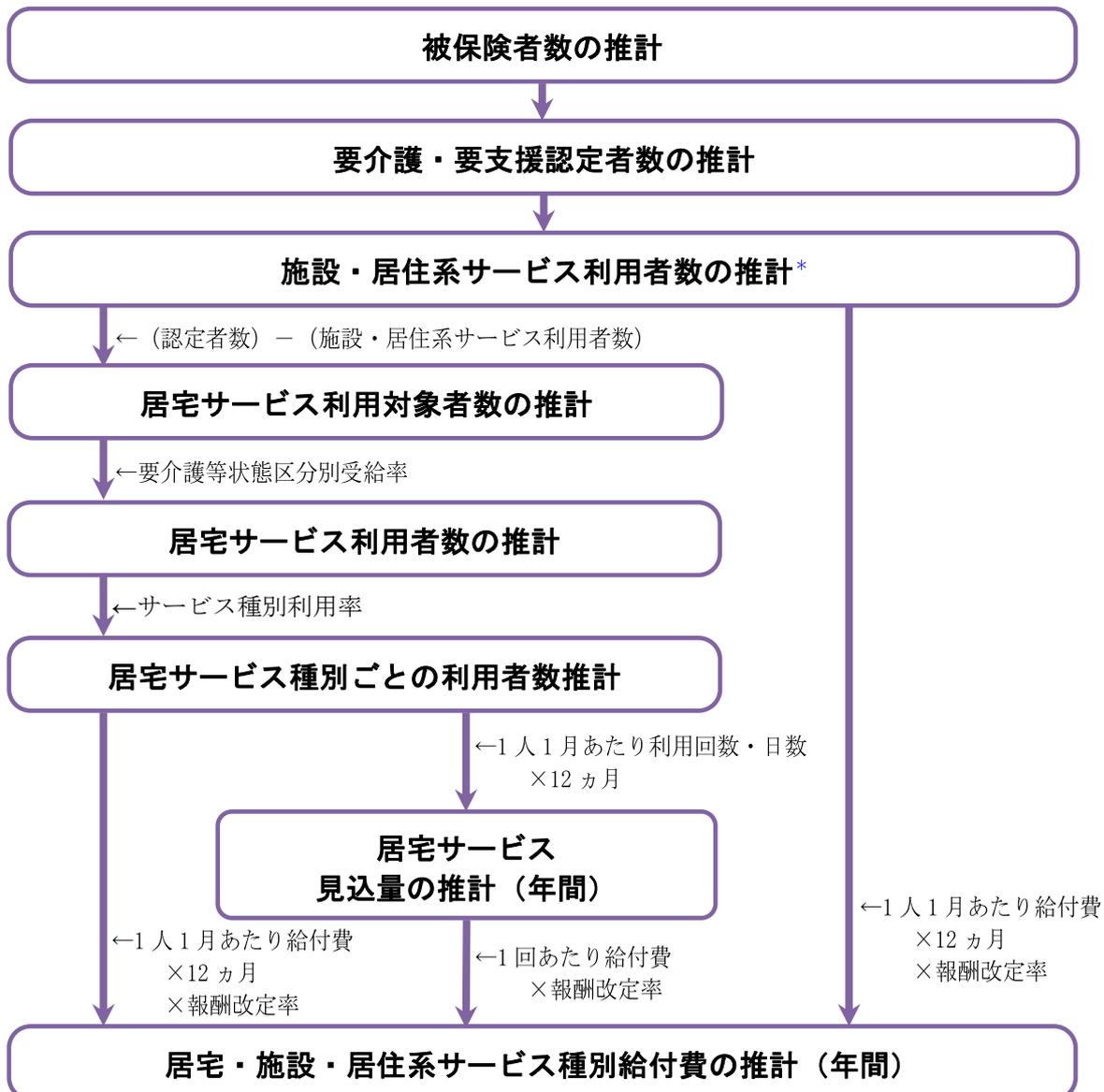
	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
認知症対応型通所介護	0	1	0	0	0	0

2 介護保険に係る給付費等と介護保険料の算定

(1) 給付費の推計

① 算定の流れ

これまでの実績の推移と計画期間中の将来見込みを、利用者数の推計値にサービス種別1人あたりの平均利用回数(日数)や給付費、報酬改定率を乗じて推計しています。



* … 施設・居住系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）の利用ニーズや第7期サービス基盤整備計画を考慮して、利用者数を設定。

② 居宅介護（介護予防）サービス給付費の推計

サービス種別利用者数の推計値に、1人あたりのサービス種別年間給付費・報酬改定率・地域単価等に乗じて、計画期間中の給付費を推計しています〔図表5-13〕。

図表5-13 居宅介護（介護予防）サービス給付費の推移と将来見込み 単位：千円

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
居宅介護サービス (計)	11,339,308	10,847,520	11,716,224	11,583,050	11,600,521	11,849,480
訪問介護	2,153,130	2,267,855	2,462,125	2,446,489	2,406,524	2,486,814
訪問入浴介護	214,122	204,444	201,786	164,117	143,991	135,234
訪問看護	600,520	638,014	699,566	716,893	754,516	822,005
訪問リハビリテーション	96,548	99,564	121,470	106,275	103,834	107,151
居宅療養管理指導	386,040	430,839	485,793	514,410	533,064	575,114
通所介護	2,842,710	2,046,621	2,247,657	2,019,652	1,941,694	1,888,880
通所リハビリテーション	509,362	521,593	564,674	556,903	541,043	556,798
短期入所生活介護	803,627	764,345	816,927	826,677	794,768	813,842
短期入所療養介護	73,536	71,317	74,076	63,682	64,931	67,322
特定施設入居者生活介護	1,828,455	1,891,526	2,057,290	2,196,796	2,291,951	2,337,717
福祉用具貸与	670,815	704,299	744,850	748,412	759,666	777,898
特定福祉用具販売	26,138	26,877	23,854	22,724	22,654	23,198
住宅改修	58,443	52,981	47,357	57,767	52,980	50,510
居宅介護支援	1,075,862	1,127,245	1,168,799	1,142,253	1,188,905	1,206,997
介護予防サービス (計)	1,790,905	1,447,560	654,099	748,410	816,611	908,665
訪問介護	412,117	251,138	1,306	※介護予防・日常生活支援総合事業に移行		
訪問入浴介護	691	38	390	0	0	0
訪問看護	59,977	74,390	91,441	118,184	139,394	165,482
訪問リハビリテーション	13,184	16,160	21,300	17,735	18,717	19,552
居宅療養管理指導	36,739	40,520	41,569	46,494	51,985	58,155
通所介護	672,502	481,506	3,065	※介護予防・日常生活支援総合事業に移行		
通所リハビリテーション	56,512	61,638	66,619	78,388	86,640	99,201
短期入所生活介護	18,092	20,885	18,323	28,862	33,009	37,545
短期入所療養介護	1,405	477	80	0	0	0
特定施設入居者生活介護	167,968	176,567	174,882	181,261	199,783	220,386
福祉用具貸与	72,518	83,291	92,418	104,261	116,064	132,873
特定福祉用具販売	9,211	8,523	10,523	15,730	15,307	15,988
住宅改修	46,402	39,827	43,481	47,983	42,225	39,996
介護予防支援	223,587	192,600	88,702	109,512	113,487	119,487

③ 地域密着型（介護予防）サービス給付費の推計

サービス種別利用者数の推計値に、1人あたりのサービス種別年間給付費・報酬改定率・地域単価等に乗じて、計画期間中の給付費を推計しています〔図表5-14〕。

図表5-14 地域密着型(介護予防)サービス給付費の推移と将来見込み

単位：千円

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
地域密着型サービス（計）	2,774,119	3,660,150	3,889,336	4,196,770	4,401,403	4,703,089
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	37,404	54,325	79,355	85,426	100,283	126,309
夜間対応型訪問介護	14,683	11,693	11,377	10,392	9,781	10,016
認知症対応型共同生活介護	1,369,275	1,373,174	1,481,341	1,546,292	1,627,442	1,731,494
地域密着型特定施設 入居者生活介護	334,653	338,542	343,853	379,708	395,408	416,640
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	135,449	135,866	137,063	136,783	138,425	141,748
小規模多機能型居宅介護	603,388	589,525	636,441	665,733	699,998	762,598
看護小規模多機能型居宅介護	112,158	190,164	247,469	254,129	290,355	335,678
認知症対応型通所介護	167,109	142,853	139,779	137,672	126,618	125,458
地域密着型通所介護	—	824,008	812,658	980,635	1,013,093	1,053,148
地域密着型 介護予防サービス（計）	42,277	44,703	46,858	56,020	58,993	63,356
認知症対応型共同生活介護	19,902	18,032	10,815	11,490	11,495	11,495
小規模多機能型居宅介護	22,375	26,644	36,043	44,530	47,498	51,861
認知症対応型通所介護	0	27	0	0	0	0

④ 施設サービス給付費の推計

サービス種別利用者数の推計値に1人あたりのサービス種別年間給付費・報酬改定率・地域単価等に乗じて、計画期間中の給付費を推計しています〔図表5-15〕。

図表5-15 施設サービス給付費の推移と将来見込み

単位：千円

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
施設サービス（計）	5,963,195	5,941,115	6,429,542	6,854,850	7,234,978	7,840,780
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3,087,150	3,033,431	3,572,329	3,916,804	4,261,092	4,794,926
介護老人保険施設	2,562,383	2,596,559	2,574,739	2,646,420	2,678,178	2,742,454
介護療養型医療施設	313,662	311,125	282,474	291,626	295,708	178,227
介護医療院	—	—	—	—	—	125,173

(2) 給付費等のとりまとめ

① 標準給付費見込額の推計

特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料は、2015年（平成27年）から2017年（平成29年）の給付額の伸びをもとに、計画期間中の給付額を推計しています〔図表5-16〕。

図表5-16 標準給付費見込額

単位：千円

	計 画 期 間			合 計
	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	
標準給付費見込額（計） [a+b+c+d+e]	24,727,998	25,766,717	27,417,626	77,912,341
総給付費 （一定以上所得者負担調整後） [a]	23,413,658	24,364,392	25,921,576	73,699,626
総給付費（計）	23,439,100	24,112,506	25,365,370	72,916,976
居宅介護サービス（計）	11,583,050	11,600,521	11,849,480	35,033,051
居宅介護予防サービス（計）	748,410	816,611	908,665	2,473,686
地域密着型サービス（計）	4,196,770	4,401,403	4,703,089	13,301,262
地域密着型介護予防サービス（計）	56,020	58,993	63,356	178,369
施設サービス（計）	6,854,850	7,234,978	7,840,780	21,930,608
利用者負担見直しに伴う財政影響額*1	▲25,442	▲38,042	▲38,760	▲102,244
消費税等の見直しを勘案した影響額*2	0	289,928	594,966	884,894
特定入所者介護サービス費等給付額 [b]	560,650	602,555	647,502	1,810,707
高額介護サービス費等給付額 [c]	629,000	667,563	708,390	2,004,953
高額医療合算介護サービス費等給付額 [d]	97,950	103,955	110,313	312,218
算定対象審査支払手数料 [e]	26,740	28,252	29,845	84,837

*1 …一定以上所得者の利用者負担額が3割負担となる見直しによる財政影響額。

*2 …2019年10月に予定されている消費税等の引き上げ及び勤続年数10年以上の介護福祉士の処遇改善による影響額。

② 地域支援事業費見込額の推計

地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業で構成されており、被保険者が要介護状態、または要支援状態となることを予防し、社会に参加しながら、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

事業に要する費用は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間の事業量見込みを勘案して、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までのサービス種別の利用者数や事業費実績、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインや地域支援事業費の算定方法に基づき推計しています〔図表5-17・5-18・5-19〕。

図表5-17 介護予防・日常生活支援総合事業費見込額

単位：千円

	実 績			計 画 期 間		
	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
介護予防・日常生活支援 総合事業	—	441,782	1,301,764	1,360,244	1,481,872	1,615,019
介護予防ケアマネジメント	—	53,478	142,775	150,979	158,479	166,354
訪問型サービス	—	132,860	377,611	378,273	388,255	398,464
介護予防訪問型 サービス	—	132,715	366,302	368,134	376,463	385,018
訪問型サービスA	—	81	1,622	4,964	6,617	8,271
訪問型サービスC	—	64	1,623	1,143	1,143	1,143
訪問型住民主体支援 サービス	—	—	8,064	4,032	4,032	4,032
通所型サービス	—	188,290	701,849	737,517	826,206	925,657
介護予防通所型 サービス	—	188,290	696,089	730,893	819,582	919,033
通所型住民主体支援 サービス	—	—	5,760	6,624	6,624	6,624
一般介護予防事業	—	58,112	62,520	68,486	82,873	97,260
いきいきパートナー事業	—	1,719	2,227	2,214	2,746	3,406
地域ささえあいセンター 運営事業	—	5,625	8,620	12,003	12,003	12,003
その他のサービス	—	1,698	6,162	10,772	11,310	11,875

図表 5-18 包括的支援事業費見込額

単位：千円

	実 績			計 画 期 間		
	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (H31)	2020 年度 (H32)
包括的支援事業	390,366	433,810	439,412	448,014	444,611	441,118
包括的支援事業	354,552	375,709	371,949	376,003	376,003	376,003
地域包括支援センター 運営事業	15,227	22,240	22,662	25,624	22,221	18,728
認知症総合支援事業	4,783	6,332	6,954	6,810	6,810	6,810
生活支援体制整備事業	7,044	17,338	23,694	25,604	25,604	25,604
在宅医療・介護連携推進事業	8,760	11,113	10,871	10,871	10,871	10,871
地域ケア会議運営事業	—	1,078	3,282	3,102	3,102	3,102

図表 5-19 任意事業費見込額

単位：千円

	実 績			計 画 期 間		
	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)	2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (H31)	2020 年度 (H32)
任意事業	41,218	42,604	59,554	62,735	43,284	44,514
介護給付費適正化事業	2,414	2,487	2,601	9,499	9,499	9,499
介護相談員派遣事業	4,079	4,351	4,854	4,884	4,937	4,937
成年後見制度利用支援事業	4,519	5,774	22,360	21,505	22,736	23,966
家族介護者教室事業	1,265	1,245	1,442	1,465	1,465	1,465
給食サービス事業	24,296	24,193	23,316	20,735	—	—
住宅改修支援事業	438	274	528	384	384	384
認知症サポーター養成事業	547	579	734	544	544	544
生活援助員派遣事業	3,660	3,701	3,719	3,719	3,719	3,719

図表5-20 地域支援事業費見込額とりまとめ

単位：千円

	計 画 期 間			合 計
	2018 年度 (H30)	2019 年度 (H31)	2020 年度 (H32)	
地域支援事業費(計)	1,870,993	1,969,767	2,100,651	5,941,411
介護予防・日常生活支援総合事業(計)	1,360,244	1,481,872	1,615,019	4,457,135
包括的支援事業(計)	448,014	444,611	441,118	1,333,743
任意事業(計)	62,735	43,284	44,514	150,533

(3) 第1号被保険者の介護保険料の算定

第7期介護保険料については、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3年間の第1号被保険者数・給付費等総額（標準給付費及び地域支援事業費）の推計〔図表5-21〕、国が示した保険料算定に必要な係数などをもとに設定します。

① 給付費等総額（標準給付費及び地域支援事業費）推計のとりまとめ

図表5-21 給付費等総額（標準給付費及び地域支援事業費）見込額

単位：千円

	計 画 期 間			合 計
	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)	
標準給付費見込額（計） [a+b+c+d+e]	24,727,998	25,766,717	27,417,626	77,912,341
総給付費 （一定以上所得者負担調整後） [a]	23,413,658	24,364,392	25,921,576	73,699,626
総給付費（計）	23,439,100	24,112,506	25,365,370	72,916,976
居宅介護サービス（計）	11,583,050	11,600,521	11,849,480	35,033,051
居宅介護予防サービス（計）	748,410	816,611	908,665	2,473,686
地域密着型サービス（計）	4,196,770	4,401,403	4,703,089	13,301,262
地域密着型介護予防サービス（計）	56,020	58,993	63,356	178,369
施設サービス（計）	6,854,850	7,234,978	7,840,780	21,930,608
利用者負担見直しに伴う財政影響額*1	▲25,442	▲38,042	▲38,760	▲102,244
消費税等の見直しを勘案した影響額*2	0	289,928	594,966	884,894
特定入所者介護サービス費等給付額 [b]	560,650	602,555	647,502	1,810,707
高額介護サービス費等給付額 [c]	629,000	667,563	708,390	2,004,953
高額医療合算介護サービス費等給付額 [d]	97,950	103,955	110,313	312,218
算定対象審査支払手数料 [e]	26,740	28,252	29,845	84,837
地域支援事業費（計）	1,870,993	1,969,767	2,100,651	5,941,411
介護予防・日常生活支援総合事業（計）	1,360,244	1,481,872	1,615,019	4,457,135
包括的支援事業（計）	448,014	444,611	441,118	1,333,743
任意事業（計）	62,735	43,284	44,514	150,533
給付費等総額	26,598,991	27,736,484	29,518,277	83,853,752

*1 …一定以上所得者の利用者負担額が3割負担となる見直しによる財政影響額。

*2 …2019年10月に予定されている消費税等の引き上げ及び勤続年数10年以上の介護職員の処遇改善による影響額。

② 介護保険財源の負担割合

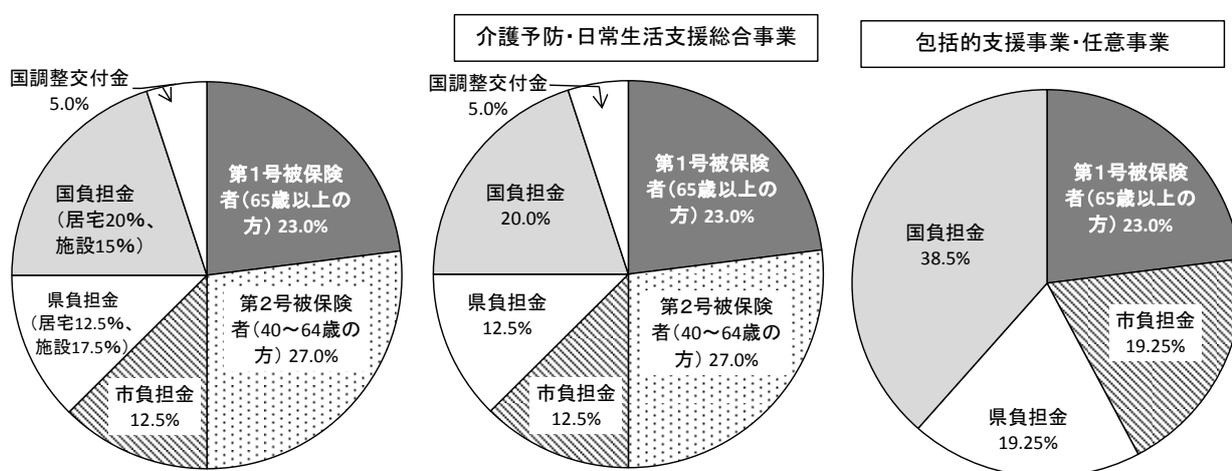
介護（予防）給付及び地域支援事業における介護予防事業の財源負担は、一部を除いて保険料と公費で50：50となっています。また、第1号被保険者の負担割合は第6期の22%から第7期は23%に引き上げられます。〔図表5-22〕。

図表5-22 介護保険財源の負担割合

		介護（予防）給付		地域支援事業	
		介護給付 （居宅）	介護給付 （施設）	介護予防・ 日常生活支援 総合事業	包括的支援事業・ 任意事業
保 険 料	第1号被保険者 （65歳以上）	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
	第2号被保険者 （40～64歳）	27.0%	27.0%	27.0%	—
公 費	国庫負担金	20.0%	15.0%	20.0%	38.5%
	国調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	—
	県負担金	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
	市負担金	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【介護（予防）給付】

【地域支援事業】



③ 所得段階別対象者数の推計

平成30年4月から施行される介護保険料算定に係る「所得指標の見直し」*を勘案した上で、第7期計画期間中の第1号被保険者数を推計しています。〔図表5-23〕。

図表5-23 第6期所得段階設定に基づく第7期計画期間の対象者の推計 単位：人

段階	対象者	計画期間		
		2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	17,041	17,355	17,674
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者	5,822	5,930	6,038
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	5,468	5,570	5,671
第4段階	本人が市町村民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者（世帯に市町村民税課税者がいる）	17,110	17,428	17,745
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者（世帯に市町村民税課税者がいる）	12,045	12,268	12,493
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が125万円未満の者	11,990	12,212	12,434
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	15,213	15,496	15,778
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	9,535	9,712	9,889
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	4,164	4,240	4,318
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	3,144	3,203	3,261
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が600万円以上1000万円未満の者	1,666	1,697	1,728
第12段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が1000万円以上の者	1,889	1,924	1,959
合 計		105,087	107,035	108,988

*【所得指標の見直し】

第1号被保険者の介護保険料所得段階の判定に関する基準が変更されます。

- 市町村民税非課税者は「合計所得金額」から「合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額」へ変更されます。
- 市町村民税課税者は、「合計所得金額」から「合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額」へ変更されます。

(4) 第1号被保険者の介護保険料の算出

計画期間中の給付費等総額から、第1号被保険者負担分相当額を算出し、調整交付金の交付見込額・介護保険事業運営基金の取り崩し額を勘案したうえで、保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額をあらかじめ想定した予定保険料収納率で除したものが、予定保険料収納額（介護保険料として賦課しなければならない額）です。この額を第1号被保険者数で除したものを12月で除したものが、第1号被保険者1人あたりの保険料基準月額となります。算出された介護保険料基準月額は4,700円となり、第6期と同額になることから、第7期の基準月額は据え置きとします〔図表5-24〕。

図表5-24 第7期介護保険料の算定結果

給付費等総額	A	本計画期間（3年間）の給付費等総額 〔A=B+C〕	83,853,752 千円
標準給付費見込額(計)	B		77,912,341 千円
地域支援事業費(計)	C		5,941,411 千円
第1号被保険者負担分相当額	D	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 〔D=A×23%〕	19,286,363 千円
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額 〔E=交付対象額×5%〕	4,118,473 千円
調整交付金見込額	F	本市における交付見込額(約3.37%を想定)	2,779,932 千円
財政安定化基金		市町村における財政不足を補うため、都道府県単位で設置する基金	
財政安定化基金償還金	G	第6期計画期間に資金の貸付を受けていないため	0 千円
介護保険事業運営基金	H	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える運営基金からの取り崩し額	1,963,000 千円
保険料収納必要額	I	〔I=D+E-F+G-H〕	18,661,905 千円
予定保険料収納率	J	平成27・28年度の実績と平成29年度の収納実績等を勘案して推計	98.6 %
予定保険料収納額	K	〔K=I÷J〕	18,926,881 千円
補正後第1号被保険者数	L	本計画期間の各所得段階別第1号被保険者数に各所得段階別負担割合を乗じたものの合計	335,569 人
保険料基準月額		1か月あたりの第1号被保険者基準保険料 〔K÷L÷12月〕	4,700 円

(参考) 第6期保険料基準月額	4,700 円
-----------------	---------

(5) 第7期計画期間の所得段階別介護保険料

第1号被保険者の保険料基準月額を基に、所得段階別に定める第7期介護保険料は次のとおりとなります。〔図表5-25〕。

図表5-25 第7期計画期間の所得段階別介護保険料

段階	対象者	負担割合	年額	月額
第1段階	生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円以下の者	0.45 ^{*1} (0.50)	25,380円 (28,200円)	2,115円 (2,350円)
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円を超え120万円以下の者	0.60	33,840円	2,820円
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が120万円を超える者	0.70	39,480円	3,290円
第4段階	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円以下の者（世帯に市町村民税課税者がいる）	0.90	50,760円	4,230円
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*2} が80万円を超える者（世帯に市町村民税課税者がいる）	1.00	56,400円	4,700円
第6段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が125万円未満の者	1.10	62,040円	5,170円
第7段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が125万円以上200万円未満の者	1.30	73,320円	6,110円
第8段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が200万円以上300万円未満の者	1.50	84,600円	7,050円
第9段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が300万円以上400万円未満の者	1.60	90,240円	7,520円
第10段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が400万円以上600万円未満の者	1.80	101,520円	8,460円
第11段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が600万円以上1000万円未満の者	1.90	107,160円	8,930円
第12段階	本人が市町村民税課税者で段階判定所得金額 ^{*3} が1000万円以上の者	2.00	112,800円	9,400円

*1 第7期においても消費税を財源とした国の保険料負担軽減策が第6期に引き続き講じられ、低所得者の実質負担額の軽減が図られています。本市は、この施策を受けて第1段階の負担割合を「0.50」から「0.45」に引き下げています。

*2 「段階判定収入金額」とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等の年金収入に係る所得を控除した金額のことです。

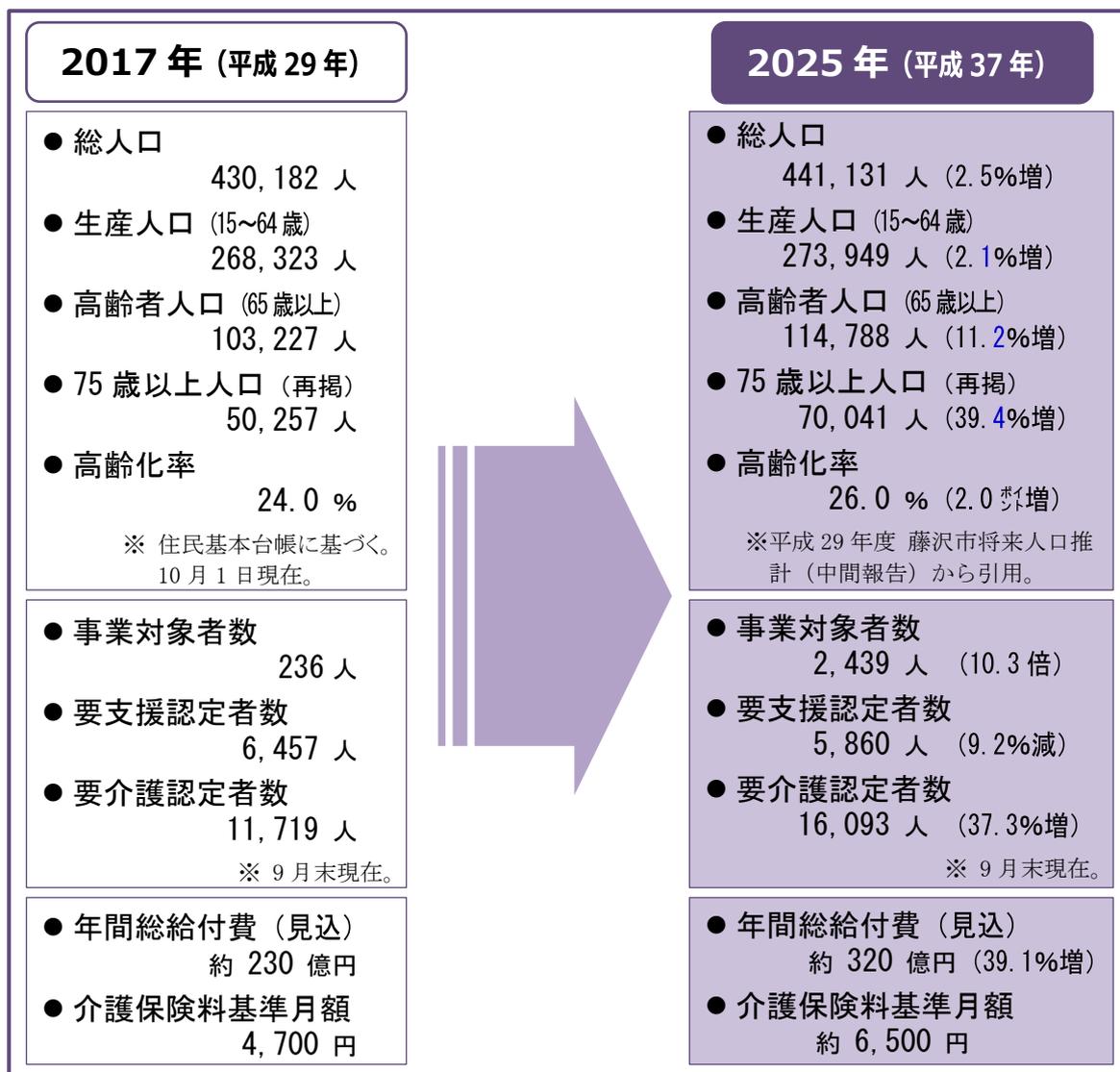
*3 「段階判定所得金額」とは、合計所得金額から租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことです。

(6) 2025年(平成37年)の将来見込み

2025年(平成37年)に向けては、高齢者人口の増加に伴うひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれています。また、75歳以上人口の急増に伴う事業対象者及び要介護者数の増加が予想されます。

このような中、2017年(平成29年)までの年間総給付費などの推移をもとに2025年(平成37年)の将来像を予測すると、介護給付費の増大と介護保険料の上昇が見込まれます〔図表5-26〕。なお、前計画における2025年(平成37年)の年間総給付費(見込)は約380億円、介護保険料基準月額約8,000円を想定していましたが、認定者数の伸びの鈍化などにより、本計画では下表のとおり減となることを見込んでいます。

図表5-26 2025年(平成37年)の見込み



2025年(平成37年)に見込まれる状況を見据え、サービス利用者の自立支援や重度化防止に向けた各種取組を進めるほか、適切なサービス提供の確保と介護給付の適正化事業を通じた費用の効率化に努めます。また、地域支援事業においては高齢者がいつまでも健康であり続けることができるよう、介護予防を推進するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を活用した社会参加・支えあいの体制づくりを進め、多様な主体(元気な高齢者等)が地域で活躍することで、より一層地域コミュニティの活性化が図られるよう、各施策の連携に努めていきます。

第6章

計画の成果指標と推進体制

1. 成果指標

本計画における理想の高齢社会像の実現に向けて、7つの基本目標に基づいた施策の取組を進めることにより、地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、2025年（平成37年）を見据え、理想の高齢社会像にどの程度近づけたか、その成果を把握し、その後の施策に反映するため、成果指標を次のとおり設定します〔図表6-1〕。

この成果指標については、参考指標であり、他の関連調査や社会情勢の変化など、様々な状況を踏まえ、総合的に目標値達成状況を分析・評価します。

図表 6-1 成果指標

基本目標	成果指標項目	現状値 (平成 28 年度)	目標値	出典
【基本目標 1】 元気に暮らせる地域づくりの推進	主観的健康感（非常に健康である・健康である）	69.9%	77.0% (平成 31 年度)	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	地域活動への参加率	33.4%	40.0% (平成 31 年度)	
	外出頻度（週に 3 日以上外出する割合）	81.4%	83.0% (平成 31 年度)	
	ボランティアなどの活動が積極的に行われている	41.4%	45.0% (平成 32 年度)	藤沢市市民意識調査
【基本目標 2】 認知症施策の推進	累計認知症サポーター数	16,469 人	23,000 人 (平成 32 年度)	福祉健康部調べ
【基本目標 3】 医療・介護及び福祉の連携による在宅生活の支援	高齢者の在宅サービス満足度	21.4%	23.0% (平成 32 年度)	藤沢市市民意識調査
	かかりつけ医師の有無	83.7%	85.0% (平成 31 年度)	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	かかりつけ歯科医の有無	82.0%	83.0% (平成 31 年度)	
	かかりつけ薬局の有無	69.2%	80.0% (平成 31 年度)	
【基本目標 4】 介護保険サービスの充実	介護保険サービスの満足度 (各種サービスの平均)	68.8%	70.0% (平成 31 年度)	藤沢市介護保険サービス利用状況調査
【基本目標 5】 安心して住み続けられる生活環境の整備	日常生活の中で不安や不自由を感じない割合（全くない・ほとんどない）	48.0%	50.0% (平成 31 年度)	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査
	保健・医療・福祉・健康などの生活環境が整った暮らしやすさ	71.2%	73.0% (平成 32 年度)	藤沢市市民意識調査
【基本目標 6】 地域に根ざした相談支援の推進	地域包括支援センターの認知度 (各出典の平均値)	61.9%	66.0% (平成 31 年度)	藤沢市高齢者の保健・福祉に関する調査 藤沢市介護保険サービス利用状況調査
	福祉総合相談支援センター相談件数※	4,095 件	3,492 件 (平成 32 年度)	福祉健康部調べ
	福祉が充実し子どもから高齢者まで守られていると感じる割合	48.2%	50.0% (平成 32 年度)	藤沢市市民意識調査

※「福祉総合相談支援センター相談件数」は、2018年（平成30年）1月本庁舎への移転以降、母子手帳などの交付業務を移管したため、当該業務に付随する相談件数が減少する見込み。

2. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制と進行管理

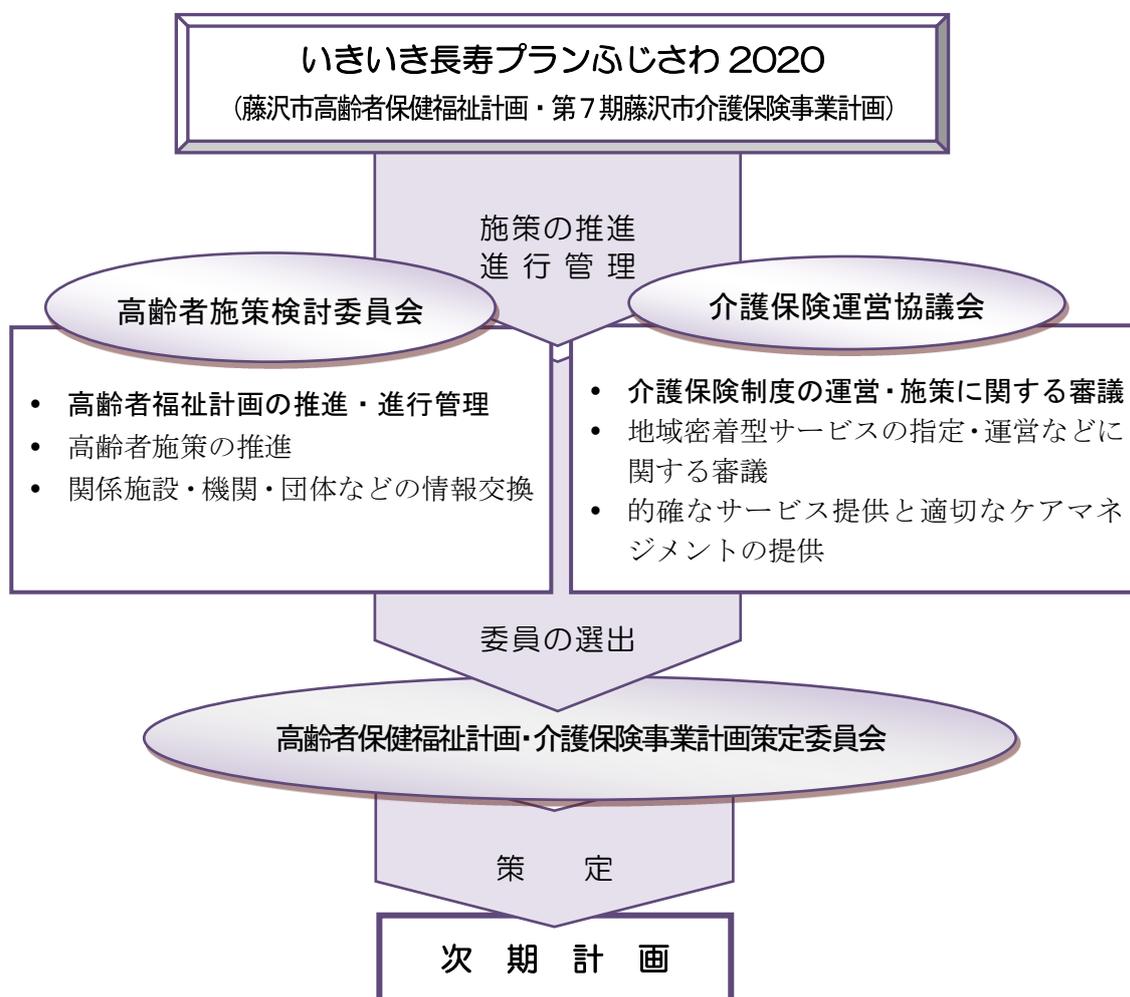
本市では、2000年度（平成12年度）から、高齢者施策の推進を図る「高齢者施策検討委員会」及び介護保険制度の適正な運営を図る「介護保険運営協議会」を設置しています。

「高齢者施策検討委員会」では、高齢者に関する福祉施設・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、高齢者福祉計画の進行管理を中心に審議し、施策の推進を図っています。

また、「介護保険運営協議会」では、介護保険サービス事業者・関係機関・関係団体などの代表者や、学識経験者、公募による市民が委員として参加し、的確なサービス提供と適切なケアマネジメントの提供などについて審議し、介護保険制度の適正な運営を図っています。

これらの委員会において、本計画の円滑な推進並びに進行管理を図ります〔図表6-2〕。

図表6-2 施策の推進と進行管理

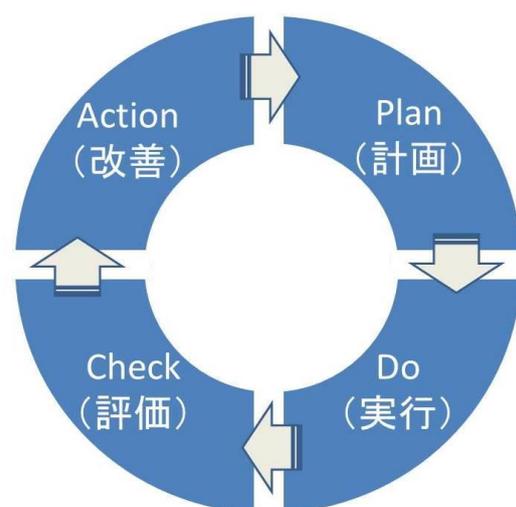


(2) 評価・検証

本計画における施策の展開について、各施策の事業実施状況を把握するとともに、各事業の計画期間中の見込みや目標値の達成状況及び本計画において設定した計画全体を一体的に評価する成果指標を PDCA サイクルの手法による評価・検証をすることで、効果的かつ効率的に施策・事業を展開し、高齢者福祉における課題解決を図っていきます〔図表 6-3〕。

図表 6-3 PDCA サイクル図

Plan (計画)	高齢者福祉における課題などを踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果などに基づいて、計画の進行状況を確認し、目標に対する達成度を評価していきます。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直しおよび改善を行います。



資料編

1. 計画策定の経緯	217
2. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	218
3. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	220
4. パブリックコメント（市民意見公募）において提出された意見・提案	221
5. 用語解説	228

1. 計画策定の経緯

計画策定の経緯（本市）		〔参考〕 国・神奈川県
（平成 28 年度）		
11 月	高齢者の保健・福祉に関する調査	
1 月	介護保険サービス利用状況調査	
3 月		[国] 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 ・第 7 期計画に関する基本的考え方 [県] 介護保険・高齢者福祉主管課長会議 ・第 7 期計画に関する基本的考え方(国)に関する神奈川県の考え方(未定稿)
（平成 29 年度）		
4 月	第 1 回 計画策定委員会 ・新計画の策定スケジュール ・介護保険法等の改正に関する動向等	
6 月	第 2 回 計画策定委員会 ・計画骨子案の検討	[国] 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ^{*1} の改正案
7 月		[国] 全国介護保険担当課長会議 ・基本指針(案)
8 月	第 3 回 計画策定委員会 ・計画 1 次案の検討	[県] 市町村介護保険主管課長会議 ・基本指針(案)に対する神奈川県の考え方(案) ・県保健医療計画との整合性の確保
9 月	市民周知の取組 ^{*1} 介護保険サービス事業者調査	[県] 第 7 期介護保険事業計画策定における施設整備に係る圏域調整会議 ・県保健医療計画との整合性の確保
10 月	第 4 回 計画策定委員会 ・計画中間案(素案)の検討 市民周知の取組 ^{*2}	[県] 第 7 期計画における介護サービス見込量及び保険料推計に係わるヒアリング
11 月	市民周知の取組 ^{*3} パブリックコメント(市民意見公募)の実施	
12 月	12 月市議会定例会 ・計画素案の報告 第 5 回 計画策定委員会 ・計画 2 次案の検討 ・パブリックコメント等の実施状況	[国] 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)の一部改正 [県] 第 7 期計画における介護サービス見込量及び保険料推計に係わるヒアリング
2 月	第 6 回 計画策定委員会 ・計画最終案の検討 2 月市議会定例会 ・計画最終案の報告 ・介護保険条例の一部改正	
3 月		[国] *1の正式な通知 [県] 法に基づく計画策定に関する協議
計画の策定		

※1 第6回地域活動見本市での計画改定概要チラシの配布(9/9)

※2・3 各公民館まつりでの計画改定概要チラシの配布(10/14, 10/21, 10/28, 11/11)

2. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定（改定）するため、藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 計画策定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定（改定）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が審議する必要があると認めた事項

(組織)

第3条 計画策定委員会の委員は、15人以内とする。

(委員)

第4条 委員は、原則として藤沢市高齢者施策検討委員会及び藤沢市介護保険運営協議会の委員のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、計画を策定（改定）する年度の最初に開催される計画策定委員会の日から、その日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の任期は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定（改定）が終了した日に満了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 計画策定委員会には、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、計画策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 計画策定委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

- 2 計画策定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議決すること

ができない。

- 3 計画策定委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 計画策定委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(結果の報告)

第9条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員は計画策定委員会の中で知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 計画策定委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第36号）に定めるところによる。

(庶務)

第12条 計画策定委員会の庶務は、福祉健康部介護保険課及び地域包括ケアシステム推進室において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他計画策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3. 藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期：2017年（平成29年）4月27日～2018年（平成30年）3月31日

No	区 分	氏 名	選 出 母 体
1	委 員 長	関本 健人	藤沢市医師会
2	副委員長	齊藤 祐一	藤沢市薬剤師会
3	(2017年(平成29年)7月11日まで)	間宮 秀樹	藤沢市歯科医師会
	(2017年(平成29年)7月12日から)	関根 顕	
4		武井 靖雄	藤沢市老人クラブ連合会
5		三浦 絹子	藤沢市民生委員児童委員協議会
6		平澤 賢容	藤沢市社会福祉協議会
7		高八重 誠	神奈川県高齢者福祉施設協議会藤沢地区連絡会
8		一戸 香織	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会
9		有山 志津子	藤沢市介護保険事業所連絡会
10		青木 智彦	藤沢市居宅介護支援事業所連絡会
11		川見 八千代	藤沢市グループホーム連絡会
12		横倉 聡	学識経験者
13		坂本 眞砂子	公募市民
14		三宅 成一	公募市民
15		三膳 則子	公募市民

4. パブリックコメント（市民意見公募）において提出された意見・提案

本計画の素案に関するパブリックコメント（市民意見公募）を実施した際に提出されたご意見と、それに対する市の考え方については、次のとおりです。

【実施期間】 2017年（平成29年）11月13日～12月12日

【実施結果の公表】 2018年（平成30年）1月22日～2月23日

※ ご意見及び市の考え方については、パブリックコメントの実施結果として公表したものです。

※ いただいたご意見は、類型化し回答しています。

※ ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

項目	件数	ご意見	市の考え方
① 計画全般		基本理念に行政の責任・役割についても明記し、「基本目標」と「施策」でも行政の役割を明らかにしてください。	地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、「自助」を基本に、「互助」「共助」「公助」を適切に組み合わせることが重要であり、行政が担う「公助」の責任や役割についても「基本目標」や「施策」を進める基本理念に記載します。
	2	これから迎える高齢者の問題等に関して、住民の生の声を拾って欲しい。	協議体や小地域ケア会議、その他、地域で行うワークショップやシンポジウムなどでは、住民の方々から意見を伺い、その生の声は高齢者の問題を考える前提として捉えています。

項目	件数	ご意見	市の考え方
② 地域住民の交流・居場所づくり	6	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の縁側については、単に数を増やすのではなく、地域の人たちが主体的にかかわる仕組みを取り入れ、やりがいや生きがいを感じて生活できることが、子どもにとっても住みよい地域づくりにつながる。そのためには、地域ニーズに合った整備を進めていく必要がある。 ・地域の縁側では利用者に寄り添いながら生活支援の相談窓口として取り組んでいるところがある。市としても、そのような事業所の支援や育成に取り組むことで充実した事業になるのではないかと。 	<p>地域の縁側については、地域にとって幅広い効果が期待できるよう、地域の実情をしっかりと把握し、世帯間交流をはじめ、高齢者のやりがいや生きがいづくり等につながるよう整備を進めていきます。</p> <p>また、地域の縁側では、ちょっとした日常生活の困りごとなどを相談できる場としていますが、状況に応じて、関係機関と連携できる体制の充実に向け、取組を進めていきます。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の中にはデイサービスは利用したくないと話す方も多いため、誰もが気軽に立ち寄れる交流施設が町内単位であるとよい。そうすれば、市民がお互いに声をかけあって参加できると思う。 ・介護については、若いうちから関わりイメージを変えることで、老若男女含めて予防ができればいいと考える。また、地域で見守ることができれば、施設に入所する必要はなく、在宅を基本とした小規模多機能型居宅介護など、これまでの通所型サービスを軸に重症化防止・予防に取り組むことで、地域をささえていく必要があると思う。 	<p>地域で交流できる拠点づくりとして、「地域の縁側」や「高齢者の通いの場」など、地域が中心となって主体的に活動できる身近な場づくりを進めており、今後も、より多くの方が自発的に声をかけあい、誰もが気軽に参加できる場づくりを進めていきます。</p> <p>また、介護については、若いうちから関心を高めることが、超高齢社会を支えていく上で大変重要であると考えます。引き続き、若い世代が関わることができる仕組みづくりを検討し、インフォーマルサービスを含めた総合的な視点で、介護予防・重度化防止に向けた取組の充実を図っていきます。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅において小規模多機能を実施する取組は、国が進める「シェアリングエコノミー」の視点に立った取組であると考えます。この取組が今後さらに広がるよう、藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けたモデル事業として位置づけ、応援してもらいたい。 	<p>集合住宅の空き部屋を活用する取組につきましては、今後の地域づくりを進めていく上で参考とさせていただきます。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・多世代が集い、「個の想い」が大切にされ、一人一人が最後まで「その人らしく過ごせる場所」が増えるとうい。 	<p>高齢者が住み慣れた地域で最期まで、その人らしく安心して生活できるように取り組むためには、「個」が大切にされる支援が重要です。</p> <p>引き続き、世代を超えたつながりづくりや、看取りをはじめ、一人ひとりが尊重され、寄り添った支援につながる環境の整備に向け、取組を進めていきます。</p>

項目	件数	ご意見	市の考え方
③ 健康づくり・介護予防の推進・食のサポート	3	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり・介護予防の推進において、自助としてのセルフメディケーションの推進の普及啓発と、それを支援する仕組みや環境整備が必要ではないか。 	<p>健康づくり・介護予防の取組において、自助の考え方は重要であり、住民への普及啓発と、それを支援する仕組みや環境整備が必要であり、計画にも記載します。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 口からかんで食べることの重要性について、場を設けて、介護予防、食育・低栄養の予防を行えないか。 高齢者の低栄養、食育を含め、健康な人の予防の視点も入れながら、気軽に通所でき、運動や談笑できるようなスペースを提案したい。 	<p>口からかんで食べることは大変重要な視点であると認識しており、「フレイル予防の促進」「高齢者の食育の推進」の中で位置づけていきます。</p> <p>また、「高齢者の通いの場」では、運動や趣味、交流の他、昼食の提供などを行っており、高齢者の介護予防として、今後も推進していきます。</p>
④ 認知症施策の推進	2	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策の推進において、軽度認知症の方や家族に対する早期からの生活支援が必要ではないか。作業療法士のかかわりが必要ではないか。 薬局における認知症高齢者の早期発見・早期対応を普及啓発する必要があると考える。 	<p>認知症に関しては、早期に医療や生活支援などの支援につながり、様々な専門職のかかわりが重要であると考えていますので、計画に記載します。</p>
⑤ 在宅医療・介護連携の推進	2	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師会と連携し、活薬バッグを活用して、残薬を確認するなど、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師によるかかわりが必要ではないか。 多剤併用を防止し、ADL維持を目指すため、薬剤師会との連携によりパンフレット等を活用した「かかりつけ薬局」の普及啓発が必要ではないか。 	<p>残薬への対応やかかりつけ薬局の普及啓発などについては、計画における「在宅医療・介護連携の推進」「かかりつけ薬局の普及啓発」の中で位置づけていきます。</p>

項目	件数	ご意見	市の考え方
⑥ 相談支援体制・孤立化防止	3	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師会として、薬局を地域の中で薬や健康のことを気軽に相談できる「お薬相談薬局」として普及・啓発活動を実施してきていることから、〈高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク(イメージ)〉の第1層に「お薬相談薬局(薬剤師会)」を明記してほしい。 ・地域の方々が、かかりつけの薬局とともに、かかりつけ薬剤師を持つことによって、より細やかで、効果的な相談支援体制が図れることから、〈高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク(イメージ)〉の第2層に「薬局」だけでなく、「薬剤師」も明記してほしい。 	<p>様々な分野の関係機関・施策との連携により、包括的な支援へと繋げるため、〈高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク(イメージ)〉の第1層に「お薬相談薬局(薬剤師会)」を、第2層に「薬剤師」を記載します。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を孤立させない方策をどんどんとるべき。行政がやること、市民がやること、どちらも必要だと思います。行政側からはアドバイスをいただき、住民側で実行したい。湘南大庭地区をモデル地区としてその対策をとってください。 	<p>高齢者の孤立化防止に向けては、地域全体で高齢者を相互に支援していく体制が重要であり、日頃からの声かけや、地域における繋がり強化や心のよりどころとなる多様な地域住民が交流できる拠点の整備を進めます。具体的な施策の展開につきましては、地域の声を伺いながら進めていきます。</p>
⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業・地域ケア会議	3	<ul style="list-style-type: none"> ・本市においても、地域ケア会議に、三師会の専門職を入れるべきではないか。 	<p>地域ケア会議につきましては、今後、より機能を充実していきたいと考えており、関係団体と調整させていただきたいと考えています。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業において、地域リハビリテーション活動支援事業を一般介護予防事業内に位置づけてはどうか。 ・「高齢者の通いの場」への支援が、自治会など、その他の地域コミュニティへの支援に広げられないか。 	<p>地域リハビリテーション活動支援事業は、一般介護予防事業のなかで展開しておりますが、よりわかりやすい記載方法を工夫していきます。</p> <p>また、「高齢者の通いの場」に限らず、高齢者が様々な地域コミュニティに参加することそのものが介護予防になると捉えています。</p>

項目	件数	ご意見	市の考え方
⑧ 介護人材育成・確保等の取組	2	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた人材を取り合う状況が現在あると感じており、介護職の担い手拡大が今後ますます必要となるため、より一層の介護人材の育成・確保、介護職の処遇改善への取組をお願いしたい。 ・介護職員の賃金を増やさなければ、良い人材の確保や職員の定着につながらない。医師や看護師に比べ、介護職員の賃金は少なく根本的な見直しが必要である。 	<p>介護職員の賃金改善を図るため、国では、平成29年度から月額1万円相当を引き上げる処遇改善加算の改定を行っており、本市では、その改定による介護保険サービス事業所の影響を見据えるとともに、介護人材育成・定着が進むよう事業所の支援に努めていきます。</p>
⑨ 介護報酬	2	<ul style="list-style-type: none"> ・国に介護報酬の引上げを求めるとともに、市としても事業者への介護職員の研修などだけでなく、経営困難を解消するための助成を充実してほしい。 ・訪問型サービスAの報酬単価を引き上げてほしい。 	<p>事業所に支払われる介護報酬は、政令で定められた一定割合の公費がすでに投入されているため、個々の事業所の状況に応じた助成は適切でないと考えています。</p> <p>訪問型サービスAを含む指定事業者により提供されるサービスの報酬単価は、国が定める報酬改定の内容を勘案して決定していきます。</p>
⑩ サービスの質の担保	3	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設毎にサービス内容の格差が見られるため、問題等がある施設に対しては、市が状況等を把握し、法令に基づき厳格な対応をしていただきたい。 ・質の高い地域密着型サービスが大切だと考えます。 ・小規模多機能居宅介護事業所の点検・評価をし、市が指導することが必要。 	<p>介護保険サービスの事業所に対しては、よりよいケアの実現に向けて、必要に応じて、神奈川県と連携を図りながら、実地指導等による適切な対応を行っていきます。</p> <p>小規模多機能型居宅介護等において、地域への貢献や、質の高いサービス等を推進するため、事業所の取組を評価する本市独自の報酬基準の設定や、集団指導・実地指導を通じ、適正な運営を推進していきます。</p>

項目	件数	ご意見	市の考え方
<p>⑪ 介護保険事業所の整備</p>	<p>45</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校地区で小規模多機能型居宅介護が必要だと感じる。 ・介護人材が集まりやすく、在宅生活を多様な機能を持って支えられる小規模多機能居宅介護事業所の整備を充実させるべきである。 ・計画(案)以上の数の小規模多機能型居宅介護事業所の整備が必要と考える。 ・小規模多機能居宅介護事業所の整備について、未整備の地区を優先的にという方向性は理解できるが、細かなニーズの充足と高齢者の在宅生活を支援するための計画地区以外での整備はできないか。 ・小規模多機能居宅介護について、必要な地域に設置が出来るように工夫をしてほしい。 ・現行で運営している小規模多機能事業所で良質と思われる事業所にサテライトを推奨することも、選択肢の一つではないか。 ・在宅介護の受け皿となるサービスが少なく、施設入所になることが多いように感じる。小規模多機能型居宅介護とともに、医療が必要な方に対する看護小規模型居宅介護に関してはもっと足りていない。 ・認知症で介護者も高齢となった場合や医療依存度が高くなった場合には、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護などがもっと必要となる。 ・今後は積極的に看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護を増やす方向に行くべき。 ・事業所の営利目的だけでなく、地域自治会、民生委員会など地域住民から求められる事業所を増やす必要がある。 ・地域とのつながりを持った小規模多機能居宅介護を増やしてほしい。 ・インフォーマルサービスも取りくむ小規模多機能型居宅介護を充実してほしい。 ・藤沢市の 2025 年時点での事業所整備計画が公表されていないため、整備数の妥当性を判断できない。 	<p>小規模多機能型居宅介護は、在宅生活の継続を支援するための重要なサービスとして事業所の整備を進めており、第6期中の平成30年3月に、新たに2事業所(湘南大庭・明治地区)が開設する予定です。</p> <p>当該サービスの第7期中の整備については、13の日常生活圏域における整備を基本とし、高齢者人口に占める要介護・要支援認定者の割合が高い未整備地区への整備を優先する必要があると考えます。</p> <p>また、未整備地区への小規模多機能型居宅介護事業所整備と併せて、既存19事業所478名定員数(平成29年12月1日現在)に対する登録率を上げるため、当該サービスを必要とする方が事業所の利用につながるようサービスの普及促進に努めます。</p> <p>中重度の要介護者や認知症の方等の生活を支えることができるよう、小規模多機能型居宅介護の整備に加え、医療系サービスの提供ができる看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護を含めた 24 時間 365 日の在宅生活を支えることが可能なサービスを中心に整備を進めていきます。</p> <p>事業所の指定にあたっては、地域とのつながりをもった事業展開を図ることを条件として、これまでも行ってきた事業所整備の手法を最大限に活かし、公募制を前提としながら協議制も併用することで事業所の安定的な整備を行えるようにします。</p> <p>2025年以降に向けての中・長期的な視点を持ちながら、第7期中においては未整備地区等への整備を進めていくとともに、サービス利用者やその家族等にとって必要とされる事業所整備を進めるため、第7期中のサービス稼働状況(登録率)や要介護・要支援認定者数の増加状況の検証に基づいた事業所整備の展開を図っていきます。</p>

<p>(続き) ⑪ 介護保険事業所の整備</p>		<p>・特別養護老人ホームの整備にあたっては、民間事業者だけに頼るのではなく、公立の建設も含め、待機者の完全解消を目指してほしい。また、払える費用負担にするため、ユニット型ではなく従来型を増設してほしい。</p>	<p>特別養護老人ホームの整備にあたっては、専門的な知識・技能を有する職員が多いことや、長年培ってきたノウハウを活用することで、サービスの質的向上が期待できることなどから、社会福祉法人に担っていただいているところであり、今後も、この方針で整備を進めていきます。</p> <p>また、特別養護老人ホームはあくまでも「生活の場」であり、入所者のプライバシーを守り、一人ひとりの個性と生活リズムに合わせたケアが提供されるべきものと考えています。市内には既に710床の多床室が整備されていることもあり、ユニット型の整備を推進します。</p> <p>(神奈川県基準においても、居室の定員は原則1人とされています)</p>
<p>⑫ 介護保険料・介護保険サービス利用料</p>	<p>2</p>	<p>・介護保険料・利用料の減免制度の減免条件を国民健康保険料並に緩和してほしい。</p>	<p>国民健康保険料は、所得割、均等割、平等割から構成され、世帯単位で賦課されるのに対し、介護保険料は所得に応じた段階別の保険料で、個人ごとに賦課される仕組みになっており、算定方法が根本的に異なっています。</p> <p>本市の介護保険料の独自減免制度については、所得の低い方を優先的に減免する制度ではありますが、国民健康保険料と条件をそろえることは難しいと考えています。</p> <p>また、利用料の減免制度については、市独自の負担軽減制度を設けています。</p>
		<p>・市の介護保険事業運営基金積立金を活用して、保険料の上昇を抑えてほしい。</p>	<p>第7期の保険料は、報酬改定等を踏まえて算出いたしますが、運営基金を有効に活用するとともに、市民生活への影響を考慮して保険料を決定していきます。</p>

5. 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

従来の意味は、手を差し伸べるといった内容。介護福祉の分野では、その専門機関等が職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のこと。

いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)

包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核的機関として、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師を配置し、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置される。主な業務は、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の介護予防マネジメントや、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントの支援など。

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の1つ。第1号被保険者の方及びその支援のための活動に関わる方を対象とした事業で、たとえ要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指したもの。「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成される。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づく支援以外の支援のこと。近隣住民や地域社会、ボランティアなどが提供する支援活動が該当する。

【か行】

介護医療院

「日常的な医療管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成30年度から創設された新たな施設サービス。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防のため、医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、要支援者に対し医学的な管理や指導を行うサービス。

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントとは、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる者に対して、高齢者の自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業。

介護予防サービス

要支援者が利用できるサービス。自立した生活を継続していくための介護予防を目的としたサービス。

介護予防支援

要支援者が介護予防・日常生活支援総合事業と介護予防サービスを適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員等が個々の身体状況に応じた介護予防プラン(介護予防サービス計画)を作成するとともに、サービス提供に関する事業者などとの調整を行う。

介護予防住宅改修費の支給

要支援者が、自宅の手すりの取付けや段差解消など、介護保険の給付対象となる住宅改修を行った際に、20万円を上限額としてその改修費用の一部が介護予防住宅改修費として支給されるもの。

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防のため、要支援者が事業所への通所を基本として、短期間の宿泊や自宅への訪問等を組み合わせ、食事、入浴、排泄等の介

護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業の1つ。要支援者などの多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを介護予防・日常生活支援総合事業の対象として支援する「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」及び「介護予防マネジメント」から構成される。

介護予防短期入所生活介護

介護予防のため、要支援者が一定期間、特別養護老人ホームなどに宿泊し、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防短期入所療養介護

介護予防のため、要支援者が一定期間、介護老人保健施設や病院等に宿泊し、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療を受けるサービス。

介護予防通所介護

介護予防のため、要支援者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、レクリエーションなどを通じて日常の訓練を受けるサービス。

2015年（平成27年）の介護保険法の改正に伴い、2018年（平成30年）3月末をもって介護予防・生活支援サービス事業へ移行された。

介護予防通所リハビリテーション

介護予防のため、要支援者が介護老人保健施設や病院等に通い、専門家のもとで本格的な機能訓練を受けるサービス。

介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防のため、要支援者が有料老人ホームに入居し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援などを受けるサービス。

介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防のため、認知症状があると診断された要支援者（要支援2のみ）が共同生活を送りながら食事、入浴、排泄などの介護や日

常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防のため、認知症状があると診断された要支援者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、レクリエーションなどを通じて日常の訓練を受けるサービス。

介護予防福祉用具貸与

介護予防のため、生活機能の維持又は改善を図ることを目的に歩行補助杖などの福祉用具を要支援者に貸与するサービス。原則として車いすやベッドについては利用できない。

介護予防訪問介護

介護予防のため、訪問介護員等が家庭を訪問して、要支援者に対し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。

2015年（平成27年）の介護保険法の改正に伴い、2018年（平成30年）3月末をもって介護予防・生活支援サービス事業へ移行された。

介護予防訪問看護

介護予防のため、医師の指示に基づき、看護師や保健師などが家を訪問して、主治医と連絡をとりながら、要支援者に対し療養上の支援や診察の補助を行うサービス。

介護予防訪問入浴介護

介護予防のため、移動入浴車などで家庭を訪問し、要支援者に対し入浴の介助を行うサービス。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防のため、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、要支援者に対し機能訓練を行うサービス。

介護療養型医療施設（療養型病床群）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする場合に入院する施設サービス。療養上の管理、看護、医学的管理下の介護や機能訓練、その他必要な医療を提供する。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とし、居宅で介護すること

が困難な方（原則は要介護3～5）が入所する施設サービス。食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受ける。

介護老人保健施設

要介護者の病状が安定期にあり、入院治療は必要ではないが、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療が必要な場合に入所する施設サービス。医療機関から家庭に戻って自立した生活ができるようにするための通過型施設。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

医療ニーズの高い要介護者に対して、事業所への「通い」を中心として、短期間の「泊まり」や自宅への「訪問」を組み合わせ、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援と一体的に訪問看護などを受けるサービス。

協議体

市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

生活支援等の基盤整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とする。

居宅介護支援

要介護者が介護サービスを利用する際に、ケアマネジャーが個々の身体状況に応じた介護プラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス提供に関する事業者などとの調整を行う。

共生型サービス

高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障がい福祉事業所等であれば、介護保険事業所の指定が取りやすくなる特例措置を設けるもの。

対象サービスは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等。

居宅介護住宅改修費の支給

要介護者が、自宅の手すりの取付けや段差解消など、介護保険の給付対象となる住宅改修を行った際に、20万円を上限額としてその改修費用の一部が居宅介護住宅改修費として支給されるもの。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、要介護者に対し医学的な管理や指導を行うサービス。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

利用者の自立支援に向けて、利用者の身体状況などに応じたケアプラン（介護サービス計画）を作成するとともに、居宅サービスの提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等を行う。また、ケアマネジャーの資質を向上するため、5年ごとの資格の更新や研修制度がある。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均。

高額医療合算介護サービス費

1世帯の年間（8月から翌年7月まで）の介護保険の利用者負担額と医療保険の利用者負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に、その超過分の額が支給されるもの。

高額介護サービス費

利用者が1ヵ月に支払った介護保険の利用者負担額が、所得に応じた上限額を超えた場合に、その超過分の額が支給されるもの。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や地域に対しての援助（地域支援）を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践する専門職のこと。

コグニサイズ

国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの

総称を表した造語。英語の cognition (認知) と exercise (運動) を組み合わせて cognicise (コグニサイズ) と言う。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービス付き住宅。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を基本として、短期間の「泊まり」や自宅への「訪問」を組み合わせ、要介護者が食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

シルバーハウジング

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等を入居対象とする集合住宅。10～30世帯に1人の生活援助員(ライフサポートアドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、緊急通報装置が組み込まれている。生活援助員は、相談、生活指導、一時的な家事援助等のサービスを行う。

指定管理

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、地方自治法改正により創設。

住所地特例

介護保険施設等に入所することにより、当該施設所在地に市町村を越えて住所を変更した場合に、保険者を変更することなく、引き続き、従前の住所地の被保険者とする特例制度。

新オレンジプラン

すべての団塊の世代が75歳に達する2025年(平成37年)を見据え、認知症施策を総合的に推進し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することを目的としたプラン。①認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視の7つを柱とする。

厚生労働省が、2012年(平成24年)9月に策定した「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」を改め、2015年(平成27年)1月に策定し、2025年(平成37年)までを対象期間とする。2017年(平成29年)7月の改定では、高齢者にやさしい地域づくりから本人の視点を含む新規の取組など、幅広い内容を網羅するものに改正され、数値目標については、第7期介護保険事業計画の策定に合わせた平成32年度末までのものに更新された。

生活支援コーディネーター

介護保険制度改正に基づき、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングのコーディネート機能を担う。

成年後見制度

判断能力が十分でないため、契約などの法律行為における意思決定が難しい成年者(認知症や知的障がいのある人など)を支援する制度。必要に応じて、代理権や同意権などを行使する後見人などが、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理などを行う。

【た行】

ダブルケア

晩婚化を背景に育児期にある者(世帯)が

親の介護も同時に引き受けるといふ、「育児」と「介護」の双方を行う状態のこと。

団塊の世代

1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）までの3年間に出生した世代。

短期入所生活介護

要介護者が一定期間、特別養護老人ホーム等に宿泊し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

短期入所療養介護

要介護者が一定期間、介護老人保健施設や病院などに宿泊し、看護や医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療を受けるサービス。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

地域ケア

地域単位で、市民、団体、企業、事業者や行政、関係機関が協力して、保健・医療・福祉のサービスを提供していこうとする考え方。

地域ケア会議

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すもの。2015年（平成27年）の介護保険法改正で、介護保険法に地域ケア会議の設置規定が設けられた。

地域支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業（2014年度までは「介護予防事業）」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成される事業。

2006年（平成18年）の介護保険法の改正に伴い、住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を総合的に受けるための事業として創設された。

地域福祉計画

社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「各種事業の実施にあたっての事業に関する事項」を一体的に定める計画のこと。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制のこと。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の老人福祉施設で、入所する要介護者に対し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを行うサービス。

地域密着型サービス

要支援・要介護者が、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、日常生活圏域で提供されるサービスで、利用は原則として当該市町村の居住者に限定される。市町村が事業者の指定や指導・監督を行う。

地域密着型通所介護

通所介護のうち、利用定員18名以下の小規模な通所介護で、要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、日常の訓練を受けるサービス。2016年（平成28年）4月から地域密着型サービスに位置づけられている。

地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の有料老人ホームその他省令で定める施設（介護専用型特定施設）

で、入居している要介護者に対し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を受けるサービス。

地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、14 地区ごとの地域福祉を進めるための住民組織。主な事業として、それぞれの地域の実情にあわせた敬老事業、地域交流事業、福祉啓発事業等の福祉活動を展開している。

地区福祉窓口

市民センター及び村岡公民館に設置され、福祉・保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行う

通所介護

要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、日常の訓練を受けるサービス。

通所リハビリテーション

要介護者が介護老人保健施設や病院などに通い、専門家のもとで本格的な機能訓練を受けるサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的又は連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。

特定介護予防福祉用具販売

介護予防のため、要支援者が入浴や排泄等の用に供する福祉用具を特定介護予防福祉用具販売事業者より購入した際に、同一年度内において 10 万円を上限額としてその購入費用の一部が介護予防福祉用具購入費として支給されるもの。

特定施設入居者生活介護

要介護者が有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を受けるサービス。

特定入所者介護サービス費

低所得者に対し、施設サービス（地域密着型介護老人福祉施設を含む）や短期入所サービスを利用した際にかかる食費、居住費（滞在費）の負担を軽減するよう支給されるもの。食費、居住費（滞在費）は原則として自己負担となっている。

特定福祉用具販売

要介護者が入浴や排泄等の用に供する福祉用具を特定福祉用具販売事業者より購入した際に、同一年度内において 10 万円を上限額としてその購入費用の一部が福祉用具購入費として支給されるもの。

〔な行〕

日常生活圏域

総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的ケアの支援を担う中核機関としての地域包括支援センターの設置や地域密着型サービスの整備を進める際の単位。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動などを考慮し、各市町村が設定する。本市では、行政区画である 13 地区を設定している。

任意事業

地域支援事業の 1 つ。介護保険法の趣旨に沿って市町村が独自に取り組む事業（介護給付適正化事業、家族介護支援事業など）。地域の高齢者が安心して生活できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、介護者に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

認知症高齢者の日常生活自立度

認知症の程度を踏まえた日常生活自立度のレベルを表すもの。医師により認知症状があると診断された高齢者の日常生活自立度を専門職が客観的かつ短時間に判断するための判定基準。

認知症対応型共同生活介護

認知症状があると診断された要介護者が共同生活を送りながら食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

認知症対応型通所介護

認知症状があると診断された要介護者がデイサービスセンターに通い、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援のほか、機能訓練などを受けるサービス。

【は行】

バリアフリー

生活・行動の妨げとなる障壁（バリア）となるものを取り除くことで、ハードのバリアフリーとソフトのバリアフリーがある。

ハードのバリアフリーでは、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり・点字の案内板の設置など、公共の建築物や道路、個人の住宅などにおける物理的な障壁を取り除くこと。

ソフトのバリアフリーでは、差別的・固定的なイメージなど、意識のうえでの障壁を取り除くこと。

PDCAサイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

フォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。具体的には、介護保険（介護予防）サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援、非営利団体（NPO）などの制度に基づくサービスなどが挙げられる。

福祉用具貸与

可能な限り居宅において、自立した日常生活を送ることを助けるとともに、介護者の負担を軽減するために車いすやベッドなどの福祉用具を要介護者に貸与するサービス。

包括的支援事業

地域支援事業の1つ。地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する地域包括支援センターで実施する。保健・医療・社会福祉・地域等と連携し、総合相談、権利擁護、地域における自立した生活を目指す包括的・継続的支援を一体的に行うことが位置づけられている。2015年（平成27年）の介護保険法の改正では、新たに事業の効果的な実施のための地域ケア会議が制度化され、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備の各事業が位置づけられた。

訪問介護

訪問介護員などが家庭を訪問して、要介護者に対し食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。身体介護（利用者の身体に直接接触して行うサービス等）と生活援助（掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助等）がある。

訪問看護

医師の指示に基づき、看護師や保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら、要介護者に対し療養上の支援や診察の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

移動入浴車などで家庭を訪問し、ねたきりなどで、普通の浴槽では入浴が困難な要介護者に対し入浴の介助を行うサービス。

訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、要介護者に対し機能訓練を行うサービス。

【や行】

夜間対応型訪問介護

要介護者に対し、夜間の定期的な巡回訪問、又は、通報を受けて訪問介護員等が家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの介護や日常生活の支援を行うサービス。

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人

が担うようなケア責任を引き受け、家事や家庭の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

有料老人ホーム

高齢者を対象に、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活の支援を行う施設。設置者でない外部の事業者が委託を受けてサービスを提供している施設も対象に含まれる。

養護老人ホーム

心身機能の減退等のために日常生活に支障のある、また、経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する福祉施

設。この施設への入所は、市町村による措置の決定に基づいて行われる。

【5行】

ロコモティブシンドローム

「運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態」のことを表し、2007年に日本整形外科学会によって新しく提唱された概念。

いきいき長寿プランふじさわ 2020

**藤沢市高齢者保健福祉計画
第7期藤沢市介護保険事業計画**

発行 2018年（平成30年）3月

藤沢市 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室
介護保険課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8412
藤沢市のホームページアドレス：
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>